ネパールの歴史都市における中庭型集住体の共用空間の

管理システムに関する研究

－パタン旧市街地を対象として－

SHAKYA　LATA
（サキャ　ラタ）

目次

第１章　序論

第１節　研究の背景 3

第１項　ネパールの歴史都市の変遷と保全・継承

第２項　中庭型集住体と共用空間「中庭」

第３項　共用空間の管理システム

第２節　研究の目的と課題 17

第１項　研究の目的

第２項　研究の課題

第３節　研究の対象と方法 19

第１項　研究対象地

第２項　研究の方法

第４節　既往研究と本研究の位置づけ 27

第１項　ネパールの歴史都市における生活と空間に関連する既往研究

第２項　共用空間の管理からみた居住地マネジメントに関連する既往研究

第４項　本研究の位置づけ

第５節　論文の構成 38

第２章　歴史都市における新旧市街地の生活実態

第１節　はじめに 49

第２節　歴史都市の高齢者の居住形態と生活空間の構造 53

第１項　居住形態

第２項　生活空間の構成

第３節　新旧市街地における高齢者の生活行動 57

第１項　一日の過ごし方と外出行動

第２項　事例でみる新旧住宅街の高齢者の生活行動

第４節　旧市街地の外部空間にみられる高齢者の行動 65

第１項　巡拝行動

第２項　談話行動

第５節　小結 69

第３章 歴史都市における中庭型集住体の空間構成

第１節　はじめに 73

第２節　中庭型集住体バハ・バヒの変遷 75

第 1 項　4 ～ 12 世紀までのバハ・バヒ
第 2 項　13 ～ 15 世紀までのバハ・バヒ
第 3 項　16 ～ 18 世紀までのバハ・バヒ
第 4 項　19 世紀～現在までのバハ・バヒ
第 3 節　仏教僧院としてのバハ・バヒの空間特性と
　　中庭型集住体バハ・バヒの類型化の視点 79
第 1 項　仏教僧院としての原型に近いバハ・バヒ
第 2 項　中庭型集住体バハ・バヒの類型化の視点
第 4 節　対象とする中庭型集住体バハ・バヒの空間構成とその特性 81
第 1 項　対象事例の概要
第 2 項　対象事例の類型化
第 3 項　僧院建物の囲み形状別の空間構成タイプとその特性
第 4 項　通り抜け可かつ制御有りの事例の制御の実態
第 5 節　小結 91

第 4 章 中庭型集住体の共用空間「表中庭」の所有と利用
第 1 節　はじめに 97
第 2 節　中庭空間の所有形態 102
第 1 項　ネパールにおける土地所有
第 2 項　対象街区における中庭空間の所有形態
第 3 節　表中庭の利用状況 106
第 1 項　調査地の居住者の基本属性と中庭に置かれている物の実態
第 2 項　行動観察からみた中庭空間の利用
第 4 節　小結 115

第 5 章 中庭型集住体の共用空間「表中庭」の管理
第 1 節　はじめに 121
第 2 節　中庭型集住体対象地におけるコミュニティ単位 123
第 1 項　旧市街地における地縁的なコミュニティ単位
第 2 項　対象地におけるコミュニティ単位
第 3 節　中庭空間の管理内容とそれに関わる主体 127
第 1 項　仏教僧院関連の管理に関わる主体
第 2 項　居住者関連の管理に関わる主体
第 3 項　行政関連の管理に関わる主体
第 4 節　中庭空間の管理に関わる主体間関係 132
第 5 節　小結 134

第６章 中庭型集住体の共用空間「裏中庭」の所有、利用と管理

第１節　はじめに　．．．．．．．．．．．．139

第２節　裏中庭空間の所有形態　．．．．．．．．．．．．141

第１項　裏中庭の所有主体と登記の現状

第２項　裏中庭とその所有権をもつ建物の関係

第３項　共同所有である裏中庭の所有権者の関係

第４項　裏中庭の所有権者と利用ルール

第３節　裏中庭の利用状況　．．．．．．．．．．．．145

第１項　裏中庭の所有権者の基本属性

第２項　裏中庭の過去の使われ方

第３項　裏中庭の建築的特徴

第４項　裏中庭に置かれている物の種類

第５項　裏中庭の機能

第４節　裏中庭の管理状況　．．．．．．．．．．．．154

第５節　表中庭と裏中庭の利用状況の比較　．．．．．．．．．．．．156

第６節　小結　．．．．．．．．．．．．157

補章 仏教僧院「バハ・バヒ」の運営と空間利用

第１節　はじめに　．．．．．．．．．．．．163

第２節　仏教僧院「バハ・バヒ」の概要　．．．．．．．．．．．．163

第１項　バハとバヒの基本空間構成

第２項　バハ・バヒの運営組織「サンガ」

第３項　バハ・バヒの主僧院と副僧院

第３節　バハの運営と空間利用　．．．．．．．．．．．．167

第１項 ムーバハの運営と空間利用

第２項 カチャバハの運営と空間利用

第４節　バヒの運営と空間利用　．．．．．．．．．．．．176

第１項　ムーバヒの運営と空間利用

第５節　小結　．．．．．．．．．．．．183

第７章 結論

第１節　本研究で得られた知見　．．．．．．．．．．．．189

第１項　中庭型集住体における生活と空間

第２項　中庭型集住体における共用空間「中庭」の所有、利用と管理

第２節　結論　．．．．．．．．．．．．195

第３節　研究成果の応用と今後の課題　．．．．．．．．．．．．198

既報論文・著作一覧 201
謝辞 207
資料編 213

第1章

序論

第 1 節　研究の背景

本研究は発展途上国ネパールの歴史都市における中庭型集住体の共同利用空間である「中庭」の管理システムに着目する研究である。首都圏であるカトマンズ盆地の歴史都市には、中庭に代表される共同利用空間が豊富に存在するが、都市化によるさまざまな影響から、変化の圧力にさらされている。本研究は、カトマンズ盆地の歴史都市の中でも、中庭が数多く存在するパタン市の旧市街地を対象とし、都市化による変化が緩やかに進行しつつある中で、伝統的な共用空間として今も息づいている中庭の実態を調査することにより、今後の持続性の秘訣を探る。また、本研究の特色は、中庭の管理システムの分析と考察において、所有・利用・管理の実態とその主体間関係に着目している点にある。

本節ではまず、ネパールの歴史都市の変遷と中庭型集住体について示した上で、歴史都市の保全・継承の取組について示す。次に、中庭型集住体の共同利用空間（以下共用空間）の管理問題について示した上で、本研究における管理システムの捉え方について示す。

第 1 項　ネパールの歴史都市の変遷と保全・継承

1 ネパールの歴史都市の変遷

18 世紀頃までは、「ネパール」はカトマンズ盆地を指す言葉であり、ネワール語を母国語とする人びとの居住地であった。そのため、ネパールの歴史はほぼカトマンズ盆地の歴史に相当しており[注 1)]、本研究では、ネパールの歴史都市とはカトマンズ盆地のカトマンズ、パタン、バクタプルの 3 都市を指している。

図 1-1 はネパールの歴史文化の変遷を示している[注 2)]。歴史資料が少ないことから、古代期や過渡期について明らかになっているものは少ない。古代期のリチャビ王朝はヒンズー教のヴィシュヌやシヴァ神の信仰者で、庶民にはヒンズー教と仏教が共存していたが、ネパール独自の文化というよりはインド世界の周辺の一部としての文化を持っていたとされている。この時代には盆地内にすでに仏教僧院が複数存在していたとされる。

中世期のマッラ王朝の時期が文化的および建築的にもっとも発展した時期とされる。13 世紀末にイン

注 1) ネワール語で、カトマンズ盆地のことを Nepāla の la の発音のない「Nepā ネパー」と呼ばれていたが、元々ネワール語に la の発言がないためであり、後から「ネパール」と呼ばれるようになったとされる。また、歴史においては、カトマンズ盆地をネパール・バリーと呼ばれるに対して、カトマンズ盆地周辺を含めた領域がネパール王国であった可能性があると示しており、中世期以前のネパール王国としての範囲は未だ解明されていない。ただ、ネパールとはカトマンズ盆地のことで、ネワール族による文明が発展した場所であることは間違いないとされている。 Regmi, D.R. (2007) : Ancient Nepal, Third Edition, Rupa & Co. の B. Identification of Sites Ancient and Modern pp.7-9, および The people and Pre-History pp.13-40 を参照。

注 2) 主に以下の文献を参考に作成した。 Regmi, D.R. (2007): Ancient Nepal, Medieval Nepal Part 1&2, Third Edition, Rupa & Co.; 石井溥、K.L.マハルジャン、山本真弓、佐藤ゆき、橘健一 (2005) : 流動するネパール、地域社会の変容、東京大学出版会 ; 石井溥 (2003) : ヒマラヤの正倉院、山川出版社

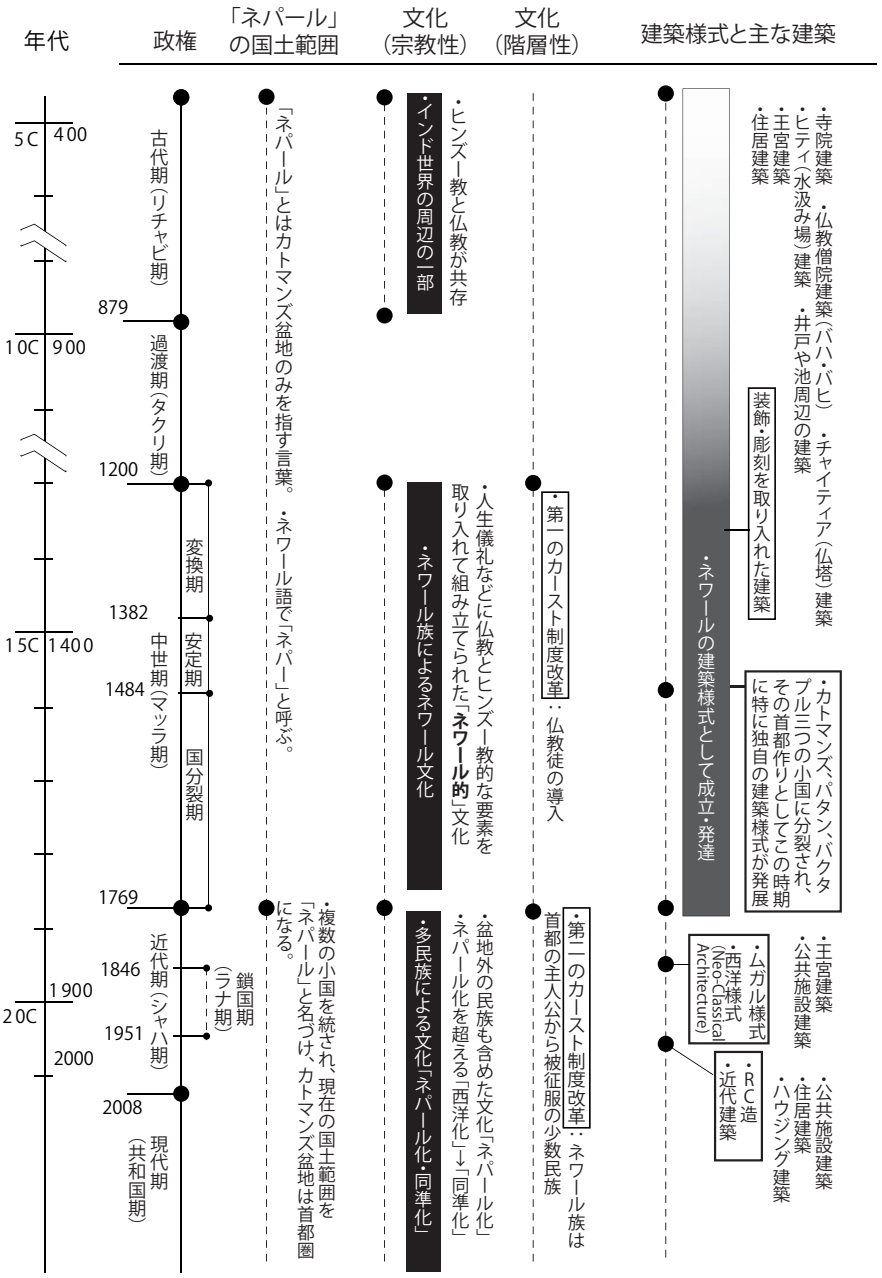

図 1-1　ネパールの歴史文化の変遷
（Regmi(2007)，石井編（2005)，石井（2003），Gutschow（2011）を参考に筆者作成）

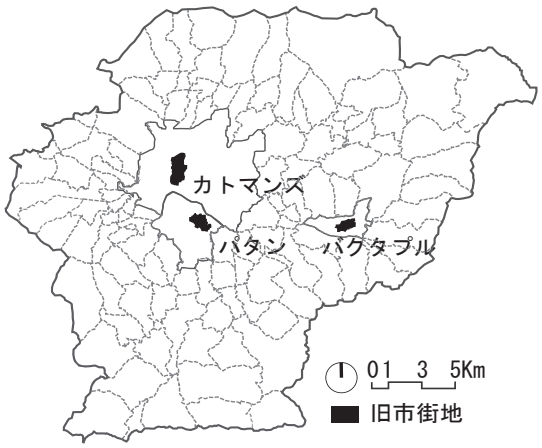

図 1-2　カトマンズ盆地の歴史都市の 3 都市

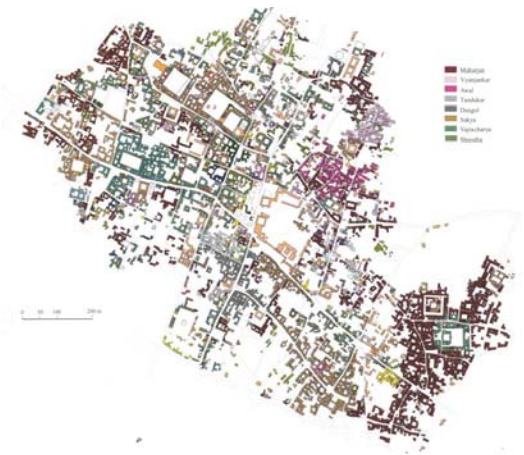

図 1-3　パタン旧市街地のカースト別の集住
（Pant Mohan & Funo Shuji(2007) より引用）

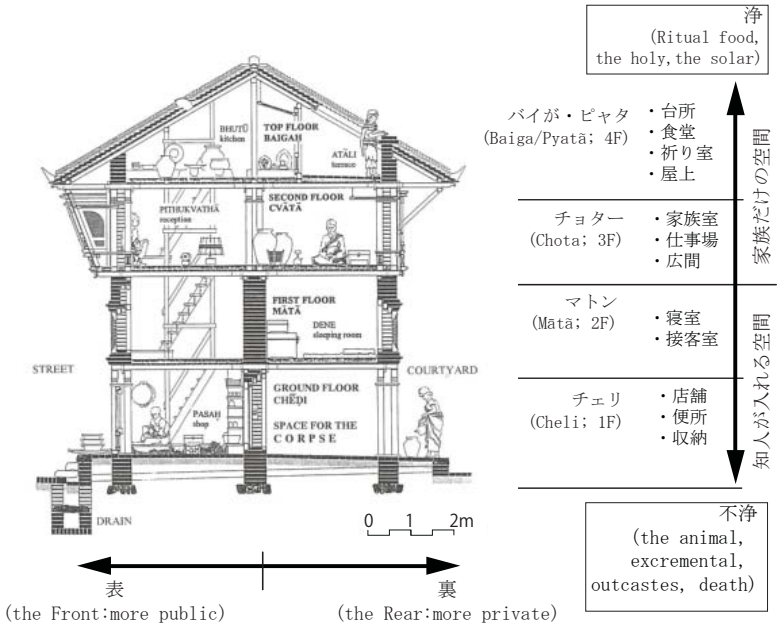

図 1-4 ネワールの伝統的住宅の空間構成
(Gutschow(2011), Gellner(1984) をもとに筆者作成)

写真 1-1 ネワールの伝統的住宅の写真

写真 1-2　中庭

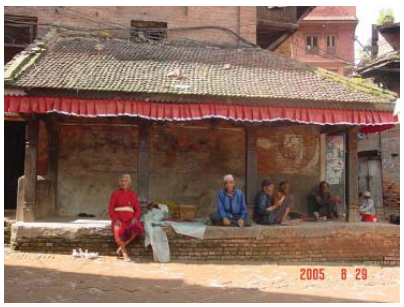

写真 1-3　休憩場ファルチャ

写真 1-4　水汲み場ヒティ

写真 1-5 ヒンズー教のシバ神の象徴の上に載っている仏塔チャイティア　(左)、
写真 1-6 カトマンズ王宮広場にある寺院（中央)、**写真 1-7**　クジャクの彫刻が施された窓（右）

ドではムスリムの勢力により仏教が消滅したが、ネパールではムスリム勢力が権力争いに負け、仏教とヒンズーが共存した形で残ったとされる。また、人生儀礼などにもヒンズー教と仏教の両方を取り入れた、ネパール独自の文化が作り上げられたとされ、「ネワール的」と呼ばれる。カースト制度においても仏教徒を取り入れる改革を行い、職業による集住や住様式まで決められた。さらに、国分裂期にはカトマンズ、パタン、バクタプル三都市が独立したことで、各都市の首都として、装飾や彫刻に富んだ王宮建築や寺院

建築などが形成された。この時期に発展したネワール族の町の特徴は以下である。

①職業によるカーストに基づく集住

職業によるカースト制度が当時存在していて、カーストごとに居住地が決められていたとされる[注3)]。図1-3には現在のカースト別の集住が示されている。

②階毎で生活空間が分かれる住様式

ネワールの伝統的住宅は4階建てで、1階はトイレ・収納・店舗、2階は寝室、3階は家族室、4階は台所・食堂、お祈り室という空間構成になっている[注4)]。基本的に3階以上は家族のプライベートな空間であり、家族以外の人は2階までのみ上がることができる。1階の空間は居住者の職業にかかわる収納空間になるため農民は家畜や農業の道具などの収納に利用し、職人は作業場や店舗に利用する。上下水道が整備されてからは1階がトイレを設ける空間となった[注5)]（図1-4、写真1-1）。

③外部における共用空間

住宅周辺の屋外空間は共同居間のような使い方になっている（写真1-2）。その理由は水周りが住宅内にないこと、住宅内が狭く、暗さや寒さにも対応できていなかったことがあげられる[注6)]。中庭や路地のような住宅前の外部空間は洗濯・物干しなどの私的利用が行われる空間になっている[注7)]。このように範囲や用途が定まっていない共用空間の他に、共同の休憩場ファルチャ（写真1-3）、共同の水汲み場ヒティ（写真1-4）、等の共同施設も豊富である。

④仏教とヒンズー教の共存

仏教がヒンズー教に組み込まれ、ネワール文化として定着している。中世期の密教仏教の発達・出家僧侶の減少・カースト改革などに伴って、人生行事にはヒンズー教の要素を組み込まれるなど、仏教とヒンズー

注3) 中世期に職業によるカーストが64種存在していたとされる。Gellner（1993）はネワールの職業によるカーストは六つの順位に分けている。第1位 ① Priests (Hindu: Rajopādhyāya、Buddhist:Vajrachārya, Sākya) ② Artisans and Shopkeepers (Sākya) 、第2位① Administrators and Astrologers (Shrestha, Joshi, etc.)、第3位① Farmers, Portters, Carpenters (Maharjan, Dangol, etc) ② Copperworkers, Sweetmakers (Tāmrakār, Rājkarnikār, etc) 、第4位① Musicians (Tandukār) ② Market gardeners (Byanjankār) ③ Barbers (Nāpit)、第5位① Butchers, Milk sellers, Drummers (Khadgi) ② Tailors, Death specialists (Kapāli)、第6位 ③ Sweepers, Fishermen (Dya:lā)
以下の文献から引用。 Pant, Mohan and Funo, Shuji (2007): Stupa and Swastika, Historical Uran Planning Principles in Nepal's Kathmandu Valley, Kyoto university press

注4) Korn, Wolfgang (1986): Traditional Architecture of the Kathmandu Valley, Ratna Pustak Bhandar ; Ranjitkar, Rohit K. (2006): Heritage Homeowner's Preservation Manual, Kathmandu Valley World Heritage Site, UNESCO を参照。

注5) カトマンズ盆地において、下水システム整備事業が始まったのは1920年であり、上水道が整備されたのが1960年代である。その前までは 50 年前まで旧市街地には男性用・女性用と複数の共同トイレ空間があり、清掃は下位カーストが行う仕組みになっていた（Nyachhyon, Badan Lal (2006): Service Enhancement and Development of Sanitary Sewerage System in Urban and Semi-urban Setting in Nepal, Economic policy network, Policy paper 23 (prepared for Gov. of Nepal/Min. of Finance and Asian Development Bank, Nepal resident mission) を参照）

注6) Slusser, Mary Shepherd (1982): Nepal Mandala (A cultural Study of the Kathmandu Valley) (2 Vols), Princeton University Press, New Jersey

注7) 中庭や路地といった外部空間は内部空間に欠けている役割を補っており、住宅と外部の空間などの市街地計画は社会的ニーズに合わせて形成されてきたことを解説している文献が複数ある（Hosken, Fran P. (1974): The Kathmandu Valley Towns, A Record of Life and Change in Nepal, New York・WEATHERHILL・Tokyo の chapter 3 と chapter4; Gutschow, Niels (1980) : Functions of Squares in Bhaktapur, AARP, XVII pp. 57-64; Sekler, E.F. (1979): Use of Collective Space in Patan and Other Historic Towns of the Kathmandu Valley, Nepal, Monvmentvm Vol. XVIII-XIX pp. 97-107 を参照）

教の両方の神殿を取り入れた寺院や仏教僧院が複数建てられている[注8)]（写真 1-5）。

⑤ネワール独自の美術と建築

インドのシカル様式やムガル様式とは異なる独自の建築様式が発展しており、「ネワール建築」と呼ばれている（寺院建築、仏教僧院建築、王宮建築、多重の塔として建築、住居建築など）。各建築の窓や支柱の装飾・文様は宗教的シンボルが利用されており、特徴的である（写真 1-6、写真 1-7）。

以上のように中世期にネワール文化が発展し、独自のネワール建築としても成立したのである。現存する 歴史的建造物[注9)] の殆どが中世期以降に建てられたネワール建築といわれている[注10)]。しかし、18 世紀末には、ネワール族とは異なる王朝の政権により様々な影響を受けることになる。近代期にはシャハ王朝によりネパールが統一され、ネパールの国土が現在の範囲になる。それに伴い、カトマンズ盆地はネパール国の首都圏とされ、ネワール族はカトマンズ盆地の主人公から征服された少数民族に変化する。また、カースト制度の改革が行われ、ネワールを一つの民族として、4 つのカテゴリのうち 2 番目に入れられる[注11)]。これによって、ネワールは 2 重のカースト制度に組み込まれ、より複雑な形態になった。ラナ期には鎖国政策がとられ、ネワール語の制限などネワール族に対する規制が多くなる。一方で、この時期には支配者によりヨーロッパ式の宮殿が多く立てられるようになり、その影響から庶民の住宅も中世期の装飾の豊富な建築様式から簡素なものへと変化する[注12)]。ラナ政権後は 2 回にわたる民主化が起こり、民族、言語や宗

注 8) Gellner, David (2003): The Anthropology of Buddhism & Hinduism Weberian Themes, Oxford University Press, New Delhi ; 佐藤正彦（2011）: ヒマラヤの寺院、鹿島出版社

注 9) 歴史的建造物とは Ancient Monument Preservation Act1956 に示されている Ancient Monument の訳語とし、宗教的、文化的、歴史的、考古的に重要とされている築 100 年以上の仏教やヒンズー教の寺院・僧院・祠（Math, Mandir, Bāhā, Bahi, Gumbā, Stupa, Chaitya, Dharmadhātu)、旅人の宿泊所あるいは地域住民休憩場（Phalchā, Dharmashālā, Satala), 地域住民の共同の水組み場（Hiti, Pukhu) 等を指す。「“Ancient Monument” means temple, monument, house, abbey, cupola, monastery, stupa, bihar etc. which have their importance for above One Hundred year, from the point of view of history, arts, science, architectonics or art of masonry, and this word shall also means the site of the monument as well as the human settlement or place, and remnant of ancient human settlement, relies of ancient monument, cave etc having specific value from the national or international point of view irrespective of the fact that such settlements or places are adjoining with each other or are separate in the same area.」。

注 10) Gutschow, Niels (2011): Architecture of the Newars, Vol. 2 The Malla Period, Serindia Publications を参照。

注 11)1853 年のネパールにおいて初めての明文化された民法(Muluki Ain)にはカーストについて詳細に書かれている。そこには、カーストを以下の4つのカテゴリに分けており、① Tagādhāri ② Matawāli（Drinking Castes) ③ Pāni na chalne chhoi chhito hālnu naparne (Castes from whom water could not be accepted, but whose touch does not require aspergation of water). ④ Pāni na chalne chhoi chhito hālnu parne (Untouchable Castes)、ネワールは②に当てている。一方、ネパールを統一したシャハ王朝は多民族の国を一つにまとめるために宣言した「chār varna chhatis jāt ko eutai phulbāri (4 つの Varna と 36 の民族による一つのガーデン)」というスローガンはよく知られている。4つの Varna とはヒンズー教による Brahmins (Priestly or Scholarly Caste), Kshatriya (Martial or Royal Caste), Vaiśyas (Merchant Caste) and Sūdras (Labor Caste) である。各民族の独自のカースト制度とは別に、すべての国民をこの Varna に分けることになったのである。また、jāt は民族を指すが、実際は 36 よりもはるかに多い民族が存在していた。上記の①に Brahmins (Priestly or Scholarly Caste), Kshatriya (Martial or Royal Caste) を当てており、②に Vaiśyas (Merchant Caste)、③と④は Sūdras (Labor Caste) としている。そのことからネワールは②になる。(Sharma, Prayag Raj (1977): Caste, Social Mobility and Sanskritisation, A Study of Nepal’s Old Legal Code, Kailash, Vol. 5, No.4, pp.276-299 参照)

注 12)1934 年の 22,000 人もの死者を出した、大地震が起こっており、それにより盆地内の建物の 20%は崩壊し、40%は被害を受けている。また、それに伴い 600,000 人以上がホムレスとなったといわれており、震災後に旧市街地の景観が大きく変化していると考えられる。(National Society for Earthquake Technology-Nepal (1998) : The Kathmandu Valley Earthquake

教への自由化が宣言されている。さらに 2008 年には「ネパール王国」から「ネパール連邦民主共和国」となったが、政党間の権力争いにより、新憲法の制定作業が進められておらず、不安定な政治状況が現在も続いている。

2　都市化社会における歴史都市

歴史都市である、カトマンズ盆地の三都市では都市化が急速に進んでいる。図 1-5 にはネパールの人口とその増加率、図 1-6 には三都市の人口推移を示した[注 13)]。2011 年の国勢調査によると、ネパールの人口は 2600 万人で、増加率は減少している。都市人口は全国人口の 17.07% を占めており、2001 年の 14%より増加している。全国に 58 件の都市（Municipality）があり、都市人口順では、カトマンズ市が第 1、パタン市が第 3、バクタプル市が第 10 の都市になるが、人口密度をみると、第 1 がカトマンズ市（20,289 人 /Km^2）、第 2 がパタン市（14,966 人 /Km^2）、第 3 がバクタプル市（12,753 人 /Km^2）という順になっている。また、それぞれの都市人口には移住者人口の割合が高く[注 14)]、さまざまな都市問題に直面している。道路、上下水道、廃棄物処理など基本的なインフラの整備がまだ整っておらず、川の汚染、大気汚染、廃棄物処理、交通渋滞、土地投機、歴史的建造物の損失、スラム化[注 15)]、住宅需要と供給の不一致[注 16)]、などが主な問題として上げられている[注 17)]。歴史的建造物の損失は旧市街地への流入人口による不法占拠、住宅の商業空間化等によるものであり、歴史的な環境の維持が困難になっていることを示している。

3　歴史都市における保全・継承の取組

歴史都市の保全・継承は、歴史的建造物の文化財指定など、単体レベルでの保全取組から始まる（図 1-7）。日本では 19 世紀末という早い段階から歴史的建造物保全の取組がみられるが、単体より広い範囲の保全施策は 1966 年の古都保存法によってようやく始まった。しかし、この政策も史跡地とその周辺に限定していることから、1975 年には民家が形成する歴史的な街並みや集落の保全を対象とした伝統的建造物群保存地区制度が定められた。また、80 年代には都市景観条例が定められ、96 年に文化財を活かしたモデル

Risk Management Action Plan, Kathmandu Valley and Earthquakes, pp.8-10）

注 13) Sharma, Pitamber (2003): Urbanization and Development, Population Monograph of Nepal Volume 1&2, National Planning Commission Secretariat, Central Bureau of Statistics, pp.375-411; National Planning Commission Secretariat, CBS (2012): National Population and Housing Census 2011, Vol.1, Major Highlights, pp.1-11, pp.40-43

注 14) KC, Bal Kumar (2003): Internal Migration in Nepal, Population Monograph of Nepal Volume 1&2, National Planning Commission Secretariat, Central Bureau of Statistics, pp.121-168 では、2001 年の国勢調査に基づき、移住者人口率はカトマンズでは 42%、パタン市では 32%を占めている。2011 年の国勢調査では各都市の人口が増加しており、移住者人口がさらに増していると考えられる。

注 15) LUMANTI (2003): A Situation Analysis of Urban Poor Communities in Kathmandu and Lalitpur, Unpublished Paper, Kathmandu によるとカトマンズ盆地では、1985 年に 17 のスラムの居住地があったが、2003 年までには 64 に増加し、その人口は約 14500 人とされている。

注 16) カトマンズ盆地では、流入人口の増加により、住宅不足が著しく、郊外住宅地の開発が多い。1997 年に共同住宅における所有権法（ Apartment Ownership Act 1997）が定められたことから、民間デベロッパーによる郊外住宅地の開発が急速に増加しているが、殆どが高所得者向けのもので、低所得者用の住宅不足は現在も課題になっている。

注 17) カトマンズ盆地の都市化問題については以下の文献がある。 Pant, Pradip Raj and Dongol, Devendra (2009): Kathmandu Valley Profile, Prepared for Governance and Infrastructure Development Challenges in the Kathmandu Valley Workshop, Kathmandu Metropolitan City; ICIMOD (2007): Kathmandu Valley Environment Outlook, ICIMOD

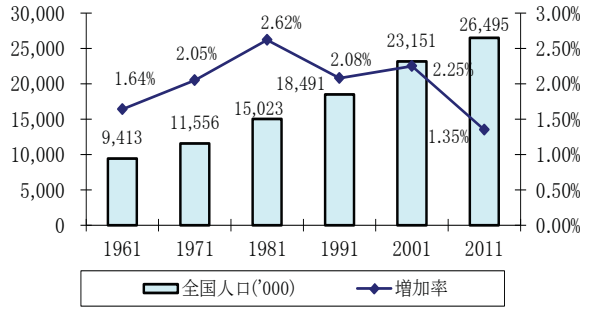

図 1-5　ネパールの人口推移とその増加率
(National Planning Commission Secretariat, CBS (2012)をもとに筆者作成)

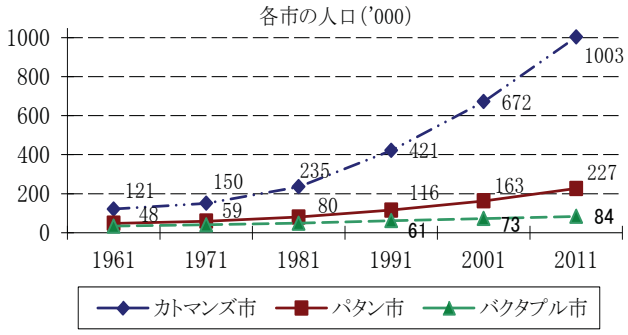

図 1-6　カトマンズ市、パタン市、バクタプル市の人口推移
(National Planning Commission Secretariat, CBS (2012)をもとに筆者作成)

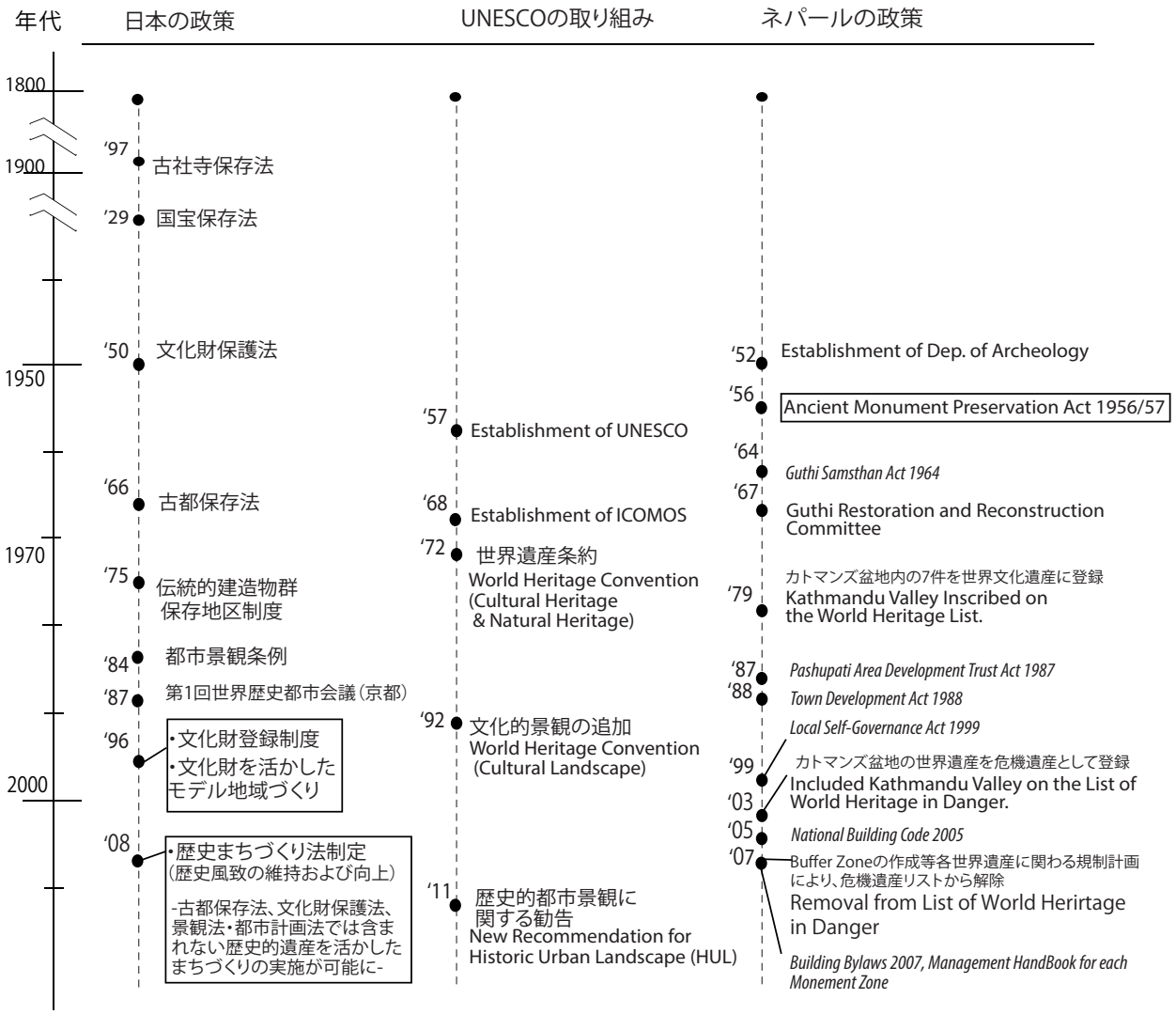

図 1-7　歴史都市における歴史環境の保全取組
(以下の文献を参考に筆者作成:三船とまちづくりコラボレーション (2002), 大河 (1997),UNESCO(2010) ,UNESCO(2011),Francesco & Ron(2012),Amatya(2007),Department of Archeology & UNESCO(2007),Jing & Nanda(2011))

地域づくりの策定を経て、2008 年には歴史まちづくり法が制定された。これにより、今までの制度では十分に支援できない文化財周辺環境の整備や歴史的資産を活用したまちづくりへの積極的な支援措置ができるようになり、都市レベルでの保全・再生の取組が始められている[注 18)]。

発展途上国においてはUNESCOによる取組が主なものである。UNESCOは1972年に世界遺産条約を採択し、まず、文化遺産と自然遺産の自然災害や人為災害からの保護・保全に努めてきた。1992年には「人と自然の共同作品」と定義される文化的景観の概念が取り入れられた。また、世界遺産登録数が増加するにつれ、危機遺産の保護だけではなく、地域の文化の多様性を尊重することを重視するようになる。しかし、歴史都市においては，世界遺産周辺の地域開発や観光開発といった問題がみられ、歴史的景観の悪化が懸念されることから、保全のための手法として「歴史的都市景観 Historic Urban Landscape」の概念が議論され、2011年に正式に歴史的都市景観の勧告が出された[注 19)]。

ネパールの場合は、中世期に建てられた寺院、僧院、ヒティ等の多くの歴史的建造物は設立された当時からの伝統的管理組織「グティ」によって維持管理されてきた。行政による歴史的建造物保護の取組は1952年に考古省が設立されてから、1956年Ancient Monument Preservation Act[注 20)]によって始められた。この法律では私有財でないすべての歴史的建造物は考古省が所有権をもち、その保全・継承を考古省および行政に基づくGuthi Sansthān組織[注 21)]によって行うこと、また、私有財であっても考古省の許可なしに解体できないことなどが定められており、行政が各自治体を通して歴史的建造物の全面的な保全を行う狙いがあったと考えられる。1962年に土地登記が始められ、それまでの共用空間が公有地に変化する等、整備が図られたが、伝統的な管理の仕組みを破壊することに繋がったといわれている[注 22)]。1967年に考古省およびGuthi Sasthān共同の組織が160件の歴史的建造物の復原事業を行ったが、学術的研究の不足のため成功はしなかった。1979年にカトマンズ盆地の2件の寺院、2件のストゥーパ、3件の各旧市街地の王宮広場が世界遺産に登録されたことで、諸外国からのNGOによる保全取組も見られるようになった[注 23)]。

注 18) 三船康道、まちづくりコラボレーション（2002）:歴史を生かしたまちづくり、pp.85-105、学芸出版社や大河直躬 編（1997）: 都市の歴史とまちづくり、学芸出版社など、多数の文献がある。

注 19) UNESCO (2011): Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention, World Heritage Centre; UNESCO (2010): Managing Historic Cities, World Heritage Centre; Francesco Bandarin and Ron van Oers (2012): The Historic Urban Landscape, Managing Heritage in An Urban Century,Wiley-Blackwell; 西村幸夫（2012）: 世界遺産条約の現在、学士会会報 no.893

注 20) Ancient Monument Preservation Act 1956 は 2003 年までに 5 回の改正を行っている。また、Ancient Monument Preservation Act 以外に Guthi Samsthan Act 1964, Pashupati Area Development Trust Act 1987, Town Development Act 1988, Building Bylaws 2007, National Building Code 2005 のような法律が Ancient Monument の保全取組を支援している。 Jing, Feng and Nanda, Ratish (2011) : Report on the Joint World Heritage Centre/ICOMOS Reactive Monitoring Mission, Kahtmandu Valley, UNESCO & ICOMOS, p.15 参照。

注 21)Guthi Sansthān はグティ組織が所有する土地を管理し、歴史的建造物や伝統的行事などを継承する目的で 1967 年に設立された政府機関である。Guthi Sasthān が管理するグティ地の多くが歴史的に王族が設立した歴史的建造物や行事の継承のためのグティ「ラズ・グティ（Rāj Guthi)」の所有地であり、非課税土地である。このようなラズ・グティとは異なって、小規模の個人が設立したグティは「ニジ・グティ（Niji Guthi)」と呼ばれ、このグティ地は非課税にはならない。(第 4 章の第 2 節の第 1 項ネパールの土地制度を参照)

注 22) Amaya, Shaphalya (2007): History of Monument conservation in Nepal, Monument Conservation in Nepal, Vajra Publications, pp.43-48 を参照。

注 23) 同上

しかし、都市化が進行する中で、世界遺産以外の歴史的建造物を保護する景観規制や都市計画が不十分であったことから、2003年にはカトマンズ盆地は危機世界遺産リストに登録された。これを受けて、ようやく National Building Code 2005, Building Bylaws 2007[注24)]、Management HandBook for Monement Zone 2007[注25)]、が制定され、2007年に危機世界遺産リストから削除された。上記の法律には 世界遺産周辺の地域も含めたBuffer Zoneを決め、その範囲内での景観規制、建築基準法などが示されている。また、Buffer Zone内の単体の歴史建造物を設立年代別で3段階の歴史的建造物に分類を行い、それに伴う保全を行うことが定められている。

以上のように日本では歴史的建造物や歴史的建造物の単体レベルの保全取組が早い段階から見られるに対して、発展途上国であるネパールおいては保全・継承の取組とはUNESCOの政策に基づくものが中心的であり、歴史的建造物周辺の環境まで含めた「歴史的都市景観」の考え方はまだ取り入れられていない。そのためには、各歴史都市の地域社会の理解が必要であり、まずは独自の伝統的管理の実態を解明にした上での保全政策が課題となっている。

4　共用空間の伝統的管理

前項で示したようにカトマンズ盆地では中世期に建てられた歴史的建造物が「グティ（Guthi）」と呼ばれる管理組織により維持管理が行われ、現在まで継承されてきた[注26)]。「グティ」とは①宗教的建造物やそれに関わる儀式などの継承、②地域社会の共同利用のために設立される建造物の継承、③人生行事（葬式）の継承等のために設立される伝統的管理組織であり、その管理経費のために担保された土地はグティ土地と呼ばれる[注27)]。1960年代の土地改革やグティ土地を管理する行政の組織（Guthi Sansthān）の設立等により、グティ土地の分割や売買ができるようになったことから、グティ土地が私有地に変更される傾向が加

注24) Kathmandu Valley Town Development Committee (2007): Kāthamandau Upatyakā Bhitrakā Nagarapālikā Ra Nagaronmukha Gā.Bi.Sa. Harumā Garine Nirmāna Sambandhi Māpadanda, Kāthamandau Nagar Bikāsa Samiti, Ministry of Physical Planning & Works, Government of Nepal, 2064 B.S.(ネパール語)

注25) Department of Archaeology and UNESCOにより2007年に7件の世界文化遺産についての規制などを示した資料を発行された。1) Management Handbook for Hanuman Dhoka Durbar Square Monument Zone, 2) Management Handbook for Patan Durbar Square Monument Zone, 3)Management Handbook for Bhaktapur Durbar Square Monument Zone, 4) Management Handbook for Bauddha Nath Monument Zone, 5) Management Handbook for Swayambhu Nath Monument Zone, 6) Management Handbook for Pashupati Nath Monument Zone, 7) Management Handbook for Changu Narayan Monument Zone

注26) グティという言葉はB.S.521（西暦464）年のマナデブ王が創立したチャングナラヤン寺院の石碑にはじめて記述されているのが分かっている。それ以外にこれまでに発見された200以上のリチャビ王朝時代の資料の中で約50資料に何らかのかたちでグティについて記述されている（Tandan, Govind (1996), Nepālmā Guthi Byawasthā, Nepāl Addhyayan Samuha, Nepālを参照)。

注27) グティ組織には必ずある範囲（血縁関係あるいは宗教関係）の構成員が含まれ、管理ルールがあり、それに基づいて構成員がローテーションで管理を行うことが特徴的である。管理経費は組織所有の土地・財産の収穫物によって賄い、その運営管理はローテーションにより一定の期間の管理実施することになった構成員が行うと同時に年間報告会としての行事も必ず行われる。グティは古代から存在していたもので、歴史的にグティ土地は宗教関連あるいは地域社会の向上関連のためのものであることから、基本的に非課税になるという特典をもっていたが、1960年代の土地改革後は政府が管理するグティ土地のみ非課税になっている。Gellner, David (1993): Monk, Householder, and Tantric Priest, The Great Way Guthis, Cambridge University Press, pp.231-248; Nepāl Guthi Sārakshan Pucha (2008/2009): Nepālamā Guthiko Mahatwa ra Upādeyatā, Kāthmāndu; 石井溥（1980）：ネワール村落の社会構造とその変化、カースト社会の変容、アジア・アフリカ言語文化叢書14、アジア・アフリカ言語文化研究所、東京外国語大学

写真 1-8 住宅が商業化し、バイク置き場になっている中庭（左）、**写真 1-9**　店舗の拡大により占用されている中庭（中央）、**写真 1-10**　ホームレースによって占有されている共用の休憩場ファルチャ（右）

速し、多くの歴史的建造物が維持管理されないままになっているといわれている。この現象のもう一つの理由として、都市化による宗教や共同生活への関心が薄れたことも挙げられる。グティの継承とそれによる歴史的建造物の保全のあり方が一つの大きな課題になっている。一方、歴史的建造物の仏教僧院においてはグティと同様の管理組織「サンガ」が存在する。サンガは各仏教僧院の僧侶たちによる組織であり、グティと同じく、管理経費のために土地も保持しており、この管理組織によって仏教僧院の行事等が継承されてきた。仏教僧院には主僧院と副僧院があり、主僧院の場合は修行を受ける僧侶たちによるサンガ組織が存在するが、副僧院の場合はサンガの部会のような管理組織になり、グティと殆ど変わらない。また、仏教僧院における数多くの神やそれに関わる儀式がある場合は、各神や儀式に対して、サンガの部会を設けており、それらがグティと呼ばれている。サンガはグティ組織の一種であり、サンガの影響によりグティができたという研究者もいる[注 28)]。

しかし、グティやサンガは単体の歴史的建造物を対象とするものであり、歴史都市を形成している歴史的建造物の周辺の空間（路地、中庭、広場）の管理は対象としていない。歴史的建造物の周辺の空間は前項で示したように近隣住民の共同的な生活空間でもあることから、今まで問題なく、居住者によって維持管理が行われてきたと考えられる。しかし、都市化が急速に進むことで、カトマンズ旧市街地の中心部では住宅が商業化し、居住者の住み替えが多く見られているところでは、中庭や路地等の管理問題がみられている（写真 1-8、写真 1-9、写真 1-10）。図 1-7 で示したように歴史都市の保全・継承には歴史的建造物単体としての政策だけではなく、歴史的建造物を取り巻く地域社会および周辺の環境も含めた政策が必要である。

第 2 項　中庭型集住体と共用空間「中庭」

1　中庭型集住体

ネパールの歴史都市は、中庭型の集住という特徴を持っている。中庭は複数の住宅で囲まれるものもあれば、仏教僧院としての名称[注 29)]をもち、住宅と宗教機能をもつ僧院建物で囲まれるもの、僧院建物だけで

注 28) Gellner, David (1993) : Monk, Householder, and Tantric Priest, The Great Way Guthis, Cambridge University Press, pp.231-248

注 29) 仏教僧院のことをネワール語では「バハ（Bāhā)」あるいは「バヒ（Bahi)」と呼ばれ、典型的空間構成は中庭式である。第 3 章にて詳しく説明している。

囲まれるもの、中庭にストゥーパや祠を置かれたもの等さまざまな種類が存在する（図 1-8、写真 1-11 ～写真 1-20）。旧市街地には、このような中庭が連担して複合的に存在している。これらの中庭はガッリと呼ばれる通路によって主道路や隣接の中庭が結ばれており、通り抜けのできるものも多いが、通路はすべて共用とは限らず、非共用のものもあり、誰でも出入りできる公的な中庭もあれば、個人しか出入りできない私的な中庭もある（写真 1-11 ～写真 1-20）。中庭を囲む建物は 2 階建てから 6 階建てまでのものもある[注 30)]。本研究では、中庭とその中庭を囲む建物、およびそれらの連担したものを「中庭型集住体」と呼ぶことにする。図 1-8 には中庭型集住体の単体モデルを示しており、図 1-9 と図 1-10 にはそららの連担した中庭型集住体である市街地の一部を示している。

2　中庭型集住体の共用空間「中庭」

ネパールの歴史都市において、共用空間とは計画的に設置された空間（ヒティ、ファルチャ等）と機能が確定していないオープンスペース的な空間（路地、中庭等）があると考えられる。本研究では、後者の代表的なものである中庭を対象として扱う。

「中庭」のことをネパール語で「チョク Choka」、ネワール語で「ツカ Chuka」と呼ぶ。ネパール語が国語であるため､公的にはチョクを使われている。2007 年に初めて発行された建築基準法の資料[注 31)]には「チョク」を①ロの字になるように全面を建物で囲まれた中庭「ビティリ・チョク Bhitri Choka（内側中庭)」、と②中庭を完全に囲まれておらず、少なくとも一面はオープンであるものを「バヒリ・チョク Bāhiri Choka（外側中庭)」と定義している。前者は複数の建物で囲まれた場合に用いられるが、後者は広場に対してよく使われるもので、場所名の後ろに良くつく。カトマンズ中心街のインドラ・チョクなどはその例である。

一方､世界遺産の周辺地域（Monument zone）内の建築規制[注 32)]に関する記述には「サルワジャニック･チョクとニジ・チョクどちらにも増築してはいけない」と書かれている。サルワジャニックとは公的、ニジは私的を意味することから、所有あるいは利用に基づいた分類であると考えられる。しかし、そのはっきりした定義は見られない。

現地のネワールの居住者が認識している中庭の種類は図 1-8 で示したロの形に四方を建物で囲まれたものであることから、本研究での「中庭」には②のような広場的なものは含まない。図 1-11 に本研究で扱う中庭を示した。僧院名称の有無と住宅の有無によって、4 タイプの中庭がある。本研究では、主に住宅の

注 30) ネワールの伝統的住宅の構造は Brick Masonry Load Bearing Structure であり、階高は約 2m と低い。近年の住宅は Reinforced Concrete Framed Structure であり、階高は約 2.4m である。Kathmandu Valley Town Development Committee (2007): Kāthamandau Upatyakā Bhitrakā Nagarapālikā Ra Nagaronmukha Gā.Bi.Sa. Harumā Garine Nirmāna Sambandhi Māpadanda, Kāthamandau Nagar Bikāsa Samiti, Ministry of Physical Planning & Works, Gov. of Nepal, 2064 B.S., p 96 参照。

注 31) Kathmandu Valley Town Development Committee (2007): Kāthamandau Upatyakā Bhitrakā Nagarapālikā Ra Nagaronmukha Gā.Bi.Sa. Harumā Garine Nirmāna Sambandhi Māpadanda, Kāthamandau Nagar Bikāsa Samiti, Ministry of Physical Planning & Works, Gov. of Nepal, 2064 B.S., p 2（ネパール語）

注 32) Department of Archaeology and UNESCO (2007): Management Handbook for Patan Durbar Square Monument Zone, Building Bylaws-Monument Zone, pp.24-32（ネパール語）

写真
1-11

写真
1-12

写真
1-13

写真
1-14

写真
1-15

写真
1-16

写真
1-17

写真
1-18

写真
1-19

写真
1-20

写真 1-11　パタン旧市街地の航空写真、**写真 1-12**　共用通路　**写真 1-13**　トンネル状の共用通路、**写真 1-14**　個人住宅の一部の通路、**写真 1-15**　A 中庭、**写真 1-16**　B 中庭、**写真 1-17**　C 中庭、**写真 1-18**　D 中庭、**写真 1-19**　E 中庭、**写真 1-20**　E 中庭（写真 15 ～ 21 は下記の表で示す中庭）

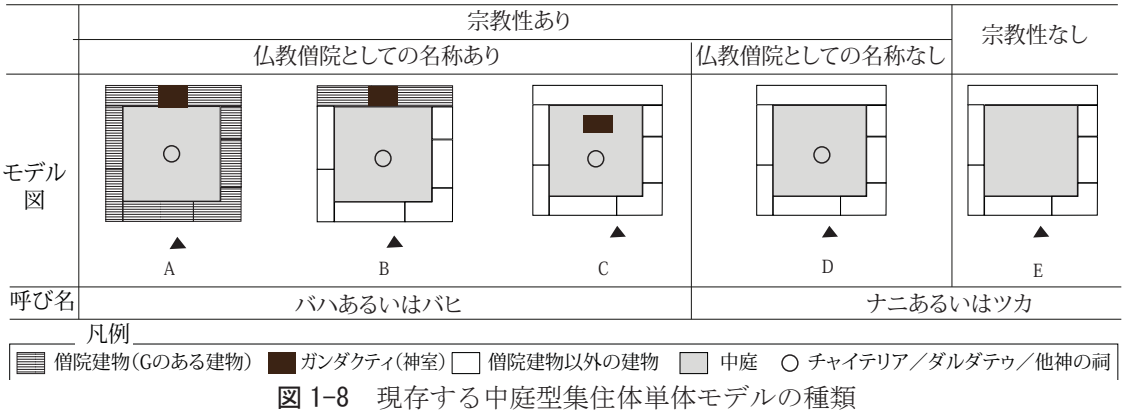

図 1-8　現存する中庭型集住体単体モデルの種類

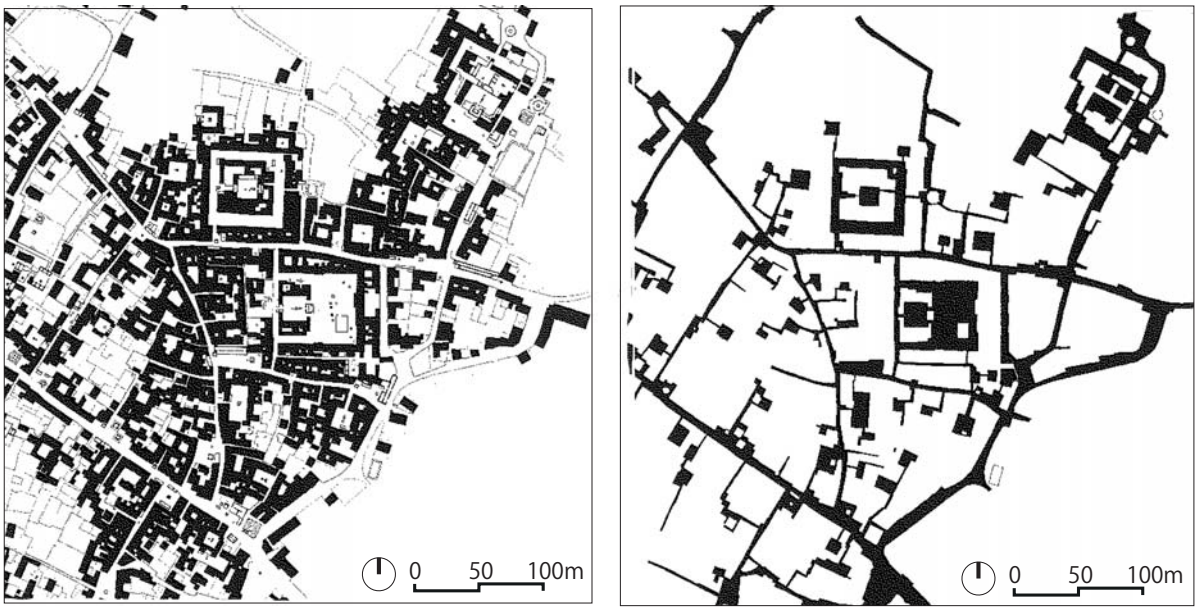

図 1-9　複数の中庭とそれらを囲む建物が連担して形成されているパタン旧市街地の一部
(Gutschow (2011) pg116 より引用)

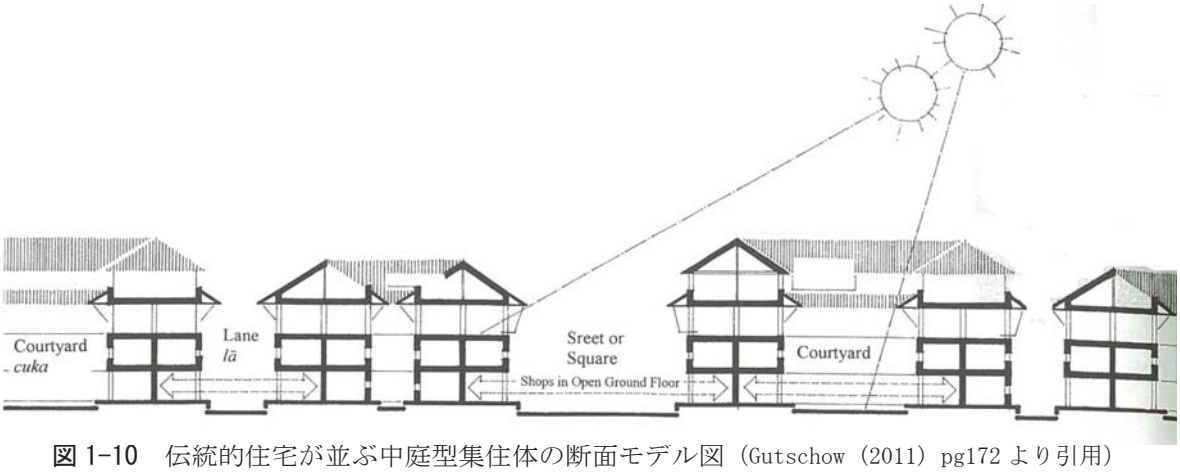

図 1-10　伝統的住宅が並ぶ中庭型集住体の断面モデル図 (Gutschow (2011) pg172 より引用)

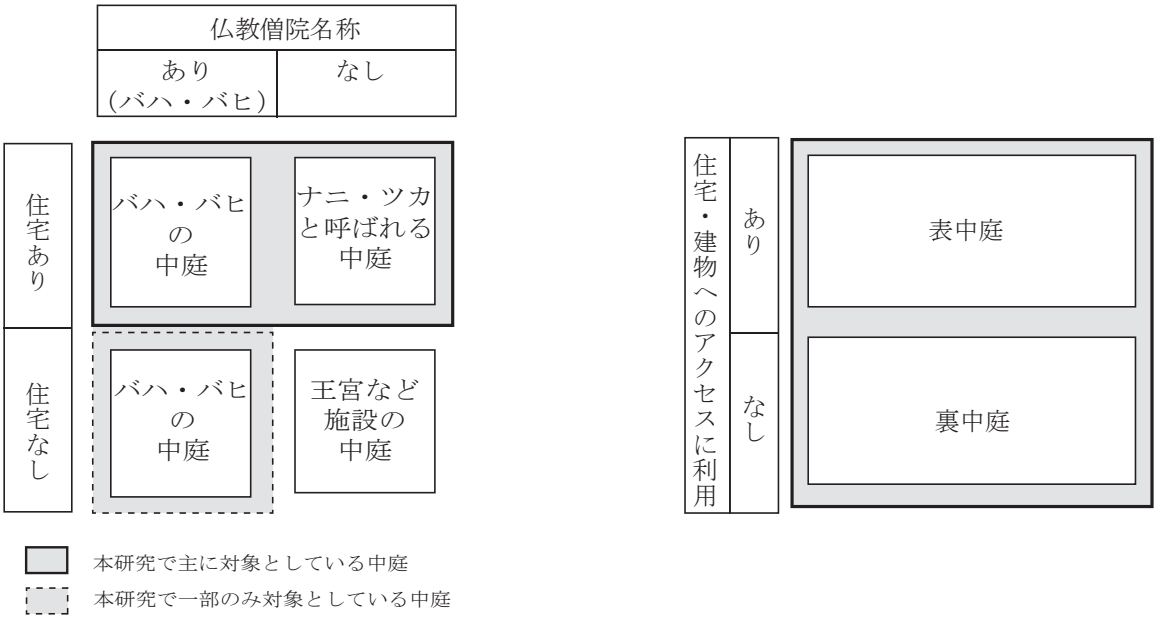

図 1-11　研究で対象としている中庭空間の範囲

ある中庭を対象にしているが、一部は住宅が含まれていないバハ・バヒについても分析をしている[注33)]。また、住宅・建物へのアクセスに利用するかどうかという観点から、中庭を囲む住宅・建物へのアクセスに利用する「表中庭」と、住宅・建物へのアクセスには利用されない「裏中庭」という 2 種類がある。本研究では、表中庭と裏中庭どちらも対象としている。

第 3 項　共用空間の管理システム

日本における共同住宅の管理研究においては管理の概念を①維持管理②運営管理③生活管理の側面から論じた文献が多い[注34)]。上記に加えて④経営管理も含めた 4 側面から論じた文献もある[注35)]。梶浦恒男はこの 3 側面に分けたうえで、管理行為を決定過程と執行過程に分類している[注36)]。齊藤は上記の 3 側面と、対象となる空間を専用部分と共用（有）部分に分けて、前者を「家庭管理、住戸管理」、後者を「共同管理」として捉えている[注37)]。さらに、延藤は管理をまず統制的管理と愛着的管理に分類したうえで、前者を維持管理（メンテナンス）、運営管理（マネジメント）、共同生活管理（リビング・コード）に再分類し、後者を各自の住みこなしの態度（セルフコントロール）、制度を補完するための各自の自主的な協力（ボランティア）、生活者の要求に対応した生活空間の価値向上（インプ

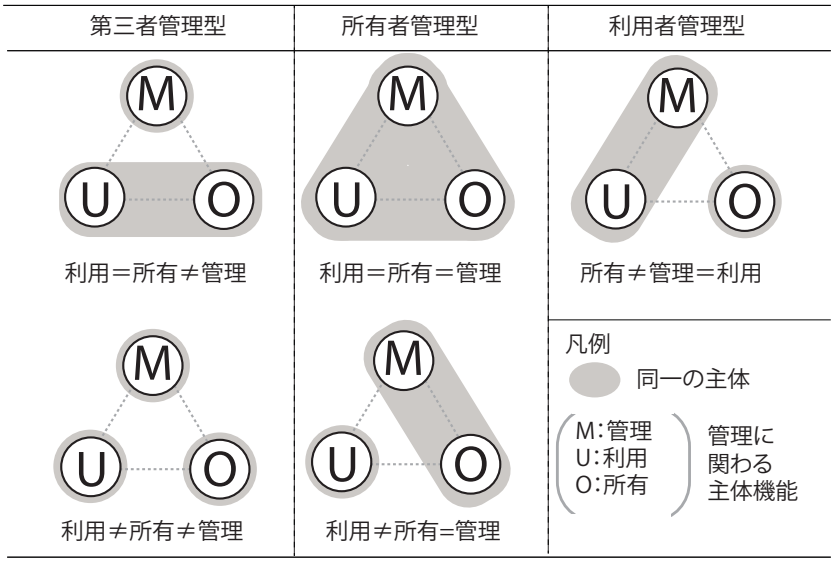

図 1-12 共同住宅管理における管理行為の主体類型（関川（2011）から引用）

注 33) ナニは広い中庭という意味がある。一つの中庭に複数の仏教僧院の建物がある場合や仏教僧院としてあまり知られていない場合はナニと呼ばれることがある。本研究の第 4 章以降にとりあげる街区のイラナニはその一つである。3 件の仏教僧院の建物が同じ中庭に建っている。

注 34) 西村一朗（1982）：都市集合住宅共用空間の共同管理に関する研究、京都大学、工学博士学位論文；日本建築学会近畿支部住宅部会（1980）：民間マンションの管理に関する研究；平田陽子（1992）：分譲共同住宅の管理システムに関する研究；　齊藤広子（1992）：共同住宅管理への居住者参加に関する研究；藤本佳子（1991）：中高層分譲共同住宅における維持管理システムの整備に関する研究

注 35) 扇田信ほか（1980）：居住環境の経営・管理システムに関する研究、昭和54年度科学研究費補助金・総合研究（A）研究成果報告書；山崎古都子（1985）：民間分譲共同住宅の運営管理に関する研究、奈良女子大学、学術博士論文

注 36) 梶浦恒男（2001）：新世紀マンション居住ー管理・震災・建替え・更新を解く、彰国社、pp.161-167

注 37) 齊藤広子（1992）：共同住宅管理への居住者参加に関する研究、大阪市立大学、学術博士学位論文

ルーブメント）に再分類している[注38)]。

一方で、高田は都市住宅の供給主体システムに関する研究において、供給主体の機能を「建設」「管理」「所有」「利用」の四つに分類している[注39)]。関川はこれを参考に管理に関わる主体機能を「管理」「所有」「利用」とし、フランスの共同住宅の管理体制の研究において図 1-12 で示すように主体機能の組み合わせを用いて、管理主体の類型を行っている[注40)]。所有者が管理に関わる場合を所有者管理型、利用者が管理に関わる場合を利用者管理型、所有者と利用者以外の主体が管理に関わる場合を第三者管理型として分類し、管理体制の特性を示している。この類型は管理行為の内容の観点から分類する上述の 4 分類とは異なり、管理の対象となる空間の権利関係の観点から類型化したものである。

本研究では、ネパールの歴史都市の共用空間において、都市化により管理主体の不明確性とそれに伴う管理状況の悪化を問題としている。そのことから管理の対象となる空間の権利関係に着目する。本研究では管理に関わる主体機能とは「所有」、「利用」、「管理」とし、これらの関係を管理システムとして扱う。本研究では、共用空間である「中庭」の種類別での管理システムを明らかにし、良好に維持できる管理システムのあり方を考察する。

第 2 節　研究の目的と課題

第 1 項　研究の目的

以上の研究背景を踏まえて、本研究ではネパールの歴史都市における共用空間の継承に向けて、中庭型集住体の共用空間である「中庭」の管理問題に着目し、現代に合致した管理システムのあり方に関する知見を得ることを目的とする。

第 2 項　研究の課題

本研究の目的を達成するために、以下に示めす２つの課題を設定する（図 1-13)。

課題１　中庭型集住体における生活と空間の実態把握（第２章、第 3 章と補章に対応）

歴史都市の共用空間の継承のための知見を得るには歴史都市の生活と空間がどのように残されているか

注 38) 延藤安弘（1984)：マンション管理とコミュニティ形成、集合住宅管理の課題と展望ー都市研究報告第 8 号ー神戸都市問題研究所編、勁草書房、pp.129-140

注 39) 高田光雄 (1991)：都市住宅供給システムの再編に関する計画論的研究、京都大学、工学博士学位論文

注 40) 関川華 (2011)：フランス首都圏の共同住宅管理におけるガルディアンの役割に関する研究、京都大学、工学博士学位論文

実態を明らかにする必要がある。まず、中庭型集住体の生活実態を把握する。その際は都市化による居住空間の変化について把握した上での、中庭型集住体の特徴を示すため、中庭型集住体の居住者だけではなく、新住宅街の居住者の生活実態についても分析する。

次に、中庭型集住体の空間実態を明らかにする。中庭型集住体には 166 件の仏教僧院があり、僧院として独立的に建っているのではなく、住宅と併用して存在する。宗教的空間と居住的空間がどのように混ざり合いながら継承されているかを明らかにする。

課題２　中庭型集住体における共用空間「中庭」の所有、利用、管理の解明（第 4 章、第 5 章、6 章に対応）

本研究では、管理システムとは管理に関わる主体機能である所有、利用、管理の関係としている。そのため、中庭型集住体の共用空間である「中庭」の所有、利用と管理の実態を把握する必要がある。また、住宅・建物のアクセスに利用する「表中庭」と住宅・建物のアクセルに利用しない「裏中庭」という 2 タイプとして捉える。

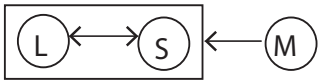

L：Life　生活 ——— 歴史都市の中庭型集住体での生活

S: Space　空間 ——— 歴史都市における「中庭型集住体」
共用空間「中庭」

M: Management System 管理システム ——— 管理にかかわる主体機能の関係 ——— 所有 / 利用 / 管理

課題1　中庭型集住体における生活と空間の実態把握

（1）中庭型集住体における生活の実態把握

（2）中庭型集住体の空間構成の把握

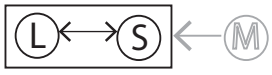

課題2　中庭型集住体における共用空間「中庭」の所有、利用、管理の解明

（1）共用空間「表中庭」の所有、利用、管理の実態把握

（2）共用空間「裏中庭」の所有、利用、管理の実態把握

図 1-13 研究の課題

第 3 節　研究の対象と方法

第 1 項　研究対象地

本研究では、研究対象地としてネパールの首都圏に位置するパタン市の旧市街地を選定している。本項では、研究の対象地がどのような行政単位および地域単位に位置しているかを述べた上で、対象地の基本的情報及び歴史的環境について示す。

1　ネパールの行政単位とパタン旧市街地

図 1-14 はネパールの全土における 14 県（Zone）と 75 郡（District）を示している。パタン旧市街地はバグマティ県の Lalitpur 郡（図 1-15）、パタン市（行政名は Lalitpur Sub Metropolitan City）に位置する。パタン市は 22 の区（Ward）に分けられており、区が行政の最終単位である。

この行政単位は後から決められたもので、旧市街地範囲とは一致しない。図 1-16 にあるように旧市街地は 14 の区に広がっている。旧市街地には歴史的な町単位「トル Tole」が存在し、ネパール統一前までは行政単位としても使われていた[注 41)]。この範囲を地図化したものは存在しないが、現在もこの単位をベースにさまざまな儀式が行われており、地域住民には認識されている。本研究では、歴史都市の共用空間の管理に関わる主体に着目していることから、主に旧市街地およびトル単位を扱っている。

2　パタン市の特徴

パタン市の面積は 15.15km^2 で、人口は 26.7 万人である。ネワール族が 50%住んでおり、67%がヒンズー教、27%が仏教を信仰する。パタン市の 22 の区の中で、人口密度が高いのは 16 番区、18 番区、21 番区であり、旧市街地が高密度居住であるといえる（図 1-17）。また、パタンは職人の町として知られ、中世期以前からの彫刻や美術はこの職人達によって継承されてきたといわれる。

・文化財

パタン市における基本情報および文化財について図 1-18 に示した。文化財としてはパゴダ式の寺院 87 件、石造のシカル式寺院 37 件ある他、ファルチャ、ヒティ、プク、仏教僧院など複数存在する。また、歴史的に行われてきた複数の祭りがあり、5 件を無形文化財としている。これらの無形文化財は中世期あるいはそれ以前から行われてきたものである[注 42)]。

注 41) 石井溥、K.L.マハルジャン、山本真弓、佐藤ゆき、橘健一 (2005):流動するネパール、地域社会の変容、東京大学出版会、pp.99-123 を参照。

注 42) Matayā 祭りは先祖の幸福を祈るために市内にあるすべての 166 件の仏教僧院および僧院でない中庭や路地に設置され

図 1-14　ネパール全土図

ネパール連邦民主共和国

国土面積	14.7 万 km²(1470 万 ha)
人口	26,495,000 人
首都	カトマンズ市
人口密度	カトマンズ市 (20,289 人 , 1 位) パタン市 (14,966 人 , 2 位)
都市部	58 Municipality (都市人口 17%)
民族 ／カースト	125 group(ネワール 6 位)
言語	123 件　ネパール語 44.6% (1 位) ネワール語 3.2% (6 位)
宗教	ヒンズ教 81.3%、仏教 9%、イスラム 4.4%
識字率	65.1%
公用語	ネパール語

CBS2011 によるデータ

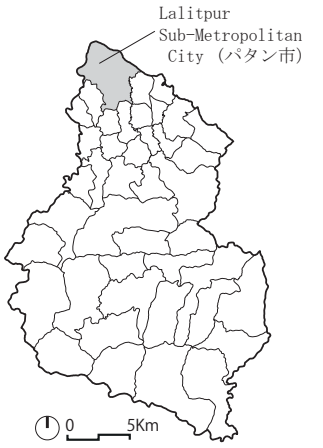

図 1-15　Lalitpur District(郡)

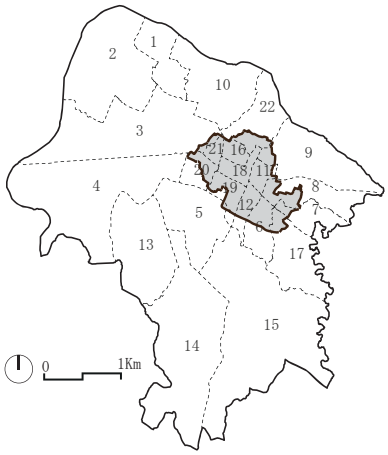

図 1-16　パタン市と旧市街地範囲

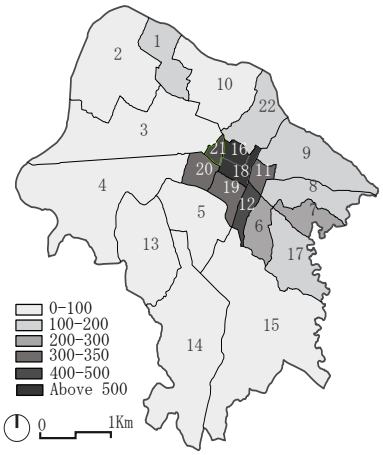

図 1-17　パタン市の区別の人口密度 (2001 年 CBS にもとづいた Lalitpur Sub-Metropolitan City (2005) を基に筆者作成)

パタン市 (Lalitpur Sub-metropolitan City) における文化財

(1) 有形文化財

・ パゴダ式寺院	87件
・ 石造シカル式寺院	37件
・ 休憩場 (ファルチャ/パティ Phalchā/Pāti)	91件 (*UDLE1992によるデータ)
・ 水汲み場 (ヒティ Hiti)	56件 (28は現在も機能している)
・ 池 (プク/ポカリ Pukhu/Pokhari)	25件
・ 井戸 (テゥー Tū:)	226件
・ 仏教僧院 (バハ・バヒ Bahā/Bahi)	166件 (主僧院ムーバハ16, 主僧院ムーバヒ21、副僧院カチャバハ105、副僧院カチャバヒ10)

(2) 無形文化財

● Rato Machhindranath Festival
・古代期 (643-690AD頃) に始まる
・例祭
・街中での巡行 (1ヶ月)

●Mataya - The festival of Lights
・16世紀 (759NS)
・例祭
・旧市街のすべての仏教僧院・ストゥーパ チャイテリアの参拝 (1日)

●Kārtik Pyākhā
・17世紀前半
・例祭
・旧王宮広場内 (1ヶ月)

●Gā Pyākhā (The Dance of Astamatrikas)
・16世紀 (784NS)
・例祭
・旧王宮～街中での巡行 (10日間)

●Ilhane Samyak (Samyak Mahādān)
・4世紀
・5年毎
・巡行 (2日)

Lalitpur Sub-metropolitan City (パタン市)

面積	1515 ha
人口	267,000人 (Lalitpur郡 468,132人 2011年現在)
民族	ネワール 50.1%(1位)、Chhetri 13.76%, Brahman 10.8%
言語	ネワール語47.5%(1位)、ネパール語37.08% (2位)
宗教	ヒンズ教 67.6%、仏教 27.2%、キリスト2.5、イスラム0.5%
識字率	80.9%
区(Ward)	22件
人口密度高い順	Ward no.16 (540人/ha), Ward no.18 (539人/ha), Ward no.21 (453人/ha)
職人の町	Metal Casting, Stone Carving, Wood Carvingなど

図 1-18　パタン市の基本情報と文化財
(Lalitpur Sub-Metropolitan City (2005) と UDLE (1992) をもとに筆者作成)

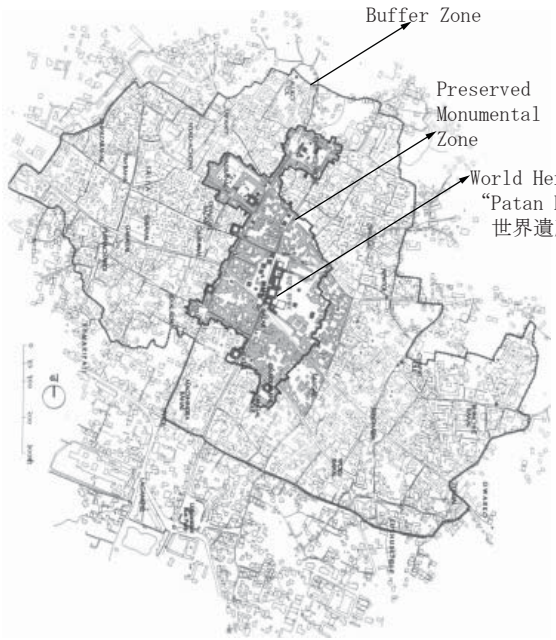

・Preserved Monumental Zone
-世界文化遺産範囲　15.89ha
-高さ9.45m、外観規制あり

・Buffer Zone
-Preserved Cultural Zoneと Mixed Old Residential zone　103.17ha
－高さ45fit、外観規制なし

・Monumentになる基準
第1：1846年前の伝統的建築
第2：1846年以降の伝統的建築
第3：1846年以降の近代建築（Neo-Classical Style）
*1846年はラナ時代の始まりで、Neo-Classical Style建築が導入されるようなる

図 1-19　パタン市における歴史的建造物および環境保全のために決められているMonument Zone とBuffer Zone （Departmentof Archaeology and UNESCO (2007):Management Handbook for Patan Durbar Square Monument Zone のデータに基づいて筆者作成）

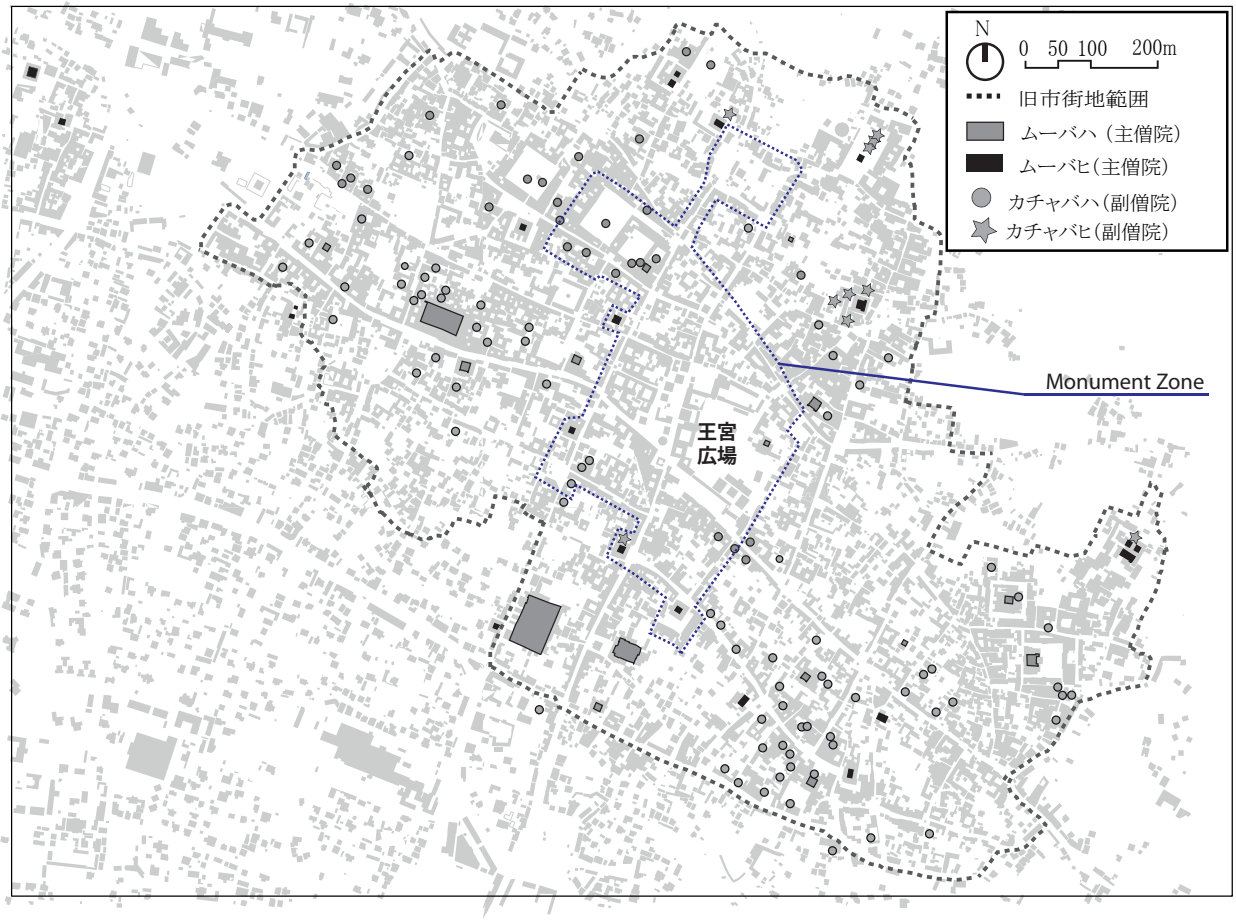

図 1-20　パタン旧市街地に存在する仏教僧院

（ネパール国政、Dep.of Urban Development & Building Construction から入手したDigital Base MapにLocke (1985)とPruscha(1975)を参考にして筆者がバハ・バヒの位置を記入した）

パタンの歴史的建造物および歴史的環境の保全のために Monument Zone と Buffer Zone が決められている（図 1-19)。Buffer Zone は旧市街地範囲である。これらの Zone 別で景観法の規制があり、個人住宅を建てるときのマニュアルも発行されている[注 43)]。

・歴史的背景

パタン旧市街地に存在する最も古い歴史的建造物はリチャビ期の 7 ～ 8 世紀に建てられた 105 件のチャイティアであり、それらが旧市街地の西部と北部に位置している。また、9 世紀に創立されたものには仏教僧院 Ukubāhā とサスナニの Manjushri 寺院がある[注 44)]。また、9 ～ 13 世紀に創立された仏教僧院には Nhāykābahi, Sibāhā, Tangabāhā, Kwābāhā がある。1382-1619 年のマッラ期の中でも独自の国であった時期は 1516 年からである。1566 年と 1589 年の王朝によって、現存する王宮広場に寺院を建て始めていたとされ、1619 年に王朝となった Siddhi Narasimha Malla によってさらに、王宮広場に寺院、ヒティや中庭が増築された。その時期に市街地の多くのヒティ、寺院などが改修され、各トルにあるガネシャ寺院や他の寺院も三重塔として改修され、現存する仏教僧院の多くが建てられた。現在残っているパタン旧市街地の王宮広場や各地域にある歴史的建造物はこの時期に整備されたものとされている[注 45)]。

・中庭型集住体としてのパタン旧市街地

本研究では、数多くの中庭が存在する、パタン旧市街地を取り上げている。パタン旧市街地は中世期以前に仏教を学ぶための「バハ」あるいは「バヒ」と呼ばれる仏教僧院が数多く存在する仏教都市として発展し[注 46)]、仏教僧院の典型的空間構成が中庭式であることから旧市街地全体が中庭型の集住体として発展したと推測されている[注 47)]。パタン旧市街地には現在も 166 件の仏教僧院が存在し（図 1-20)、カトマンズ旧市街地（106 件）およびバクタプル旧市街地（23 件）に存在する数より圧倒的に多い[注 48)]。　急速に都市化が進んでいるカトマンズ市では、すでに複数の仏教僧院が機能しておらず、商業空間や住居空間に変化し

ているチャイテリアやダルマダテゥに灯りや品物をささげながら巡拝する祭りである。各中庭や路地の巡行をスムーズにするために普段開放されない通路もこの日は開放され、連担した中庭型集住体の特徴が発揮されるのである。

注 43) Ranjitkar, Rohit K. (2006): Heritage Homeowner’s Preservation Manual, Kathmandu Valley World Heritage Site, UNESCO

注 44) 研究者 Mary Slusser の歴史資料分析によるもの。Gutschow （2011) : Architecture of the Newars, A History of Building Typologies and Details in Nepal, Serindia Publications の p.106 に掲載。

注 45) Gutschow, Niels (2011): The Urban Context, Patan, pp.106-107, Architecture of the Newars, A History of Building Typologies and Details in Nepal, Serindia Publications

注 46) Regmi, D.R. (2007): Ancient Nepal, Medieval Nepal part 1&2, Third Edition, Rupa & Co.; Shakya, Min Bahadur (1998) : Monasticism in Newar Buddhism, A Historical Analysis, A Conference on Buddhist Heritage of Nepal Mandal-1998, Lotus Research Center, Nepal

注 47) Pant, Mohan and Funo, Shuji (2007): Stup & Swastik, Historical Urban Planning Principles in Nepal’s Kathmandu Valley,Kyoto University Press ; Pant, Mohan and Funo, Shuji (1998) : Spatial Structure of a Buddhist Monastery Quarter of the City of Patan, Kathmandu Valley, J. Archit. Plann. Environ. Eng., AIJ, No.513, pp.183-189

注 48) Locke, John kerr (1985): Buddist Monasteries of Nepal, A Survey of the Bāhās and Bahis of the Kathmandu Valley, Sahayogi Press Pvt. Ltd., Kathmandu

ていることが報告されている[注49)]。カトマンズ市に比べて、パタン市では都市化の進行が遅く、旧市街地の仏教僧院の多くが継承されているが、徐々に変化は見られている。本研究では、都市化の進行過程にありながら、歴史的な仏教僧院を起源とした中庭型の集住体という空間構造をもつパタン旧市街地を取り上げることで、中庭型という歴史的空間形態がどのように残っており、その管理がどのように継承されているかを解明することができると考えている。

第 2 項　研究の方法

1　調査の実施体制

本研究では文献調査、アンケート調査、ヒアリング調査を適宜行うとともに、多くのデータはフィールド調査から得られたものである。図 1-21 には調査時期や期間、調査員、調査協力者を示した。2005 年から計 7 回の現地調査を行っている。第 1 次調査においては､現地の青少年による図書館の会員らの協力を得て、アンケート調査を実施している。第 2 調査においては旧市街地のイカチェ・トルととチャクパト・トルの居住者の協力によって生活行動についてのヒアリング調査が可能となった。仏教学や仏教僧院については Lotus Research Centre、トリブワン大学の仏教学科 (Central Department of Buddhist Studies)、および CNAS(Centre for Nepal and Asian Studies) などから資料を収集した。また、Lotus Research Center の研究者からは現地へのアクセスしやすくなるよう、関係者を紹介していただいた。中庭型集住体と仏教僧院の関係を示すために仏教僧院のすべての主僧院と 1 件の主僧院の副僧院を選定したうえで、現地での調査を行うことにしたが、僧院によっては完全にプライベートなものになっていたものもあり、初期は調査協力を得るのに困難なこともあった。

中庭空間の所有について解明した既往研究がなかったことから、基本的な法律に関する資料やその他の法的内容の確認は困難であった。現地における資料収集に加えて、法的な内容の確認のために The Land Revenue Office や Survey Department の職員へのヒアリング調査および弁護士 P 氏にインタビュー調査を行っている。中庭の利用･管理状況の把握には、現地調査において外観調査（写真撮影や間取り図の記録)、居住者に対するヒアリング調査を行った。表中庭における一日の行動調査を行った際は前もって、対象地のトル･コミティのリーダー[注50)]および対象地にある仏教僧院の管理組織サンガの事務局から許可を得てから実施が可能となった。裏中庭については非常にプライベートな空間であることから、調査に入る前に対象地のトル・コミティのリーダーと打ち合わせを行い、研究について理解を得た。また、各裏中庭の外観調査はリーダーが立ち会い、居住者から信頼を得ることができ、悉皆調査が実現できた。

2　各課題における研究の方法

表 1-1 には各課題に対する研究方法を示した。また、図 1-22 には研究対象の中庭について示した。

注 49) Maharjan, Sacheen et al. (2005): Musya Bahal, A Monastery Losting its Identity, Vaastu, an Annual Journal of Architecture

注 50) トル・コミティ（Tole Committee）とは町内会と同様なものであり、これによりトル（町）内の空間利用についてのルールが決められる。

図 1-21　研究の時期と研究の協力者を示す図

表 1-1　各課題に対する研究の方法

研究課題	調査方法	調査内容	調査地	サンプル数	調査時期	該当章
課題1	歴史都市における新旧住宅街の生活空間の実態	・新旧住宅街の高齢者世帯を対象に対面式アンケート	・パタン市のWard no.22のイカチェトルとチャクパトトル	271人	2005.8	第2章
	歴史都市における新旧住宅街での居住者の生活実態	・一日の生活行為についてヒアリング		23人	2006.8	
		・旧市街地においては巡拝ルート	・パタン市のWard no.22のイカチェトルの居住者	1人		
		・集まり場での行為についてヒアリング	・パタン市のWard no.22のイカチェトル	2ヶ所		
	中庭型集住体と仏教僧院「バハ・バヒ」の関係	・文献資料の収集 ・関係者へのヒアリング	・Lotus Research Center ・Tribhuvan University, Dep. Of Buddhist Studies ・Center of Nepal & Asian Studies (CNAS, TU) ・Nepal Research Centre	—	2008.3	第3章
	僧院名称をもつ中庭型集住体の空間構成の把握	・踏査調査 ・居住者および責任者へのヒアリング	・パタン旧市街地	65件	2008.3 2009.5 2009.11 2009.12	
	僧院名称をもつ中庭型集住体における空間利用の把握	・サンガ組織および居住者へのヒアリング		7件		
	種類別の仏教僧院バハ・バヒの運営と空間利用の実態	・各バハ・バヒの踏査調査およびサンガ組織への聞き取り調査	・パタン旧市街地	ムーバハ16件 ムーバヒ21件 カチャバハ28件	2008.3 2009.5 2009.11 2009.13	補章
課題2	ネパールの土地所有の把握	・土地登記関連資料の収集 ・関係者へのヒアリング	・Ministry of Land Reform and Management ・Survey department ・The Land Revenue Office	—	2011.1 2011.2 2011.9 2011.10	第4章
	共用空間「表中庭」の所有	・土地登記簿の収集 ・弁護士へのヒアリング	・Survey Department ・Relience Law Form ・Legal Research and Advocacy Forum Pvt. Ltd	—		
	共用空間「表中庭」の利用	・巡回式での一日の行動観察調査(9時～18時)を4日間	・パタン旧市街地のMonument Zone 内の街区	3件		
	共用空間「表中庭」の管理	・管理に関わる組織の会長や活動者へのヒアリング	・イラナニ トル コミティ ・Hiranya varna misa pucha (婦人会) ・Vihar Development Committee (クワバハのサンガ組織) ・Community Development Section (Laliptpur municipality) ・街区の居住者	—		第5章
	共用空間「裏中庭」の所有	・土地登記簿の収集 ・弁護士へのヒアリング ・居住へのヒアリング	・Survey Department ・Relience Law Form ・Legal Research and Advocacy Forum Pvt. Ltd	—	2011.9 2011.10	第6章
	共用空間「裏中庭」の利用と管理	・踏査調査 ・居住者へのヒアリング	・パタン旧市街地のMonument Zone 内の街区	28件		

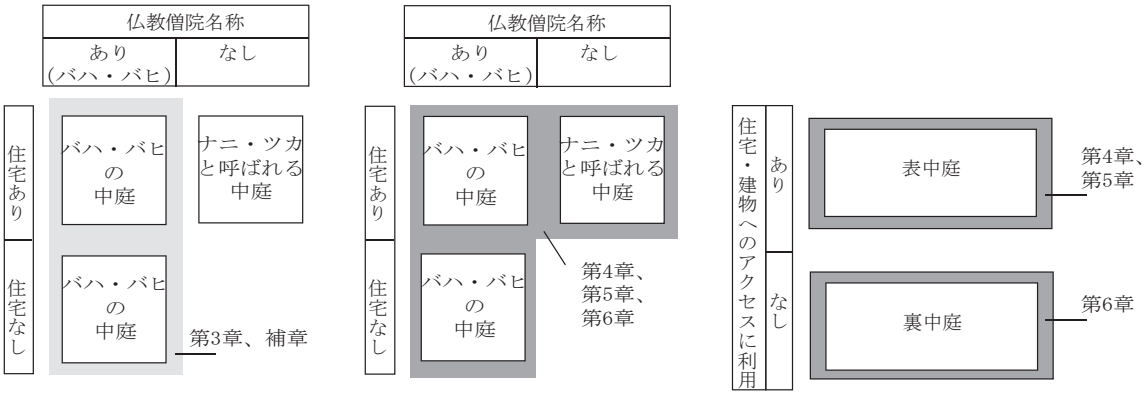

図 1-22　章別の研究対象の中庭を示す図

第 1 課題の調査地は歴史都市であるパタン市の旧市街地全体と一部新市街地も含めている。第 2 章では新旧市街地の生活についてパタン市の第 22 番区を対象としており、第 3 章と補章ではパタン旧市街地の 65 件の仏教僧院を対象としている。

第 2 課題の調査対象地は、パタン旧市街地内の UNESCO が定める世界遺産 Monument Zone 内に位置する 1 つの街区を選定している。この街区を選定した理由は、まず、この街区に Golden Temple としても有名な仏教僧院「クワバハ」が含まれており、観光客が多く訪れることから、土産店舗が増えつつあり、今後は商業化が進むと考えられ、変化の過程にある街区として捉えられるからである。また、第 3 章で中庭型集住体の 12 タイプの空間構成を明らかにしているが、その分析も踏まえている。上記の両方の特徴を活かして第 2 課題の対象地を一つの街区に限定し、詳細な分析を行っている。

第一課題に対する研究方法

第一課題は中庭型集住体の生活と空間の実態把握である。関連章は第 2 章と第 3 章である。中庭型集住体の生活実態を明らかにした上で、空間実態を明らかにする。

第 2 章では中庭型集住体（旧市街地）の居住者と新しく開発された新住宅街の居住者の生活実態を把握し、中庭型集住体における生活の特徴を示す。中庭型集住体での生活の特徴について示すには、長く生活してきた高齢者の生活を対象にすることがのぞましいと考える。そのため、65 歳以上の高齢者世帯を対象に、居住形態、生活空間の構造の実態を把握した上で、一日の生活行動について明らかにする。また、中庭型集住体の高齢者においては集まり場での行動や巡拝行動等、外部空間での生活行動を分析する。調査方法としては対面式アンケート調査およびヒアリング調査を行った（第 1 次調査、第 2 次調査)。居住者の居住形態、生活空間の構造については 271 人を（中庭型集住体 210 人、新住宅街 60 人）対象に アンケート調査を行った。一日の生活行動についてはヒアリング調査を行い、巡拝行動については観察調査（1 例）を行い、集まり場での行動についてはヒアリング調査（2 ヶ所）を行った。

第 3 章では、歴史都市における中庭型集住体の空間構成を明らかにしている。中庭型集住体は仏教都市として発展した町と大きく関連していることや仏教僧院の典型的空間構成から影響を受けていることから、まず、仏教僧院バハ・バヒと中庭型集住体の関係を文献調査によって歴史的変遷を通して検討した。次に、原型に近い仏教僧院バハ・バヒの空間特性を考察した上で、現存する仏教僧院バハ・バヒの類型化する視点(中庭を囲む僧院建物の囲み形状と中庭の通り抜け可否および出入り口の制御有無)を整理した。そして、パタン旧市街地の 65 件の仏教僧院バハ・バヒを選定し、上記の視点を用いて類型化し、類型別の特性を考察した。類型化のためには 65 件のバハ・バヒにおける踏査調査と同時に各バハ・バヒの管理組織および居住者へのヒアリング調査を行った。

補章では、仏教僧院「バハ・バヒ」を対象として運営を把握した上で、中庭空間だけではなく、仏教僧院建物の内部空間の利用も含めて、仏教僧院の空間利用の実態をみている。

第二課題に対する研究方法

第二課題は中庭型集住体における共用空間である「中庭」の管理システムの解明である。まず、文献や法的資料に基づいてネパールの土地制度や所有権についてまとめている。次にパタン旧市街地の中心部にある街区を対象とし、街区内にあるすべての中庭の所有、利用と管理の実態を明らかにし、それぞれの管

理システムについて分析している。街区内の中庭は住宅・建物へのアクセルに利用する「表中庭」と住宅・建物へのアクセスに利用しない「裏中庭」に分類した上で、分析を行っている。

第4章では、表中庭の所有と利用について明らかにしている。所有および権利関係、中庭の利用ルールについては文献調査に加えて、事実確認のため役所（Survey Department, The Land Revenue Office 等）の関係者へのヒアリング調査や現地の弁護士（Relience Law Form, Legal Research and Advocacy Forum）へのヒアリング調査を行った。表中庭は、共用通路で出入りし、通り抜けのできる中庭であるため、日中は不特定多数が利用できるようになっている。そのことから、街区内の3件の表中庭を対象に巡回式行動観察調査を行い、一日の行動を記録した。二つの時期の平日と休日、計4日の調査を行った。観察された行動は居住関連、宗教関連、商業関連、通行に分類し、表中庭の特徴を明らかにした。

第5章では、表中庭の管理について明らかにしている。まず、管理にかかわる主体を宗教関連、居住関連、行政関連に分類し、管理にかかわる主体の行為を意思決定、業務実施、費用負担の三つに分類した。それにより、管理にかかわる主体の関係を見ている。調査方法は管理にかかわる組織の会長や活動者を対象とするヒアリング調査である。

第6章では、第4章、第5章と同じ街区の裏中庭の所有、利用と管理について明らかにしている。街区には28件の裏中庭があり、すべての中庭を対象に調査分析を行っている。権利関係および利用ルールについては表中庭と同様に役所および弁護士へのヒアリング調査を行った上で、居住者へのヒアリング調査も行った。利用状況においては裏中庭に置かれた物財のスケッチおよび写真等の記録データを用いて、中庭空間の利用状況を分析している。また、主な利用方法について居住者へのヒアリング調査を行っている。管理については、明文化されたルールがないことから、各中庭の清掃状況を記録した上で、居住者へのヒアリング調査を行っている。

第4節　既往研究と本研究の位置づけ

第1項　ネパールの歴史都市における生活と空間に関連する既往研究

本研究はネパールの歴史都市における生活と空間に関連する研究として位置づけられる。本項では、まず、歴史学・仏教学的アプローチ、文化人類学的アプローチ、建築意匠学的アプローチ、といった諸領域における歴史都市の生活と空間へのアプローチおよび既往研究について整理する。その上で、建築計画学における「生活と空間」に関する領域における既往研究について整理する。

1　歴史学的アプローチ

第1節で示したように、歴史都市であるカトマンズ盆地の歴史自体がネパールの歴史になっていること

から、歴史学の多くの文献がカトマンズ盆地の生活や空間に着目している。Wright[注51)]，Regmi[注52)]による文献はネパールの歴史研究における代表的な文献であり、時代毎の政治、国民の生活、宗教を対象としている。また、Slusser[注53)]による研究は政治の変遷だけではなく、生活文化の歴史も対象としている。

仏教学において、カトマンズ盆地は、仏教がインドで衰退した後もチベット仏教との連携によって生き残ることができた場所として取り上げられている。19 世紀前半、イギリス人の博学者 Houghton（1804-1894）がパタンの複数の仏教僧院に保管されていた歴史資料を世界に紹介した[注54)]ことによって、大乗仏教の近代的な研究が始まったともいわれている[注55)]。田中ら[注56)]は歴史的時代別にネパールにおける仏教の変遷を説明し、ネワールによる独特な「ネパール仏教」の誕生およびその現状を明らかにしている。Gellner はネワール族の在家僧侶による仏教を「ネワール仏教」とし、1930 年に再びネパールに取り入れた上座仏教との違いやヒンズー教との関係について詳しく説明している[注57)]。ネパールにおける仏教の変遷において、15 世紀のカースト制度によって出家僧侶による仏教が大きく変化したといわれている。そのため、中世期のネワール仏教についての文献[注58)]や出家僧侶のポストであった「サキャ」が僧侶層のカーストへの編入について示した文献[注59)]がある。

仏教僧院に関する文献には、代表的なものとして Locke によるカトマンズ、パタン、バクタプルの 300 件以上の仏教僧院に関するものがある。また、Kolver と Shakya[注60)]は仏教僧院の土地所有について示した資料として重要である。その他、Shakya[注61)]や Bajracharya[注62)]による各仏教僧院の歴史および現状を示すネワール語の文献、Shakya (Min Bahadur)[注63)]，Shrestha[注64)]によるネパールにおける仏教の歴史について

注 51) Wright, Daniel (1877): Nepal, History of the Country and the People, Cosmo Publications New Delhi

注 52) Regmi, D.R. (2007): Ancient Nepal, Medieval Nepal Part 1&2, Third Edition, Rupa & Co.; 石井溥、K.L. マハルジャン、山本真弓、佐藤ゆき、橘健一 (2005) : 流動するネパール、地域社会の変容、東京大学出版会 ; 石井溥 (2003) : ヒマラヤの正倉院、山川出版社 ,

注 53) Slusser, Mary Shepherd (1982): Nepal Mandala (A Cultural Study of the Kathmandu Valley) (2 Vols), Princeton University Press, New Jersey

注 54) Waterhouse, David M. (2004): The Origins of Himalayans Studies, Brian Houghton Hodgson in Nepal and Darjeeling 1820-1858, RoutledgeCurzon,

注 55) 田中公明、吉崎和美 (1998) : ネパール仏教、春秋社 , pp.34-37

注 56) 田中公明、吉崎和美 (1998) : ネパール仏教、春秋社

注 57) Gellner, David (2003): The Anthropology of Buddhism & Hinduism Weberian Themes, Oxford University Press, New Delhi

注 58) Tuladhar-Douglas, Will (2006): Remaking Buddhism for Medieval Nepal, Routledge

注 59) Shakya, Ajaya Kranti (2006): The Shakyas, Nepal Buddhist Development and Research Centre

注 60) Kolver, Bernhard and Shakya, Hem Raj (1985): Documents from the Rudravana Mahavihara, Patan

注 61) Shakya, Hem Raj (1990): Achheshwor Mahavihar Pucho, Boudha Vihar Sangha, Lalitpur（ネワール語）; Shakya, Hem Raj (Buddha S. 2524): Shivadeva Saskārita Shree Rudravarna Mahāvihār Sthita Tālapatra Abhilekha, Budhha Jayanti Samiti, Ukubāhā（ネワール語）; Shakya, Hem Raj (1973): Mayurvarna Mahāvihār, Samkshipta itihāsa（ネワール語）

注 62) Bajracharya, Hera Kaji (1999): Guita Bahi Vihār Sangha Chhagu Adhyayan（ネワール語）; Bajracharya, Hera Kaji (2000): Lalitpur Bauddha Vihār, Boudha Vihār Sangha（ネワール語）

注 63)Shakya, Min Bahadur (1986): A Short History of Buddhism in Nepal, Young Buddhist Publication

注 64)Shrestha, Khadga Man (2008): History of Buddhism in Nepal upto 1956 with Special Reference to Vajrayana Buddhism, Kathmandu

のものがある。

2　文化人類学的アプローチ

文化人類学においてはネワール族の生活文化の視点からみた歴史都市の生活と空間に関する研究が多くある。Nepali[注65)]はネワール社会のカースト、祭り、行事などについて書かれているが、対象地はカトマンズ盆地の歴史都市ではなく、キリティプル市である。

Toffinは高位カースト、農業カーストを対象とし、カースト関係、グティ関係に加えてネワール族の集住およびテリトリーに着目して、ネワールのカースト制度による社会について示している。農業カーストであるマハルジャヌの居住地においては、儀式に必要な音楽関連の組織の社会関係が重要であり、それが町単位「トル」と一致していることを示している。また、トル単位は物理的にはっきりした範囲がなくても、儀式などの際にはその範囲が明快であると書かれている[注66)]。

Gellner[注67)]はカーストを特徴とするネワールの社会構造について説明した上で、ネワール仏教における行事とその継承を担うサンガ組織とグティ組織の構造について示している。石井溥[注68)]はネワールの村落を対象とし、経済的背景や政治的背景を明らかにした上で、ネワール村落に存在する社会関係について分析し、ネワールの社会構造の特徴を詳細に示している。石井は社会関係を①家族、婚姻関係、父系親族（Phuki, Deo Puja 単位、拡大Phuki）②カースト間関係（カースト別の分業、カースト的社会慣行）③儀礼組織（一般成員グティ、限定成員グティ） の三つに分け、①と③の複数の関係が各カースト内に存在することを実証している。「ネワール社会において、居住近性は重要な要素であるが、それがそのまま明確な社会関係を生むことは殆どなく、親族関係や同カーストという関係がある場合に限り社会関係が見られるようになる。ようするに地域的にまとまった居住の形がみられても、そこに住む人みなが、そのことによって特定の関係に入るとは限らない。」と述べている。ネワール族は儀礼を重視するため、ネワールの人々の間の相互関係や協力の存続も重要であり、それは同カーストや親族が集住することによって補っていると考えられる。

また、石井はネワールの居住について複数の文献を書いており、地域社会の変容に関する文献が比較的新しいものである[注69)]。都市化による流入人口の増加、政治状況の変化などによるネワールの都市部及び農村部の①生活様式・意識の変化、②社会・文化の変容など地域社会の変容について書いている。

3　建築学的アプローチ

ネパールの歴史都市カトマンズ盆地の都市計画を示した初めての文献は1969年の「The Physical De-

注65) Nepali, G.S. (1965): The Newars,an Ethno-Sociological Study of a Himalayan Community, United Asia Publications

注66) Toffin, Gerard (2007): Newar Society, City Village and Periphery, Social Science Baha, Himal Books

注67) Gellner, David (1993): Monk, Householder, and Tantric Priest, Newar Buddhism and Its Hierarchy of Ritual, Cambridge Universigy Press

注68) 石井溥（1980）: ネワール村落の社会構造とその変化、カースト社会の変容、アジア･アフリカ言語文化叢書14、アジア･アフリカ言語文化研究所、東京外国語大学

注69) 石井溥、K.L.マハルジャン、山本真弓、佐藤ゆき、橘健一（2005）: 流動するネパール、地域社会の変容、東京大学出版会

velopment Plan for the Kathmandu Valley」である[注70)]。この都市計画はネパール政府によるものであり、スウェーデンとオーストリアのプランナーが関わっている。この計画にはカトマンズ盆地の全ての集落における人口密度､歴史的建造物のリストなどが含まれている[注71)]。その次にPruschaによる1975年の「Kathmandu Valley」[注72)]には盆地内に存在する三つの主な都市を含めた29の都市・集落についての空間およびそこに存在するすべての歴史的建造物（寺院、仏教僧院、チャイティア、ヒティ等）の概要（地図、写真、文章など）が書かれている[注73)]。

The Bhaktapur Development Programの一環として1974～1991年までにGerman Agency for Technical Cooperationによって行われた研究が、ネパールの歴史都市の空間構成に関する最初期の研究として重要であるとされている。このプロジェクトによって発表された論文で初めて歴史都市の空間的特徴を示した。バクタプル旧市街地においてWard（区）より小さいコミュニティ単位が存在すること、また、それがトルと必ずしも一致しないことを示している。また、旧市街地の複数の広場の特徴を示し、都市の構成を示している[注74)]。Gutschowは同じく、カトマンズおよびパタンの旧市街地における都市空間の構成についても書いており、2011年発行の「Architecture of the Newars」[注75)]ではそれまでの研究[注76)]を総括し、三つの時代、すなわちEarly Period, Malla Period, Modern Periodにおける建築の特徴を説明し、近代建築や郊外住宅街など新しい建築様式についても触れている。

・建築史学（建築意匠学）に関する研究

ネパールの建築様式についての最初の文献はKorn[注77)]によるものである。中世期の王宮から寺院、仏教僧院、ヒティ、ファイルチャのような歴史的建造物だけではなく、ネワール族の住様式についても図面化し、まとめている。

注70) His Majesty's Government of Nepal (1969): The Physical Development Plan for the Kathmandu Valley, Department of Housing and Physical Planning

注71) これに関連して、Town Development Implementation Act in 1972が作成され、1976年にTown Development Committee (KVTDC)を設立された。

注72) Pruscha, Carl (Goverment of Nepal with the United Nations and UNESCO) (1975): Kathmandu Valley, Preservation of Physical Environment and Cultural Heritage A protective Inventory vol 2, Anton Schroll & Co., Vienna,

注73) PruschaはViennaの建築家であり、彼の研究によりカトマンズ盆地の自然資源ゾーン、Monument Zoneおよび772件に昇る歴史的建造物を発表することができたことから1979年にカトマンズ盆地の7ヶ所を世界文化遺産として登録することができたといわれている。(Gutschow, Niels (2011): Architecture of the Newars, A History of Building Typologies and Details in Nepal, Serindia Publications, The Beginning of Town Planning　pp.965-967参照)

注74) Gutschow, Neils and Kolver, Bernhard (1975): Ordered Space Concepts and Functions in a Town of Nepal, Weisbaden, Steinrverlag;

注75) Gutschow, Niels (2011): Architecture of the Newars, A History of Building Typologies and Details in Nepal, Serindia Publications

注76) Gutschow, Niels (1980): Functions of Squares in Bhaktapur, AARP, XVII pp. 57-64 ; Gutschow, Niels (1976): The Pujahari Math, A survey of Newar Building Techniques and Restoration Methods in The Valley of Kathmandu, East and West 26, pp. 191-204; Gutschow, Niels (1981b): Patan, Historical Development, Spatial Structure and Ritual Topography, Khumbu Himal 13(4), pp. 262-72; Gutschow, Niels (1981a): Kathmandu, Historical Development, Spatial Structure and Ritual Topography, Khumbu Himal 13(3), pp. 247-57; Gutschow, Niels and Vajaracharya, Madan (1977): Ritual as Mediator of Space in Kathmandu, Journal of Nepal Research Society, I (Humanities), pp.1-10

注77) Korn, Wolfgang (1986): Traditional Architecture of the Kathmandu Valley, Ratna Pustak Bhandar, Kathmandu

次に日本工業大学調査団による一連の研究[注78)]があり、ネパールの王宮および仏教僧院の建築様式について多くのことを明らかにしており、ネパールの建築様式に関する貴重な資料となっている。また、調査団の研究者達が個別に行った関連研究が複数ある。波多野は仏教僧院の平面構成と王宮建築について考察している[注79)]。黒津と渡辺はネパールの中庭建築として、王宮の中庭について研究を行っている[注80)]。

Becker-Ritterpach はカトマンズ盆地に存在するすべてのヒティの現状を把握した上で建築様式についてまとめている[注81)]。佐藤はカトマンズ市（121 件）、パタン市（91 件）、バクトプル市（33 件）の寺院建築の平面と概要をまとめている[注82)]。また、中国の寺院と比較し、ネパールの寺院には門らしきものが殆どなく、都市空間と寺院が一体化しているという特徴を指摘している。Gutschow はカトマンズ盆地に存在する 2000 以上のチャイティについて調査研究を行い、チャイティアの装飾についての詳細な分析を踏まえた研究を行っている[注83)]。

・建築計画・地域計画に関する研究

ネワールの伝統的住宅の空間構成に関しては、塩谷らによる住居学的な研究がある[注84)]。ネワール族の住居では階毎に生活空間が分けられているが、そういった空間構成は浄・不浄の概念にもとづいている。しかし、その浄・不浄の概念は日常と非日常（出産の儀礼、葬儀の儀礼など）で異なっている。塩谷らはそのことを現地の居住者の行動に関する聞き取り調査に基づいて詳細に示し、ネワール族の住まいの空間概念を明らかにしている。Scheibler はバクタプルを対象に調査研究を行い、ネワールの住居の変容についての研究を博士論文としてまとめている[注85)]。Shokoohy らはカトマンズ盆地のキリティプル市を対象とし、都市空間、人々の生活、空間利用、インフラ整備、観光などに関する複数の研究をまとめている[注86)]。その

注 78) 日本工業大学ネパール王国古王宮調査団 (1981) : ネパールの王宮と仏教僧院 , 中央公論美術出版 ; 日本工業大学ネパール王国古王宮調査団 (1998) : ネパールの仏教僧院 , 中央公論美術出版 ; 藤岡 通夫 , 日本工業大学ネパール調査団 (1992) : ネパール建築逍遥―一本の古柱に歴史と風土を読む , 彰国社

注 79) 波多野純 (1984) : ネパールにおける仏教僧院平面の変遷と王宮建築、仏教芸術 152、pp.88 ～ 103

注 80) 黒津高行、渡辺勝彦 (1990) : チョク建築の構造、ネパールの王宮における中庭建築の研究その1, 日本建築学会計画系論文報告集 , 第 480 号 ,pp.104 ～ 109 ; 黒津高行 (1990) チョク建築の機能 : ネパールの王宮における中庭建築の研究その 2、日本建築学会計画系論文報告集 第 412 号 , pp. 97-107

注 81) Becker-Ritterpach, Ramud O. (1995): Water Conduits in the Kathmandu Valley,Munshiram Manoharlal Publishers

注 82) 佐藤正彦 (2011) : ヒマラヤの寺院、鹿島出版社

注 83) Gutschow, Niels (1997): The Nepalese Chaitya-1500years of Buddhist Votive Architecture in the Kathmandu Valley-, Axel Menges, Stuttgart, London

注 84) プラジャパティ ラトナ ケサリ , 谷内 麻里子 , 塩谷壽翁 (2008) : ネワール族の住まいにおける人びとの行動と空間認識から見いだされる空間概念 : ネパール・カトマンドゥ盆地のコカナとブンガマティの場合 , 日本建築学会計画系論文集 第 73 巻 第 627 号 , pp.939-946 ; プラジャパティ ラトナ ケサリ , 谷内 麻里子 , 塩谷壽翁 (2008) : ネワール族の儀礼および祝祭行事における人びとの行動から見いだされる住まいをつくりだす空間概念 : ネパール・カトマンドゥ盆地のコカナとブンガマティの場合 , 日本建築学会計画系論文集 第 73 巻 第 631 号 , pp.1861-1868 ; 谷内 麻里子 , 塩谷壽翁 (2009) : ネワール族の住まいをつくりだす空間概念の連続性と変化 -- ネパール・カトマンドゥ盆地のキルティプールの場合 , 日本建築学会計画系論文集 第 74 巻 第 638 号 , pp.839-846

注 85) Scheibler, Giovanni (1982): Building Today in a Historical Context, Bhaktapur, (Approval as a Doctoral Thesis from the Swiss Federal Institute of Technology, Zurich)

注 86) Shokoohy, Mehrdad and Shokoohy, Natalie H. (1994): Kirtipur, Urban Community in Nepal-Its People, Town Planning, Architecture and Arts, ARAXUS, South Asian Series, London

中でもBaraniによる空間利用に関しての研究には表の共用空間と裏の共用空間の存在を示している[注87)]。

Tiwariはリチャビ期以前の歴史資料を用いて、カトマンズ市のハディガウン地区における都市空間の特徴を解明しており、歴史的文書から地形学的（Topographical Features）に都市空間を初めて示した。彼は歴史資料に記載されている場所を特定し、カトマンズ旧市街地の地図上97ヶ所に示している[注88)]。また、布野研究室の黒川賢一ら[注89)]によるカトマンズ市のハディガオンを対象としたもの やPantによるティミ市の集落の研究[注90)]は、カトマンズ盆地内の複数の集落の空間構成について明らかにしている。プロダン[注91)]はカトマンズ盆地における都市の外部空間の構成に着目し、観光地における空間に対する意識と空間構成のエレメントの特性を明らかにしている。

パタン旧市街地における空間構成についての主な研究にはGutschowとPantによるものがある。パタン旧市街地の町単位「トル」の具体的な名前や寺院名を歌詞にした1653年の歴史資料[注92)]があり、Gutschowはこの歌詞に基づいて、当時の36件のトル、23件の寺院の現存を確認し、それらの位置を地図上に示している。また、中庭の数が千件以上に上るパタン市街地を「A City of Courtyards」と呼んでおり、広い通路や中庭もあれば、狭い通路や中庭も多くあり、パブリック空間とプライベート空間を区別できること、職業別のカーストによるネワールの集住の現状や都市空間を取り巻く儀式（Urban Ritual）に基づいてパタン旧市街地の特徴を示している。仏教僧院のムーバハを全て巡回する儀式「Bāhā Pujā」（18ヶ所）や仏教に関わる僧院・寺院・ストゥーパを巡回する儀式「Matayā」（2000ヶ所以上）をはじめとする、複数の儀式によって旧市街地に連続性が形成されていることについて書かれている[注93)]。

パタン旧市街地は王宮を中心にほぼ直交する二本の道路によって町が四分され、この二本の道路の両端にアショーカ・ストゥーパがある。これらのストゥーパはインドのアショーカ王朝がカトマンズを訪問し、建てたという説があるが、実証はされていない。この二本の道路とストゥーパの位置に着目し、Pantらは幾何学的な分析を行い、パタン旧市街地の空間構成を解明することを試みている。また、古代のモデュー

注87) Barani, Marc (1994): The Residential Unit, Symbolic Organization, Kirtipur,pp.63-74

注88) Tiwari, Sudarsan (2001): Ancient Settlement of Kathmandu Valley, Centre for Nepal and Asian Studies, Tribhuvan University

注89) 黒川 賢一、布野修司、パント モハン、横井 健(1998)：ハディガオン（カトマンズ，ネパール）の空間構成：聖なる施設の分布と祭祀，日本建築学会計画系論文集 第514号，pp.155-162; 黒川 賢一、布野修司、パント モハン、横井 健(1999)：ハディガオン（カトマンズ，ネパール）の空間構成 その2：住居，ダルマサール，辻と住区構成，日本建築学会計画系論文集，第525,pp. 191-199

注90)Pant, Mohan & Funo, Shuji (2001): Ancentral Shrine and the Structure of Kathmandu Valley Towns : The Case of Thimi,J. Archit. Plann. Environ. Eng., AIJ, No. 540号，pp.197-204; Pant, Mohan & Funo, Shuji (2001): Analysis of Settlement Clusters and the Development of the Town of Thimi, Kathmandu Valley,J. Archit. Plann. Environ. Eng., AIJ, No.543号，pp.177-185

注91) プロダン スラズ、栗生明、積田洋、鈴木弘樹（2005）：指摘法による広場の空間構成要素の分析：ネパールにおける外部空間構成の研究（その1）日本建築学会計画系論文集 第589号，pp.63-70；プロダン スラズ、積田洋、鈴木弘樹、、栗生明(2006):空間意識と構成エレメントの特性によるネパールの広場の分析：ネパールにおける外部空間構成の研究（その2）日本建築学会計画系論文集 第607号，pp.57-63

注92) Sharma, Kunu (1961): Kirtipataka, Tranlated by Yogi Naraharinath, Jagadamba Prakashan

注93)Niels Gutschow (2011): Architecture of the Newars, A History of Building Typologies and Details in Nepal, Serindia Publications p.110-115

ル Rajju を用いて、旧市街地全体の構成をみている[注 94)]。また、Pant らはパタン旧市街地における集住の形態（Settlement of Community）についての研究も行っている。仏教僧院の主僧院と副僧院の関係およびサンガ組織に基づく僧侶層の集住[注 95)]と農業層のジャプ達の集会場「Chapat」に基づく集住コミュニティといった集住[注 96)]のタイプがあるとしている。

第 2 項　共用空間の管理からみた居住地マネジメントに関連する既往研究

本研究は共用空間の管理からみた居住地マネジメントに関する研究として位置づけられる。本項ではまず、日本における共用空間の管理に関連する既往研究を整理し、次に、居住地マネジメントへのコモンズ論の適用に関連する既往研究について整理する。

1　日本における住居・住環境の管理に関する研究

日本において管理研究は、戸建て住宅が中心であった時期には住居管理、住宅管理が中心であり、公営住宅、公団住宅といった公的な集合住宅が大量に供給された時期（戦後期）には維持管理研究が中心であった。1962 年に区分所有法が成立してからは分譲マンションが多く建てられるようになり、1980 年代にはそれらのマンションの老朽化による問題、また、区分所有による所有関係の複雑化といった問題が発生し、民間共同住宅に関する研究が増加した[注 97)]。1980 年代には管理の方法や管理システムの設定のあり方についての研究[注 98)]、管理とコミュニティ形成の関係についての研究[注 99)]、管理参加困難層に着目した研究がみられた。1990 年代には分譲共同住宅の賃貸化が進んだ場合の管理方法や具体的な管理指針についての研究がみられた[注 100)]。

20 世紀末からは少子高齢化、ストック活用といった時代の変化に伴い、管理研究は地域の住環境管理に

注 94) Pant, Mohan & Funo, Shuji (2007): Stup & Swastik, Historical Urban Planning Principles in Nepal’s Kathmandu Valley, Part 3 Spatial Order: The Ancient System of Measure and Planning Modules, Part 4 The Four Stups and the Planning Grid of Patan, Kyoto University Press ; Pant, Mohan & Funo, Shuji (2004): Considerations on Modular Messures in The Layout of Coutyard Settlement Quarters of Patan City : A Study on the Planning Modules of Kathmandu Valley Towns (Part II),J. Archit. Plann. Environ. Eng., AIJ, No.580, pp.103-110

注 95) Pant, Mohan & Funo, Shuji (1998): Spatial Structure of a Buddhist Monastery Quarter of the City of Patan, Kathmandu Valley, J. Archit. Plann. Environ. Eng., AIJ, No.513, pp.183-189

注 96)Pant, Mohan & Funo, Shuji (2000): Spatial Structure of the Jyapu Community Quarters of the City of Patan, Kathmandu Valley, J. Archit. Plann. Environ. Eng., AIJ, No.527, pp.177-184

注 97) 齊藤広子、中島明子（2010）：住宅管理・居住地管理 , 財団法人住宅総合研究財団編 現代住宅研究の変遷と展望 , 第Ⅰ部 -6 章 , 第Ⅱ部 3-4, 丸善出版社 ,pp.125-140 と pp.341-345

注 98) 延藤安弘（1984）：マンション管理とコミュニティ形成、集合住宅管理の課題と展望ー都市研究報告第 8 号ー神戸都市問題研究所編、勁草書房、pp.129-140

注 99) 齊藤広子、梶浦恒男、齊藤広子 (1989)：分譲共同住宅における管理参加困難層に関する研究、日本建築学会計画系論文報告集、第 405 号、pp.129-140;

注 100) 平田陽子（1992）：分譲共同住宅の管理システムに関する研究； 齊藤広子 (1992)：共同住宅管理への居住者参加に関する研究

関する研究としても行われるようになった。計画的住宅地を扱った研究には乾ら[注101)]、齊藤ら[注102)]による研究等がある。海外の管理体制についての研究にはイギリスの住居管理についての中島による研究[注103)]とフランスにおける共同住宅における伝統的管理人ガルディアンの役割についての関川による研究がある[注104)]。また、1990年代には管理ルールの執行を重視するのではなく、住み手自身が住まいに愛着を持ち、住まいと近隣への思いやりをベースとした愛着的管理という考え方、使われ方や管理実態の分析を扱った研究もみられた[注105)]。計画的住宅地ではない居住地を対象とした研究には1980年代の西村による研究がある。西村は計画的な低層集合住宅だけではなく、奈良県橿原市今井町の木造住宅群を伝統的低層集合住宅地と捉え、住宅地内の道路や水路、駐車スペースなどを共用空間として扱っている。共用空間における居住者の空間利用とその管理への参加について実態調査を行い、伝統的低層集合住宅では慣行によって管理が維持されていることを示している[注106)]。

一方、齊藤は建物の敷地レベルから、近隣レベル、地域レベルまで含めたエリアマネジメントを住環境マネジメントと定義し、住環境マネジメントのために、アメリカ型の所有者による組織HOA（Houseowners Association）を取り上げ、日本型のHOA、地主主導型マネジメント方式、専門会社型マネジメント方式などを提案している。基本の手法としては所有者あるいは利用者からなるグループを作り、管理組織を設立することを提案し、それを取り巻く管理体制、管理費用、管理ルールの必要性を述べているが、これらを内部マネジメントシステムと位置づけ、外部の行政や専門家の支援体制も含めたものは社会的マネジメントシステムと位置づけている。また、住環境マネジメントの10法則を①空間のつくり方とエリアの設定の仕方、②設定されたエリア内でのマネジメントの仕組み（内部マネジメントシステム）③それを推進するための法制度などを社会的なマネジメントシステムに分類して述べている[注107)]。

2　コモンズ論からのアプローチ

日本においては高度経済成長に伴い、住宅の大量供給が行われ、地域の伝統的な風景が失われてきたといわれる。その一つの理由は近代都市計画において、地域の空間を公と私の役割分担論に基づいて分けたことにあるといわれる。次第に公と私の役割分担論に対する批判が行われ、公私の段階構成論に基づいてニュータウン計画が行われた。この場合は段階構成論に基づくニュータウン計画は都市ー地区ー団地ー住棟ー住戸というツリー構造の空間モデルであることから、公的なサービスを受けるときは効率的にかつ公平に行われる。しかし、一番下の層である住戸同士の繋がりができにくく、伝統的な地域にみられるような近隣づきあいの欠如・希薄化の問題、共同的空間の利用や管理の問題が発生し、また、地域としてのま

注101) 乾康代(2002)：住環境管理のための戸建て住宅地計画に関する研究

注102) 齊藤広子・中城康彦(2004)：コモンでつくる住まい・街・人

注103) 中島明子（1992)：イギリスの地方自治体における住居管理、京都大学、工学博士学位論文

注104) 関川華(2011)：フランス首都圏の共同住宅管理におけるガルディアンの役割に関する研究、京都大学、工学博士学位論文

注105) 延藤安弘（1993)：居住者参加型集合住宅管理に関する比較研究、住宅総合財団研究報告書；山本茂(2006)：計画的新市街地の成熟過程における住環境マネジメントに関する研究

注106) 西村一朗(1982)：都市集合住宅共用空間の共同管理に関する研究、京都大学、工学博士学位論文

注107) 齊藤広子(2011)：住環境マネジメント，住宅地の価値をつくる，pp.18-33,pp.230-236，学芸出版社

とまりや共同体の形成が困難である[注108)]。

少子高齢化やストック型社会に突入した21世紀になってからは、上記のような共同体あるいは共同性の考えの必要性が重視されるようになっており、「コモンズ論」を建築学あるいは都市計画学に導入する試みがみられる[注109)]。

「コモンズ論」は自然資源あるいは人工資源の過剰利用による悲劇について1968年にHardinが書いた「コモンズの悲劇」という論文[注110)]によって注目されるようになり、その後、この論説を批判する多くの研究者によりコモンズの概念について研究が続けてきた。その中でも、コモンズの悲劇が起こらないようにするための社会的条件を世界中の5000程度のフィールド調査から提案したOstrom[注111)]による概念が広く使われている。Hardinは資源そのものをコモンズとし、コモンズが、利用に関するルールを持たないままオープンアクセスによって利用されるため、過剰利用の問題に陥るとしている。それに対して、Ostromはまず、資源をCommon Pool Resource「(資源を利用することで利益を享受しようとする）フリーライダーを排除することが難しい自然資源あるいは人工自然」とし、その資源をガバナンスする仕組みには単位資源Resource Unit「利用するそのもの、魚場であれば魚」と資源システムResource System「単位資源を生み出すための条件、たとえば魚場であれば水環境」の2つに分けている。この2種類の仕組みいずれにおいても必要なルールを作ることが重要であるが、Ostormはそのルールが守られているかどうかをモニタリングする主体の必要性およびルール供給の問題のジレンマを示した。そして、そのジレンマを解決するためにCommon Property Regime（地域コミュニティによる共同所有・管理制度）が優位であることを示した。その理由としては①信頼的コミットメント　②モニタリングコストの低減　②環境変化に対応した適切なルール進化、の3点をあげている。また、コモンズの制度が長期的に持続するための８つの原則を示している[注112)]。

日本においてはコモンズ概念を取り入れた研究は1990年代以降にみられるようになった。井上はコモンズ研究の第一人者であり、インドネシアの実態調査を通じて、森林保全におけるコモンズ概念の有効性について示している。コモンズとは「自然資源の共同管理制度、および共同管理の対象である資源そのもの」とした上で、自然資源を利用しアクセスする権利が一定の集団に限定されているものをローカルコモンズとしている。また､利用に関する規制の有無によってルーズなコモンズとタイトなコモンズを区別した上で、

注108）高田光雄（2009）：ひととまちの関係性とコモンズの可能性，上町台地コミュニティデザイン研究会編，地域を活かすつながりのデザイン

注109）西村幸夫（2005）：コモンズとしての都市空間，岩波講座　都市の再生を考える7；高村学人（2012）：コモンズからの都市再生，ミネルヴァ書房

注110）Hardin,G.(1968): The Tragedy of the Commons, Science 162, pp.1243-1248

注111）Ostrom, Elinor（1990): Governing the Commons, The Evolution of Institutions for Collective Action, Cambridge University Press

注112）Ostormによる8つの原則は　①コモンズの境界が明らかであること、②コモンズの利用と維持管理のルールが地域的条件と調和していること、③集団の決定に構成員が参加できること、④ルールが遵守についての監視がなされること、⑤違反へのペナルティは段階を持ってなされること、⑥紛争解決のメカニズムが備わっていること、⑦コモンズを組織する主体に権利が承認されていること、⑧コモンズの組織が入れ子状になっていること（Ostorm（1990）に記述の内容を日本語訳している高村学人（2012）のpp.40から引用）

地縁や立場を超えた多様な主体が協働する環境資源の共同管理すなわち「協治」論を展開している[注113)]。さらに、三保らとの共著では協治戦略をとりえない場合には、抵抗戦略が必要であることも示している[注114)]。

三俣らは、日本の伝統的入会地を「閉じたコモンズ」、万人権のあるイギリスの広場を「開いたコモンズ」とし、現代において共的領域の天然資源を管理するには、「開きつつ閉じ」「閉じつつ開く」という、バランスの良いコモンズの必要性について指摘をしている[注115)]。

新保らはコモンズ論で注目してきた過剰利用の問題ではなく、過疎化や高齢化が進む日本の農山漁村にみられる、地域の自然資源の利用と管理の担い手が減少し消滅の危機にあるという問題、すなわち過少利用の問題に着目している。人手を入れて維持する資源（伝統的な農業のインフラ）を「人為ストック型コモンズ」とし、人手を入れないが、採取の対象となる資源（海）を「採取型コモンズ」というようにコモンズを分類した上で、前者には人手、後者には監視の目が不足していることをフィールド調査によって示している[注116)]。

以上のようにコモンズ論は主に、自然資源の共同管理について議論を進めてきたが、近年は都市空間や住環境を資源として捉え、コモンズ論の適用の可能性について示した文献もみられている。高村は都市の小公園、集合住宅と共用施設、まちなみ景観等、その管理状況が地域コミュニティにとって大きな影響を与える資源をコモンズとしている。公園を利用する個人が利用ルールや管理ルールを作成し、共同で管理していくことで賑わいが生まれてくると考えており、都市空間に賑わいやつながりを持たすことを都市再生と位置づけている[注117)]。平竹は地元のまちづくり組織による土地利用の協同化の推進により中心市街地の再生を成功させた高松市・丸亀町商店街のまちづくり株式会社と長浜市の株式会社・黒壁の事例に注目し、地域主体と土地所有者の関係また、土地協同所有権についてのべている[注118)]。森重と賀来らは、公団地におけるコモンズ論の適用を試みている[注119)]。

注 113) 井上 真（2004）：コモンズの思想を求めて、岩波書店

注 114) 三俣 学，菅 豊，井上 真（2010）：ローカル・コモンズの可能性―自治と環境の新たな関係，ミネルヴァ書房

注 115) 三俣 学，室田 武，森元 早苗（2008）：コモンズ研究のフロンティア，山野海川の共的世界，東京大学出版会

注 116) 新保 輝幸，松本 充郎（2012）：変容するコモンズ―フィールドと理論のはざまから、ナカニシヤ出版

注 117) 高村学人（2012）：コモンズからの都市再生，ミネルヴァ書房

注 118) 平竹 耕三（2002）：コモンズとしての地域空間―共用の住まいづくりをめざして，コモンズ；　平竹 耕三（2006）：コモンズと永続する地域社会，日本評論社

注 119) 森重幸子，高田光雄，安枝英俊，加来真一，飯田健太郎，西井洋介（2002）：コモンズ概念の市街地住環境への適用：コモンズの視点から見たマスハウジング期公的住宅団地の外部空間に関する研究 その 1 学術講演梗概集．計画系 2002(E-2), 85-86；加来真一，高田光雄，安枝英俊，森重幸子，飯田健太郎，西井洋介（2002）公的住宅団地の外部空間を対象としたケーススタディ：コモンズの視点から見たマスハウジング期公的住宅団地の外部空間に関する研究 その 2 学術講演梗概集．計画系 2002(E-2), 87-88；加来真一，高田光雄（2003）公社建替団地を対象とした具体的検討：コモンズの視点からみた公的住宅団地の運営システムに関する研究 その 2　学術講演梗概集．E-2, pp. 397-398；高田光雄，加来真一（2003）：住宅団地運営システムにおけるコモンズ概念の検討：コモンズの視点からみた公的住宅団地の運営システムに関する研究 その 1　学術講演梗概集．E-2, pp.395-396

第 4 項　本研究の位置づけ

1　ネパールの歴史都市における生活と空間からみた地域計画に関する研究としての位置づけ

本研究はまず、ネパールの歴史都市における生活と空間からみた地域計画に関する研究として位置づけられる。第 1 項で示したように、歴史都市を対象とした既往研究には建築様式に関する建築意匠学的なの研究や旧市街地の空間構成に関する建築計画学的なの研究、ネワールの住様式に関する人類学的な研究などがあるが、現在の生活を対象とした研究はみられない。

本研究では中庭型集住体の生活と空間において、①旧市街地と新市街地の居住者の生活の比較、②旧市街地の 65 件の事例調査に基づく中庭型集住体における宗教空間と居住空間の重層性の実態、③表中庭と裏中庭の空間利用について悉皆調査を行っている。住宅内での生活と空間に限定せず、歴史的環境を生かした外部空間における居住者の生活と空間に着目しており、地域計画の研究として位置づけることができる。

2　共用空間の管理からみた居住地マネジメントに関する研究としての位置づけ

本研究では歴史都市の共用空間の「管理システム」を扱っている。管理システムは日本の建築計画・住宅計画の分野において、居住地マネジメント研究の領域で取り上げられている。住宅管理や住居管理研究が共同住宅の増加とともに、住宅レベルから共同住宅の共的レベル、地域レベルへと広がり、ハウジングマネジメントに発展しており、住環境マネジメントや居住地マネジメント研究ともいわれている 。しかし、これらの管理研究は既成市街地の共用空間の管理問題に着目したものではなく、あくまでも公的あるいは民間の集合住宅の管理問題を主点に発展したものであり、主に地区計画や建築協定のある地域を対象とした研究である。また、既成市街地の居住地マネジメント（空き地・空き家問題に対しては地域マネジメント ）においては歴史的に存在する管理システム（京都の場合は両側町、学区単位、町内会によるルール等）に着目するのではなく、共同住宅における居住地マネジメント研究と同様な手法を適用する形（新たなルールの形成、新たな組織の作成、合意形成の困難さ、等）である。

本研究の立場は既成市街地に歴史的に存在する共用空間の管理システムの実態を解明し、現代にも適合しながら良好な状態で継承される共用空間の管理システムのあり方を探ることであり、居住地マネジメント研究として位置づけられる。本研究では、ネパールの歴史都市の共用空間において、今まで検討されてこなかった、共用空間である中庭の権利関係としての所有と利用の関係に着目している点に独創性がある。また、中庭の管理実態の解明には、管理にかかわる主体の関係をみる必要があるが、本研究では管理にかかわる主体においては地域のコミュニティ単位や居住者によるさまざまな組織、伝統的に存在する宗教関連の主体、そして行政関連の主体に着目して実際に行われている管理行為の分析を行っている。そのため、都市化の進行にある歴史都市ならではの主体やその共同的管理の実態を示すといった特色が本研究にある。

一方で、管理の研究は近年、コモンズ論の知見を踏まえて行われるものが注目されている。ネパールの歴史的建造物の管理においてはグティ組織が存在しており、グティによって中世期からの歴史的建造物が生き残っているという事実がある。そのことからは歴史的建造物という Common Pool Resource がグティと

いうCommon Property Resime によって持続的に共同管理されてきたと考えられる。また、Resource Unit は歴史的建造物であり、Resource Systemは周りの社会環境と考えられ、グティ地の売買などのルールが守れなくなった環境によって歴史的建造物が老朽化し、崩壊していく、いわゆるコモンズの悲劇が発生しているといえる。共用空間である中庭や路地もCommon Pool Resourceであるが、Common Property Regime は上記のようにはっきりしていない。ここで過剰利用による悲劇を避けるにはルールやモニタリング役をする主体が必要となる。その主体が慣行的には近隣住民であるが、都市化による居住者の住み替えといった理由により近隣住民の間のルールが機能しない場合に悲劇が起こっていると考えられる。

本研究では、歴史的に存在する中庭の利用と管理に着目し、中庭はどのようなコモンズとして継承されているかを考察している。その観点から、本研究は居住地マネジメントの研究としても位置づけられる。

第5節　論文の構成

図1-23に本論文の構成を示した。本論は、序論（1章)、本論（第2章～第6章)、補章、結論（7章）で構成される。

第1章は序論であり、ネパール歴史都市の変遷と都市化の現状、歴史都市における保全・継承の取組を示した上で、歴史的建造物の管理組織の存在とその周辺環境の継承に対する課題について整理している。また、ネパールの歴史都市における中庭型集住体の存在と共用空間である中庭空間の概要について示した上で、共用空間の管理システムの捉え方を整理している。その上で、本研究の目的とそれを達成するための課題の設定、研究の対象・体制・方法の説明、および研究の位置づけを行っている。

第2章では、中庭型集住体における生活実態を明らかにしている。まず、歴史都市パタン市の中庭型集住体を含む旧市街地と新しく開発された新市街地の生活空間の実態と一日の過ごし方の比較分析を行っている。次に、旧市街地で見られる、周辺寺院および僧院の巡拝行動と集まり場での行為について把握した。これらを踏まえて、歴史都市における新旧市街地での近代的生活の実態を明らかにし、中庭型集住体での生活の特徴を明らかにしている。

第3章では、歴史都市における中庭型集住体の空間構成を分析している。まず、歴史的背景から出家僧侶の居住の場であった仏教僧院「バハ・バヒ」がどのように宗教的空間をもつ住居として発展したかを明らかにしている。次に、原型に近いバハ・バヒの空間構成に基づいて、中庭型集住体の空間構成の分析のための視点として①中庭を囲む僧院建物の囲み形状、②中庭の通り抜けの可否と出入り口の制御の有無、の2つを設定し、パタン旧時が位置の65件のバハ・バヒの空間構成を分析している。

第4章では歴史都市における中庭型集住体の共用空間「表中庭」の所有と利用について明らかにしている。第3章では単体の中庭型集住体における空間構成を分析したが、第4章、第5章、第6章では、それらの複数の中庭型集住体が集合した街区を対象にしている。第4章では住宅へのアクセスに利用される「表中庭」3件を対象とし、法的資料を基に各中庭の所有を明らかにした上で、利用については、二つの時期の平日

と休日、計 4 日の観察調査に基づいて明らかにしている。

第 5 章では、第 4 章で対象とした街区における表中庭の管理について明らかにしている。表中庭の管理には所有者である行政や地域活動の組織トル・コミティだけではなく、複数の組織がかかわっていることから、まず、中庭型集住体におけるコミュニティ単位について整理し、管理にかかわる主体を宗教関連、居住関連、行政関連に分類した上で、表中庭で行われている管理行為において各主体が行っている行為を意思決定・業務実施・費用負担に分けて分析している。それを踏まえて、表中庭の管理においてどの主体がどのような役割を果たしているかを明らかにしている

第 6 章では､第 4 章と第 5 章と同じ街区を対象とし､住宅へのアクセスに利用しない｢裏中庭｣27 件の所有、利用、管理について明らかにしている。まず、法的資料に基づいて裏中庭の所有を把握し、次に、裏中庭の利用状況について悉皆調査を行い、中庭の機能について分析、中庭の状況に基づいて類型化および事例

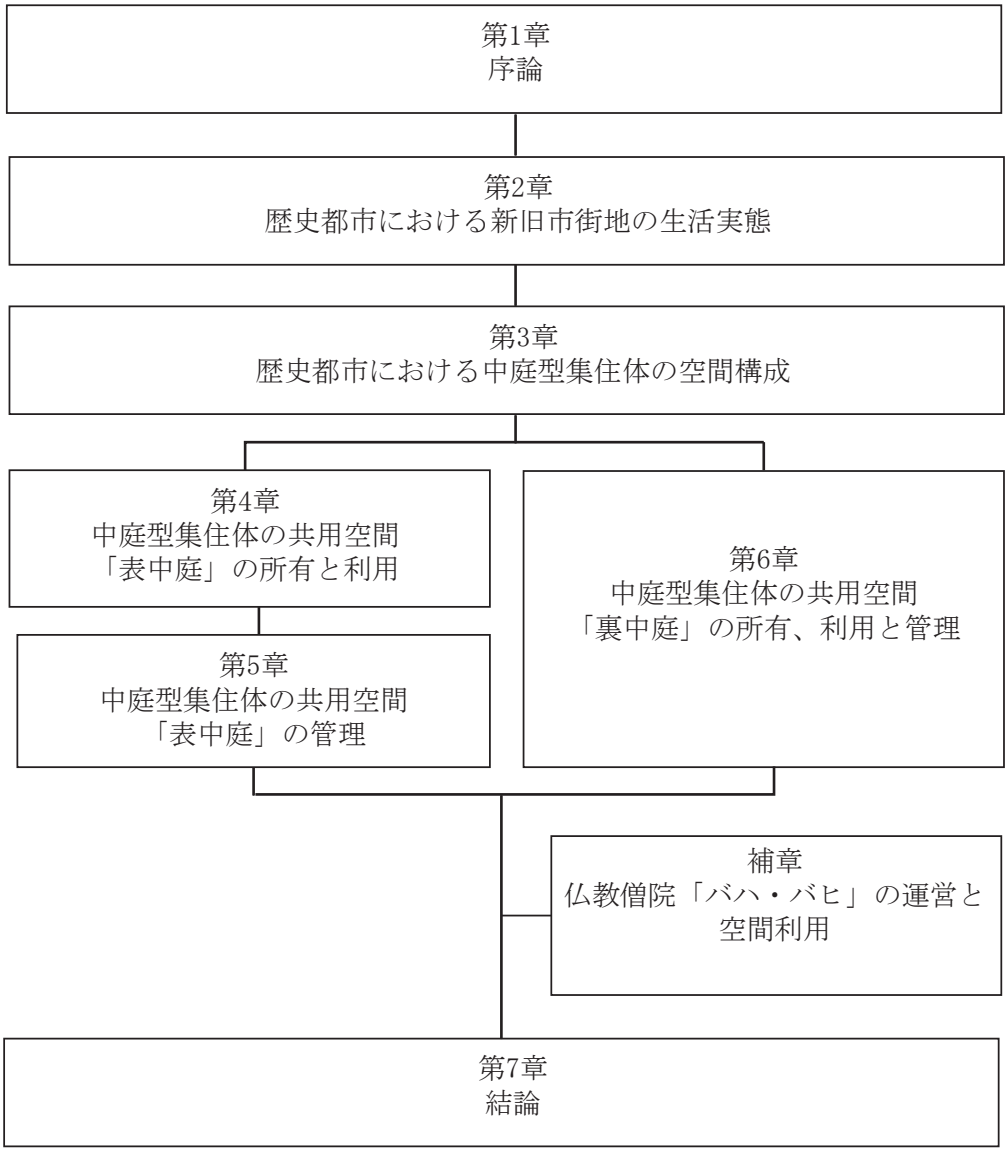

図 1-23　本論文の構成

分析を行っている。

補章では、歴史都市として重要な文化財である仏教僧院がどのように運営されているかその運営の実態と僧院建物内の空間利用について明らかにし、保全・継承のための課題について示している。歴史的に重要とされる主僧院ムーバハ 16 件、ムーバヒ 21 件と副僧院カチャバハ 28 件を対象にしている。

第 7 章では、各章から得られた知見をまとめた上で、本研究の結論を述べている。また、本研究で得られた知見をもとに、歴史都市の保全・継承における共用空間の管理システムに対する提言および研究応用の可能性について述べている。

第1章の 参考文献

・Amaya, Shaphalya (2007): Monument Conservation in Nepal, Vajra Publications

・Ancient Monument Preservation Act 1956

・Apartment Ownership Act 1997

・Bajracharya, Hera Kaji (1999): Guita Bahi Vihār Sangha Chhagu Adhyayan （ネワール語）

・Bajracharya, Hera Kaji (2000): Lalitpur Bauddha Vihār, Boudha Vihār Sangha (ネワール語)

・Bajracharya, Siddhi Bahadur (2008): Role of Art and Architecture in Harmonious Cities, Sahari Bikasa, Six Monthly Bulletin, Department of Urban Development & Building Construction, Ministry of Physical Planning and Works

・Barani, Marc (1994): The Residential Unit, Symbolic Organization, Kirtipur, pp.63-74

・Becker-Ritterpach, Ramud O. (1995): Water Conduits in the Kathmandu Valley, Munshiram Manoharlal Publishers

・Building Bylaws 2007

・Department of Archeology & UNESCO (2007): KVWHS Management Handbook for Patan Durbar Square Monument Zone

・Fürer-Haimendorf, Christoph von (1956): Elements of Newar Social Structure, The Journal of the Royal Anthropological Institute of Great Britain and Ireland, pp.15-38

・Gellner, David (1984): Review Article, Cities and Mandalas, Contributions to Nepalese Studies, CNAS, Tribhuvan University, Vol. 12, No.1 (Review of the book“ Panauti, une Ville au Nepal” written in French)

・Gellner, David (1993): Monk, Householder, and Tantric Priest, Newar Buddhism and its Hierarchy of Ritual, Cambridge Universigy Press

・Gellner, David (2003): The Anthropology of Buddhism & Hinduism Weberian Themes, Oxford University Press, New Delhi

・Gutschow, Niels (1976): The Pujahari Math, A survey of Newar Building Techniques and Restoration Methods in the Valley of Kathmandu, East and West 26, pp. 191-204

・Gutschow, Niels and Vajaracharya, Madan (1977): Ritual as Mediator of Space in Kathmandu, Journal of Nepal Research Society, I (Humanities), pp.1-10

・Gutschow, Niels (1980): Functions of Squares in Bhaktapur, AARP, XVII pp. 57-64

・Gutschow, Niels (1981a): Kathmandu, Historical Development, Spatial Structure and Ritual Topography, Khumbu Himal 13(3), pp. 247-57

・Gutschow, Niels (1981b): Patan, Historical Development, Spatial Structure and Ritual Topography, Khumbu Himal 13(4), pp. 262-72

・Gutschow, Niels (1997): The Nepalese Chaitya-1500 Years of Buddhist Votive Architecture in the Kathmandu Valley-, Axel Menges, Stuttgart, London

・Gutschow, Niels (2011): Architecture of the Newars, A History of Building Typologies and Details in Nepal, Serindia Publications

・Gutschow, Neils, Kolver, Bernhard and Shresthacarya, Ishwaranand (1987): Newar Towns and Buildings, An Illustrated Dictionary, Newari-English, VGH Wissenschaftsverlag, Sankt Augustin

・Guthi Samsthan Act 1964

・平竹 耕三 (2002)：コモンズとしての地域空間―共用の住まいづくりをめざして , コモンズ ;　平竹 耕三 (2006)：コモンズと永

続する地域社会 , 日本評論社

・ His Majesty’s Government of Nepal (1969): The Physical Development Plan for the Kathmandu Valley, Department of Housing and Physical Planning

・ 平田 陽子、梶浦恒男、齊藤広子 (1989) : 分譲共同住宅における管理参加困難層に関する研究、日本建築学会計画系論文報告集、第 405 号、pp.129-140

・ 平田陽子 (1992) : 分譲共同住宅の管理システムに関する研究

・ Hosken, Fran P. (1974): The Kathmandu Valley Towns, a Record of Life and Change in Nepal, New York・WEATHER-HILL・Tokyo

・ 乾康代 : 住環境管理のための戸建て住宅地計画に関する研究 ,2002

・ ICIMOD (2007): Kathmandu Valley Environment Outlook, ICIMOD

・ 井上 真 (2004) : コモンズの思想を求めて、岩波書店

・ 井上 真 , 宮内 泰介編 (2001) : コモンズの社会学―森・川・海の資源共同管理を考える 、新曜社

・ 石井溥 (1980) : ネワール村落の社会構造とその変化、カースト社会の変容、アジア・アフリカ言語文化叢書 14、アジア・アフリカ言語文化研究所、東京外国語大学

・ 石井溥、K.L.マハルジャン、山本真弓、佐藤ゆき、橘健一 (2005) : 流動するネパール、地域社会の変容、東京大学出版会

・ 石井溥 (2003) : ヒマラヤの「正倉院」カトマンズ盆地の今 , 山川出版社

・ Jing, Feng and Nanda, Ratish (2011): Report on the Joint World Heritage Centre/ICOMOS Reactive Monitoring Mission, Kathmandu Valley, UNESCO & ICOMOS

・ 加来真一 , 高田光雄 , 安枝英俊 , 森重幸子 , 飯田健太郎 , 西井洋介 (2002) 公的住宅団地の外部空間を対象としたケーススタディ : コモンズの視点から見たマスハウジング期公的住宅団地の外部空間に関する研究 その 2　学術講演梗概集 . 計画系 2002(E-2), 87-88

・ 加来真一 , 高田光雄 (2003) 公社建替団地を対象とした具体的検討 : コモンズの視点からみた公的住宅団地の運営システムに関する研究 その 2　学術講演梗概集 . E-2, pp. 397-398

・ Kathmandu Valley Town Development Committee (2007): Kāthamandau Upatyakā Bhitrakā Nagarapālikā Ra Nagaron-mukha Gā.Bi.Sa. Harumā Garine Nirmāna Sambandhi Māpadanda, Kāthamandau Nagar Bikāsa Samiti, Ministry of Physical Planning & Works, Gov. of Nepal, 2064 B.S.(ネパール語)

・ KC, Bal Kumar (2003): Internal Migration in Nepal, Population Monograph of Nepal Volume 1&2, National Planning Commission Secretariat, Central Bureau of Statistics

・ 延藤安弘 (1993) : 居住者参加型集合住宅管理に関する比較研究、住宅総合財団研究報告書

・ 延藤安弘 (1984) : マンション管理とコミュニティ形成、集合住宅管理の課題と展望ー都市研究報告第 8 号ー神戸都市問題研究所編、勁草書房、pp.129-140

・ 藤岡 通夫 , 日本工業大学ネパール調査団 (1992) : ネパール建築逍遥―一本の古柱に歴史と風土を読む , 彰国社

・ 藤本佳子 (1991) : 中高層分譲共同住宅における維持管理システムの整備に関する研究

・ 黒川 賢一、布野修司、パントモハン、横井 健 (1998) : ハディガオン (カトマンズ , ネパール) の空間構成 : 聖なる施設の分布と祭祀 , 日本建築学会計画系論文集 第 514 号 ,pp.155-162

・黒川 賢一、布野修司、パントモハン、横井 健 (1999)：ハディガオン (カトマンズ , ネパール) の空間構成 その 2：住居 , ダルマサール , 辻と住区構成 , 日本建築学会計画系論文集 , 第 525,pp. 191-199
・黒津高行、渡辺勝彦 (1990)：チョク建築の構造、ネパールの王宮における中庭建築の研究その1, 日本建築学会計画系論文報告集 , 第 480 号 ,pp.104 ～ 109
・黒津高行 (1990) チョク建築の機能：ネパールの王宮における中庭建築の研究 その 2、日本建築学会計画系論文報告集 第 412 号 , pp. 97-107
・Kolver, Bernhard and Shakya, Hem Raj (1985): Documents from the Rudravana Mahavihara, Patan
・Korn, Wolfgang (1986): Traditional Architecture of the Kathmandu Valley, Ratna Pustak Bhandar, Kathmandu
・Lalitpur Sub-Metropolitan City(2005) : City Profile, Lalitpur Sub-Metropolitan City, City Profile and Periodic Planning Preparation Committee, Lalitpur
・Local-self Governance Act 1999
・Locke, John kerr (1985): Buddist Monasteries of Nepal, A Survey of the Bāhās and Bahis of the Kathmandu Valley, Sahayogi Press Pvt. Ltd., Kathmandu
・LUMANTI (2003): A situation Analysis of Urban Poor Communities in Kathmandu and Lalitpur, Unpublished Paper, Kathmandu
・Maharjan, Sacheen et al. (2005): Musya Bāhāl, A Monastery Losting its Identity, Vaastu, an Annual Journal of Architecture
・三船康道、まちづくりコラボレーション (2002)：歴史を生かしたまちづくり、学芸出版社
・三俣 学 , 室田 武 , 森元 早苗 (2008)：コモンズ研究のフロンティア, 山野海川の共的世界 , 東京大学出版会
・三俣 学 , 菅 豊 , 井上 真 (2010)：ローカル・コモンズの可能性―自治と環境の新たな関係 , ミネルヴァ書房
・森重幸子 , 高田光雄 , 安枝英俊 , 加来真一 , 飯田健太郎 , 西井洋介 (2002)：コモンズ概念の市街地住環境への適用：コモンズの視点から見たマスハウジング期公的住宅団地の外部空間に関する研究 その 1 学術講演梗概集 . 計画系 2002(E-2), 85-86, 2002
・National Building Code 2005
・National Society for Earthquake Technology-Nepal (1998) : The Kathmandu Valley Earthquake Risk Management Action Plan, Kathmandu Valley and Earthquakes, pp.8-10
・Nepali, G.S. (1965): The Newars,an Ethno-Sociological Study of a Himalayan Community, United Asia Publications
・Nepal Guthi Sanraxan Pucha (2008/2009): Nepālamā Guthiko Mahatwa ra Upādeyatā, Kāthmāndu (ネパール語)
・日本工業大学ネパール王国古王宮調査団 (1998)：ネパールの仏教僧院 , 中央公論美術出版
・日本工業大学ネパール王国古王宮調査団 (1981)：ネパールの王宮と仏教僧院 , 中央公論美術出版
・Nyachhyon, Badan Lal (2006): Service Enhancement and Development of Sanitary Sewerage System in Urban and Semi-urban Setting in Nepal, Economic policy network, Policy paper 23 (prepared for Gov. of Nepal/Min. of Finance and Asian Development Bank, Nepal resident mission)
・中島明子 (1992)：イギリスの地方自治体における住居管理、京都大学、工学博士学位論文
・西村一朗 (1982)：都市集合住宅共用空間の共同管理に関する研究、京都大学、工学博士学位論文
・西村幸夫 (2005)：コモンズとしての都市空間 , 岩波講座 都市の再生を考える 7,2005 ; 高村学人 (2012)：コモンズからの都市再生 , ミネルヴァ書房

・西村幸夫（2012）：世界遺産条約の現在、学士会会報 no.893
・Ostrom, Elinor (1990): Governing the Commons, The Evolution of Institutions for Collective Action, Cambridge University Press
・大河直躬 編（1997）：都市の歴史とまちづくり、学芸出版社
・Pant, Mohan & Funo, Shuji (1998) : Spatial Structure of a Buddhist Monastery Quarter of the City of Patan, Kathmandu Valley, J. Archit. Plann. Environ. Eng., AIJ, No.513, pp.183-189
・Pant, Mohan & Funo, Shuji (2000) : Spatial Structure of the Jyapu Community Quarters of the City of Patan, Kathmandu Valley, J. Archit. Plann. Environ. Eng., AIJ, No.527, pp.177-184
・Pant, Mohan & Funo, Shuji（2001）: Ancentral Shrine and the Structure of Kathmandu Valley Towns : The Case of Thimi,J. Archit. Plann. Environ. Eng., AIJ, No. 540 号 , pp.197-204
・Pant, Mohan & Funo, Shuji (2001): Analysis of Settlement Clusters and the Development of the Town of Thimi, Kathmandu Valley,J. Archit. Plann. Environ. Eng., AIJ, No.543 号 , pp.177-185
・Pant, Mohan & Funo, Shuji (2003): Considerations on the Layout Pattern of Streets and Settlement Blocks of Thimi: a study on the planning modules of Kathmandu valley towns (Part I)J. Archit. Plann. Environ. Eng., AIJ, No.574 号 , pp.83-90
・Pant, Mohan & Funo, Shuji（2004）: Considerations On Modular Messures In The Layout Of Coutyard Settlement Quarters Of Patan City : A study on the planning modules of Kathmandu Valley towns (Part II),J. Archit. Plann. Environ. Eng., AIJ, No.580, pp.103-110
・Pant, Mohan & Funo, Shuji (2007): Stup & Swastik, Historical Urban Planning Principles in Nepal’s Kathmandu Valley, Kyoto University Press
・Pant, Pradip Raj and Dongol, Devendra (2009): Kathamandu Valley Profile, Prepared for Governance and Infrastructure Development Challenges in the Kathmandu Valley Workshop, Kathmandu Metropolitan City
・Pashupati Area Development Trust Act 1987
・Pruscha, Carl (Goverment of Nepal with the United Nations and UNESCO) (1975): Kathmandu Valley, Preservation of Physical Environment and Cultural Heritage A protective Inventory Vol 2, Anton Schroll & Co., Vienna
・プロダン スラズ、栗生明、積田洋、鈴木弘樹（2005）：指摘法による広場の空間構成要素の分析：ネパールにおける外部空間構成の研究（その 1）日本建築学会計画系論文集 第 589 号 , pp.63-70
・プロダン スラズ、積田洋、鈴木弘樹、、栗生明（2006）：空間意識と構成エレメントの特性によるネパールの広場の分析：ネパールにおける外部空間構成の研究（その 2）日本建築学会計画系論文集 第 607 号 , pp.57-63
・プラジャパティ ラトナ ケサリ , 谷内 麻里子 , 塩谷壽翁（2008）：ネワール族の住まいにおける人びとの行動と空間認識から見いだされる空間概念：ネパール・カトマンドゥ盆地のコカナとブンガマティの場合 , 日本建築学会計画系論文集 第 73 巻 第 627 号 , pp.939-946
・プラジャパティ ラトナ ケサリ , 谷内 麻里子 , 塩谷壽翁（2008）：ネワール族の儀礼および祝祭行事における人びとの行動から見いだされる住まいをつくりだす空間概念：ネパール・カトマンドゥ盆地のコカナとブンガマティの場合 , 日本建築学会計画系論文集 第 73 巻 第 631 号 , pp.1861-1868
・Regmi, D.R. (2007): Ancient Nepal, Medieval Nepal part 1&2, Third Edition, Rupa & Co.
・Ranjitkar, Rohit K. (2006): Heritage Homeowner’s Preservation Manual, Kathmandu Valley World Heritage Site, UNESCO

・Ryugen, Tanemura (2004): Kuladatta’s Kriyasamgraha Panjika, Egbert Forsten, Groningen, The Netherlands
・Scheibler, Giovanni (1982): Building Today in a Historical Context, Bhaktapur Nepal
・扇田信ほか (1980) : 居住環境の経営・管理システムに関する研究、昭和54年度科学研究費補助金・総合研究 (A) 研究成果報告書
・齊藤広子 (2011) : 住環境マネジメント , 住宅地の価値をつくる ,pp.18-33,pp.230-236, 学芸出版社
・齊藤広子、中島明子 (2010) : 住宅管理・居住地管理 , 財団法人住宅総合研究財団編 現代住宅研究の変遷と展望 , 第Ⅰ部 -6 章 , 第Ⅱ部 3-4, 丸善出版社 ,pp.125-140 と pp.341-345
・齊藤広子 , 中城康彦 (2004) : コモンでつくる住まい・街・人
・齊藤広子 (1992) : 共同住宅管理への居住者参加に関する研究、大阪市立大学、学術博士学位論文
・齊藤広子、中島明子 : 住宅管理・居住地管理 , 財団法人住宅総合研究財団編 現代住宅研究の変遷と展望 , 第Ⅰ部 -6 章 , 第Ⅱ部 3-4, 丸善出版社 ,pp.125-140 と pp.341-345,2010
・佐藤正彦 (2011) : ヒマラヤの寺院、鹿島出版社
・関川華 (2011) : フランス首都圏の共同住宅管理におけるガルディアンの役割に関する研究、京都大学、工学博士学位論文
・新保 輝幸 , 松本 充郎 (2012) : 変容するコモンズ―フィールドと理論のはざまから、ナカニシヤ出版
・日本建築学会近畿支部住宅部会 (1980) : 民間マンションの管理に関する研究
・Shakya, Ajaya Kranti (2006): The Shakyas, Nepal Buddhist Development and Research Centre
・波多野純 (1984) : ネパールにおける仏教僧院平面の変遷と王宮建築、仏教芸術 152、pp.88 ～ 103
・Shakya, Hem Raj (1973): Mayurvarna Mahāvihār, Samkshipta Itihāsa (ネパール語)
・Shakya, Hem Raj (1990): Achheshwor Mahāvihār Pucho, Boudha Vihār Sangha, Lalitpur (ネワーる語)
・Shakya, Hem Raj (Buddha S. 2524): Shivadeva Saskārita Shree Rudravarna Mahāvihār Sthita Tālapatra Abhilekha, Budhha Jayanti Samiti, UkuBāhā (ネパール語)
・Shakya, Min Bahadur (1986): A Short History of Buddhism in Nepal, Young Buddhist Publication
・Shakya, Min Bahadur (1998): Monasticism in Newar Buddhism, A Historical Analysis, A Conference on Buddhist Heritage of Nepal Mandal-1998, Lotus Research Center, Nepal
・Shakya, Min Bahadur (2004): Hiranyavarna Mahavihara, A Unique Newar Buddhist Monastery, Nagarjun Publication Pvt. Ltd, Kathmandu
・Shakya, Min Bahadur (2004): Hiranyavarna Mahavihara, A Unique Newar Buddhist Monastery, Nagarjun Publication Pvt. Ltd
・Shakya, Manik Ratna (2006): Vihar Architecture of Nepal Mandala, Master Thesis, Department of Buddhist Studies,Tribhuvan University, Nepal
・Sharma, Kunu (1961): Kirtipataka, Tranlated by Yogi Naraharinath, Jagadamba Prakashan
・Sharma, Pitamber (2002): Urbanization and Development, National Planning Commision Secretariat, CBS
・Sharma, Prayag Raj(1977): Caste, Social Mobility and Sanskritisation, A Study of Nepal’s Old Legal Code, Kailash, vol. 5 no.4, pp.276-299
・Shokoohy, Mehrdad and Shokoohy, Natalie H. (1994): Kirtipur, Urban Community in Nepal-Its People, Town Planning, Architecture and Arts, ARAXUS, South Asian Series, London

・Shrestha, Bijay Krishna (2010): Squatter Settlement of the Kathmandu Valley, Looking through the Prism of Land Right and Tenure Security, Urban LandMark Conference 1 & 2 November 2010, Johannesburg, South Africa
・Shrestha, Khadga Man (2008): History of Buddhism in Nepal upto 1956 with Special Reference to Vajrayana Buddhism, Kathmandu
・Slusser, Mary Shepherd (1982): Nepal Mandala (A cultural Study of the Kathmandu Valley) (2 Vols), Princeton University Press, New Jersey
・Tandan, Govind (1996): Nepālmā Guthi Byawasthā, Nepal Addhyayan Samuha, Nepal(ネパール語)
・高田光雄 (1991) : 都市住宅供給システムの再編に関する計画論的研究、京都大学、工学博士学位論文
・高田光雄 (2009) : ひととまちの関係性とコモンズの可能性 , 上町台地コミュニティデザイン研究会編 , 地域を活かすつながりのデザイン
・高田光雄 , 加来真一 (2003) : 住宅団地運営システムにおけるコモンズ概念の検討 : コモンズの視点からみた公的住宅団地の運営システムに関する研究 その 1　学術講演梗概集 . E-2, pp.395-396
・高田光雄 (2010) : 住宅研究の課題と展望 , 財団法人住宅総合研究財団編 現代住宅研究の変遷と展望 , pp.297-300
・高村学人 (2012) : コモンズからの都市再生 , ミネルヴァ書房
・田中公明、吉崎和美 (1998) : ネパール仏教、春秋社
・谷内 麻里子 , 塩谷壽翁 (2009) : ネワール族の住まいをつくりだす空間概念の連続性と変化 -- ネパール・カトマンドゥ盆地のキルティプールの場合 , 日本建築学会計画系論文集 第 74 巻　第 638 号 , pp.839-846
・梶浦恒男 (2001) : 新世紀マンション居住ー管理・震災・建替え・更新を解く、彰国社、pp.161-167
・Theophile, Erich and Gutschow, Niels (2003): The Sulima Pagoda, East Meets West in the Restoration of a Nepalese Temple, The Kathmandu Valley Presearvation Trust, Weatherhill
・Tiwari, Sudarsan (2001): Ancient Settlement of Kathmandu Valley, Centre for Nepal and Asian Studies, Tribhuvan University
・Toffin, Gerard (2007): Newar Society, City Village and Periphery, Social Science Baha, Himal Books
・Town Development Act 1988
・Town Development Implementation Act in 1972
・Tuladhar-Douglas, Will (2006): Remaking Buddhism for Medieval Nepal, Routledge
・UDLE (1992): Inventory of Public Resthouses, Pati/Phalcha, Sata, Draft Report, Patan Conservation and Development Programme, Urban development through local efforts
・UNESCO (2011): Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention, World Heritage Centre
・UNESCO(2010): Managing Historic Cities, World Heritage Centre; Francesco Bandarin and Ron van Oers (2012):The Historic Urban Landscape, Managing Heritage in an Urban Century,Wiley-Blackwell
・Wright, Daniel (1877): Nepal, History of the Country and the People, Cosmo Publications New Delhi
・Waterhouse, David M. (2004): The Origins of Himalayans Studies, Brian Houghton Hodgson in Nepal and Darjeeling 1820-1858, RoutledgeCurzon
・山崎古都子 (1985) : 民間分譲共同住宅の運営管理に関する研究、奈良女子大学、学術博士論文
・山本茂 (2006) : 計画的新市街地の成熟過程における住環境マネジメントに関する研究

第2章

歴史都市における新旧市街地の生活実態

第 1 節　はじめに

1　研究の目的

ネパールの歴史都市であるカトマンズ市、パタン市、バクタプル市の 3 都市ともネワール族の居住地であり、ネワールの居住文化が現在も継承されている。しかし、第 1 章の第 1 節で示したように都市化によりさまざまな変化がみられ、居住者の生活にも変化が生じている。歴史都市の共用空間の管理システムを解明するには主な利用主体である居住者の生活実態を解明することが重要である。本章では、歴史都市の旧市街地とその周辺に新しく開発された新市街地における居住者の生活の実態を明らかにした上で、旧市街地の中庭型集住体で暮らす居住者の生活の特徴について明らかにする。

2　対象地域概要

調査対象地域はパタン市の北部に位置する第 22 番地区である（図 2-1）。この地区には旧市街地が一部含まれるほか、殆どが農地と新市街地である。かつて、旧市街地の境界には 21 件の門が存在していたが、1 件の門が第 22 地区に位置する。この門より外側が新市街地になるが、50 年前までは建物がほとんどない農地であった。地区には約 900 世帯の 7100 人（2001 年）が住んでおり、旧市街地の中心部より密度が低い。

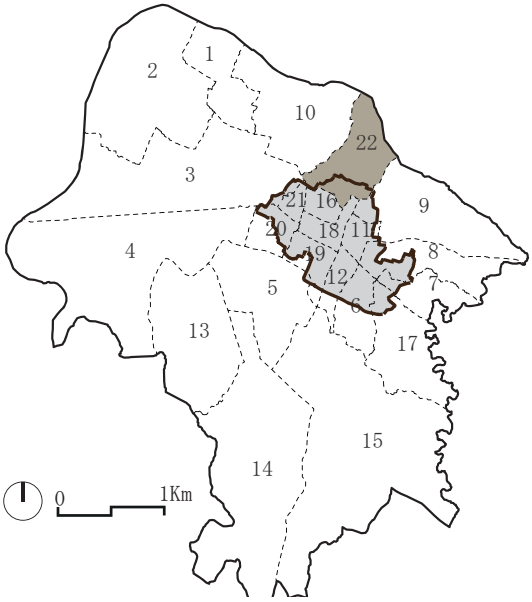

図 2-1　パタン市におけるの第 22 番区（Ward no. 22）の位置

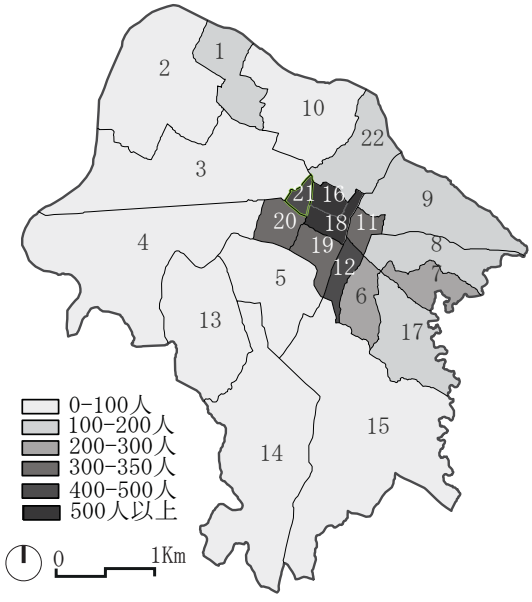

図 2-2　パタン市におけるの第 22 番区（Ward no. 22）の位置（2001 年 CBS にもとづいた City Profile 2005 をもとに筆者作成）

図 2-3　第 22 番区
（ネパール政府、Dep.of Urban Dev.&Building Cons. から入手した Digital Base Map を下敷きに Dep.of Archaeology and UNESCO(2007) にもとづいて筆者作成

また、居住者には複数のカーストが共存するという特徴がある。地区の旧市街地部分は旧市街地の端っこであるため、本来は下位のカーストの居住の場であったが、新市街地が開発されてからは、裕福な人々の庭付き住宅が並ぶようになり、むしろ上位カーストの人々も多く住むようになっている[注 1)]。地区の北部にあるバグマティ川より向こう側はカトマンズ市であり、新市街地の道路を通じてカトマンズ市に行き来できる（図 2-3)。

図 2-4 は旧市街地でみられる代表的な住宅である。一般的に住宅は中庭を囲むように親族の住宅とくっついて建つ。1 階は便所・収納、2 階は寝室、3 階は家族室・仕事場、4 階は台所・食事室、5 階はお祈り室・

注 1)2001 年の国勢調査によると、第 22 地区は農業の Maharjan は 20%、僧侶層の Shakya/Bajracharya は 18%、事務役員の shrestha/amatya は 18%, 肉屋 15%, 不可触賤民 7%, ネワール族以外は 7%であり、ネワール集落の中でも多様なカーストが住んでいる地区である。また、経済状況では低層 5%、中層 90%、上層 5%と中流が多く含まれている。(2003 年に筆者が第 22 地区の区役所を訪問し入集したデータであるが、データ自体は 2001 年の調査によるものである。)

図 2-4　旧市街地でみられる住宅の例

仕事場という伝統的な空間構成によってできている[注 2)]。また、家族が増えるにつれ、増築するのも一般的に見られる傾向で、この住宅でも 5 階以上の部分は増築されたものである。

3　調査方法

本章における調査分析は第 1 章第 3 節で示したように 2005 年から 2006 年の実地調査から得られたデータに基づいている。また、従来の伝統的な生活の特徴を把握できるよう高齢者に着目する。

歴史都市の居住者の生活実態を明らかにするために、まず第 22 地区の 65 歳以上の高齢者を対象に面接式アンケート調査を行った。調査員には第 22 地区の青少年による図書館（Alok Pustakalaya）の 10 人の高校生および大学生を選び、事前に調査表入力指導を行った上で行った。調査対象高齢者は区役所の選挙

注 2) ネワールの伝統的住宅の階毎による空間構成は特徴的であり、以下の文献が詳しい。Korn, Wolfgang (1986): Traditional Architecture of the Kathmandu Valley, Ratna Pustak Bhandar, Kathmandu, NEPAL 。また、時代とともに見られた変化については以下の文献が詳しい。Scheibler, Giovanni (1982): Building Today in a Historical Context, Bhaktapur, (Approval as a Doctoral Thesis from the Swiss Federal Institute of Technology, Zurich)

表2-1　アンケート調査対象者

	伝統型住宅街		新型住宅街		合計
回答者	210		61		271
平均年齢	74		72		73
	男性	女性	男性	女性	合計
65-74歳	54	76	18	24	172(63%)
75歳以上	29	51	8	11	99(37%)
合計	83	127	26	35	271(100%)

表2-2　ヒアリング調査対象者

	事例No.	年齢	性別	同別居	ADL	住宅建設年	階数	住宅種類		同居家族
								持家	貸家	
旧市街地	1	75	女	同居	寝	50年	5階	○		5人
	2	88	男	同居	部	50年	6階	○		11人
	3	88	女	同居	部	50年	5階	○		5人
	4	73	女	同居	元	10～20年	6階	○		5人
	5	80(71)	男(女)	同居	寝(元)	50年	4階	○		7人
	6	75(71)	男(女)	同居	元(元)	30～50年	4階	○		8人
	7	65	女	別居●	元	30～50年	6階	○		1人
	8	73(70)	男(女)	別居	元(元)	10～20年	4階	○		2人
	9	79(76)	男(女)	別居	部(元)	50年	4階	○		2人
	10	75	男	未＋同	元	50年	4階	○		2人
	11	94	男	未＋同	寝	50年	4階	○		2人
	12	67	女	親＋同	元	50年	5階	○		7人
新市街地	13	93	女	同居	寝	10～20年	4階	○		10人
	14	83	女	同居	部	10～20年	3階	○		6人
	15	80	女	同居	部	2年	4階		○*	6人
	16	70	女	同居	元	1年	3階		○*	4人
	17	68(67)	男(女)	同居	元(寝)	1年	4階	○		6人
	18	70(68)	男(女)	同居	元(元)	10～20年	3階	○		13人
	19	72(65)	男(女)	同居	元(元)	2年	4階	○		10人
	20※	65	女	別居	元	30年	3階	○		1人
	21※	70	男	親＋同	元	10～20年	4階	○		12人
	22	77(68)	男(女)	未＋同	寝(元)	6～10年	1階	○		6人
	23	65(65)	男(女)	未＋同	部(元)	10～20年	4階	○		3人

番号⇒※:未婚高齢者
年齢・ADL⇒():妻について
同居⇒未＋同:未婚子＋同居、親＋同:親戚＋同居、別居●:食事分離型
ADL⇒寝:寝たきり、部:部分介助、元:元気
住宅種類⇒○＊:フラット賃貸

名簿により把握できていたが、選挙名簿には死亡者の取り消しがしておらず、それに沿って調査を行うのが困難であったため、調査員が全世帯を訪ね、65 歳以上の高齢者あるかどうか確認した上で調査を行った。選挙名簿では 65 歳以上が 390 人であり、調査では 271 人のデータを収集することができた。調査を行った時期は 2005 年 9 月である。調査内容は、基本属性、家族構成、居住歴、住宅内の生活空間の構成、一日の過ごし方、外出先、外出頻度などである。調査対象者は 271 人で、旧市街地は 210　人、新市街地は 61 人である。年齢は 65 ～ 74 歳が 63%､75 歳以上が 37% で､平均年齢は 73.2 歳である。男女別では女性が 60% で、男性が 40% である（表 2-1)。

次に、旧市街地と新市街地での高齢者の日常生活行動についてヒアリング調査を行った。調査対象事例は 23 件であり、夫婦は 9 組、未婚高齢者は 2 人で、その他は配偶者と死別した高齢者である。同居の高齢者が多く、別居の単身高齢者は新市街地の 1 例のみで、旧市街地の場合は食事分離型の別居である（表 2-2)。また、旧市街地での外部空間における行動を詳細に把握するため巡拝行動においては 1 例の観察調査とヒアリング調査を行い、集まり場での談話行動についてはヒアリング調査を行った。

第 2 節　歴史都市の高齢者の居住形態と生活空間の構造

第 1 項　居住形態

居住形態としては、持家が旧市街地で 97.7%、新市街地でも 91.8% と圧倒的に持家居住が多い。借家は一戸建て、フラット式、1 あるいは二つの部屋に分けられる。旧市街地に比べて新市街地のほうが借家居住が少し多く、フラット式の居住が 3 件である。居住年数は旧市街地では「50 年以上前」が 54%、20 年以上住んでいる居住者は 85%以上である。新市街地では 50 年以上前から住んでいる居住者が 16%であり、10 年以内に新しく住みついた世帯が約半数ある（ 表 2-3）。

家族構成としてはまず､同居と別居にわけ､同居をまた 3 世代世帯､4 世代世帯､未婚子同居､親戚同居に､別居は子家族有り・無しに加えて、単身・夫婦に分類した。調査の結果、旧市街地（77%)、新市街地 (69%) ともに 3 世代世帯が圧倒的に多く、殆どが息子家族と同居することを示している。また、旧市街地では 8% が 4 世代世帯であり､大家族で暮らすことを示している。また､親戚と同居する高齢者は旧市街地では 9%､新市街地では 3%を占めている。これはネパールでは、未婚の高齢者や家族のいない高齢者の場合は、親戚が高齢者の面倒をみることが習慣であることを示している。別居世帯は新市街地では 7.6% に対して旧市街地は 9% とやや多い。また、旧市街地では別居の単身高齢者が 4% と新市街地の 1.9% より多い (表 2-4)。

図 2-5 と図 2-6 には別居子家族と高齢者の住宅の距離を示している。別居娘家族の大半は歩いて 20 分～30 分の距離に住んでいる。市外に居住する娘家族が旧市街地では 10%であり、新市街地では 22%である。これはネワール族において身近な街区内での結婚が多いためであり、結婚後の娘の婚家先までの距離が短く、娘が頻繁に実家に通う習慣がある。一方、息子家族との距離をみると、距離としては同じ建物（隣居・

表2-3　居住形態と居住年数

項目			旧市街地	新市街地
居住形式	持家	一戸建て	105（97.7%）	56(91.8%)
	借家	一戸建て	3(1.4%)	0
		フラット式	0	3(4.9%)
		1&2つの部屋	1(0.5%)	1(1.6%)
	その他		0	1(1.6%)
	無回答		1(0.5%)	0
居住年数	今年		4(1.9%)	10(16.4%)
	2～5年前		16(7.6%)	9(14.8%)
	6～10年前		10(4.8%)	12(19.7%)
	11～20年前		12(5.7%)	14(23%)
	21～30年前		28(13.3%)	4(6.6%)
	31～40年前		26(12.4%)	2(3.3%)
	50年以上前		114(54.3%)	10(16.4%)

表2-4　同居・別居の世帯実態

世帯種		旧市街地	新市街地	合計
同居	3世代世帯	141(69.5%)	41(77.4%)	182(71.1%)
	3世代（娘家族）	3(1.5%)	0	3(1.2%)
	4世代世帯	17(8.4%)	2(3.8%)	19(7.4%)
	2世代世帯	9(4.4%)	2(3.8%)	11(4.3%)
	娘との2世代	6(3%)	2(3.8%)	8(3.1%)
	親戚＋同居	9(4.4%)	2(3.8%)	11(4.3%)
別居	単身(別居息子家族あり)	4(2%)	0	4(1.6%)
	夫婦（別居息子家族あり）	6(3%)	1(1.9%)	7(2.7%)
	単身（別居娘家族あり）	2(1%)	0	2(0.8%)
	夫婦（別居娘家族あり）	0	2(3.8%)	2(0.8%)
	単身（子家族なし）	2(1%)	1(1.9%)	3(1.2%)
	夫婦（子家族なし）	4(2%)	0	4(1.6%)

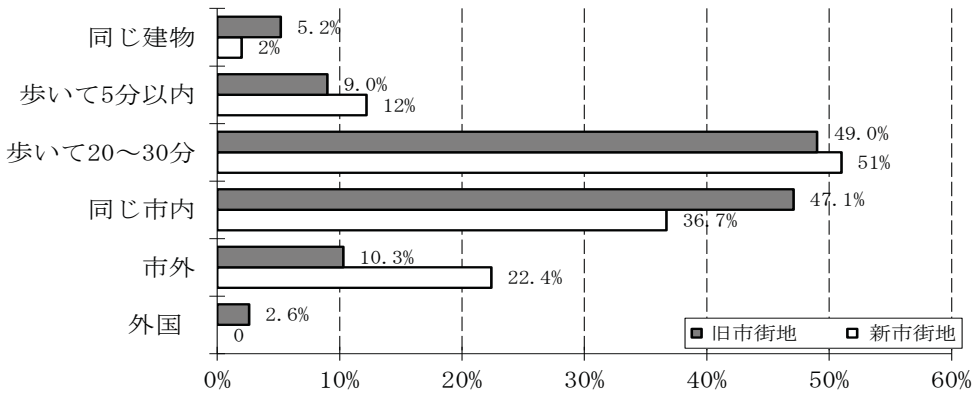

図2-5　別居娘家族との距離

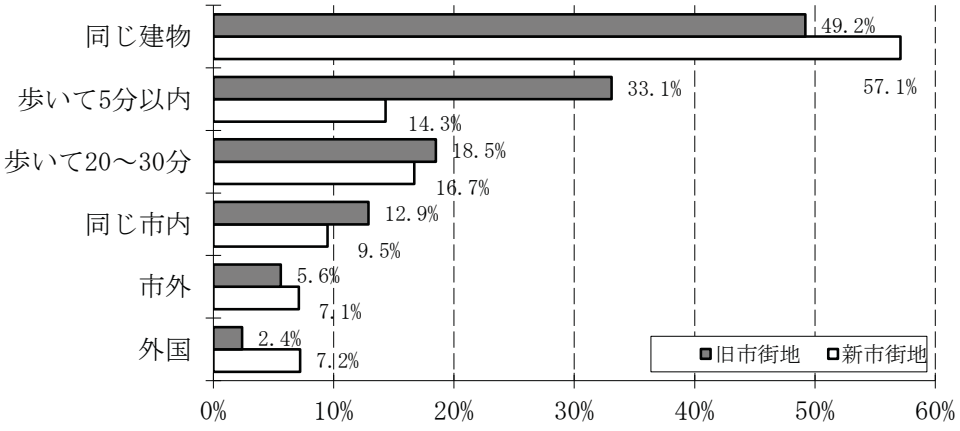

図2-6　別居息子家族との距離

食事分離型）が旧市街地では 49%、新市街地では 57% と最も多い。これは同居でも食事は別々でとる場合のことであり、複数世帯が同じ住宅に居住する習慣があるためである。また、別居の息子家族が市外に住んでいるのが旧市街地では 5%、新市街地では 7%であり、高齢者世帯と別居息子家族が近隣で住むことが一般的であることがいえる。

第 2 項　生活空間の構成

表 2-5 には旧市街地と新市街地の住宅街における建設時期および住宅内での生活空間の位置を示している。1934 年はネパールで大地震による被害が大きい年であることから、その年を基準に建設時期について質問をしている。住宅の建てられた時期は 1933 年以前のものが旧市街地では 30%占めている。新市街地では 1985 年以降に建てられた住宅が多い。住宅の階数をみると、旧市街地では 4 階建てが 42%、5 階建てが 28%、2 ～ 3 階建てが 20%、6 階建てが 8%の順になっており、4 階建てが多い。新市街地では 2 ～ 3 階建てが 49%、4 階建てが 39%、5 階建てと 1 階建てが 4%ずつを占めており、2 ～ 3 階建ての住宅が多い。

生活空間の位置をみると、上階・下階の浄・不浄の考えや火を使う場所を上階に置く伝統的慣習についての変化がみられる。まず、旧市街地の場合は便所が 1 階に設けているのが 78%、2 階に 6%、3 階に 8%、4 階に 5%であり、上階に便所を設けている例もあるが 1 階が多いことが分かる。それに対して、新市街地では 1 階に 46%、2 階に 28%、3 階に 13%となっており、2 ～ 3 階に便所を設けている住宅が 4 割以上ある。また、旧市街地では便所が 1 ヶ所のみ設けている（90%）のに対して新市街地では 1 ヶ所が 66%、2 ヶ所 22%、3 ヶ所 12%となっており、便所を複数設けるようになっているといえる。

家族室としては、旧市街地では 2 ～ 3 階が通例（計 83%）であるが、新市街地でも 2 階は 4 割強あるものの、1 階が 23%あることは新しい傾向といえる。台所・食事室は、旧市街地では上部階の 4 階が最多で半数、3 ～ 5 階合わせて 8 割強であるのに対して、新市街地においては、伝統的慣習では通常配置しない 1 階に 47% がある。

お祈り室は浄空間の代表で、旧市街地では 4 階が 52%、4，5 階合わせて 7 割強であるが、新市街地においては上部階である 3 階が 33% に対して、1 階に 28% あり、家族室、台所・食事室の取られ方と連動して

表2-5　住宅街別の住居特性

		旧市街地(%)n=210	新市街地(%)n=61	合計(%)
建てられた時期	1933年以前	29.7	9.84	25.2
	1935～1954年	10	4.92	8.9
	1955～1964年	17.7	4.92	14.8
	1975～1984年	9.57	6.56	8.9
	1985～1994年	8.61	36.1	14.8
	1995～2003	6.7	23	10.4
	2004～2005	0.96	8.2	2.6
	知らない	15.8	6.56	13.7
	無回答	0.96	0	0.7
建物階数	7階建て	0.5	0.0	0.4
	2～3階建て	8.1	1.6	6.6
	5階建て	28.1	4.9	22.9
	4階建て	42.4	39.3	41.7
	2～3階建て	20.0	49.2	26.6
	1階以上	1.0	4.9	1.8
家族室のある階	6階	0.5	0.0	8.6
	5階	1.8	0.0	35.9
	4階	10.9	5.8	44.1
	3階	49.3	27.5	9.7
	2階	33.5	43.5	1.4
	1階	4.1	23.2	0.3
台所のある階	6階	1	0.0	16.8
	5階	12	5.0	9
	4階	49.5	16.7	20.9
	3階	21.2	20.0	42.2
	2階	8.2	11.7	10.4
	1階	8.2	46.7	0.7
お祈り室のある階	6階	1.3	0.0	7.5
	5階	21.3	5.6	7.5
	4階	52	22.2	19.4
	3階	16	33.3	46.2
	2階	6.7	11.1	18.3
	1階	2.7	27.8	1.1
トイレのある階	5階	0.4	1.1	70.2
	4階	5.5	3.4	12.4
	3階	8.1	13.8	9.6
	2階	6.4	28.7	5.0
	1階	77.9	49.4	0.6
	外部(自宅敷地内)	1.7	3.4	2.2
沐浴のある階	6階	0.4	0.0	50.7
	5階	1.8	1.4	10.4
	4階	11.1	5.5	8.1
	3階	4.9	17.8	9.7
	2階	4	30.1	1.7
	1階	53.3	42.5	0.3
	外部(公共の水道)	24.4	2.7	19.1
洗面所のある階	6階	0.0	0.0	45.3
	5階	3.3	1.4	16.6
	4階	15.3	4.1	14.2
	3階	13	17.8	12.5
	2階	10.7	33.8	2.8
	1階	46.5	41.9	0.0
	外部(公共の水道)	11.2	1.4	8.7

いるといえる。

水周り空間として、旧市街地では、沐浴を行う場所は半数が 1 階、外部の公共水場ヒティと応えた居住者は 24% である。また、洗面所は 1 階 (53%) と 4 階 (屋上、15%) に分かれるが、新市街地では水周り空間が 1，2 階が多く、階数の減少と設備の充実で、階の制約が少なくなっているといえる。また、新市街地には沐浴、洗面設備が複数設けられるようになっている。この傾向は元々水周り空間のない伝統的住宅とは異なる点であり、近代化による変化としても捉えられる（表 2-5)。図 2-7 には住宅内の生活空間の構成をモデル図として示したが、新市街地では伝統的空間構成とは異なる空間構成になる傾向があるといえる。

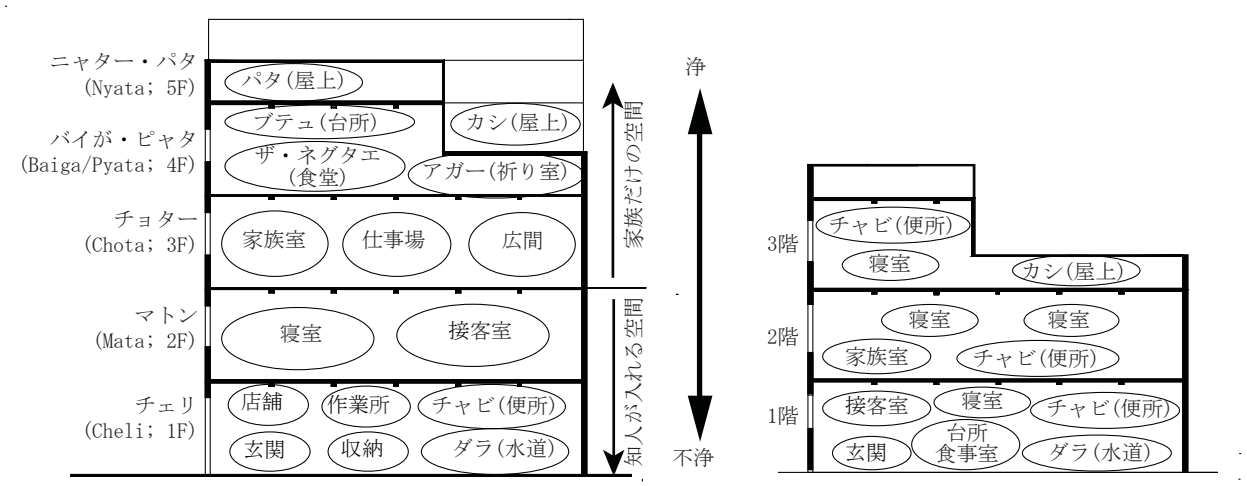

図2-7　旧市街地と新市街地でみられる住宅内の生活空間の違い

第 3 節　新旧市街地における高齢者の生活行動

本節では、アンケート調査とヒアリング調査に基づいて新旧住宅街における高齢者の生活行動について把握する。

第 1 項　一日の過ごし方と外出行動

高齢者の一日の過ごし方を回答の明確性が得やすい「昨日」についてアンケート調査で質問したところ、新市街地・旧市街地いずれも「巡拝」[注3)] と答えた高齢者が最も多く、その次に、旧市街地では「小さい子

注 3) 毎朝、近隣の寺院や祠堂など数箇所を日課のようにお参りしていることで、高齢者に限らず、若者も多い。

どもの世話」、「テレビ」と続いているが、新市街地では 2 番目に「テレビ」となっている。また、家事やその手伝いをする高齢者も旧市街地ではやや多く、「家業ではない仕事」、「農地・畑の仕事」をしている高齢者も多い。旧市街地では仕事を続けている高齢者がやや多いと思われる。また、「近所の人と談話して過ごす」は旧市街地より新市街地の割合が少ない（図 2-8)。主に過ごす場所としては、新市街地では自室と答えたものが多く、その次にお寺や宗教的な場所、家族室となっている。旧市街地では「家の周辺の中庭」、「街中の集まり場」、「家の周りの道端」と答えたが 36％に対して、新市街地では「家の周りの道端」と応えたものが 9％であり、外部で過ごすことが少ない（図 2-9)。

外出頻度においては、旧市街地では、毎日が 68％で、新市街地では 54％である。また、「外出しない」と応えた高齢者は旧市街地に比べ、新市街地では多い。特に、女性の方が外出しない割合が高い（図 2-10)。旧市街地に比べ、住宅周辺や街区に、中庭や広場などの交流ができる共用空間が少なく、巡拝のお寺や市場のような空間も旧市街地より遠く、外出しにくい環境になっているためと思われる。外出の目的としては、巡拝と散歩がもっとも多い（図 2-11)。買物、談話、祭りへ参加、親族の家の訪問などのために外出する高齢者は旧市街地の方が多い。これは旧市街地には公共水場や巡拝のお寺など談話するスペース、広場などが身近にあるため、外出しやすい環境であるからと考えられる。

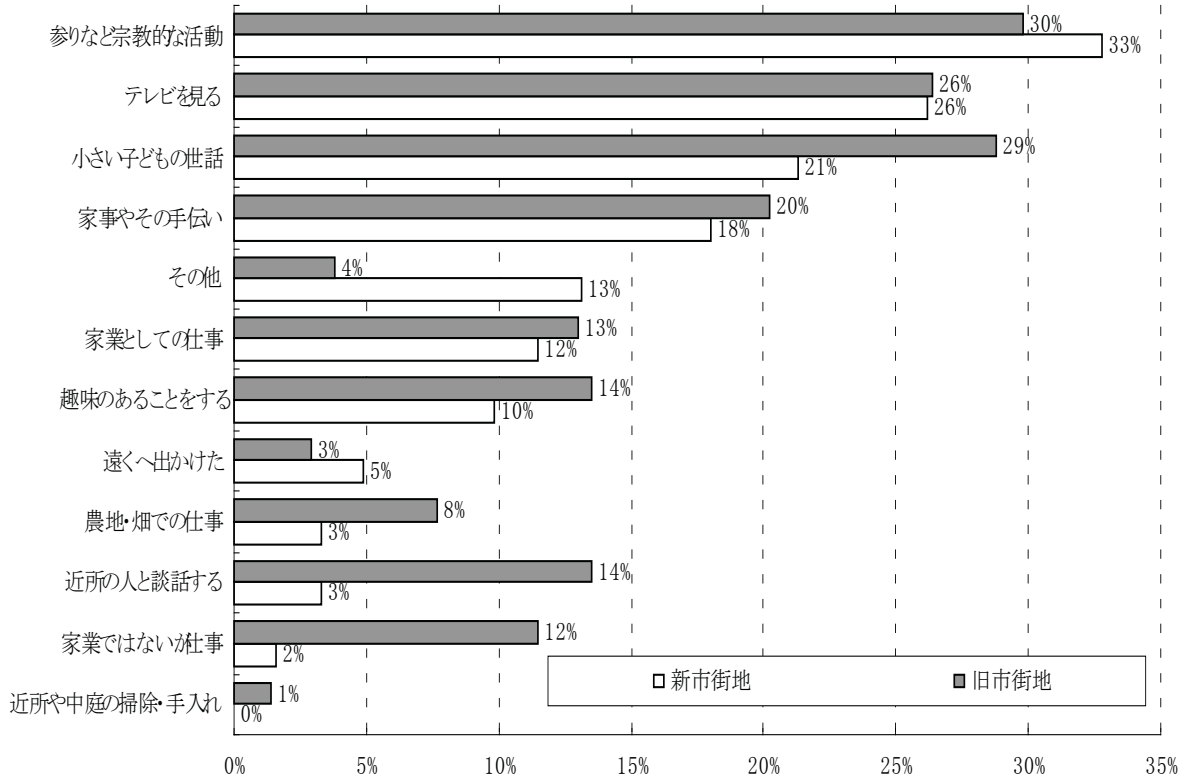

図2-8　調査日前日の過ごしぶり

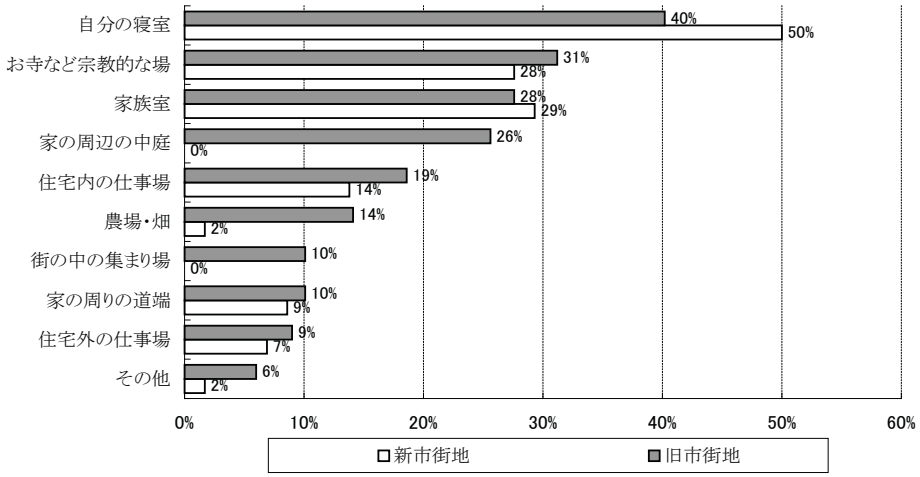

図2-9　高齢者の居場所

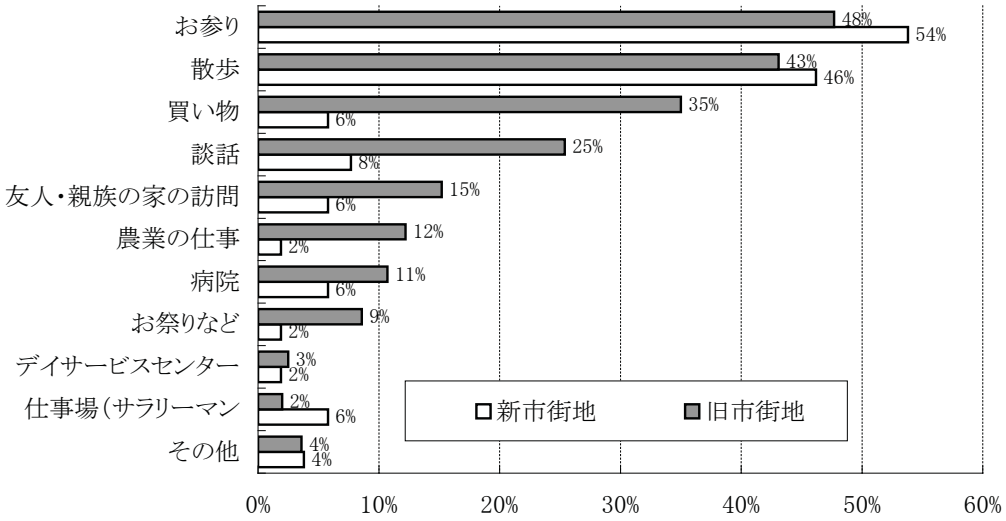

図2-10　外出目的・行き先

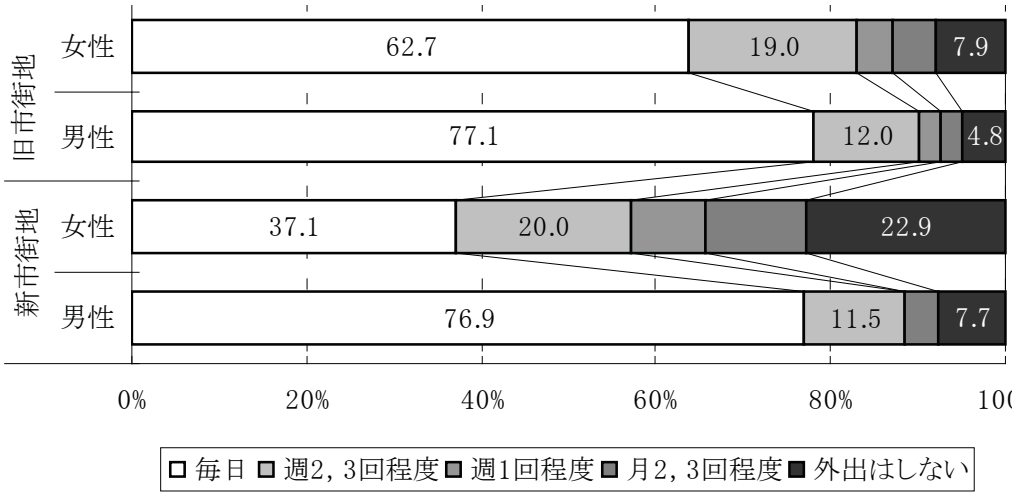

図2-11　男女別の外出頻度

第 2 項　事例でみる新旧住宅街の高齢者の生活行動

本項では、ヒアリング調査を行った 23 事例のうち、代表的な 6 件の事例を取り上げて、それぞれの生活空間および生活行動について述べる（図 2-12、図 2-13、図 2-14）。

（1）元気な高齢者の生活行動（事例 no. 6 と事例 no. 18）

事例 no. 6 は旧市街地で生活する夫婦高齢者である。夫は 75 歳で、妻は 71 歳である。長男の息子家族と未婚の息子を含めて 7 人で同居生活をしている。夫は以前木製の窓枠など大工の仕事をしていたが、数年前から仕事はしておらず、のんびりの生活をしている。長男と次男はサラリーマンであり、嫁は 1 階の店舗でテーラーの仕事をしている。夫婦の生活する住宅は 5 階建てで、道路に面しており、個人の中庭もある。住宅は伝統的空間構成によるもので、1 階は便所、店舗、収納室、2 階は高齢者の寝室と息子夫婦の寝室、3 階は居間と息子室、4 階は台所、食堂、お祈り室になっている。高齢者夫婦とも宗教的活動が好きで、さまざまな地域のイベントに積極的に参加している。2 人の生活行動をみると、起床後の洗顔は地域の共同水汲み場ヒティで行っている。次に朝の参拝を行っているが、住宅周辺の寺院や僧院だけではなく、歩いて 10 分のかかるところまで行き、参拝をし、帰りには市場によって帰ることも多い。朝食後は休憩をし、昼食後は昼寝、テレビとゆっくり過ごす。夕方は住宅周辺の集まり場で近所の人々と談話して過ごす。夜はテレビを見て 9 時以降は寝るという生活をおくっている。妻の場合は家事の手伝いをすることもある。

事例 no. 18 の高齢者夫婦は新市街地で生活する 70 歳の元気な高齢者で、3 人の息子家族を含めて、13 人の大家族が同居している。住宅は、新市街地のチャクパトに位置する庭付き一戸建て住宅である。住宅は塀で囲まれており、大きな門がついている。建物は 3 階建てと屋上テラスのあるもので、1 階は台所・食事室、応接室、夫婦室、2 階には寝室・仕事場で、生活空間が水平に配置されている。1 階に台所があり、3 ヶ所に便所があるという伝統的空間構成とは異なるものである。高齢者室は 2 階にあり、便所・洗面所は同じ階に隣接しているため、夜間も高齢者にとっては便利である。夫は宗教的な本や活動に非常に興味をもっている人で、毎朝の巡拝、座禅などは欠かせない。寝室には仏教の密教の神の写真や本たくさんおいてある。以前は家業の銀の伝統工芸品を作っていたが、現在は息子達が家業として同じ仕事を続けており、アドバイスをしたり、軽い手伝いをすることもある。妻は週 2 ～ 3 回程度巡拝に行っている。3 人の嫁がいるため家事は何もしなくて良く、5 人の孫の世話をする。また、夕方は庭の世話をするのが大好きという。20 年前に旧市街地の住宅から新市街地に移住してきて、最初は廻りに誰も知り合いがおらず、さびしいときもあった。特に息子達も結婚しておらず、昼はつい親戚に電話を掛けてしまうという。また今でも用事がないかぎり近所の人とは話す機会がないが、家の中に家族がいるからさびしいと思ったことはない。ただ、旧市街地のようなすぐに出て集まり場がないのがさびしいことだという。

（2）部分的に介助が必要な高齢者の生活行動（事例 no. 3 と事例 no. 14）

事例 no. 3 の高齢者は旧市街地で生活する 88 歳の女性（C さん）であり、三男夫婦と孫 1 人の 4 人で生活をしている。持病はないが、腰痛、関節通で歩行困難、体調を崩しやすくなっている。C さんは 2 年前

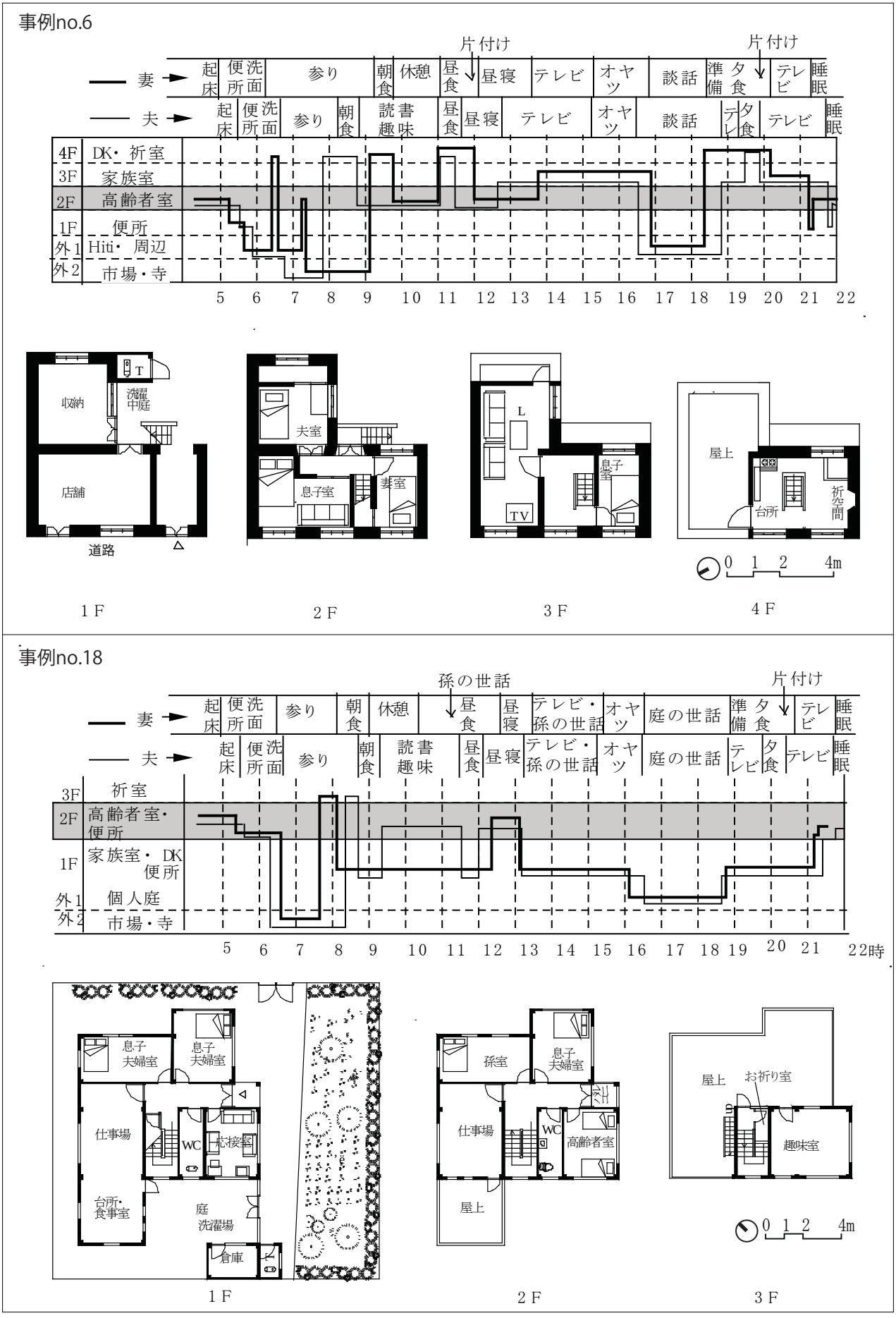

図 2-12 元気な高齢者の生活行動と生活空間（事例 no. 6 と事例 no. 18）

事例no.3

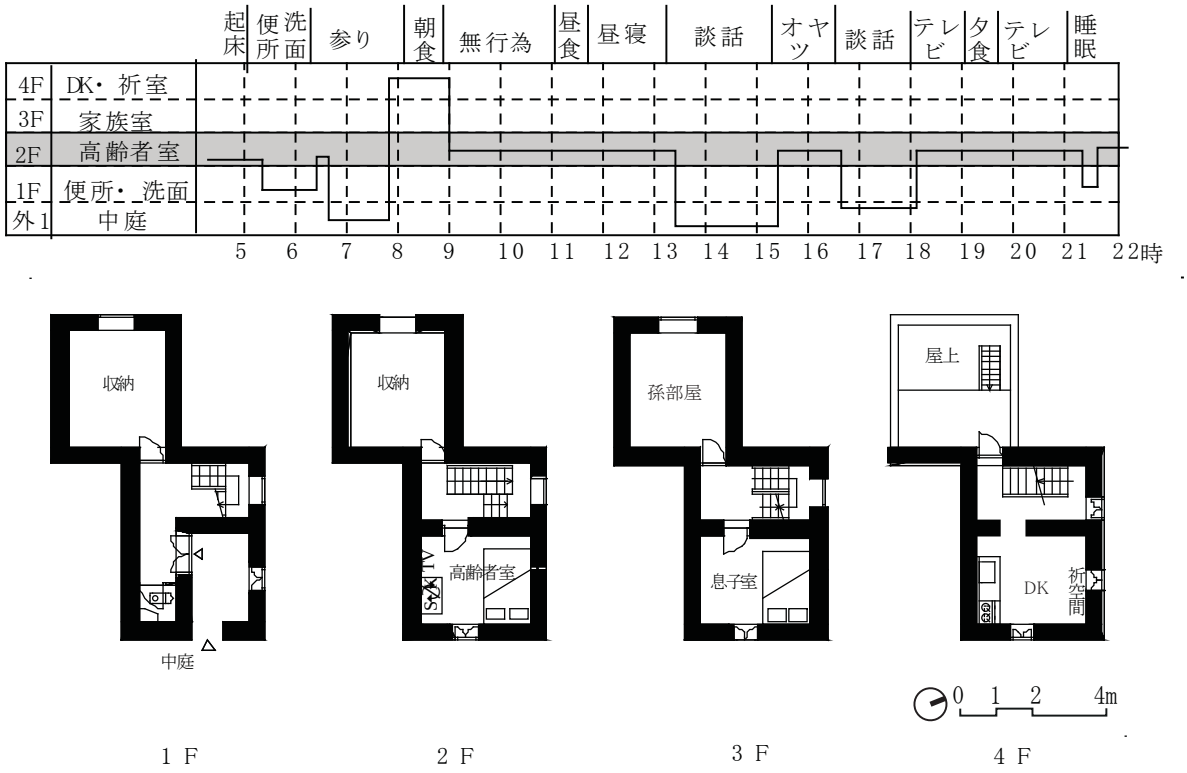

事例no.14

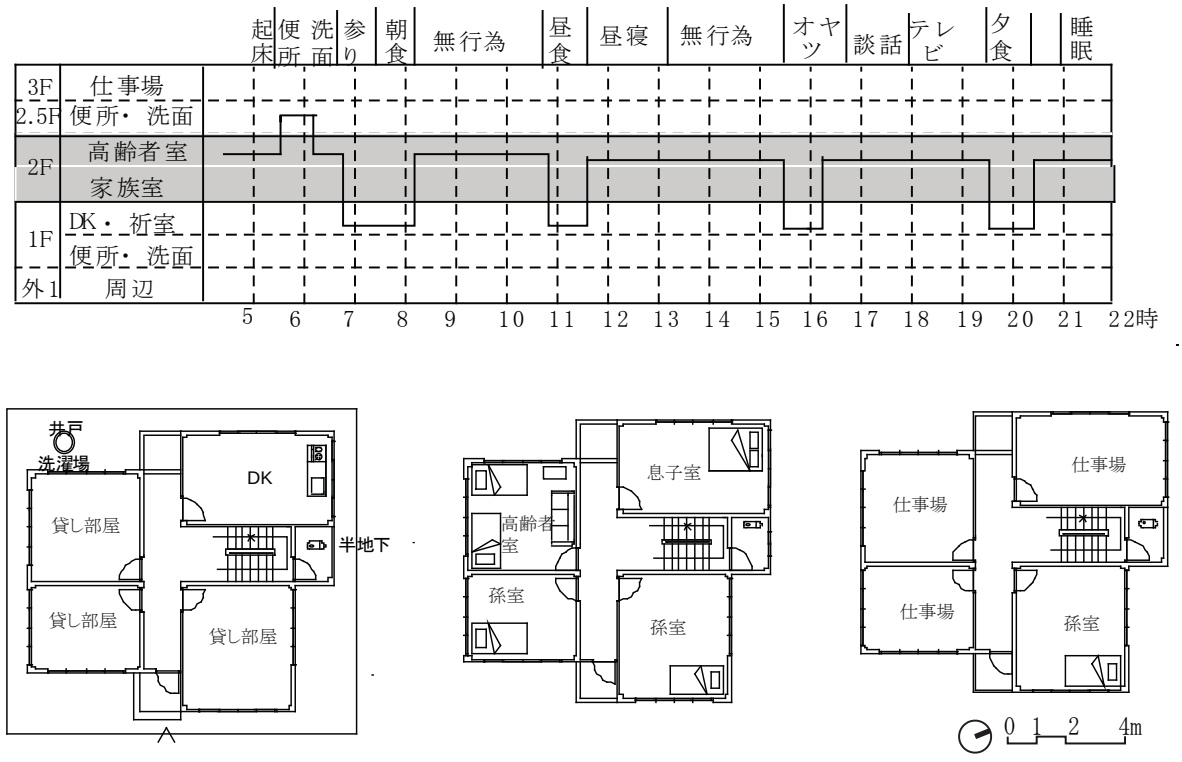

図 2-13 部分的に介助の必要な高齢者の生活行動と生活空間（事例 no. 3 と事例 no. 14）

事例no.1

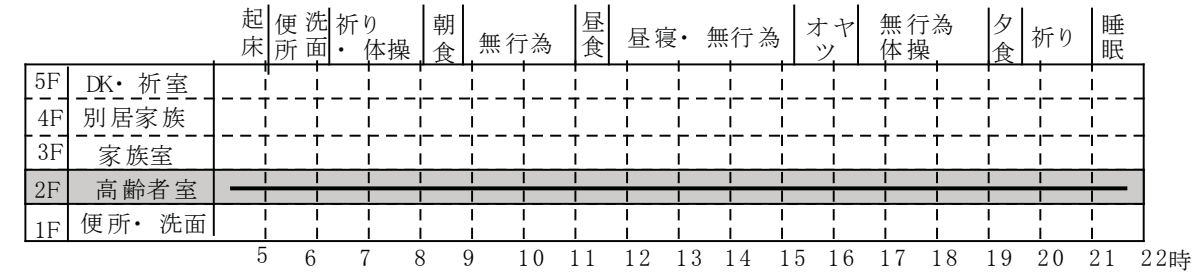

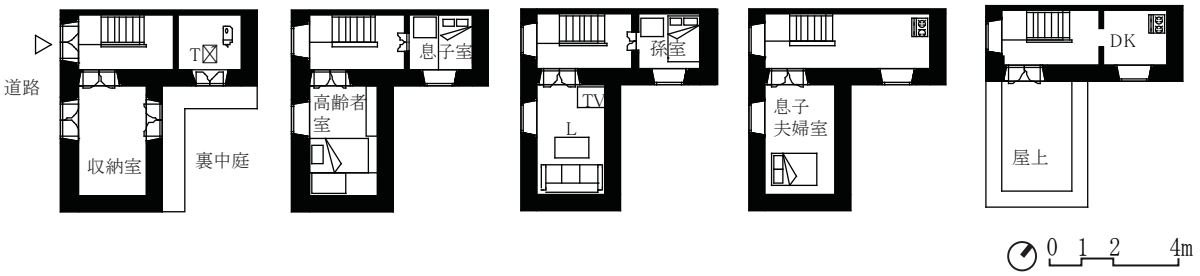

1 F　　2 F　　3 F　　4 F　　5 F

事例no22

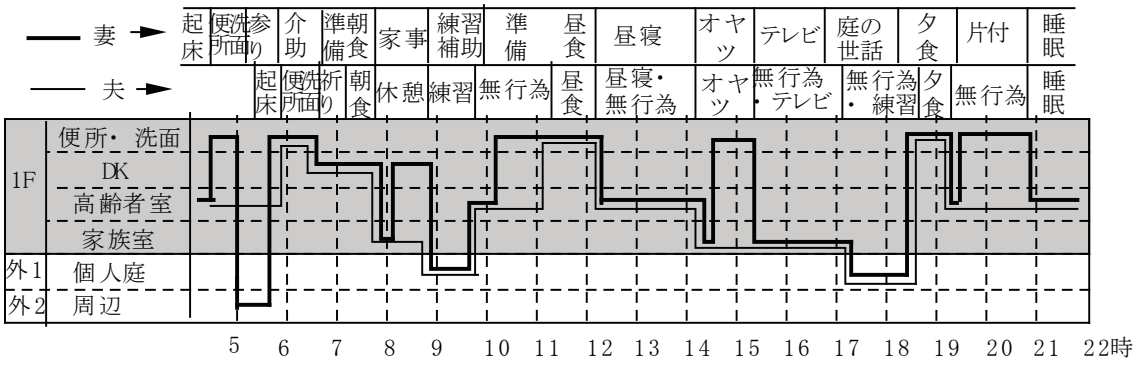

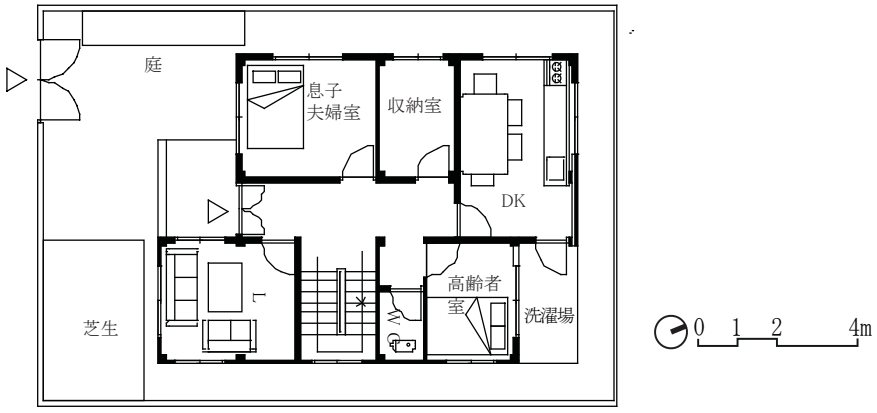

1 F

図 2-14 寝たきり状態の高齢者の生活行動と生活空間（事例 no. 1 と事例 no. 22）

まで農業の仕事を続けていた。同居の息子と嫁は朝から夕方まで畑に出かけるために日中は 1 人で過ごすことが多い。住宅は 5 階建てで、中庭に面している。1 階は便所と収納室、2 階は高齢者室と収納室、3 階は息子夫婦室と孫の部屋、4 階は台所、食堂とお祈り室になっている。高齢者室が 2 階にあり、食事のために 4 階まで階段であがるのが大変であるため、食事は寝室でとっている。しかし、日中は独りになるため住宅前の中庭で、近所の人々と談話しながら過ごすことが多い。生活行動をみると朝の参拝は住宅前の中庭と 4 階のお祈り室である。朝食後は寝室で過ごすことが多いが、昼食後の昼寝をしてからは外部の中庭で過ごしている。C さんにとっては外部の中庭は重要な居場所になっている。

事例 no.14 の高齢者は新市街地で生活する 83 歳の女性（D さん）であり、軽い認知症をもっている。息子家族 5 人と一緒に同居生活を送っている。息子と孫は家業として伝統的美術品を作っており、嫁も仕事を手伝うことが多い。この事例の住宅は新市街地に数年前に建てられた 4 階建ての住宅である。1 階は台所・食堂・お祈り空間以外の部屋は貸し部屋にしている。2 階は高齢者室、息子夫婦室と孫の部屋であり、3 階は仕事場と孫の部屋である。便所・洗面は 1 階と 2.5 階に設けている。居間としての特別な部屋はなく、家族で集まるのは高齢者室か仕事場あるいは食事のときである。D さんは食事など ADL は自分で行うことができるが、食事の時以外自分の部屋から出ることがない。一日の生活行動をみると、朝の参りや食事の時間以外 1 階に下りることもなく、生活行動が少ないといえる。この家族は新市街地に住み替える前は旧市街地に住んでいた。そのときの D さんは、日中住宅前の中庭で近所の人々と過ごすことが多かったが、新市街地に住み替えてからは環境が変わり、部屋に閉じこもるようになったという。新市街地に住み替えしたことだけが原因ではないが、高齢者にとって旧市街地のような自宅以外の居場所がなくなったのは確かであるといえる。

（3）寝たきりの高齢者の生活行動（事例 no.1 と事例 no.22）

事例 no.1 は旧市街地に生活する 75 歳の寝たきり状態の女性(E さん)である。E さんは三男家族を含めて、5 人で同居生活をおくっている。E さんはかつて夫とともに家業として伝統的漢方薬を製作する仕事をしていた。夫がいなくなり、4 年くらい前から脳卒中により片麻痺になってしまい、寝たきり状態になっている。住んでいる住宅は 6 階建てで、道路に面しており、裏側に個人の裏中庭がある。1 階は収納室と便所、2 階は高齢者室と三男夫婦室、3 階は居間と孫部屋、4 階は次男の家族の夫婦室と台所・食堂、5 階は三男の台所・食堂である。E さんは介助を受けて、伝い歩きはできるが、階段の上がり降りはまだできない。住宅が狭いこともあり、リハビリに利用できる広い空間がない。病気をもって以来 3 ～ 4 年間 E さんの生活行動は寝室に限定している。食事や排泄など必要な介助は三男の嫁および別居の娘達が行っている。日中は E さんは寝室の窓から道路の風景をみて過ごすことが多い。

事例 no.22 は新市街地で生活する夫婦高齢者である。夫は 77 歳で、妻は 68 歳である。夫は脳卒中で片麻痺の障害があるが、妻は元気である。単身の息子と三人で生活しており、家事を手伝うメイドは毎日通っている。住宅は 10 年前に新市街地で建てられた 2 階建てである。2 階の部分は工事途中のままで、屋上として利用しており、今後増築できるする予定にしている。住宅には門があり、玄関前には広い庭がある。高齢者室、息子室、収納室、居間、台所・食堂、便所・洗面などすべての生活空間が一つの階に設けている。2 人の生活行動をみると妻は朝の参拝のため外出ことがあるが、それ以外は自宅で過ごしている。家

事はメイドが行うが、妻は家事の手伝いおよび夫の介助を行っている。また、夫は片麻痺の障害があっても、生活空間が水平的に配置しているため、介助を受けて移動しながら一日過ごしている。朝食後や夕方に、敷地内の庭で歩く練習をするなど、庭で過ごすことも多い。近所との談話などは殆どない。

以上の事例からは一日の行動には、息子家族との同居という観点では旧市街地と新市街地の高齢者の生活に大きな違いはないと考えられる。しかし、外部空間での生活については、新市街地の場合は個人庭に限定されるため、水汲み場の共同利用や近所の集まり場での談話等の共同生活という旧市街地でみられる本来の生活は存在しないといえる。また、高齢者の日課である巡拝先は新市街地の居住者の場合、自宅から遠くなってしまうため、健康状況によって続けられなくなり、自宅に限定された生活になると考えられる。

第 4 節　旧市街地の外部空間にみられる高齢者の行動

以上より、旧市街地に生活する高齢者の生活にとって住宅周辺の外部空間における巡拝行為や談話行動が日課であることが分かった。以下では、外部での巡拝行動や談話行動について詳細的に示す。

第 1 項　巡拝行動

図 2-15 は事例 no.6 の女性高齢者（A さん）の巡拝行動を示した図である。A さんは朝起きて近くの公共の水汲み場ヒティに顔を洗いにいく。家に上水道あるにもかかわらずヒティの水は神聖といわれており、お祈りに利用するため水汲みは欠かせないものである。A さんの一日はヒティでの洗顔と水汲みから始まる。その後、お祈りのための品物（米、赤い粉アビル、御香など）を備えてヒティの近くのガネシャ寺院（Ganesh）の参拝に行く。次に、自宅までの帰り道にあるストゥーパや祠のお参りもする。自宅に戻ってからは、自宅の 4 階にあるお祈り室にてお参りをする。そして、新たにお祈りの品物を備えて、自宅から離れた仏教僧院「クワバハ」に行く。クワバハは旧市街地に存在する 100 以上の仏教僧院の中でももっとも重要な僧院として知られるため、毎日参拝に行く人々が多い。A さんも体調が悪くない限り、クワバハへの参拝を毎日行っている。クワバハは 2 階建ての僧院であり、複数の神を祀っている。また、参拝だけではなく、御経読みをする空間や休憩のできる空間も設けられているため、知人や友人と出会うことも多く、一緒に御経を読むことも多い。A さんはここで 10 ～ 20 分程度滞在することが多い。クワバハでの参拝を終えると、近くの他の僧院や寺院に寄ることもある。そして、帰りは市場に寄って買い物をするのも日課である。朝 6 時ころに自宅を出てから買い物を済ませてから自宅に帰るまで約 3 時間かかる。観察調査の際、A さんはヒティで数人の近所の人々と会話をし、また、巡拝先では知人や友人と長話をし、市場でも知人との立ち話が確認された。巡拝から家に帰るまでは疲れがありながらも満足した明るい顔が見られた。

ネパールでは「高齢者にとって残り少ない人生を信仰活動に使うことで死後は天国に行ける」というこ

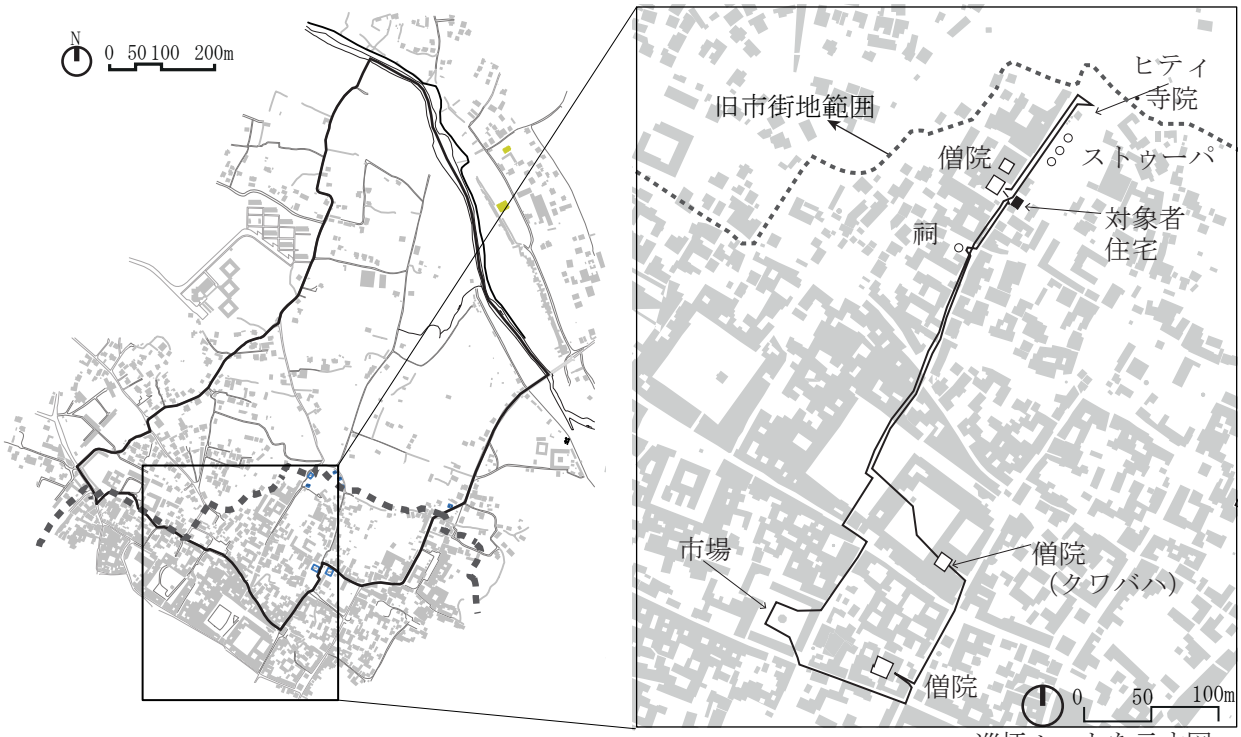

巡拝ルートを示す図

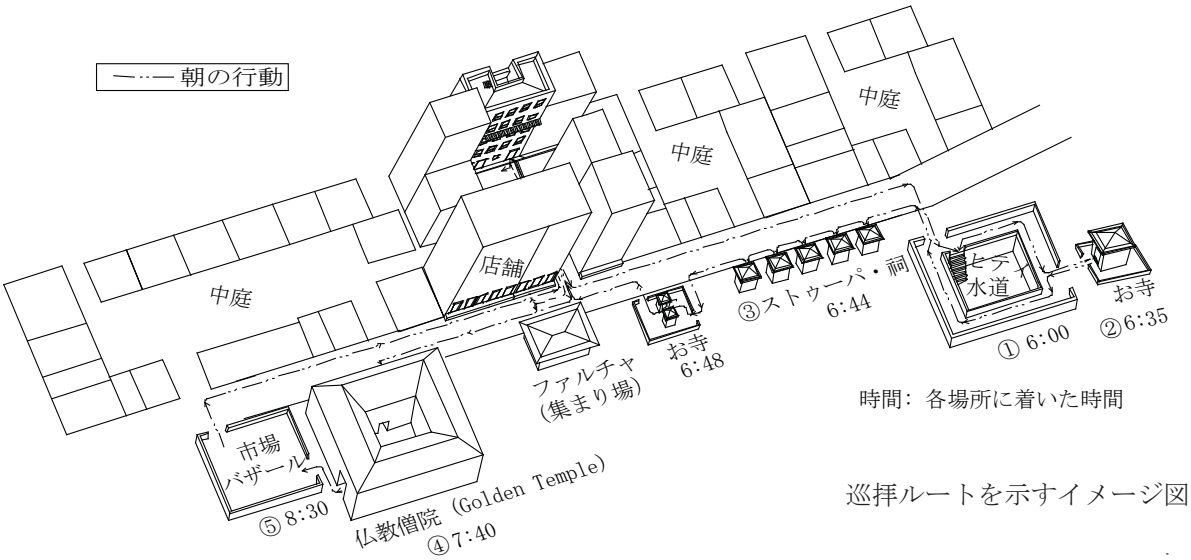

巡拝ルートを示すイメージ図

③祠

③祠

②寺院

①ヒティ

④仏教僧院内

④仏教僧院内（御経読み）

⑤帰り道の買い物

⑤市場

図2-15　旧市街地に住む高齢者の巡拝行動

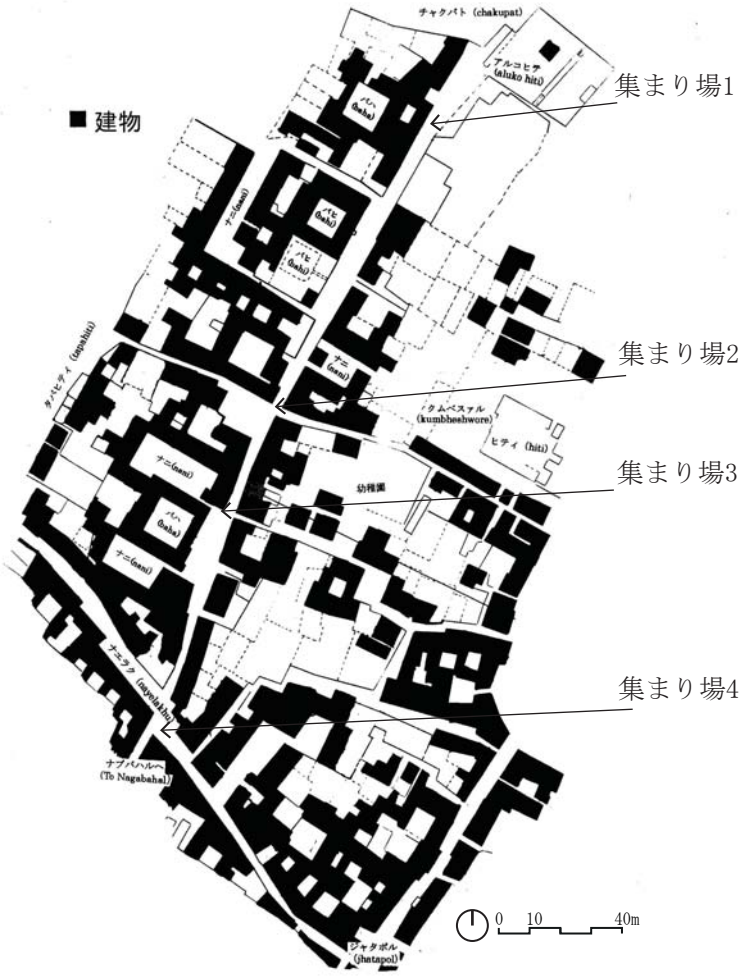

イカチェ・トルの主な集まり場

野菜販売を兼ねた談話行動

家の軒下での談話行動

ファルチャでの談話行動

図2-16　イカチェ・トルの集まり場と談話行動の写真

表2-6 集まり場における談話行動の実態

	利用者	性別	年齢	滞在時間	話内容	談話以外の作業	家からの距離
集まり場2	A	男	65	16～19	農業や談話	野菜販売	家の軒下(ペティ)
	B	女	62	16～19	農業や談話	野菜販売	家の軒下(ペティ)
	C	女	78	11～15	家庭の話	編物	西側の中庭
	D	女	74	16～18	家庭の話	編物	東側の中庭
	E	男	65	17～19	政治的、世間話	談話のみ	西側の中庭
	F	女	62	16～18	家庭の話	編物	西側の中庭
	G	男	72	16～19	農業や談話	談話のみ	家の軒下(ペティ)
	H	女	71	16～19	農業や談話	野菜販売	家の軒下(ペティ)
集まり場3	P	女	62	一日中	政治的、世間話	お店経営	西側中庭
	Q	女	86	11～17	家庭の話	談話のみ	東南の中庭
	R	男	72	16～19	農業や談話	談話のみ	東側中庭
	S	男	72	11～15	政治的、世間話	談話のみ	西側中庭
	T	男	68	17～19	政治的、世間話	談話のみ	家の軒下(ペティ)
	U	男	69	17～19	政治的、世間話	談話のみ	東側中庭

とわざがあり、それが日常生活に浸透しているため、懸命に巡拝行動をしていると考えられる。巡拝行動は個人の自己満足による精神的安心感につながっており、それに加えて運動にもなり、さらに友人や知人との出会いおよび交流のきっかけにもなっている[注 4)]。

第 2 項　談話行動

旧市街地に存在するファルチャ（休憩場）が主に人々が集まって談話する場である。しかし、ファルチャがなくても、一般的に住宅の軒下の部分（ペティ）も腰掛けられるようになっているため、店舗の前のペティが談話する集まり場になることも多い。イカチェ・トルでは図 2-16 で示したように主に 4 箇所が集まり場になっている。表 2-6 には集まり場 2 と集まり場 3 での談話行動について示した。

集まり場 2 に集まる人は主に 8 人である。年齢は 60 代から 70 代の高齢者であり、滞在時間はそれぞれ異なるが、2 時間から 3 時間滞在する人が多い。集まり場 3 は店舗前の軒下ペティであり、集まる人は主に 6 人である。年齢は 60 代から 80 代の高齢者であり、滞在時間は 2 時間から 6 時間までの人もいる。集まる高齢者は近くに住む住人であるが、集まり場では通行人を眺めることができ、通行人に野菜販売もできることから、近くの中庭に居住する人も多い。話内容は農業についてや家庭の話、政治的や世間話等であるが、男性が主に政治的話をする。集まり場では談話以外に個人作業を行うことも多い。集まり場 2 では、野菜販売や編み物をする高齢者が 6 人いる。集まり場 2 の近辺には農業するカーストが集住しているため、夕方は畑から集めた野菜を販売することも多い。また、編み物をした手袋や帽子は近くの店舗に売って小遣いにできるため、談話しながら編み物をしていることがヒアリングから分かった。集まり場 3 には作業をする高齢者はいないが、長く滞在する高齢者がいる。86 歳の女性は息子家族が日中仕事のため、自宅だと孤独になるが、この集まり場で長く滞在することができるため、寂しくないと話す。また、他の高齢者にも自宅外で過ごす理由について尋ねたところ、ほとんどの人が「自宅内だとすることがなく、一日が長く感じてしまう。外だといろんな話ができるし、道路の風景を見ているだけでも楽しい」という。一人で時間を過ごす場合は、読書やテレビを見ることになるが、イカチェ・トルの多くの高齢者は識字率が低いこと、また、母国語ネワール語とは異なる言語のテレビ番組などに慣れていないこともあって、読書やテレビは好まれないと考えられる。

以上から朝の巡拝行動や集まり場での談話行動は宗教的な生活を日常に含みつつ、家族以外の地域の中で自分の存在を認識でき、孤独感を感じさせない生活に繋がっていると考えられる。これはある意味で、スピリチュアル・ヘルス[注 5)] な生活であると考えられる。

注 4) 巡拝自体は曜日によって特定の神の祈る日もあり、それにあわせて巡拝ルートが変わることがある。特に土曜日や火曜日、満月の日などは特別に祈る日になるため、毎日巡拝しない人でも遠い寺院まで巡拝に行く習慣がある。巡拝は男女の高齢者が多いが、若い人々も休日や特別日には行く。

注 5) スピチュアル・ヘルスとは WHO の理事会が 1998 年に決議した健康の定義すなわち従来の3要素（身体的・精神的・社会的に良好な状態をさす）の中に新たに加えられたもので、「霊性・宗教性・個人的信念」と説明されているが、心情に関する健康を意味し、感情、意志、気力といった機能につながると説明する研究者もいる。また、スピリチュアルなレベルを強調することにより、物理的治療が軽視されるのではなく、両者がともに尊重されてこそ全人的医療が可能となると説明

第 5 節　小結

本章より以下のことが明らかになった。

1) 歴史都市の旧市街地と新市街地、両方において、高齢者世帯の殆どが同居世帯である。また、別居息子家族や別居娘家族は歩いて 30 分以内に居住しており、歴史都市の市街地では血縁関係の居住者が近接あるいは隣接する特徴があるといえる。

2) 旧市街地と新市街地では、住宅内の室配置が異なる。新市街地では、便所を各階に設けるほか、台所を 1 階に設け、寝室・接客室も 1 階に設けるなど従来の不浄とされた 1 階が生活空間に使われるようになっている。旧市街地の伝統的住宅は 1 階の玄関から出てすぐ外部の中庭あるいは路地などの共用空間になるに比べ、新市街地は囲まれた個人の敷地（庭）があることで、1 階の部分も生活空間化しやすいものと考えられる。

3) 旧市街地では複数の住宅が隣接していることから、住宅前の外部空間「住宅の軒下、中庭、路地、ファルチャ」などは近所の人々と談話する等重要な生活行動の場となっている。しかし、新市街地では敷地の区分・独立性が強いため、旧市街地のように共用空間が生まれにくく、生活行動は自宅内に限定している。

4) 歴史都市の居住者にとって、市街地に存在する仏教僧院、寺院、祠などの巡拝は日課であり、歴史的建造物は日常生活の重要な空間になっている。

した文献もある。（尾崎 真奈美、奥 健夫、深尾 篤嗣（2008）：スピリチュアル・ヘルスの提唱、日本心身医学会、心身医学 48(9), 809-811）

第２章の関連文献

・Lalitpur Sub-Metropolitan City(2005)：City Profile, Lalitpur Sub-Metropolitan City, Lalitpur

・Department of Archeology & UNESCO (2007): KVWHS Management Handbook for Patan Durbar Square Monument Zone

・Scheibler, Giovanni (1982): Building Today in a Historical Context, Bhaktapur, (Approval as a Doctoral Thesis from the Swiss Federal Institute of Technology, Zurich)

・Korn, Wolfgang (1986): Traditional Architecture of the Kathmandu Valley, Ratna Pustak Bhandar, Kathmandu, NEPAL

・尾崎 真奈美、奥 健夫、深尾 篤嗣（2008）：スピリチュアル・ヘルスの提唱、日本心身医学会、心身医学 48(9), 809-811

・H.M.G. of Nepal (2003): Population Monograph of Nepal Volume 1&2, National Planning Commission Secretariat, Central Bureau of Statistics, Kathmandu

第3章

歴史都市における中庭型集住体の空間構成

第１節　はじめに

1　本章の目的

パタン旧市街地には 166 件の仏教僧院「バハ・バヒ」が存在し、これらは宗教的施設として独立するのではなく、一般の住宅と隣接して存在している。これらの仏教僧院の典型的空間構成が中庭型であり、既往研究では、中世期にマッラ王宮や裕福な人々の邸宅が典型的な中庭型の仏教僧院にならって建設されたことが指摘されている[注1)]。また、形態学的研究から、中庭型の街区が、仏教僧院を中心に発展してきたことが推測されている[注2)]。これらのことから、パタン旧市街地は仏教僧院を起源とする中庭型集住体であると捉えられ、中庭型集住体の空間構成や空間特性の解明には仏教僧院の原型空間構成に着目する必要があると考えられる。

本章では、中庭型集住体の起源であるバハ・バヒに着目し、現在もバハ・バヒの名称をもつ中庭型集住体の単体を対象として、その空間構成を明らかにする。

2　仏教僧院「バハ・バヒ」に関する既往の研究

宗教空間としてのバハ・バヒに関する研究には、宗教行事や、運営組織であるサンガについての仏教学や歴史学からの研究が多く存在する。Hem Raj Shakya[注3)]がその代表的な研究者であり、Bajracharya[注4)]は特にパタン市のバハ・バヒを対象とした研究を行っている。また、Min Bahadur Shakya[注5)]はチベットおよび中国で保存されている古代文献をネワール語と英語に翻訳し、中世の仏教学者の活動について詳しく研究している。Locke[注6)]はカトマンズ盆地内のすべてのバハ・バヒの歴史、運営組織形態、行事などを詳しく考察している。 Gellner[注7)]はバハ・バヒの行事から仏教とヒンズー教を比較し、さらにバハ・バヒの変遷

注1) 王宮建築の関連は文献･波多野純 (1982):ネパールにおける仏教僧院平面の変遷と王宮建築､仏教芸術 152､pp.88～103, 1984 ･黒津高行､渡辺勝彦:チョク建築の構造､ネパールの王宮における中庭建築の研究その1,日本建築学会計画系論文報告集,第480号,pp.104～109, 1990.2参照, 裕福な人々の邸宅との関連は文献 Giovanni Scheibler: Building Today in a Historical Context, Bhaktapur Nepal を参照。

注2) Pant, Mohan & Funo, Shuji (2007): Stup & Swastik, Historical Urban Planning Principles in Nepal's Kathmandu Valley, Kyoto University Press を参照。

注3) Shakya, Hem Raj (1990): Achheshwor Mahavihar Pucho, Boudha Vihar Sangha, Lalitpur

注4) Bajracharya, Hera Kaji (2000): Lalitpur Bauddha Vihara, Boudha Vihar Sangha, Lalitpur

注5) Shakya, Min Bahadur (2004): Hiranyavarna Mahavihara, A Unique Newar Buddhist Monastery, Nagarjun Publication Pvt. Ltd, Kathmandu; in Shakya, Min Bahadur (1998): Monasticism in Newar Buddhism, A Historical Analysis, A Conference on Buddhist Heritage of Nepal Mandal; Lotus Research Center, Nepal, Shakya, Min Bahadur (1993): A Study of Traditional Vajrayana Buddhism of Nepal, "Newa Buddhist Culture Preservation seminar", Lotus Research Center, Nepal

注6) Locke, John kerr (1985): Buddist Monasteries of Nepal, A Survey of the Bāhās and Bahis of the Kathmandu Valley, Sahayogi Press Pvt. Ltd., Kathmandu

注7) Gellner, David (2003): The Anthropology of Buddhism & Hinduism Weberian Themes, Oxford University Press, New Delhi

についても考察を行っている。また、Shakya[注8)] はバハ・バヒの建設手法について歴史的文献に基づいて考察している。

一方、バハ・バヒを旧市街地の文化財（Cultural Heritage）として取り上げた文献にはUNESCOとネパール政府による歴史的建築目録[注9)]があり、カトマンズ盆地内に存在するすべての寺院、仏塔と共にバハ・バヒの歴史、写真、配置図が掲載されている、貴重な資料となっている。また、Korn[注10)] はカトマンズ盆地の伝統的建築の一つとしてバハ・バヒの建築様式を紹介しており、その建築的空間形態からバハ、バヒ、バハバヒという三つに類型化している。さらに、日本工業大学調査団[注11)] は老朽化したパタン市の1件のバヒの復原にあたり、復原前から完成までにわたって調査研究を行っている。また、バハとバヒを平面形式から四つに類型化しており、複数のバヒの建築的様相を調べている他、仏教僧院平面の変遷および王宮建築との関連について研究をしている[注12)]。しかし、いずれも個人住宅が併設されているバハ・バヒを対象とした調査や考察は行われていない。

石井[注13)] は文化人類学の立場から、パタン旧市街地を、ネワール族の伝統的住宅や宗教的空間が多く含まれる聖なる集落として位置づけている。また、歴史的研究の中で古代期の土地制度とネワールの集住が関連していることはSharma[注14)] の著書から伺えるが、中庭型の集住という観点からの考察はみられない。パントら[注15)] は個人住宅が併設されているバハ・バヒである「Bu Bāhā」を対象に、その副僧院からなる地区の調査研究から、中庭型の街区には、バハの主僧院と副僧院の空間構造や関係性が決定的な役割を担っていることを指摘している。また、中庭型の街区の寸法において一定のモデュールが使われている可能性についても指摘している[注16)]。その他に、バハ・バヒが個人住宅化した事例研究は現地の建築雑誌で報告されているが、調査報告的なものにとどまっている[注17)]。

3　研究の方法

第2節では、仏教の歴史やバハ・バヒの変遷について、文献調査および聞き取り調査によって明らかにする。バハ・バヒに関する文献調査はLotus Research Center や Tribhuvan University Buddhist

---

注8) Shakya, Manik Ratna (2006): Vihar Architecture of Nepal Mandala, Master Thesis, Department of Buddhist Studies, Tribhuvan University, Nepal

注9) Pruscha, Carl (Goverment of Nepal with the United Nations and UNESCO) (1975): Kathmandu Valley, Preservation of Physical Environment and Cultural Heritage A protective Inventory vol 2, Anton Schroll & Co., Vienna

注10) Korn, Wolfgang (1986): Traditional Architecture of the Kathmandu Valley, Ratna Pustak Bhandar, Kathmandu

注11)日本工業大学ネパール王国古王宮調査団(1998):ネパールの仏教僧院, 中央公論美術出版

注12)波多野純(1984):ネパールにおける仏教僧院平面の変遷と王宮建築、仏教芸術 152、pp.88～103

注13)石井溥(2003):ヒマラヤの「正倉院」カトマンズ盆地の今, 山川出版社

注14) Sharma, Prayag Raj (1977): Kul, Bhumi ra Rajya, Kathmandu

注15) Pant, Mohan and Funo, Shuji (1998): Spatial Structure of a Buddhist Monastery Quarter of the City of Patan, Kathmandu Valley, J. Archit. Plann. Environ. Eng., AIJ, No.513, pp.183-189

注16) Pant, Mohan and Funo, Shuji (2007): Stup & Swastik, Historical Urban Planning Principles in Nepal's Kathmandu Valley, Kyoto University Press

注17) Bajracharya, Siddhi Bahadur (2008): Role of Art and Architecture in Harmonious Cities, Sahari Bikasa, Six Monthly Bulletin, Department of Urban Development & Building Construction, Ministry of Physical Planning and Works

Studies の図書館にて行った。また、聞き取り調査は Lotus Research Center の会長 Bhadra Ratna Bajracharya および Manager の Dr. Manik Man Bajracharya、Tribhuvan University Buddhist Studies の講師 Manik Ratna Shakya を対象に行った。第 3 節ではまず、原型に近い仏教僧院バハ・バヒの空間特性を Korn の文献に基づいて考察した上で、類型化の視点を整理する。第 4 節では上記の視点を用いて、パタン旧市街地の対象事例の現地調査に基づいた類型化を行い、それぞれの特性について分析を行う。第 5 節では各節から得られた知見をまとめる。なお、第 2 節の専門家へのヒアリングおよび第 4 節の現地調査は 2008 年 4 月、2009 年 6 月と同年 11 月に行った。

第２節　中庭型集住体バハ・バヒの変遷

バハ・バヒはサンスクリット語の "Vihār"（僧院）を意味するネワール語の言葉で、釈迦時代から出家僧侶の居住場として存在していたとされる。釈迦の没後は釈迦の存在を示すためチャイティアを中心に設け、僧侶部屋を周りに設けるようになったとされる[注18)]。ネパールにおいては 3 世紀に初めて Chā Bahi という僧院が建てられたとされる[注19)]が、4 世紀以前（リチャビ期）のネパールの歴史については物証不足のため不確実なものが多い。そのため本節でもリチャビ期以降の変化を扱う（表 3-1）。

第 1 項　4 ～ 12 世紀までのバハ・バヒ

リチャビ期には 15 件以上のバハ・バヒが存在していたとされる。当時、バハ・バヒには政府からの援助が与えられており、国の重要な施設として扱われていた[注20)]。僧侶たちはサンガ組織を通して自治権をもち、寄付された土地や僧院の管理なども行っていたと考えられている。8 ～ 12 世紀は仏教の成長期といわれ、インドや中国から仏教学を学びに来る僧侶が増え、複数のバハ・バヒが創立されたとあるが、その殆どが出家僧侶用の僧院であったとされる[注21)]。12 世紀頃には出家僧侶のポストとして「サキャ」、在家僧侶のポストとして「バジュラチャルヤ」が利用されるようになったとされている[注22)]が、12 世紀頃までのバハ・バヒは出家僧侶が主流の仏教学を学ぶ出家僧侶たちの専用の居住の場であったと考えられている[注23)]。

注18) Shakya, Manik Ratna (2006): Vihar Architecture of Nepal Mandala, Master Thesis, Department of Buddhist Studies,Tribhuvan University, Nepal ではインドのAjanta洞窟やTaxashilaのViharaが例示されている。

注19)チャバヒは現在もカトマンズに位置するが、それは1654年に建設されたものを建て替えたものと言われている。文献10にチャバヒの建築様式について説明している。

注20)田中公明、吉崎和美:ネパール仏教、春秋社、1998 のp.18と文献32を参照。

注21) Shrestha, Khadga Man (2008): History of Buddhism in Nepal upto 1956 with special Reference to Vajrayana Buddhism, Kathmanduのp.385を参照。

注22) 田中公明、吉崎和美(1998):ネパール仏教、春秋社、のp.20を参照。

注23) Shrestha, Khadga Man (2008): History of Buddhism in Nepal upto 1956 with special Reference to Vajrayana Buddhism,

表3-1　カトマンズ盆地（旧ネパール）における仏教の歴史的背景と中庭型集住体「バハ・バヒ」の変遷
（文献調査をもとに筆者作成）

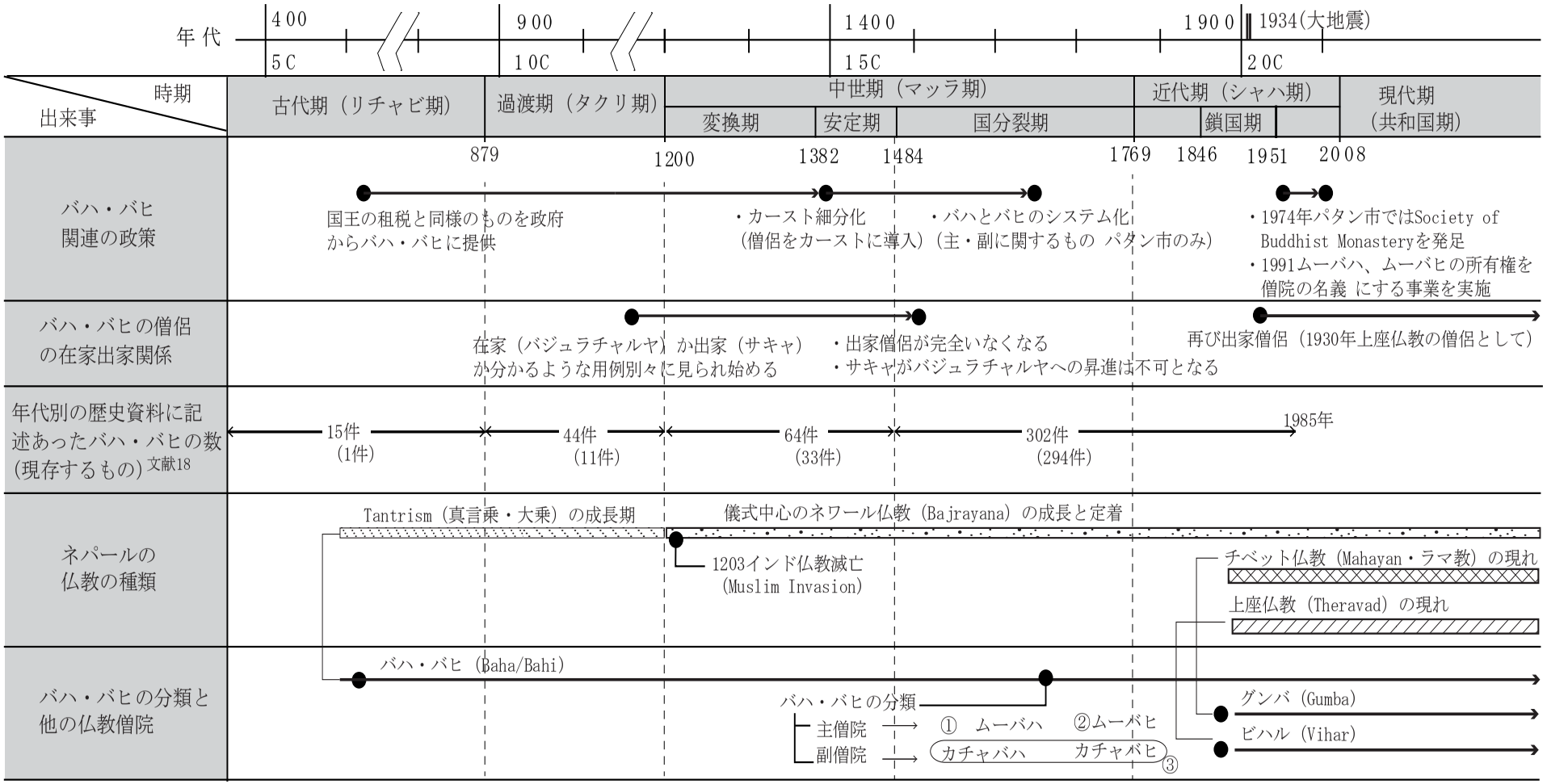

第 2 項　13 ～ 15 世紀までのバハ・バヒ

マッラ期の 13 世紀初期にはインドで仏教が迫害され、多くの学者がネパールに入り、仏教学の資料が一層増えることになる。14 世紀のカーストの細分化において、僧侶ポストである「サキャ」や「バジュラチャルヤ」も僧侶という職を持つカーストとして取り入れられることになり、異なるカーストから僧侶になることができなくなる[注24)]。15 世紀末までには出家僧侶が完全にいなくなり、修行を受けることのできるのはそれまでの僧侶の子孫に限定され、バハ･バヒの運営組織であるサンガも、血縁関係による組織に変化する。また、修行も宗教的信仰とは関係がなくなり、子孫であれば自動的にチュダカルマ（Chudākarma）[注25)] という 4 日間の僧侶生活を送る儀式に変化した。この頃、在家僧侶による儀式中心とするネワール仏教として定着することになったといわれている[注26)]。

第 3 項　16 ～ 18 世紀までのバハ・バヒ

15 世紀末以降、カトマンズ盆地は複数の小国に分裂し、それぞれ異なる改革が行われる。17 世紀後半には、パタンにおいてバハ・バヒを主僧院と副僧院に分けるシステム化[注27)] が行われた。それは修行を受ける儀式を行うバハ・バヒを主僧院としてムーバハ、ムーバヒと呼び、それ以外のものは各主僧院に対する副僧院としてカチャバハ、カチャバヒとするもので、カーストの固定化を一層深めることになった。それ以降に創立されるバハ･バヒは、信仰の篤い人々の個人的な所有物として、主僧院に所属する副僧院となった。これにより、バハ・バヒは① Mahā Vihār（上級僧院）：一般修行を終え上級修行に励む在家僧侶の居住の場であるムーバハ、② Madhyama Vihār（中級僧院）:出家僧侶の居住の場であるムーバヒ、③ Sāmanya Vihār（普通僧院）：仏教を信仰する一般市民の居住の場であるカチャバハおよびカチャバヒ、と三つのレベルに分類されることになったと推測されている[注28)]。しかし、15 世紀の時点で出家僧侶が存在していなかったため、

Kathmanduのp.386に、13世紀から本は読むものではなく、拝むものになり、勉学よりも実践的なTantrismが主流だったと記載されている。

注24)田中公明、吉崎和美(1998):ネパール仏教、春秋社、のp.22を参照。

注25)チュダカルマ(Chudākarma)とは1440年から始められた(Gellner, David (1996): A Sketch of the History of Patan with Special Reference to Buddhism, Contributions to Nepalese Studies, Vol 23, No.1 参照)、サキャやバジュラチャルヤ僧侶の男児が5～12歳以内に4日間の僧侶生活を送る、儀式的な修行式のことである。この儀式を受けることにより、それぞれサキャあるいはバジュラチャルヤ僧侶となり、サンガの構成員となる。

注26)　1448年になくなった僧侶が最後の出家僧侶であることを文献33のp.139に記載されていることから、15世紀末にはネワール仏教が定着していたと考えられる。

注27)システム化は17世紀のSiddhi Narshinga　Malla王朝により行われたとされる(・田中公明、吉崎和美(1998):ネパール仏教、春秋社、 Shrestha, Khadga Man (2008): History of Buddhism in Nepal upto 1956 with special Reference to Vajrayana Buddhism, Kathmandu, Gellner, David (1996): A Sketch of the History of Patan with Special Reference to Buddhism, Contributions to Nepalese Studies, Vol 23, No.1を参照)。

注28) Gellner, David (1996): A Sketch of the History of Patan with Special Reference to Buddhism, Contributions to Nepalese Studies, Vol 23, No.1のpp.142-147に説明されている。

ムーバヒは本来の僧院としての利用がなくなり、多くは仏教学や地域の小学校として利用された[注29)]。一方、僧侶職にはすでにヒンズー教の僧侶が存在するため、バジュラチャルヤはライフサイクル上の通過儀礼を担当する技術者になるが、サキャは儀礼仏教から切り捨てられ、新しい職につくようになった[注30)]という記述がある。

以上から、ムーバハおよびムーバヒは、学問中心の僧侶の居住の場から、儀式を行う僧侶や一般市民と同様の生活をする僧侶の居住、および地域活動の場へと変化したということができる。一方で、カチャバハの多くは初めから儀式の場ではなく、一般的な生活が中心の場であったといえる。17 世紀以降はカチャバハが多く創立されていることから、バハ・バヒは僧侶生活よりも一般市民生活が中心の中庭型集住体として定着することになったと考えられる[注31)]。

第 4 項　19 世紀～現在までのバハ・バヒ

18 世紀後半になると、複数の国に分かれていたネパールが非ネワール族のシャハ王朝により統一され、カトマンズ盆地が首都圏となった。それに伴いカトマンズ外からの移住者が増加する中、市民生活を行いつつ儀式のみを継承する僧侶からなるネワール仏教をもう一度見直す取り組みが始まる。1926 年にはチベットで継承されていた学問中心の密教に関心をもち、チベット仏教の僧院グンバで出家僧侶になる人が現れる[注32)]。また、1930 年には東南アジアに盛んであった上座仏教の出家僧侶となる人も現れ、43 年には独自のサンガ組織（カーストとは無関係）を設立、44 年には独自の僧院「ビハル」が建設される[注33)]。また、既存のムーバヒでも、一部を上座仏教の僧侶に無償で貸し出ししたり、または所有権を与えたりして、上座仏教の僧侶がムーバヒの運営や管理をする例もみられるようになる[注34)]。この時期からはバハ・バヒの新

注29) 現在も部分的に居住の場にとして利用しながら仏教学校や一般小学校として利用しているものも多数ある。バヒの僧侶層はバハの僧侶層より経済的に弱い立場にあり、また、出家僧侶としての歴史があっただけに在家僧侶生活への移転が困難であったことを記載されている（文献18のpp.185-188を参照）。

注30)　田中公明、吉崎和美(1998)：ネパール仏教、春秋社のp.24を参照。なお、新しい職とは鋳造仏像作り、占星家などであり、この職につく人々は現在もサキャやバジュラチャルヤが過半数を占める。

注31) Gellner, David (2003): The Anthropology of Buddhism & Hinduism Weberian Themes, Oxford University Press, New Delhiのpp.135-178において、カチャバハが時代の変化とともに現れたバハ・バヒの一種で、一般市民の住居の一部であることを記載されている。

注32)チベット仏教の僧侶たちは中世期からカトマンズ盆地のバハ・バヒを訪れ、バハ・バヒの僧侶たちと関係を持っていたが、ネワール人がチベット仏教の出家僧侶になったのはこの時が初めてであるとされる（文献30のp.33参照）。また、チベット仏教の僧院グンバはネパールのヒマラヤ地帯においては盛んで、チベットからの難民によってカトマンズでも広まることになる。現在盆地内には130件のグンバが存在する（文献34参照）。また、バハ・バヒの一室をグンバと名づけて、密教の本などを備え、学問の部屋あるいは図書館のように利用するものも多い（現地調査より）。

注33) Shrestha, Khadga Man (2008): History of Buddhism in Nepal upto 1956 with special Reference to Vajrayana Buddhism, Kathmanduのp.316を参照。

注34)ムーバヒは元々出家僧侶の居住の場であったため、バハに比べ個人住宅化することは少なく、出家僧侶からなる上座仏教のビハルとして利用されているところが多くみられる（現地調査より）。

設が殆どなくなる[注35)]が、20世紀以降はビハルの建設が目立つようになる[注36)]。また、ガンダクティ部分のみを残し、その他の僧院所有の居住空間は私有化され、バハ・バヒの管理が行われなくなる例もみられるようになる。仏教僧院の消滅を懸念して、パタンでは1974年にSociety of Buddhist Monasteryが設立され、1991年にパタンのムーバハ、ムーバヒの所有権をサンガ構成員の名義からバハ・バヒ名義にする事業を成功させた。しかし、サンガ構成員が減少しているバハ・バヒの継承の課題は残ったままである[注37)]。

第３節　仏教僧院としてのバハ・バヒの空間特性と中庭型集住体バハ・バヒの類型化の視点

第１項　仏教僧院としての原型に近いバハ・バヒ

中世期にはバハ様式、バヒ様式として知られる、敷地決定や神室であるガンダクティの配置などの計画手法が確立したとされている[注38)]。現存するバハ・バヒの中で、中世期の計画手法に則った建設が行われているのがカトマンズのカチャバハであるChhusyā Bāhāとパタンのムーバヒである Pintu Bahi とされる[注39)](図3-1)。両バハ・バヒは、2階建てで、一体型の建物が中庭を囲むように建っている。建物内の空間をみると、ガンダクティ（以下G）が玄関から正面に位置し、密教の神室「アガム」（以下A）は2階に位置する。集会室のディギ（以下D）はAの外側に設けられ、そのほかの空間は多目的室や僧侶たちの居室であっ

注35) Gellner, David (1996): A Sketch of the History of Patan with Special Reference to Buddhism, Contributions to Nepalese Studies, Vol 23, No.1のp.145を参照。

注36)2010年現在カトマンズ盆地内には41件のビハルが存在する。ウェブサイト(Lumbini Nepalese Buddha Dharma Society (UK), Charity Registration 1116370) に掲載された記事　Venerable Sujan. “Theravada Buddhism in Modern Nepal”. Lumbini Nepalese Buddha Dharma Society (UK), Charity Registration 1116370. http://www.lumbini.org.uk/bd_n_thera_t.html (参照2010.05.20)

注37)バハ・バヒの所有権に関する事業はパタンのバハ・バヒの保全に大きな役割を果たしたといわれる。この事業に関する内容は当時パタン市長を10年務め、Society of Buddhist Monasteriesの設立から20年以上会長を務めていた方への聞き取り調査に基づいて記載している。

注38) バハ・バヒを建設するための手法は12世紀頃にすでに ”Kriyasangraha-panjika”として発達していたとされ、文献36にはその詳細な内容が含まれている。ネパールの現存するバハ・バヒはそれに含まれる”Sutrapatana Bidhi”による手法で建てられているといわれる(Shakya, Manik Ratna (2006): Vihar Architecture of Nepal Mandala, Master Thesis, Department of Buddhist Studies,Tribhuvan University, Nepal, pp.55-74参照)。また、バハ様式やバヒ様式を区別するような建築様式はおそらく中世期後半のバハ・バヒのシステム化によって進行したと考えられている(Gellner, David (2003): The Anthropology of Buddhism & Hinduism Weberian Themes, Oxford University Press, New Delhiのp159参照)。しかし、基本的に四角形の中庭を囲んで建物を建て、正面から中心のところは釈迦のいる空間として”ガンダクティ”を設け、ガンダクティに向けて他の僧侶の部屋を設ける手法はバハとバヒ両方とも同じである(Shakya, Manik Ratna (2006): Vihar Architecture of Nepal Mandala, Master Thesis, Department of Buddhist Studies,Tribhuvan University, Nepal,pp.70-74参照)。

注39) Korn, Wolfgang (1986): Traditional Architecture of the Kathmandu Valley, Ratna Pustak Bhandar, Kathmanduのpp.28-33に典型的バハ・バヒとして紹介されている。

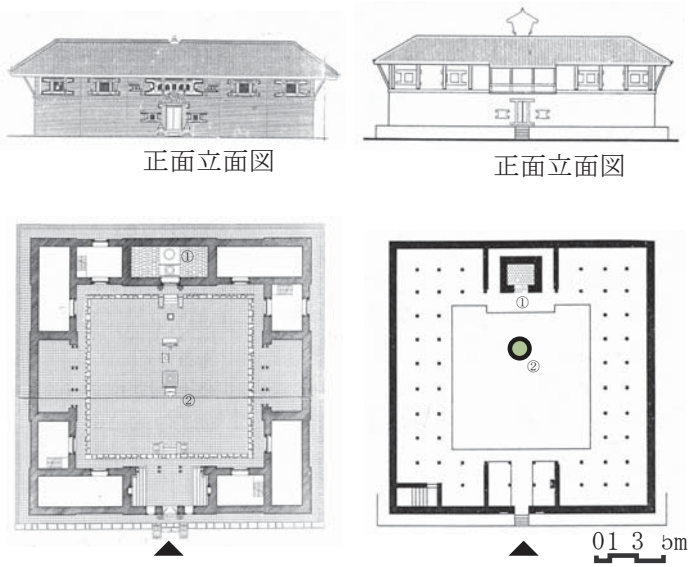

①ガンダクティ（Gandhakuti）
② チャイティア（Chaitya）
※2階にはアガム（Agam、密教神室）があり、
集会のディギ（Digi）がある。

図3-1　原型に近いバハ・バヒの図面
（文献7から引用した図に筆者が数字を加えた）

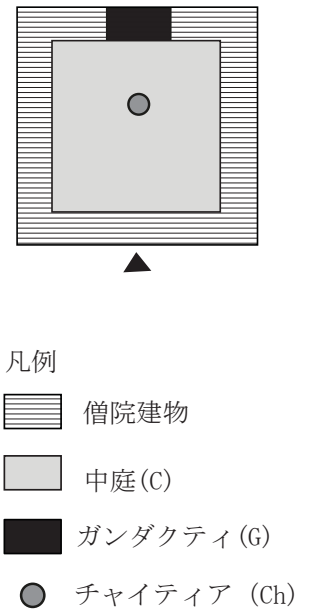

図3-2　原型に近いバハ・バヒの
空間特性

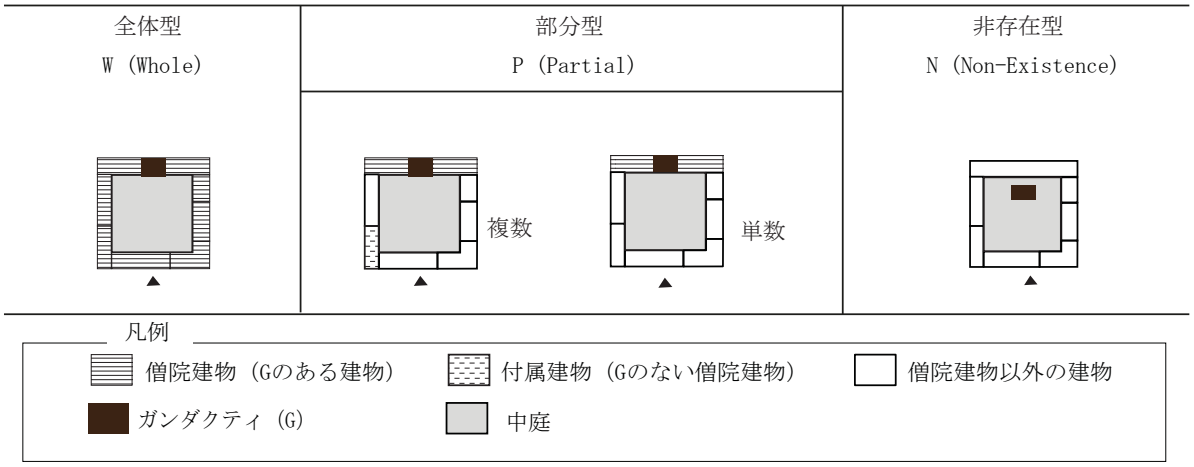

図3-3　中庭を囲む僧院建物の囲み形状からみた類型

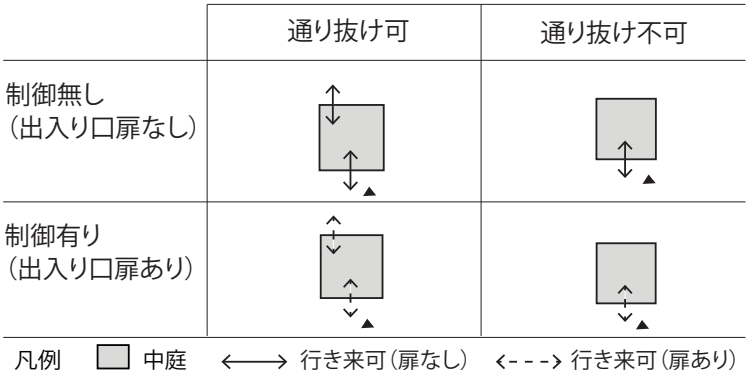

図3-4　中庭の通り抜け可否と制御の有無関係からみた類型

たと考えられている。各空間の中でもGが仏教僧院として重要な空間であるといわれる。また、中庭に置かれるチャイティア（以下CH）も仏教僧院に必ず存在するものである。

以上から原型に近いバハ・バヒはGをもつ建物とCHをもつ中庭を基本構成とし、Gをもつ建物には仏教僧院を成り立たせるための用途に必要な複数の空間が含まれていることがわかる（図3-2)。

第2項　中庭型集住体バハ・バヒの類型化の視点

原型に近いバハ・バヒでは中庭と中庭を囲む建物すべてが仏教僧院として利用されていた。これに対し、現在のバハ・バヒには、①原型に近いもの、②Gをもつ建物に付属する別の建物をもつもの、③Gが中庭に配され、僧院ではなく一般的な住宅としての建物が中庭を囲むものがあることが示されている[注40)]。中世期以来の原型に近いバハ・バヒの空間特性と比較して、現在のバハ・バヒをみた場合、中庭とそれを囲む建物の囲み形状との関係が変化してきていると言える。

以上より、現在のバハ・バヒの空間特性において、中庭を囲む僧院建物の囲み形状の視点からみると図3-3のように①全体型②部分型③非存在型に分類することができる。

また、原型に近いバハ・バヒの出入り口には扉があり、時間帯によって出入りが制御されており、基本的に自由に通りぬけできるものではなかった。しかし、現在は複数の出入り口をもち、かつ出入り口に扉がなく、自由に通り抜けできる中庭が多く見られる。自由に通り抜けできる中庭は周辺の市街地と連続した市街地の一部となっており、独立した仏教僧院の中庭とは異なる性質をもっていると考えられる。よって、現在のバハ･バヒの空間特性においては通り抜け可否と制御の有無を類型化の一つの視点としてとらえ、図６のように①通り抜け可で制御無し②通り抜け可で制御有り③通り抜け不可で制御無し④通り抜け可で制御無しに分類することができる。

第４節　対象とする中庭型集住体バハ・バヒの空間構成とその特性

本節では対象とする事例の現地調査を行い、3節で示した視点に基づいた、類型化とその特性の分析を行う。

第1項　対象事例の概要

パタン旧市街地のバハ・バヒには、主僧院で上級のムーバハ16件、主僧院で中級のムーバヒ21件があ

注40) Locke, John kerr (1985): Buddist Monasteries of Nepal, A Survey of the Bāhās and Bahis of the Kathmandu Valley, Sahayogi Press Pvt. Ltd., Kathmandu にはカトマンズ盆地に存在するすべてのバハ･バヒの形態について記載されているが、主に本文の3種類が示されている。

り[注41)]、副僧院で下級のカチャバハ 105 件とカチャバヒ 10 件、その他 14 件で、合計 166 件のバハ・バヒが存在する。このうち、まず、僧院として原型に近いバハ・バヒの空間特性を比較的よく残していると思われるすべてのムーバハ（BA）、ムーバヒ（BI）を分析対象として選定する。また、これらの空間特性と比較するために、１件のムーバハ（Kwa Bāhā）に属するすべてのカチャバハ（KB）28 件も分析対象として選定する。図 3-5 はパタン旧市街地における対象バハ・バヒの分布を示す。

第 2 項　対象事例の類型化

通り抜けの可否については現地調査によって確認し、中庭に対する僧院建物の囲み形状、および制御の有無については周辺居住者への聞き取り調査によって確認した。対象事例の僧院建物の囲み形状について、２つの中庭に挟まれた建物がある場合は、その建物の主要な出入り口の位置によって、どちらの中庭に属する建物であるかを判断した。通り抜けは中庭に 2 つ以上の出入り口がある場合を可と判断した。また、出入り口に扉があり、時間帯によって制御がされているものを制御有りと判断した。表 3-2 および図 3-6 にその結果を示す。

なお、対象事例のうち、2 件の仏教僧院バハ・バヒが同一中庭に位置するという特殊なケース（事例 36、37 と事例 56,57）が 2 箇所みられ、それらの事例を分析の対象外とし、計 61 件について分析を行う。

僧院建物の囲み形状については、対象事例 61 件のバハ・バヒのうち、16 件が全体型で、9 件が部分型・複数、28 件が部分型・単数、8 件が非存在型であり、部分型が多く存在することが分かった。また、全体型や部分型・複数は主僧院の BA と BI で構成され、非存在型は副僧院の KB だけで構成されるに対して、部分型・単数には BA,BI,KB 全種類がみられた。

中庭の通り抜け可否と制御の有無においては、対象事例 61 件のうち、35 件が通り抜けのできる中庭であり、周辺の市街地と連続した中庭が多いことを示している。一方、制御のあるものが 52 件あり、通り抜け可や不可に関わらず、制御有りが多いことが明らかになった。

図 3-7 は**ア**～**シ**の空間構成タイプごとに該当する中庭の面積をプロットしたものである。タイプ**ア**と**イ**は 70 ～ 200 ㎡の間に分布しており、これは BA と BI によって構成される全体型であるためだと考えられる。一方、約 4000 ㎡の大規模な中庭をもつ事例 no.19、26 は、通り抜けが可で制御無しの**ウ**と**カ**になっている。また、約 2000 ㎡近くの中庭をもつ事例 no.20 は通り抜け可で制御有りの夜間制御である。大規模になることで公共性が高く、制御には限界があると考えられる。また、30 ㎡前後の小規模な中庭をもつ事例は no.39、54、61、63 であるが、それぞれ**キ**、**ケ**、**サ**、**シ**タイプであった。**キ**、**ケ**、**サ**の事例は常時制御されるようになっている。また、これらの 4 事例はいずれも KB である。

第 3 項　僧院建物の囲み形状別の空間構成タイプとその特性

現地調査からは各事例における制御の時間帯についても聞き取ることができた。夜だけ閉鎖される場合

注41)パタン旧市街地の16件のムーバハと21件のムーバヒについては Bajracharya, Hera Kaji (2000): Lalitpur Bauddha Vihara, Boudha Vihar Sangha, Lalitpur を参照。

図3-5　パタン旧市街地における中庭型集住体「バハ・バヒ」の分布
（ネパール国政、Dep.of Urban Development & Building Construction から入手したDigital Base MapにLocke (1985)とPruscha(1975)を参考にして筆者がバハ・バヒの位置を記入した）

表3-2　対象事例の属性一覧

S. no.	バハ・バヒの名前		記録のある最初の年 (Nepal Era)	中庭の広さ		中庭を囲む僧院建物	中庭		類型化
				面積	m×m		通りぬけ可否	制御有無	
1	Kwā Bāhā	BA1	165	106	10.7×9.9	全体	可	＊	ア
2	Uku Bāhā	BA8	239	159	12.4×12.8			＊	
3	Guji Bāhā	BA9	373	100	9.6×10.4			＊	
4	Ha Bāhā	BA14	262	178	13.4×13.3			＊	
5	Jyabā Bahi	BI7	772	99	9.4×10.5			＊	
6	Ibā Bahi	BI8	537	196	14.7×13.3			＊	
7	Ikhāche Bahi, Pintu	BI14	511	71	8.5×8.4				
8	Konti Bahi	BI16	743	145	9.8×14.8			＊	
9	Ii Bahi	BI18	470	104	9.4×11.1			＊	
10	Chikā Bahi	BI19	535	209	14.0×14.9				
11	Ilāye Bahi	BI4	不明	164	11.0×14.9		不可		イ
12	Kinu Bahi	BI9	539	70	8.7×8.1				
13	Nhāyākā Bahi	BI10	727	95	9.4×10.1				
14	Na Bahi	BI13	778	97	9.9×9.8			＊	
15	Ikhāchë Bahi, Dantu	BI15	不明	不明	不明				
16	Puchwa Bahi, Chwathu	BI20	372	197	13.7×14.4				
17	Wam Bāhā	BA3	561	243	15.9×15.3	部分・単数	可		ウ
18	Jyo　Bāhā	BA4	不明	71	8.5×8.3				
19	Ta Bāhā	BA12	547	4282	79.0×54.2				
20	Bu Bāhā	BA15	547	1840	58.6×31.4			＊	エ
21	Guita Bahi, Mula	BI1	144	293	12.4×23.6			＊	
22	Guita Bahi, Tadhāgu	BI2	144	92	10.0×9.2			＊	
23	Guita Bahi, Chidhāgu	BI3	144	91	10.2×8.9			＊	
24	Dhapagā Bahi	BI17	795	165	13.2×12.5			＊	
25	Tanga Bāhā	BA10	245	1012	35.5×28.5		不可	＊	オ
26	Nāg Bāhā	KB2	577	3865	69.9×55.3	部分・複数	可		カ
27	Aki Bāhā	KB10	656	不明	不明				
28	Mikhā Bāhā	KB12	832	164	12.9×12.7				
29	Yekhāchhë Bāhā	KB19	**1969	不明	不明				
30	Dhum Bāhā	BA3	805	48	7.1×6.8			＊	キ
32	Yachu Bāhā	BA5	744	不明	不明				
31	Su Bāhā	BA6	182	126	12.1×10.4				
33	Bhinchhe Bāhā	BA7	550	305	16.4×18.6			＊	
34	Chuka Bāhā	BA11	780	107	10.3×10.4			＊	
35	Si Bāhā	BA16	509	86	9.0×9.6			＊	
36	Michu Bāhā	KB3	※807	1720	46.6×36.9			＊	
37	Baidhya Bāhā	KB4	不明	1720	46.6×36.9			＊	
38	Nhu Bāhā	KB7	457	112	10.1×11.1			＊	
39	Bāhācha	KB17	779	23	4.5×5.2				
40	Harsa Bāhā	KB26	※977	58	7.5×7.7				
41	Kwalim Bāhā	KB6	不明	不明	不明		不可		ク
42	Dau Bāhā	BA13	706	131	12.0×10.9			＊	ケ
43	UBāhā Bahi	BI5	511	120	8.6×14.0			＊	
44	Thapā Bahi	BI6	**1911	不明	不明			＊	
45	Khwāye Bahi, Tadhāgu	BI11	734	不明	不明			＊	
46	Khwāye Bahi, Chidhāgu	BI12	不明	不明	不明				
47	Pucho Bahi, Kwathu	BI21	672	103	10.8×9.5			＊	
48	Ikhāchhë Bāhā	KB1	535	107	10.3×10.4			＊	
49	Atha: Bāhā	KB8	842	66	7.5×8.8			＊	
50	Yata Bāhā	KB11	814	174	13.4×13.0			＊	
51	Mu Bāhā	KB13	567	146	12.5×11.7			＊	
52	Chhāye Bāhā	KB14	787	116	9.6×12.1			＊	
53	āna Bāhā	KB15	535	105	10.7×10.1			＊	
54	Mati Bāhā	KB23	**1934	22	4.1×5.3				
55	Triratna Sim Bāhā	KB25	974	42	7.4×5.7			＊	
56	Nyākhāchuka	KB9	520	3582	60.5×59.2	非存在	可		コ
57	Unacā Bhājubal Bāhā	KB16	不明	3582	60.5×59.2				
58	Ganesa Bāhā	KB18	1054	149	16.4×9.1				
59	Chādwa－Bākunani	KB28	1065	不明	不明			＊	サ
60	Sasu Nani	KB5	845	377	16.6×22.7			＊	
61	Kuti Bāhā	KB20	930	24	5.2×4.6			＊	
62	Khāchhen Bāhā	KB21	**20世紀	不明	不明		不可		シ
63	Thyākā Bāhā	KB22	※920	32	6.8×4.7				
64	Mati Bāhācha	KB24	983	不明	不明				
65	Dhandya Bāhā	KB27	1006	不明	不明				

① 全てのバハ・バヒにはサンスクリット語の名称があるが、ここでは現地で知られるネワール語の名称を記載している（Locke(1985)参照）。

② 「記録のある最初の年」は文献を基に参考情報として記載している。: ※のついているものはPruscha(1975)によるもあり、それ以外はLocke(1985)によるものである。また、年代は西暦879年10月に始まるNepal Era（NS ネパール世紀）で述しているが、**のついているものは西暦である。

③ 中庭の広さについて: データはネパール国政Dep. Of Survey のデジタルベースマップにより寸法を測った。「不明」は 中庭を囲まれる建物が崩れ、空き地になっていることや建替えにより中庭の範囲を特定できないもの

④ ＊:夜間制御、それ以外は用事あるとき以外閉鎖

		中庭				合計
		通り抜け可 Open (O)		通り抜け不可 Close (C)		
		制御無し	制御有り	制御無し	制御有り	
中庭を囲む僧院建物	全体型	該当するもの無し	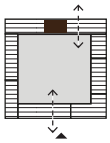 BA 4件 BI 6件 ア	該当するもの無し	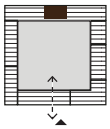 BI 6件 イ	16件
	部分型 複数	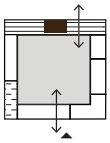 BA 3件 ウ	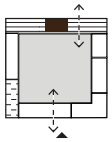 BA 1件 BI 4件 エ	該当するもの無し	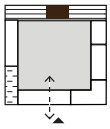 BA 1件 オ	9件
	部分型 単数	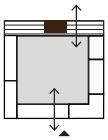 KB 4件 カ	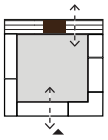 BA 6件 KB 2件 キ	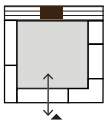 KB 1件 ク	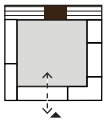 BA 1件 BI 5件 KB 8件 ケ	28件
	非存在型	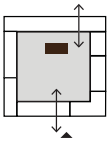 KB 1件 コ	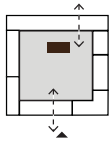 KB 3件 サ	該当するもの無し	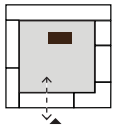 KB 4件 シ	8件
	合計	8件	27件	1件	25件	61件

凡例

僧院建物（Gのある建物）　付属建物（Gのない僧院建物）　僧院建物以外の建物

ガンダクティ（G）　中庭　⟷ 行き来可（扉なし）　<----> 行き来可（扉あり）

図3-6　中庭型集住体バハ・バヒの類型化

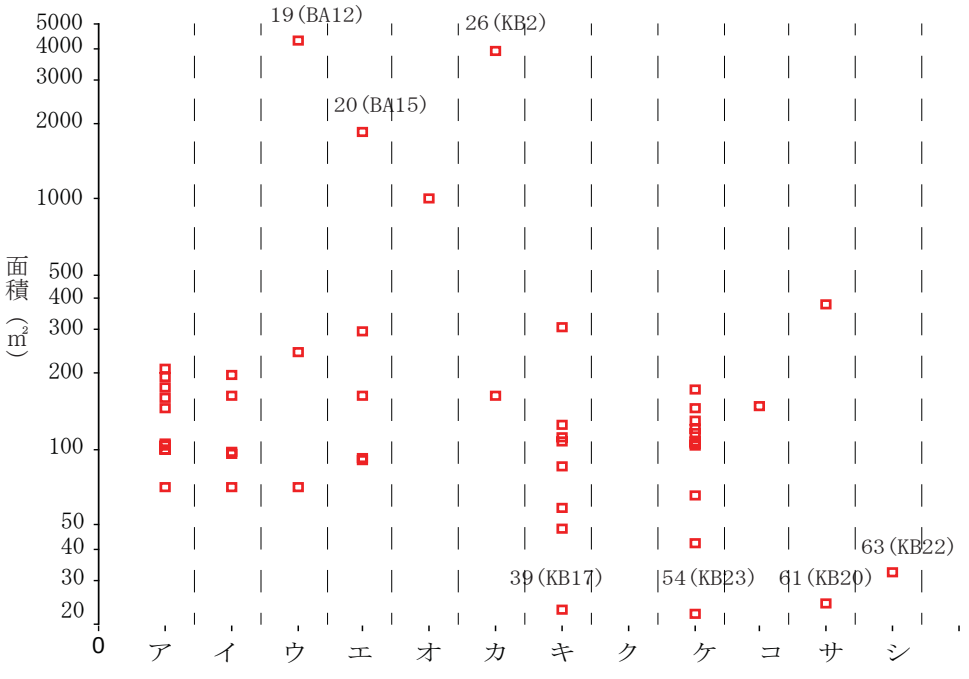

図3-7　中庭型集住体バハ・バヒの空間構成タイプと中庭の広さ関係

と常に閉鎖され関係者のみ出入りできる場合があり、それぞれ夜間制御と常時制御として表 3-2 の制御有無の列に示した。本節ではこの結果も踏まえて、各僧院建物の囲み形状別の空間特性について分析する。

1. 中庭を囲む建物全体が僧院建物である「全体型」

タイプ**ア**と**イ**はどちらも中庭を囲む建物全体が僧院建物である全体型で、制御有りのタイプである。**イ**は通り抜け不可であり、3.1. で見た原型に近いバハ・バヒと同じ空間構成である。**イ**が 6 件に対し、**ア**が 10 件であり、通り抜けられるものの方が多いことが分かった。また、**イ**の場合は常時制御される事例が多いのに対し、**ア**の場合は夜間制御が多く、日中は自由に通り抜けられるようになっている。

2. 中庭を囲む建物の一部が僧院建物である「部分型」

中庭を囲む建物の一部が僧院建物である部分型には、僧院建物が 1 軒だけの部分型・単数と、別に付属建物もある場合の部分型・複数がある。タイプ**ウ**～**オ**が部分型・複数である。通り抜け可の**ウ**と**エ**が 8 件あるのに対し、通り抜け不可の**オ**は 1 件のみだった。また、制御有りは**エ**の 5 件と**オ**の 1 件であるが、すべて夜間制御だった。

タイプ**カ**～**ケ**が部分型・単数で、合計 28 件あり、もっとも多くの事例が含まれる類型である。通り抜け可が 13 件、不可は 14 件とほぼ同じ件数になっているが、制御無しが 5 件に対して、制御有りは 22 件と多くを占めている。通り抜け不可で制御有りの**ケ**が 14 件と最も多い。制御有りの**キ**と**ケ**どちらにおいても夜間制御が多くみられる。

僧院建物以外の建物は一般住宅が多く、僧院の中庭としての利用と居住者による利用の両方があるため、通り抜けの可否に関わらず、昼は誰でも利用できるようになっていると考えられる。

一方、夜間制御は、僧院の仏像など備品の盗難を予防することを目的とし、以前は主に全体型の主僧院（BA,BI）のみで行われていた。今回の調査では、部分型や非存在型でも多く見られ、その原因として都市化による流入人口の増加による居住空間としての防犯の目的があることを聞き取り調査から把握できた。

3. 中庭を囲む建物に僧院建物が存在しない「非存在型」

タイプ**コ**～**シ**は非存在型で、通り抜け可である**コ**、**サ**が 4 件、不可の**シ** 4 件であり、制御無しの**コ**は 1 件のみであった。**サ**が 3 件で、**シ**が 4 件である。また、制御の時間は、**サ**の 3 件全てが夜間制御であり、**シ** 4 件全てが常時制御になっている。特に**シ**の場合 1 軒あるいは 2 軒の住宅で囲まれた小規模な中庭であるため、個人的な中庭として利用されている。非存在型**コ**～**シ**の 8 件は全て副僧院である KB であった。僧院としての利用よりも住宅としての利用が中心であり、それに応じた制御が行われていると考えられる。

第 4 項　通り抜け可かつ制御有りの事例の制御の実態

通り抜けが可で制御有りという、市街地との連続がありながら、一定の制御が存在する事例に対して追加的な聞き取り調査を行い、空間利用と制御の関係について検討を行う。

全体型

ア　BA1: Kw(7) Bah(7)

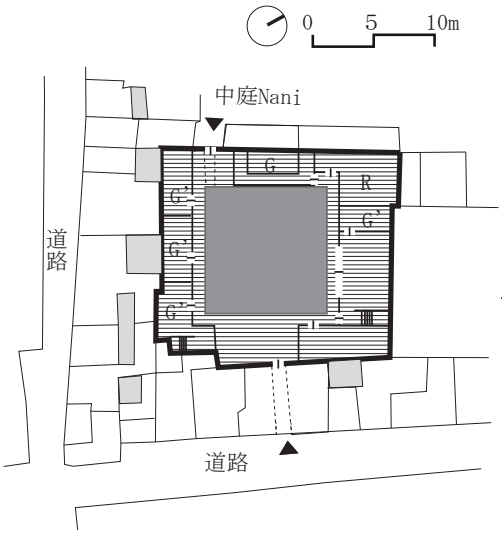

BA 1の中庭

記録のある最初の年	N.S. 165（西暦1044 or 1045）
僧院建物	2階建て 1F ・神室（ガンダクティ G） ・G空間の管理者用の居住場 R ・他の全室も神室（Gとは異なるもの G'） 2F ・神室(アガム A) および 集会室(宗教行事用 D)
中庭	通り抜け可 夜8時頃～朝4時頃まで出入り口を閉鎖

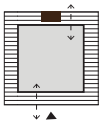

ア　BI 14: Pintu Bahi

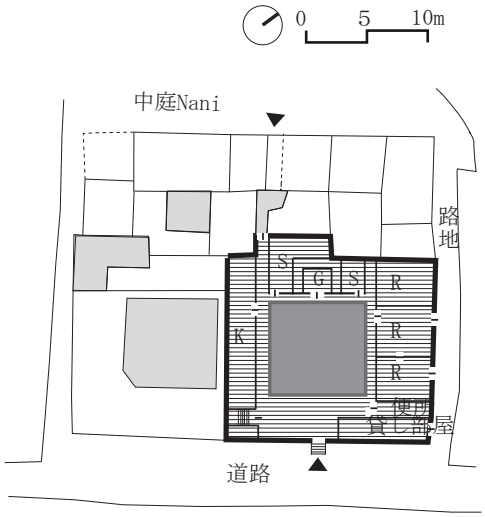

BI 14 航空写真

記録のある最初の年	N.S. 511（西暦1390 or 1391）
僧院建物	2階建て 1F ・神室（ガンダクティ G） ・貸し部屋 R ・多目的空間（収納 S、厨房 K） 2F ・神室(アガム A) および 集会室(宗教行事用 D)
中庭	通り抜け可 巡拝の時間朝6時頃～朝9時までのみ 出入り口を開放。

凡例　僧院建物（Gのある建物）　付属建物（Gのない僧院建物）　僧院建物以外の建物

ガンダクティ（G）　バハ・バヒ中庭　その他の中庭

図3-8　中庭への通りぬけ可で、制御有り事例にみるタイプ別の空間特性
（ネパール国政、Dep.of Surveyから入手した1:500の地図に、現地調査の結果を踏まえて筆者が作成）

エ　BA15: Bu Bahā

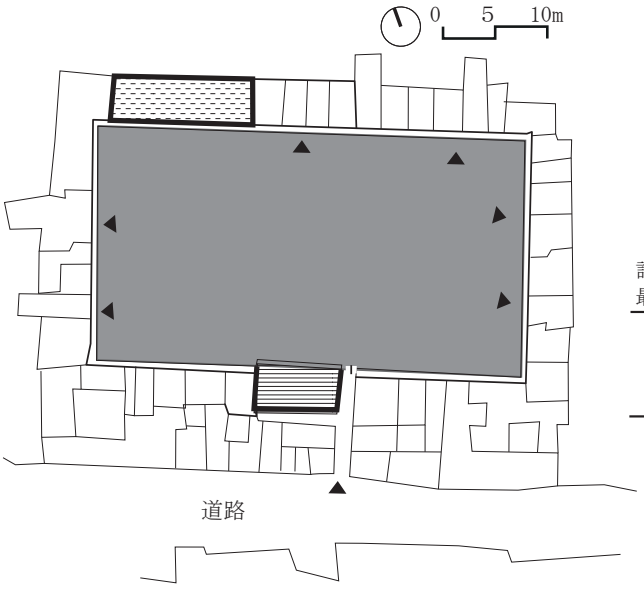

BA 15 の中庭

記録のある最初の年	N.S. 547（西暦1426 or 1427）
僧院建物	4 階建て 1F ・神室（ガンダクティ　G） 2F　以上　空き室
付属建物	3階建て 1F ・厨房、小図書館、多目的室 2F ・神室(アガム）、集会室 （宗教行事用） 3F ・多目的室
中庭	通り抜け可 夜9時頃～朝6時頃まで出入り口を閉鎖

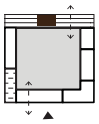

部分型・複数

エ　BI 17: Dhapagā Bahi

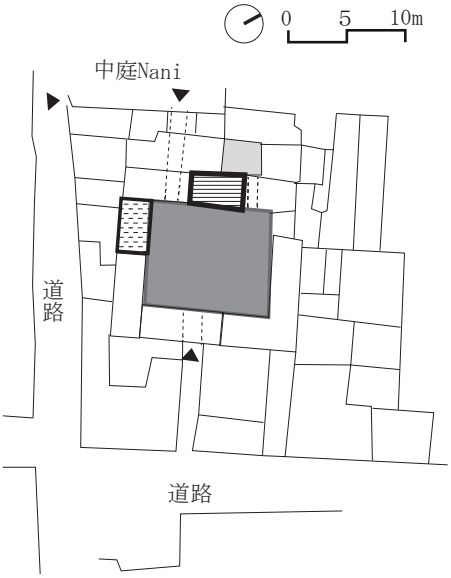

BI 17の中庭

記録のある最初の年	N.S. 795（西暦1674 or 1675）
僧院建物	3階建て 1F ・神室（ガンダクティ　G） ・収納　S 2F ・神室(アガム ）、集会室(宗教行事用) 3F ・収納　S
付属建物	2階建て 1F ・多目的室 2F ・多目的室
中庭	通り抜け可 夜8時頃～朝4時頃まで出入り口を閉める

凡例　僧院建物（Gのある建物）　付属建物（Gのない僧院建物）　僧院建物以外の建物

ガンダクティ（G）　バハ・バヒ中庭　その他の中庭

図3-9　中庭への通りぬけ可で、制御有り事例にみるタイプ別の空間特性
（ネパール国政、Dep.of Surveyから入手した1:500の地図に、現地調査の結果を踏まえて筆者が作成）

キ　BA 6: Su Bahā

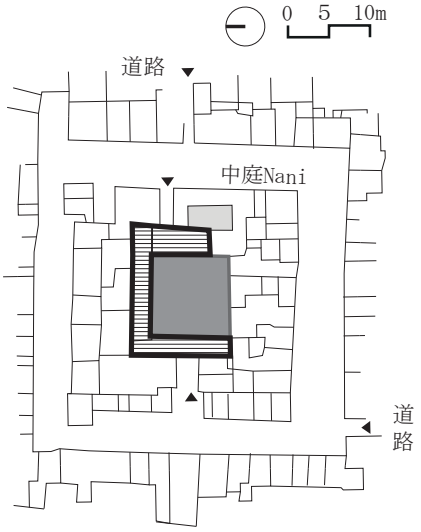

BA 6の中庭

記録のある最初の年	N.S. 262（西暦1141 or 1142）
僧院建物	2 階建て 1F ・神室（ガンダクティ　G） ・神室(アガム A) および ・集会室(宗教行事用　D空間) 2F ・多目的室
中庭	通り抜け可 ・同中庭に僧院建物以外に3軒の住宅があるが、外側の中庭からアクセスできるため、当中庭は朝 ・夕方の参拝時だけ開放される。

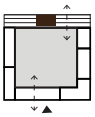

部分型・単数

キ　KB 17: Bahāchā

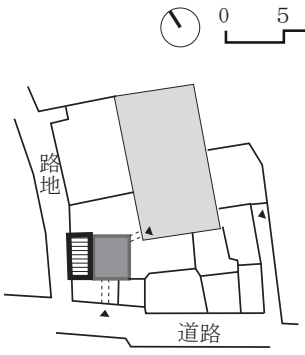

KB 17の中庭

記録のある最初の年	N.S. 779（西暦1658 or 1659）
僧院建物	3 階建て 1F ・神室（ガンダクティ　G） 2F ・神室(アガム A) および ・集会室(宗教行事用　D空間) 3F ・多目的室
中庭	通り抜け可 ・中庭には１軒の住宅のみがアクセスに利用するてめ個人的なもで、参拝時も関係者のみ出入りする。

凡例　僧院建物（Gのある建物）　付属建物（Gのない僧院建物）　僧院建物以外の建物
ガンダクティ（G）　バハ・バヒ中庭　その他の中庭

図3-10　中庭への通りぬけ可で、制御有り事例にみるタイプ別の空間特性
（ネパール国政、Dep.of Surveyから入手した1:500の地図に、現地調査の結果を踏まえて筆者が作成）

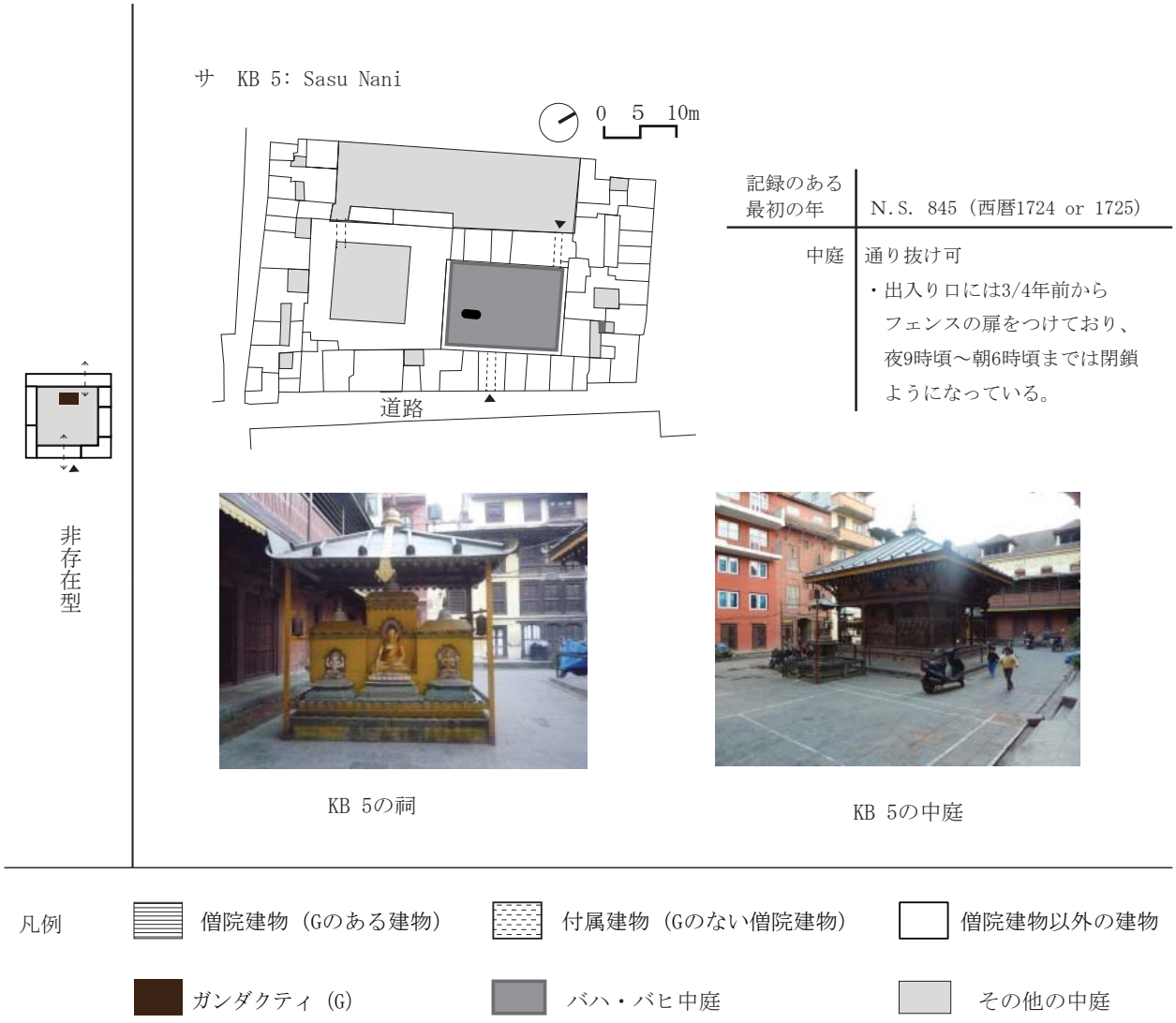

図3-11　中庭への通りぬけ可で、制御有り事例にみるタイプ別の空間特性
（ネパール国政、Dep. of Surveyから入手した1:500の地図に、現地調査の結果を踏まえて筆者が作成）

1. 中庭を囲む建物全体が僧院建物である事例（ア）

事例BA1はカトマンズ盆地の中でももっとも伝統的儀式を継承していると言われる僧院である。1階にガンダクティ（G）とそれ以外に複数の神を祀る空間があるほか、Gの管理者[注42)]の寝泊りする空間も設けられている。2階にも様々な神を祀っているほか、宗教儀式後の集会や食事会ができるディギ（D）を設けている。一方、正面は道路に面し、背面に別の広い中庭がある。特に1つの僧院に多数の神を祀っていることや隣接する中庭にも僧院があるため、毎日通り抜けを利用して巡拝に来る人々が多く、出入り口は巡拝のため朝4時から夜8時ごろまで開放されている。

事例BI14は、Gと2階の密教神室（A）以外の空間がDになっており、1階の一部は貸し部屋に利用され僧院の収入源にもなっている。2階のほかの多目的部分は地域活動に利用できるようにしている。裏口か

注42)管理者とはこのムーバハで修行を受け、サンガ構成員になった男子のことで、1ヶ月毎の交替制で住み込みで管理を行う（Gellner, David (1993): Monk, Householder, and Tantric Priest, Newar Buddhism and its Hierarchy of Ritual, Cambridge University Press参照）。

らは別の中庭に通り抜けられるようになっており、毎日の参拝時間である朝と夕方は開放されている。それ以外の時間はサンガ構成員および関係者のみが出入りできる。以上の二つの事例はどちらも僧院への参拝者の利用に応じた制御が行われているといえる。

2.　中庭を囲む建物の一部が僧院建物である事例（エとキ）

事例 BA15 は中庭と僧院建物、付属建物、住宅によって構成されている。僧院建物には G があり、それ以外の部屋は使われていない。その代わりに、付属建物に A と D が設けられている。D はサンガが宗教空間としてのみ利用するのではなく、図書館や地域団体が集会所としても利用できるようになっている。BA15 の中庭は規模が大きく、６箇所から複数の小中庭を通じて、通り抜けられるようになっている。また、夜 9 時から朝 6 時まで、中庭のすべての出入り口を施錠するようにしており、施錠は居住する世帯毎の当番制になっている。

事例 BI17 は僧院建物の G と多目的室からなる付属建物を残し、その他は個人住宅と上座仏教の建物となった例である。僧院建物はサンガ構成員だけが利用するようになっている。それに対して、付属建物は婦人会や小規模金融グループ(Sahakāri)の打ち合わせに利用するなど地域活動にも利用されている。また、中庭からは二方向の中庭につながり、一箇所は通り抜けができるようになっている。また、夜間の出入り口の施錠は前例と同様に居住世帯が行うようになっている。

事例 BA6 は中庭を囲む４辺のうち１辺が住宅になっており、部分的に僧院建物が住宅化したと考えられる。僧院建物には G のほかに、A、D が 1 階にあり、2 階は多目的室となっている。住宅には外側からアクセスできるため、中庭は毎日の参拝の時間のみ開放されている。

事例 KB17 も 3 軒の住宅と僧院建物によって構成されるが、住宅のうち 2 軒は道路側からアクセスできるため、1 軒の住宅の個人的な中庭のようになっている。また、毎日の参拝もその居住者のみが行っており、中庭と僧院建物に入るためには居住者を尋ねる必要がある。

3. 中庭を囲む建物に僧院建物が存在しない事例（サ）

事例 KB5 は中規模の中庭で、住宅と一部隣接のムーバハの建物で囲まれている。この事例の G は、釈迦の像が置かれた祠であり、中庭の南西に位置している。G の周年祭以外の儀式は行われない。毎日の参拝は中庭の居住者が行うが、義務的なものではない。中庭は通り抜けできるようになっているが、近年はフェンスの扉を設置し、夜間は閉鎖されるようになっている。

第５節　小結

本章では仏教僧院を起源とする中庭型集住体バハ・バヒの空間特性を明らかにした。まず、歴史的背景からバハ・バヒの変遷について以下のように整理した。バハ・バヒは 8 ～ 12 世紀には学問中心の出家僧侶

の居住の場であったが、13 ～ 15 世紀に儀式中心の在家僧侶の居住の場に変化した。16 ～ 18 世紀には儀式中心の在家僧侶の居住の場に加えて、僧侶に限定せず個人が信仰を表する場としての機能をもつようになる。一方で、出家僧侶の居住の場だったバハ・バヒは地域空間としての機能ももつようになる。19 世紀以降は新たに発展を遂げた、学問中心で出家僧侶からなる上座仏教やチベット仏教の影響を受けて、学問中心の空間が部分的に設けられる。さらに、一般市民の居住の場から、近代化とともにバハ・バヒ所有の居住空間が一部で私有化される。また商業空間として利用されるものや、放置され老朽化するものも見られるようになる。このような変遷を経たことによって現存するバハ・バヒはもともとの僧院空間とは大きく異なる特徴を備えた、旧市街地に定着した生活空間になっている。

次に、バハ・バヒにおける中庭を囲む僧院建物の囲み形状、中庭の通り抜け可否、および制御有無の視点からバハ・バヒの類型化を行い、12 タイプの空間構成が確認され、その特性が明らかになった。

①中庭を囲む仏教僧院の囲み形状から、全体型、部分型・複数、部分型・単数、非存在型の 4 つに大別し、さらに、中庭の通り抜け可否と、出入り口の制御の有無によって 12 タイプに分類することができた。これにより、主僧院（BA と BI）でも全体型は半数以下（37 件中 16 件）であることが把握できた。主僧院以外に旧市街地には 115 件の副僧院（KB）が存在するが、全体型のものが少ないと推測することができ、旧市街地の多くのバハ･バヒは住宅が混在する部分型や非存在型の中庭型集住体バハ･バヒであると考えられる。

②通り抜けができない、すなわち仏教僧院という施設として独立した事例よりも、通り抜けができる、すなわち市街地との連続性を持つ事例が多いことが確認できた。また､通り抜けできるものでも､時間帯によっては出入りに制御が行われており、利用に応じた共同的な管理が行われていることが把握できた。

③個別の詳細調査により空間利用と制御の実態を把握した。全体型の場合は儀式中心の空間としてサンガによる制御が行われ、部分型の場合は、儀式空間に加えて生活空間でもあり、居住者による制御が行われ、非存在型では、儀式空間ではなく、生活空間としての居住者による制御が行われることが分かった。

④部分型であっても住宅が中庭側の入り口を使わない場合は、儀式空間としてサンガが制御を行うことが分かった。また、部分型で小規模の中庭の場合、中庭側に入り口をもつ世帯が限られるため、個人の生活空間として居住者が制御を行うことも見られた。

⑤制御については、近年、僧院の仏像や備品の盗難予防という目的だけではなく、生活空間としての防犯を目的に夜間閉鎖する傾向が強まっているといえる。

以上、仏教僧院を起源とする中庭型集住体の変遷と現存する中庭型集住体バハ・バヒの空間構成の類型化を行い、その特性を明らかにした。これにより仏教の僧院としての空間と、市街地の居住空間の一部としての空間が混在している状況が具体的に明らかとなった。両者の重なり度合は事例ごとに異なっており、今後の共同的空間管理システムを検討する上でも、各特性に応じたシステムの検討が求められる。

第 3 章の参考文献

・Bajracharya, Bhadra Ratna (1998) : Buddhism and Lichhabi Society, a Conference on Buddhist Heritage of Nepal Mandal-1998, Lotus Research Center, Nepal

・Bajracharya, Hera Kaji (2000): Lalitpur Bauddha Vihara, Boudha Vihar Sangha, Lalitpur

・Bajracharya, Siddhi Bahadur (2008): Role of Art and Architecture in Harmonious Cities, Sahari Bikasa, Six Monthly Bulletin, Department of Urban Development & Building Construction, Ministry of Physical Planning and Works

・Department of Archeology & UNESCO (2007): KVWHS Management Handbook for Patan Durbar Square Monument Zone

・Gellner, David (1993): Monk, Householder, and Tantric Priest, Newar Buddhism and Its Hierarchy of Ritual, Cambridge University Press

・Gellner, David (1996): A Sketch of the History of Patan with Special Reference to Buddhism, Contributions to Nepalese Studies, Vol 23, No.1

・Gellner, David (2003): The Anthropology of Buddhism & Hinduism Weberian Themes, Oxford University Press, New Delhi

・Government of Nepal, Ministry of Local Development, Buddhist Philosophy Promotion and Monastery Development Committee (2010 (B.S. 2067)): Baudha Darsan Prawardan Tathā Gumbā Vikās Samiti Smārika-9 (ネパール語)

・Gutschow, Niels (1997): The Nepalese Chaitya-1500years of Buddhist Votive Architecture in the Kathmandu Valley-, Axel Menges, Stuttgart, London

・Gutschow, Neils, Kolver, Bernhard & Shresthacarya, Ishwaranand (1987): Newar Towns and Buildings, An Illustrated Dictionary, Newari-English, VGH Wissenschaftsverlag, Sankt Augustin

・波多野純 (1984) : ネパールにおける仏教僧院平面の変遷と王宮建築、仏教芸術 152、pp.88 ～ 103

・石井溥 (2003) : ヒマラヤの「正倉院」カトマンズ盆地の今 , 山川出版社

・Kāthmāndu Upatyakā Bhitrakā Nagarapālikā Ra Nagaronmukha Gā.Bi.Sa. Harumā Garine Nirmān Sambandhi Māpdanda, Kāthmāndu Upatyakā Nagar Bikās Samiti, Ministry of Physical Planning & Works, Government of Nepal, 2008 (B.S. 2064) (ネパール語)

・Korn, Wolfgang (1986): Traditional Architecture of the Kathmandu Valley, Ratna Pustak Bhandar, Kathmandu

・黒津高行、渡辺勝彦 (1990) : チョク建築の構造、ネパールの王宮における中庭建築の研究その1, 日本建築学会計画系論文報告集 , 第 480 号 ,pp.104 ～ 109

・Local-self Governance Act 1999

・Locke, John kerr (1985): Buddist Monasteries of Nepal, A Survey of the Bāhās and Bahis of the Kathmandu Valley, Sahayogi Press Pvt. Ltd., Kathmandu

・Maharjan, Sacheen et al. (2005): Musya Bāhāl, A Monastery Losting its Identity, Vaastu, an Annual Journal of Architecture

・日本工業大学ネパール王国古王宮調査団 (1998) : ネパールの仏教僧院 , 中央公論美術出版

・Pant, Mohan & Funo, Shuji (1998) : Spatial Structure of a Buddhist Monastery Quarter of the City of Patan, Kathmandu Valley, J. Archit. Plann. Environ. Eng., AIJ, No.513, pp.183-189
・Pant, Mohan & Funo, Shuji (2007): Stup & Swastik, Historical Urban Planning Principles in Nepal's Kathmandu Valley, Kyoto University Press
・Pruscha, Carl (Goverment of Nepal with the United Nations and UNESCO) (1975): Kathmandu Valley, Preservation of Physical Environment and Cultural Heritage A protective Inventory vol 2, Anton Schroll & Co., Vienna,
・Ryugen, Tanemura (2004): Kuladatta's Kriyasamgraha Panjika, Egbert Forsten, Groningen, The Netherlands
・Scheibler, Giovanni (1982) : Building Today in a Historical Context, Bhaktapur Nepal
・Shakya, Hem Raj (1990): Achheshwor Mahavihar Pucho, Boudha Vihar Sangha, Lalitpur
・Shakya, Manik Ratna (2006): Vihar Architecture of Nepal Mandala, Master Thesis, Department of Buddhist Studies,Tribhuvan University, Nepal
・Shakya, Min Bahadur (1993): A Study of Traditional Vajrayana Buddhism of Nepal, "Newa Buddhist Culture Preservation seminar" in 1993, Lotus Research Center, Nepal
・Shakya, Min Bahadur (1998) : Monasticism in Newar Buddhism, A Historical Analysis, A Conference on Buddhist Heritage of Nepal Mandal-1998, Lotus Research Center, Nepal
・Shakya, Min Bahadur (2004): Hiranyavarna Mahavihara, A Unique Newar Buddhist Monastery, Nagarjun Publication Pvt. Ltd, Kathmandu
・Sharma, Prayag Raj (1977) : Kul, Bhumi ra Rajya, Kathmandu
・Sharma, Pitamber (2002): Urbanization and Development, National Planning Commision Secretariat, CBS
・Shrestha, Khadga Man (2008): History of Buddhism in Nepal Upto 1956 with Special Reference to Vajrayana Buddhism, Kathmandu
・Slusser, Mary Shepherd (1982): Nepal Mandala (A Cultural Study of the Kathmandu Valley) (2 Vols), Princeton University Press, New Jersey
・田中公明、吉崎和美 (1998) : ネパール仏教、春秋社
・ウェブサイト (Lumbini Nepalese Buddha Dharma Society (UK), Charity Registration 1116370) に掲載された記事 Venerable Sujan. "Theravada Buddhism in Modern Nepal". Lumbini Nepalese Buddha Dharma Society (UK), Charity Registration 1116370. http://www.lumbini.org.uk/bd_n_thera_t.html (参照 2010.05.20)

第4章

中庭型集住体の共用空間「表中庭」の所有と利用

第１節　はじめに

1　本章の目的

本章では、パタン旧市街地の世界文化遺産とその周辺の街区からなる Monument Zone に位置する街区（図 4-1）を対象とし、住宅・建物へのアクセスに利用する「表中庭」の所有と利用の実態を明らかにする。本章では、第３章で扱った中庭型集住体の単体モデルではなく、複数の中庭の連担して構成される街区を対象とする。

2　中庭空間の所有と利用に関連する既往の研究

カトマンズ盆地の旧市街地における中庭空間の所有に関する文献は見られない。共用空間の所有に着目したものにはネパールの北西部のポカラ市において、都市化により、共用の休憩場が減少する実態を示した文献[注1)]がある。法学分野においても政府所有の公的な土地についての文献はあるが、旧市街地の居住空間としての中庭を対象に記述したものではなく、全国にある森や河川周辺の土地などの登記の曖昧性とそれに伴う不法占有を課題として取り上げたものである[注2)]。ネパールの土地制度は政治紛争とともに変容しており、1960 年代の土地改革後にようやく土地の登記制度などの整備が始められたこともあり[注3)]、共用空間の所有権についての規定は必ずしも十分であるとはいえない。

ネワールの人々にとって、伝統的に、外部の共用空間は内部空間の延長上の生活空間であると同時に宗教的空間であることを示している文献は複数存在する。中庭空間は概ね血縁関係にある居住者の共用空間となっていたことを示したもの[注4)]、道路が公的な空間であるに対して、中庭は不特定多数が利用できる空間でありながらも居住者が生活行為を行うセミプライベートな空間であることを示したもの[注5)]、居住者の職業

注1) Adhikari, Jagannath (2004): Socio-ecological Analysis of Loss of Public Properties in an Urban Environment, A Case Study of Pokhara, Nepal, Contributions to Nepalese Study 31 (1), pp.85-114

注2) Acharya, Babu Ram (2008): Government and Public Land Management in Nepal, FIG/FAO/CNG International Seminar on State and Public Sector Land Management, Italy

注3) Regmi, Mahesh C. (2008): Landownership in Nepal, University of California Press, Berkeley /Los Angeles/London, 1976; 飯島正:ネパールの土地制度と土地改革,亜細亜大学,アジア研究所紀要3, pp.1-43, 1976; Liz Alden Wily, Devendra Chapagain, Shiva Sharma: Land Reform in Nepal, Where Is It Coming from and Where Is It Going?, The Findings of A Scoping Study on Land Reform for DFID Nepal

注4) Slusser, Mary Shepherd (1982): Nepal Mandala, a cultural study of the Kathmandu Valley, Vol. 1&2, Princeton University Press, Princeton, New Jersey

注5) Sekler, E.F. (1979): Use of Collective Space in Patan and Other Historic Towns of the Kathmandu Valley, Nepal, Monvmentvm Vol. XVIII-XIX pp. 97-107

による中庭空間の利用の違いを示したもの[注6)]、などがある。しかし、いずれも 1980 年代以前のものであり、1990 年以降の近代化により変化してからの空間利用について示されているものは 1 件の文献[注7)] のみで、学術論文になったものはない。

3　研究対象地の選定

本章では、パタン旧市街地の世界文化遺産とその周辺の街区からなる Monument Zone 内に位置する街区を調査対象地とする（図 4-1 と図 4-2)。この街区にはバハ･バヒの僧院建物およびG祠（ガンダクティ）[注8)] のある 3 件の表中庭、クワバハ、イラナニ、サスナニがある（写真 4-1 ～写真 4-7、図 4-2)。クワバハは 11 世紀に創立された中庭型の仏教僧院で、僧院の建物だけで囲まれている。イラナニには 2 件の副僧院（ミツバハ､バイデアバハ）の僧院建物と 1 件のクワバハの付属建物がある。それ以外はすべて住宅である。サスナニは住宅とクワバハの僧院建物で囲まれているが、サスナニ側からのクワバハの建物への出入りはほとんどなく、中庭には、クワバハとは別の副僧院（バギスワリバハ）としてのG 祠がある。この 3 件の中庭は道路から共用の通路によって通り抜けができるようになっており、通路の出入り口は時間帯によって閉じるようになっている。また、3 件の中庭とも中庭を囲む建物へのアクセスに利用している表中庭である。これらの中庭以外に街区には建物へのアクセスに利用しない複数の小規模の「裏中庭」が存在するが、これらについては第 6 章で対象にしている。

クワバハはパタン旧市街地にある仏教僧院の中でももっとも重要とされている主僧院であり、日常的に多くの参拝者で賑わう場所である。世界遺産登録のパタン王宮広場の近くに位置し、Golden Temple としても知られる観光地であり、近年は外国人観光客も増え、外国人は入場料が必要となっている。観光地化に伴って、道路側の全ての住宅の 1 階部分は店舗になっている。イラナニもクワバハの出入り口付近に 4 件の観光土産の店舗がある。このように対象街区には異なる条件にある 3 件の中庭が隣接して存在することから、都市化の進行過程にある旧市街地の中庭空間の特徴をとらえる上で、適切であると考えられる。

4　研究の方法

本研究は 4 節で構成される。第 2 節では法的資料に基づいて中庭空間の所有形態を明らかにする。第 3 節では対象地の居住者属性を把握した上で、中庭空間の利用状況を明らかにする。第 4 節では結論として 2 と 3 節で得られた知見を元に中庭の共用空間としての特徴を示す。

注6) Shokoohy, Mehrdad and Shokoohy, Natalie H. (1994): Kirtipur, Urban Community in Nepal-Its People, Town Planning, Architecture and Arts, ARAXUS, South Asian Series, London

注7) Maharjan, Sacheen et al. (2005): Musya Bāhāl, a Monastery Losting Its Identity, Vaastu, An Annual Journal of Architecture

注8)ガンダクティとは仏教僧院の象徴である釈迦の像を置かれる空間であり、僧院建物の内部に配置する場合と外部に祠として配置する場合がある。G祠は後者のことである(詳細については第3章を参照)。

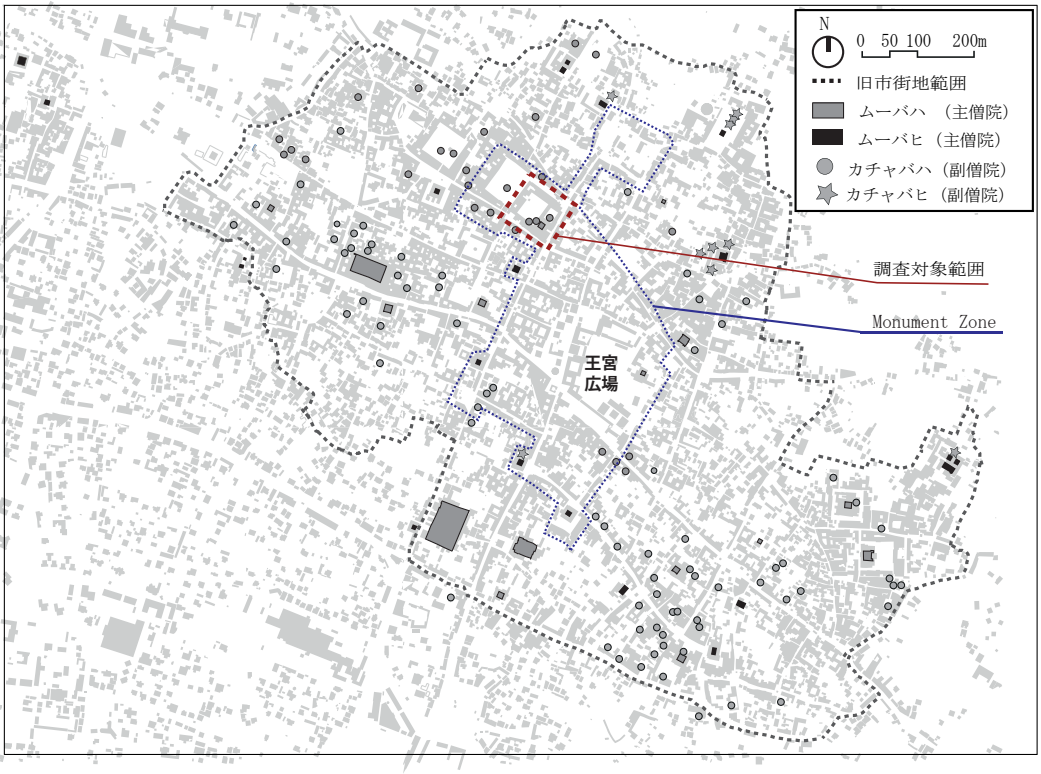

図4-1　パタン旧市街地における「バハ・バヒ」　の分布、Monument Zoneの範囲および調査対象地の範囲
（ネパール政府、Dep.of Urban Dev. & Building Cons.から入手したDigital Base Mapを下敷きにLocke (1985),Pruscha(1975)とUNESCO Kathmandu(2004)に基づいて筆者が作成）

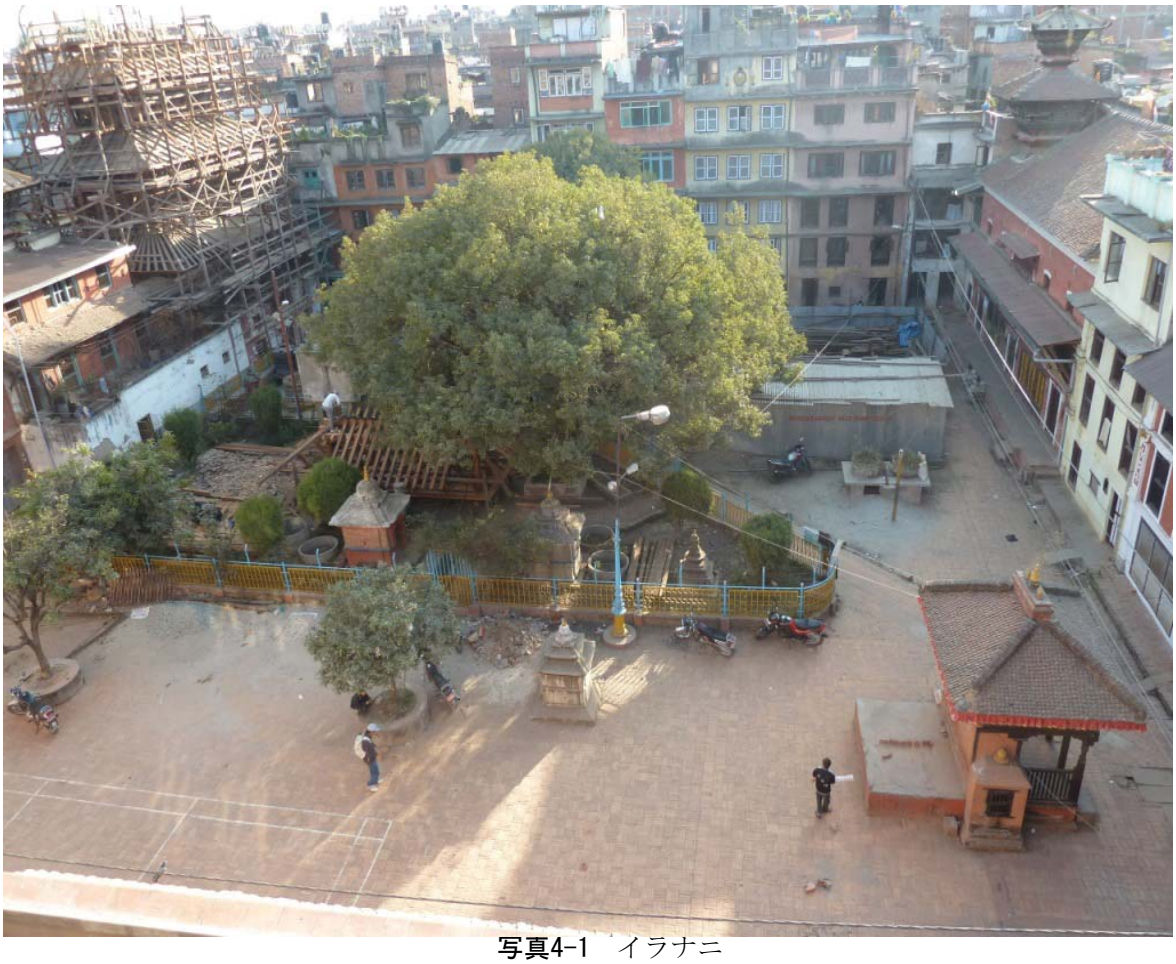

写真4-1　イラナニ

写真4-2　イラナニの副僧院バイデアバハの建物

写真4-3　イラナニの副僧院ミツバハの建物

写真 4-4　サスナニ

写真 4-5　サスナニのバゲスワリバハのガンダクティ

写真4-6　クワバハの中庭

写真4-7　クワバハのガンダクティが安置されている三重の塔になっている建造物

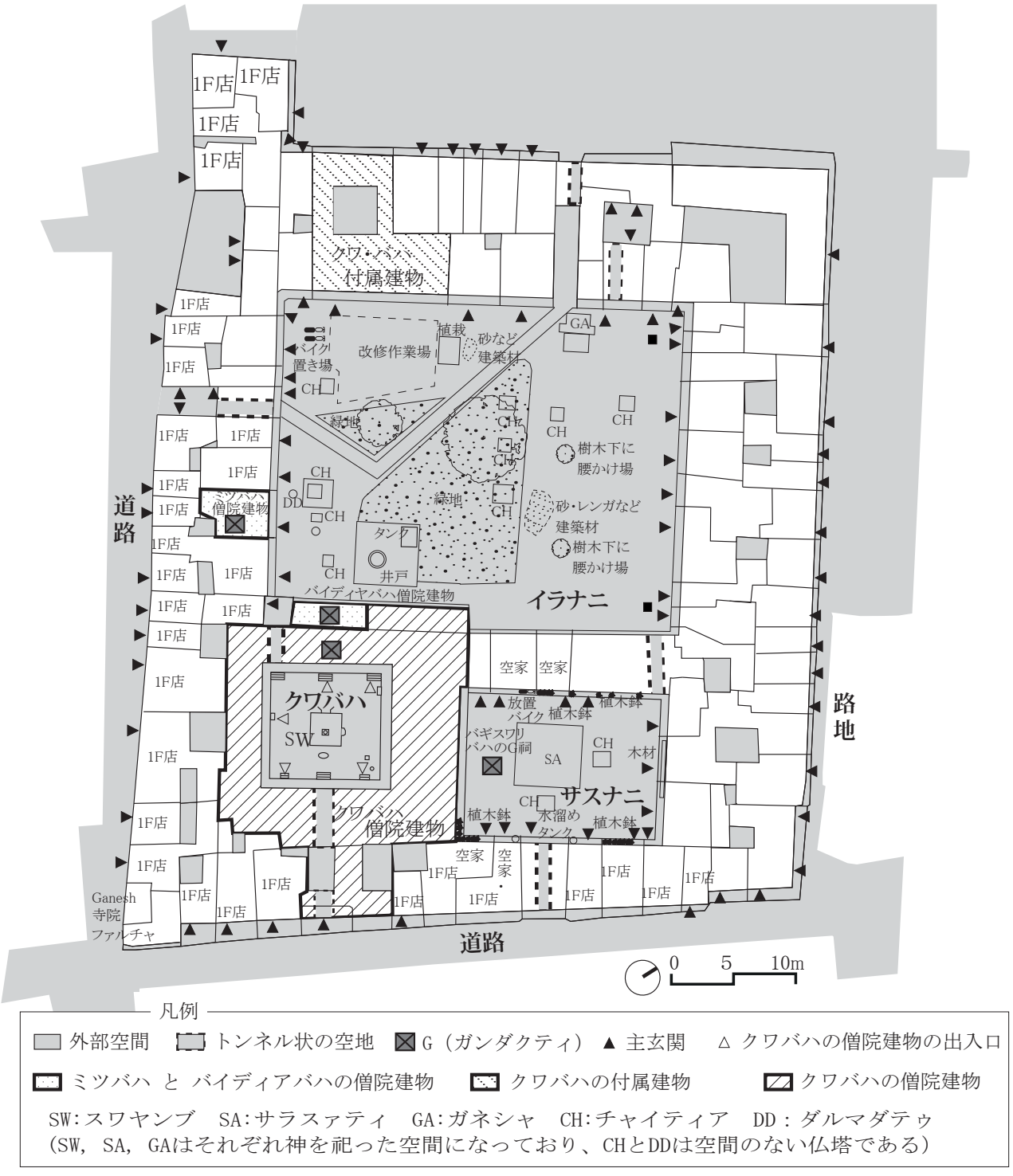

図 4-2 調査対象街区の平面図

第 2 節　中庭空間の所有形態

本章では、ネパールにおける土地所有に関する法的制度についての文献を基に整理をした上で、対象地域における中庭空間の所有形態について解明する。地籍図やフィールド・ブックといった土地登記関連資料の閲覧および Survey Department の職員へのヒアリング調査は 2011 年 1 月～ 2 月にかけて行った。

第 1 項　ネパールにおける土地所有

（1）課税に基づく土地のタイプ

ネパールの土地所有制度は 1960 年代に改革され、現在は課税の方法に基づき以下のように 3 つに分けられている[注9)]。

①ライカル・ジャッガ raikar jaggā (Private Land)：個人が所有権をもち、課税の対象となる土地がライカル・ジャッガである。日本の私有地に当たるものであり、団体所有や共同所有（Joint Ownership）もこれに含まれる。

②サルカリ・ジャッガ sarkārī jaggā (Government Land) とサルワジャニク ・ジャッガ sārwajanika jaggā (Public Land)：所有権と利用権の両方を政府が保持する土地がサルカリ・ジャッガであり、所有権のみ政府が保持し、利用権は国民にある土地は、サルワジャニク・ ジャッガである[注10)]。両者とも非課税の土地である。後者の場合、管理は自治体の市役所が行うとしながら、日常の維持管理は周辺居住者が行う

注9)これは1964年の土地改革後に定められた土地の所有タイプである。それまでは非課税のBirta, Rakam, Kipatなどの伝統的土地保有タイプが存在していた。現在もそれらをRaikarに移行するプロセスは継続している(Acharya, Babu Ram (2008): Land Tenure and Land Registration in Nepal, Integrating Generations, FIG Working Week 2008, Sweden; Subedi, Gandhi, and Chhatkuli, Raja Ram (2010 or 2011): Land Policy Issues in Nepalese Context, Nepalese Journal on Geoinformatics-9, 2067 B.S.を参照)。

注10)“government land” と“public land“の定義は の1992年の改正によるものであり、Land Survey and Measurement Act 1963のp.4に以下のように掲載されている。

“*government land” means the land where there exit roads, railway,government building or office and this expression also includes forest, shrubs,*

jungle, river, streams, Nadi Ukas, lake, pond and ridge thereof, main canal (Nahar), water course (Kulo), (Barron) Ailani, Parti and other types of land, Bhir, Pahara, Dagar, shore(Bagar) which is under the control of Government and such other lands as a Government land as prescribed by Government of Nepalby a Notification in the Nepal Gazette.

“public land” means and includes roads, wells, water conduits, shores, ponds and banks thereof, exits for chattels, pasture lands, graveyards, burial sites, inns, Pauwas, Dewals, religious meditation sites, memorials, temples, shrines, Chowk, Dawali, sewerage, Chautaro, lands where fairs, markets and public entertainment or sports sites are located, which been used publically but nor personally since ancient times, and such other lands as prescribed to be the public land by the Government of Nepal, by a notification in the Nepal Gazette;

ことを奨励するとされている[注11)]。

③グティ・ジャッガ guthī jaggā (Trust Land)：寺院・共同水汲み場など地域の居住者の共用物の維持管理やそこで行われる宗教的儀式を、持続的に実行するために設立される伝統的な運営組織をグティと呼ぶ。その運営費用を賄うために運営組織が保有する土地をグティ・ジャッガといい、基本的に課税はされない。ただし、グティには政府の機関が管理する場合と個人が管理する場合があり、後者は①のライカルと同様の扱いになる。

（2）土地の登記プロセス

土地の登記は Land Survey and Measurement Act 1963 に基づき、Ministry of Land Reform and Management の Survey Department と the Revenue Office の二つの部署によって、図 4-4 に示すようなプロセスで行われる。地籍図（写真 4-8）とフィールド・ブック（写真 4-9）は 1970 年代に作成されたネパールで初めての土地登記に関わる資料である。フィールド・ブックには土地番号（Kittā Nambara)、小作人（Jotāhā）の名前、土地所有者（Jaggā Dhanī）の名前、土地の説明（建築物の有無）[注12)]、土地のグレード[注13)]、面積、隣接する土地の土地番号、現地調査の日時、聞き取り調査相手のサイン、備考の順に情報が書かれている（写真 4-9)。建物のない土地の場合は、土地の説明の欄にジャッガあるいはチョカ（Choka）と書かれるが、前者は空地を指し、後者は中庭を指す。フィールド・ブックの情報に修正を行い、作成される登記簿がプロット・レジスター（Plot Register）である。また、土地売買などにより土地の分割や統合などが生じた場合は土地ごとの詳細図であるファイル・マップ（File Map）やパーセル・マップ（Parcel Map）が作られている[注14)]。これらの土地に関する情報を基に、課税される土地に対して所有証明書が作成されるが、各所有者に渡されるものをラルプルザ（Lālapurjā）と呼び、役所に保存されるものをモタ（Motha）という。課税のかからない政府所有の土地はサルカリ・サルワジャニク・ジャッガ・コ・ラガト（Sarkarī ra Sārwajanika Jaggā ko Lagata）と呼ばれる登記簿にまとめられている。それ以外の未登記の土地はルー

注11) Local-self Governance Act 1999のpp.36-37に以下のように掲載されている。
The functions, duties and powers of each Ward Committee under the Municipality shall be as follows :-
(a) . . .(b) . . .(c) To arrange for disposal of wastes, dirt, rotten materials and for keeping the streets and corners within the Ward clean, and make arrangements to encourage the inhabitants of the Ward for maintaining sanitation.

注12)土地の所有権には土地に設置されている物(建物、樹木など)も含まれる。そのため、土地の説明欄には、住宅と土地(ghara ra jaggā)あるいは土地(jaggā)、中庭(choka) と書かれる。また、住宅と軒下の土地(ghar ra peti)と書かれることもある。旧市街地においては軒下の土地(ペティ)は私有地であっても、塀で囲むことはせずに、隣接する住宅と同じ高さの基壇を設けることを建築基準法にて定めている(Kāthamāndaũ Upatyakā Bhitrakā Nagarapālikā Ra Nagaronmukha Gā.Bi.Sa. Harumā Garine Nirmāna Sambandhi Māpadanda, Kāthamāndaũ Nagar Bikāsa Samiti, Ministry of Physical Planning & Works, Gov. of Nepal, 2064 B.S. (2008) より)。

注13)土地の形状や接道状況、周辺の状況などから判断される土地のランク付けのこと。農地と居住地で異なる基準になっている（Acharya, Babu Ram (2001): Land Tenure and Land Registration in Nepal, Integrating Generations, FIG Working Week 2008, Sweden, 2008とLand Survey and Measurement Regulations を参照)。

注14)土地売買などにより土地の面積が変わる場合、地籍図を修正する必要があるが、既存のものを修正することが困難な場合に作られる地図が File Mapである。Parcel Mapは新しい土地番号ごとに作成される地図のことである(Land Survey and Measurement Regulations 2001;ウェブサイト(Ministry of Land Reform & Management, Survey Department, Survey Offices) に掲載された記事　Working Prosedure. http://www.dos.gov.np/pdf/survey.pdf (参照 2012.01.07) 参照)。

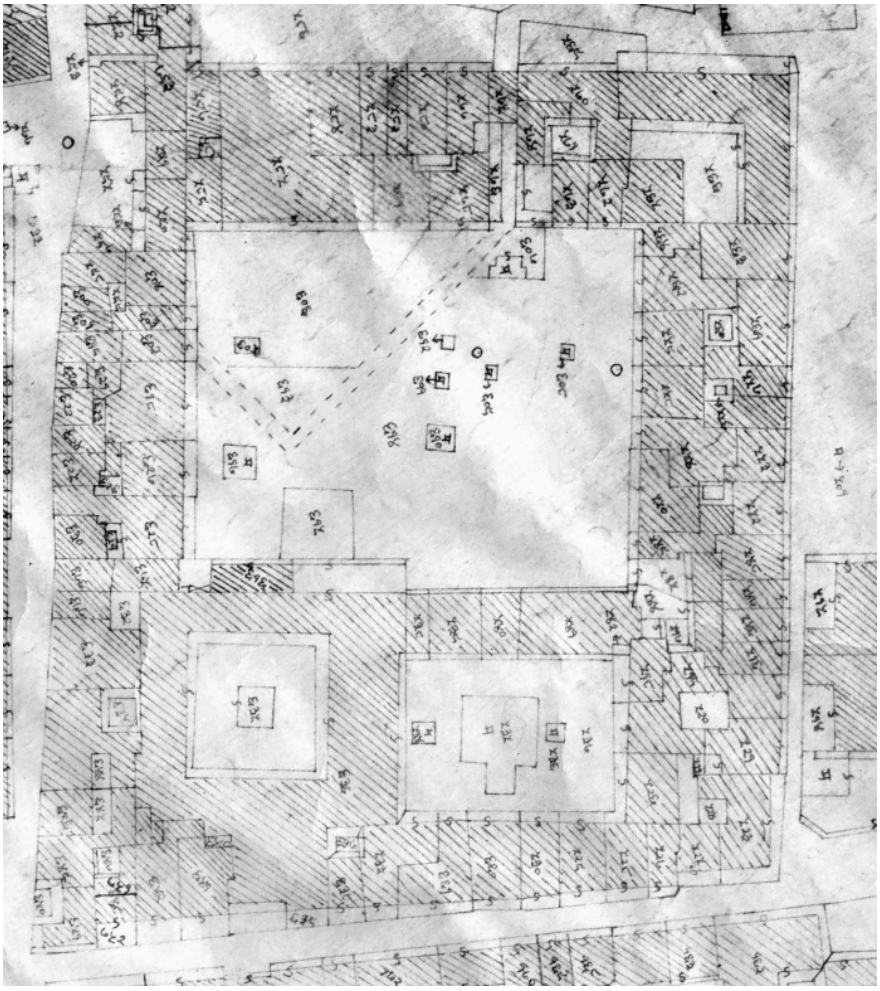

写真 4-8　Cadastral Map（地籍図）

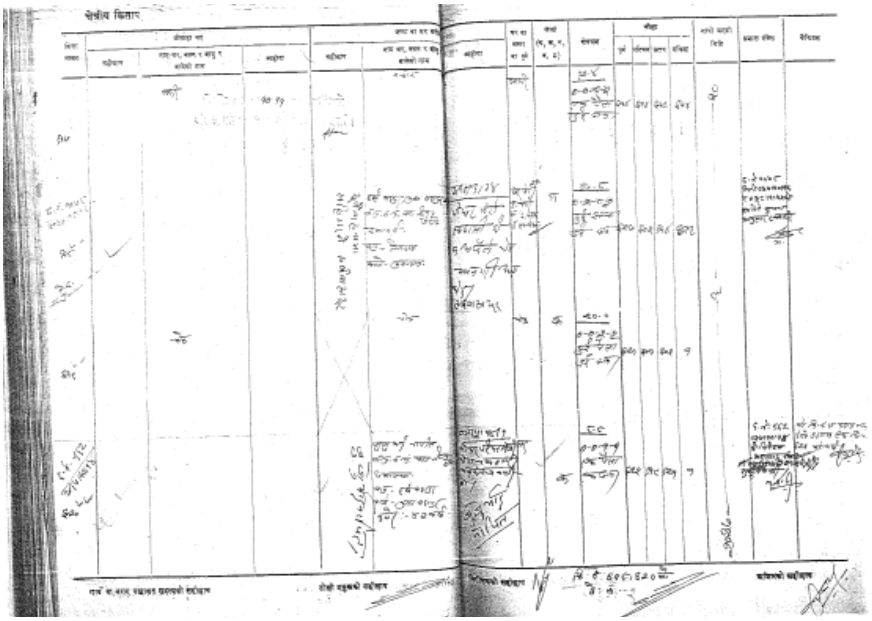

写真 4-9　フィールド・ブックのページ

ズシート（Loose Sheet）という登記簿に書かれている[注15)]。

第 2 項　対象街区における中庭空間の所有形態

中庭空間の所有形態を把握するためにまず、対象街区の地籍図から土地番号を把握し、それを基にフィールド・ブックの情報を収集した（表 4-1）。クワバハは建物と中庭の土地番号が同じ 636 であり、所有主体はクワバハの運営組織サンガ[注16)] になっている。サスナニは土地番号 537 であるが、土地の種類欄に中庭を示すチョカと書かれており、所有主体は空欄になっている。イラナニは 606, 613, 614 の三つの土地番号に区分されているが、いずれもチョカと書かれており、所有主体は空欄になっている。1980 年代に作成されたサルワジャニク・ジャッガをリスト化した資料[注17)] にサスナニとイラナニの土地番号が書かれているのに対し、近年発行されたサルカリとサルワジャニク・ジャッガをリスト化した資料[注18)] にはサスナニやイラナニのような中庭に関するものについては書かれていない。

特定の個人が権利を持つことなく、伝統的に共用空間として使われてきた土地は、全てサルワジャニク・ジャッガとするという考え方から、イラナニとサスナニは、サルワジャニク・ジャッガになったと考えられる。クワバハは伝統的にサンガ組織が権利をもち、サンガ組織が日常の管理運営を行っていることからサンガ組織が所有するライカル・ジャッガになっていると考えられる。土地の登記制度の整備が進められた 1970 年代に、仏教僧院の団体によって、バハ・バヒの伝統的な管理を継承するため、サンガ組織が所有

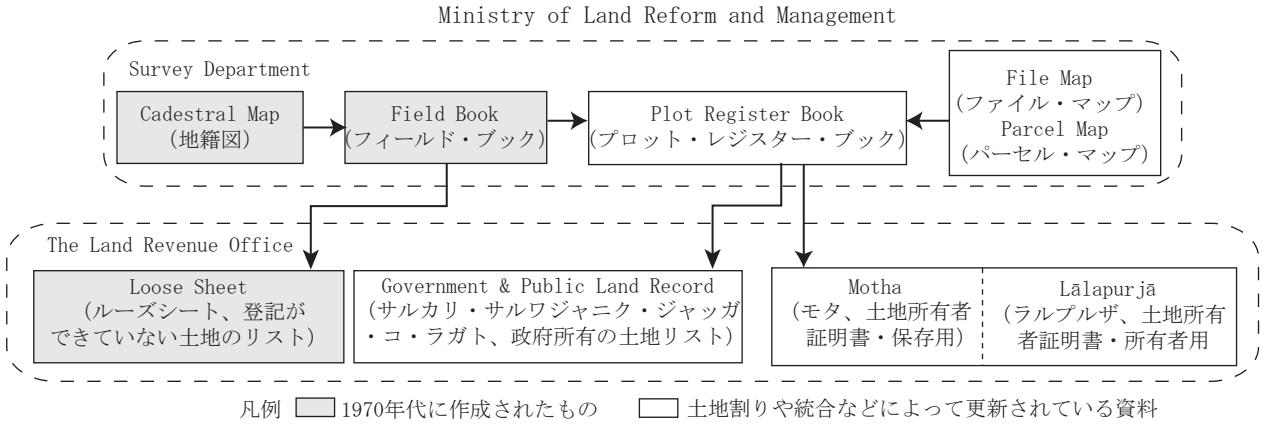

図 4-3　土地の登記プロセス

注15) Basnyāta, Surendra Bira Singa (2001 or 2002): Ghara Jaggā Sambandhī Kānūna Najīra Siddhānta, Resu Prakāśana, Kāthamāndaũ 2058B.S.のp.36-39を参照。

注16)サンガ(Sangha)とは修行を受けた出家僧侶からなる仏教僧院の運営組織である。現在出家僧侶は存在しないが、修行する慣習が残されており、サンガに入会することで僧院の共同管理だけではなく、社会儀式（結婚、葬儀など）の運営にも関与するようになっている(Gellner, David (1993): Monk, Householder, and Tantric Priest, Newar Buddhism and its Hierarchy of Ritual, Cambridge University Pressのpp.231-250を参照)。

注17)Lalitpur District Revenue Office (1985 or 1986/1986 or 1987): Lalitpura Nagara Kshetrako Sārwajanika, Prati, Elānī Tathā Sājhā Chokako Lagata 2042/043 B.S.

注18)Ministry of Land Reform & Management (2008): Sarkāri Tathā Sārwajanika Jaggā Ko Vivarana, Lalitpur 2064 B.S.

表 4-1　中庭空間の所有形態

中庭	土地番号	フィールドブックの所有主体	Land Register（登記簿）種別にキッタ番号の有無			所有形態
			モタ(Motha) *1	サルカリ・サルワジャニク・ジャッガ・コ・ラガト*2		
				1980年代の資料　＊3	2008年の資料　＊4	
イラナニ	606	空欄	×	○	×	サルワジャニク・ジャッガ (Public Land)
	613	空欄	×	○	×	
	614	空欄	×	○	×	
サスナニ	537	空欄	×	○	×	
クワバハ	636	クワバハのサンガ	○	×	×	ライカル・ジャッガ (Private Land)

*1モタ (Motha)は課税のかかる土地の登記簿。District Revenue Officeのデジタル上のデータより確認した。　*2 サルカリ・サルワジャニク・ジャッガ・コ・ラガトは政府所有の土地を記録した資料。所有主体が不明である共用の土地もこの資料に含まれる。*3 Lalitpur District Revenue Office(1985or1996)資料　*4 Ministry of Land Reform & Management(2008)資料

権を取得するための運動が行われた。それにより、1974 年にパタンの 37 件の主僧院バハ・バヒに対して所有者証明書が発行された[注19)]。そのことから、クワバハ以外にもサンガ所有の中庭が存在すると考えられる。しかし前章で分析したように、主僧院であっても部分的に専用住宅化している事例も多く、住宅化した中庭の所有権を弱体化したサンガが保持し続けている可能性もあり、権利関係の混乱が推測される。

第 3 節　表中庭の利用状況

本節では、対象街区の踏査調査やトル・コミティ[注20)]の会長および居住者を対象としたヒアリング調査に基づいて居住者の基本属性および中庭に置かれているものを明らかにする。次に中庭空間の利用について把握する。調査方法としては巡回式で朝 9 時から夕方 18 時まで、１時間毎に観察された行動の内容と行動している人数も記録した。第Ⅰ回調査は冬の 2011 年 1 月 20 日（平日）と 29 日（休日）と第Ⅱ回調査は秋の 2011 年 9 月 30 日（平日）と 10 月 22 日（休日）計 4 日の天気の良い日に調査を行った。

第 1 項　調査地の居住者の基本属性と中庭に置かれている物の実態

（1）居住者の基本属性

表 4-2 にイラナニ、サスナニ、クワバハの居住者属性を示す。建物の主玄関が中庭に向いている場合のみ、その中庭の居住者とされている。イラナニは 28 軒の建物、サスナニは 13 軒の建物が中庭を主玄関へ

注19)Society of Buddhist Monasteryの当時の会長へのヒアリングによる。

注20)トル・コミティ（Tole Committee）とは町内会と同様なものであり、これによりトル（町）内の空間利用についてルールが決められる。

表 4-2　居住者の基本属性

		イラナニ	サスナニ	クワバハ
	建物数	28	13	1
	世帯数	25	13	0※
	居住者数	133	60	0※
居住形態	持家	25	7	
	賃貸	1*	1	
	区分所有	0	1**	
	空家	0	4	
居住歴	代々の	25	6	
	20年以下	0	1	
	5年以下	1	1	
	不明	0	0	
属しているサンガ	クワバハ	19	6	
	ミツバハ	6	0	
	バイディヤバハ	0	0	
	バギスワリバハ	2***	2***	
	それ以外	1	2	
家族形態	単身	0	1	
	夫婦と子供	12	3	
	3世代世帯	11	5	
	4世代世帯	1	0	
	兄弟と同居	1	0	
	兄弟の子家族と同居	1	0	
職業	彫刻職人	23	6	
	彫刻品店舗	1	1	
	サラリーマン	1	1	
	彫刻職人・サラリーマン	1	1	

僧院建物（ミツバハ）の3階・4階で、サンガ構成員が賃貸として住んでいる。　**1階と2階部分はクワバハで働くスタッフＢさんが占有権をもち、住んでいる。３階と4階はクワバハのサンガが所有し、付属建物として利用している。***バギスワリバハはミツバハやバイディヤバハのように独立した副僧院ではない。そのため、バギスワリバハのサンガ構成員は主僧院クワバハのサンガにも属している。※　クワバハには毎月サンガ構成員が順番に管理人として住みながら建物の管理から儀式など行っているが、月によって居住者が異なるコトからこの分析には反映していない。

のアクセスに利用している。クワバハでは一ヶ月毎に管理組織サンガの構成員がローテーション式で管理者として住み込んでいるが、住宅としての居住者はいない。イラナニには 3 件の僧院建物があるが、1 軒の僧院建物には賃貸で 1 世帯が住んでおり、合計 26 軒の建物に 26 世帯、133 人が住んでいる。サスナニには 9 世帯、60 人が住んでいる。イラナニ、サスナニともにほとんどが持家であり、2 世帯が借家である。借家の居住者は元居住者の親戚あるいは知人である。サスナニでは郊外への移住により 4 軒が空家になっている。家族構成は、ほとんど 3 世代世帯や夫婦と子供であり、多世代居住である。また、居住者のほとんどが代々住んでおり、賃貸の世帯のみ 5 年以下の居住歴である。職業はほとんどが伝統的彫刻職人である。また、カーストは居住者全世帯が僧侶階層のサキャあるいはバジュラチャルヤであり、半数以上の世

帯がクワバハのサンガ、6 世帯がミツバハのサンガに属している。対象地以外のサンガに属しているのは 3 世帯のみである。

（２）中庭に置かれている物の実態

中庭には宗教関連のチャイティアやダルマダテゥ（CH,DD；仏塔）、様々な神を祀った祠（SW,SA,GA）が設置されている（表 4-3)。これらは誰でも参拝できるように設置されたもので、創立日にのみ創立者による清掃および行事が行われる。それ以外にイラナニには休憩できる整備された緑地が 2 ヶ所ある。緑地外に 2 本の樹木があり、樹木下は腰かけ場になっている。また、共同で井戸の水が利用できるよう水汲み場が作られている。井戸の水は水汲み場に置かれているタンクに一旦集めて、トル･コミティの担当者によって、居住者に平等に配給している。クワバハでは、クワバハに入る通路、およびクワバハの中庭に面した軒下空間に木製のベンチが設置されている。これらの緑地、休憩場、水汲み場は居住者が普段の生活において利用しており、井戸の水はクワバハでの参拝において聖水としても利用されている。

イラナニにはクワバハの僧院建物の改修作業のために一時的に利用されている空間が 2 ヶ所ある。また、イラナニには改修用の建材やバイクといった一時的に置かれている私的なものがある。サスナニには住宅の軒下「ペティ」に植木鉢、古いバイク、水溜めタンクなどが置かれている。ペティに物を置くのは自由であるが、中庭ではトル・コミティの許可が必要となっている。そのため、改修作業場や建材はトル・コミティの許可を得て置かれている。ただ、ペティ以外でのバイクの駐輪については、居住者やそのゲスト、クワバハの参拝者が、自由にできるようになっている。

以上、ほとんどの居住者が対象街区内にある僧院のサンガに属し、伝統的職業に従事し、代々住み続け

表 4-3　中庭に設置された物および空間

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">表中庭</th><th colspan="2">設置されている物及び空間</th><th>一時的に置かれた物および空間</th></tr>
<tr><th>宗教関連</th><th>居住関連</th><th>居住関連</th></tr>
<tr><td rowspan="4">イラナニ</td><td>物</td><td>・チャイティア（ＣＨ）　9個
・ ダルマダテゥ（DD）　2個</td><td>なし</td><td>・バイク
・住宅改修用の建材</td></tr>
<tr><td rowspan="3">空間</td><td rowspan="3">・ガネシャ（ GA）寺院</td><td>・緑地（2箇所）</td><td rowspan="3">僧院改修作業場（西側と、緑地内に設置）</td></tr>
<tr><td>・腰かけ場(樹木の下のベンチ)</td></tr>
<tr><td>・水汲み場空間（井戸・タンク）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">サスナニ</td><td>物</td><td>・ チャイティア（ＣＨ）　2個
・ ガンダクティ（G）　1個</td><td>なし</td><td>・バイク　・放置バイク
・植木鉢　・木材
・水溜めタンク</td></tr>
<tr><td>空間</td><td>・ サラスァティ（SA）　寺院</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">クワバハ</td><td>物</td><td>・ダルマダテゥ（DD）　2個</td><td>なし</td><td rowspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>空間</td><td>・スワヤンブナート(ＳＷ）寺院</td><td>・腰かけ場(木製のベンチ)</td></tr>
</table>

写真 4-10　イラナニのダルマダテゥとチャイティア

写真 4-11　クワバハの軒下の腰かけ場

写真 4-12　イラナニのバイクの駐輪

写真 4-13　サスナニの住宅前の植木撥

ている居住者が多い街区である。また、中庭に置かれているのは基本的に共用の物のみであり、住宅のペティ以外での私物の長期放置には許可が必要になるという一定のルールが存在する街区であるといえる。

第 2 項　行動観察からみた中庭空間の利用

（1）観察された行動

表 4-5 は調査した 4 日間に観察された各行動とその人数を示す。観察された行動を①居住関連（家事関連の洗濯・沐浴・水汲み、子供遊び、交流、地域活動、休憩、管理者行動、スタッフ行動）②商業関連（雇い労働、野菜売り、観光の物売り、観光客行動）③参拝関連（礼拝、行事）④通行に分類した。

隣接している中庭であっても観察された行動者数の 1 日あたりの平均はクワバハで 153 人ともっとも多く、イラナニでは 138 人、サスナニでは 30 人と大きな差がみられる。各行動別の 1 日の平均行動者数は図 4-5 に示した。イラナニでは子供の遊びが最も多く、次いで、交流と住宅やクワバハ以外への通行、観光客、家事の順になっている。全体的に居住関連の行動が多いが、観光客やその他の通行のような居住者以外の

表 4-4　各中庭でみられた行動とその行動の平均行動者の数

観察された行動		イラナニ	サスナニ	クワバハ
通行	その他へ通行	22	2	0
	クワバハへ通行	5	0	0
	住宅へ通行	7	3	0
宗教関連	その他	0	0	3
	行事	0	0	30
	礼拝	6	1	35
商業関連	観光客	18	0	54
	観光の物売り	4	0	0
	野菜売り	3	3	0
	雇い労働	3	0	0
居住関連	スタッフの行動	0	0	7
	管理に関わる	0	0	10
	休憩	3	1	3
	大人の運動	0	5	0
	地域活動	3	0	0
	交流	22	1	4
	子遊び	31	17	9
	家事	13	1	0

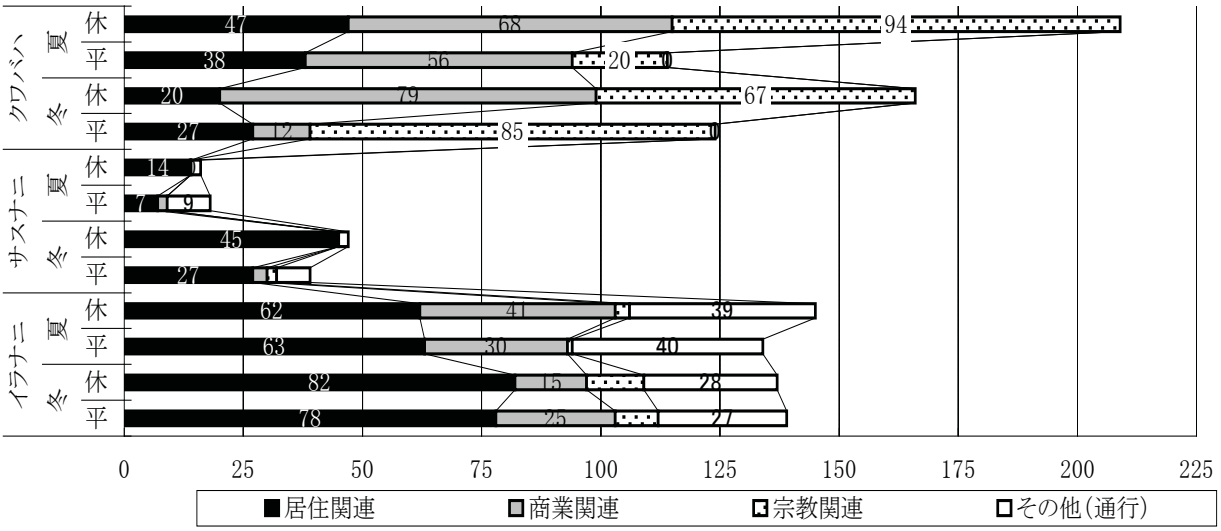

図 4-4　平日と休日における各中庭空間の利用

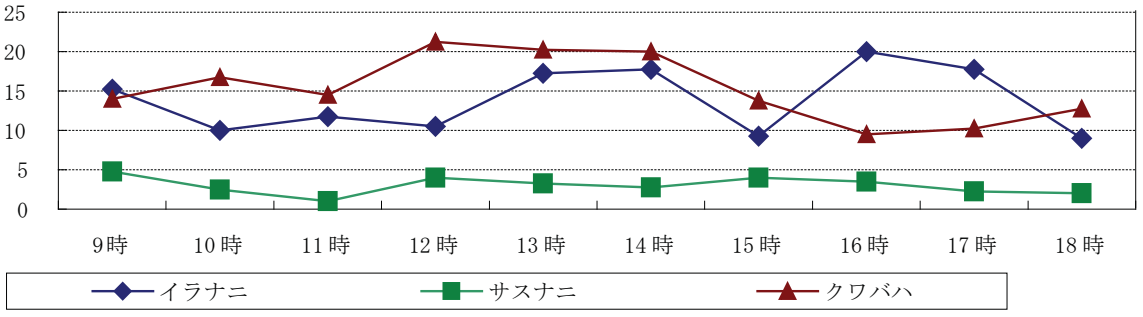

図 4-5　時間別にみる各中庭の観察された平均行動者数（4 日間の平均）

表 4-5　行動観察からみた中庭空間の利用

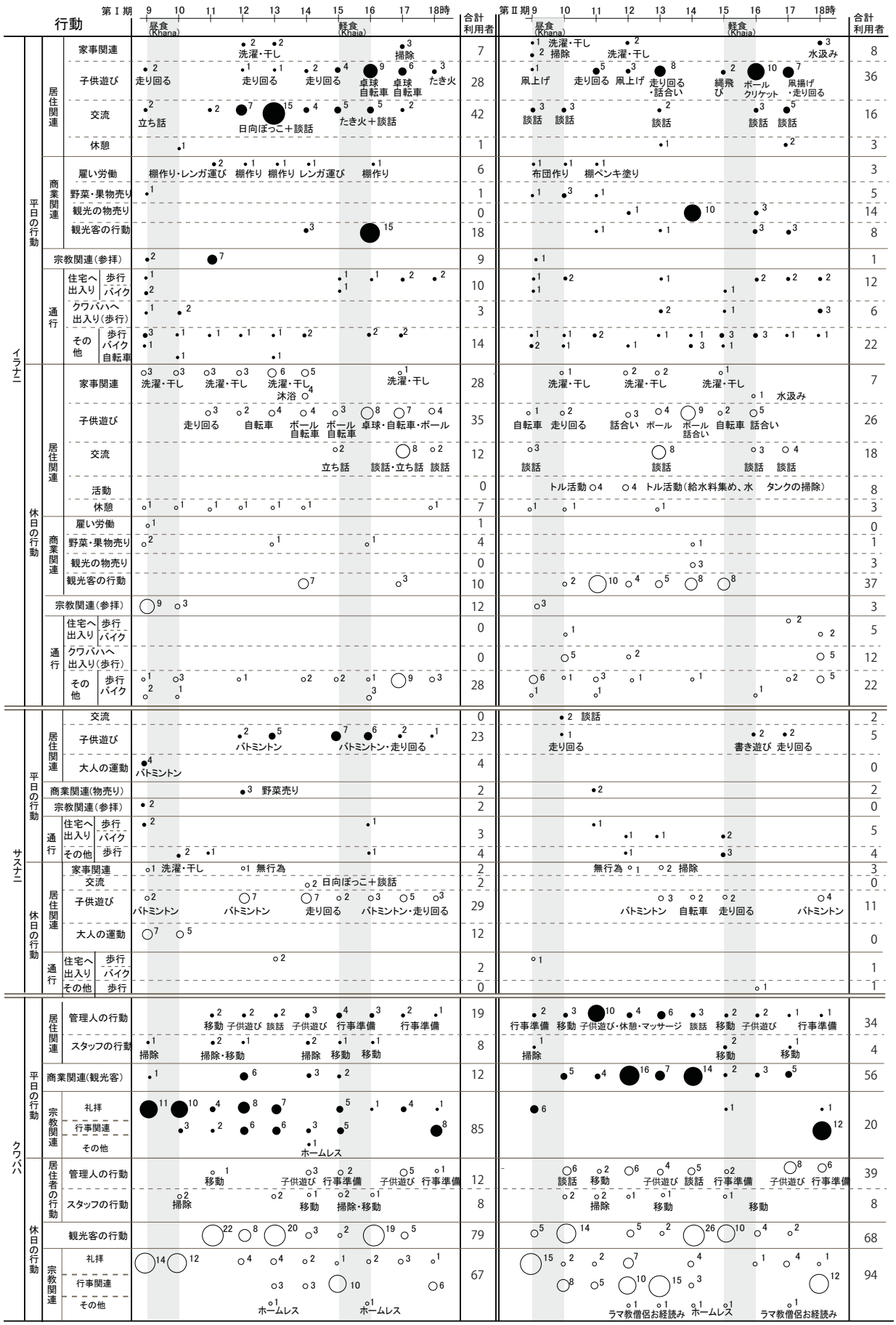

1）雇い労働：居住者が個人の作業をさせていること。2）宗教関連（参拝）：礼拝している状態や供え物をして移動している状態、。なお、クワバハの場合は供え物しないまま散策がてらの巡拝もあるので、管理人やスタッフ以外の行動を参拝としている。3）管理人：クワバハの管理をする家族。月ごとにサンガ構成員の世帯が選ばれる、4）スタッフ：クワバハの運営会により、雇っているスタッフたちのこと。観光者用の受付(2人)、掃除(2人)、警備(1人)いる。　　記号：● 平日 ○ 休日

行動が多くみられる中庭である。サスナニでは子供の遊びが多く（平均 17 人）、次いで大人の運動、野菜売り、住宅への通行となっている。野菜売りは居住者以外の行動であるが、居住者と関わるものであり、観光客の出入りはなく、ほとんど居住関連の行動といえる。クワバハは参拝が最も多く、その中でも礼拝だけではなく、行事関連の「参拝者の待機・談話」も多くみられる。その次に観光客が多くみられ、子供の遊びやホームレスの行動も多少みられた（表 4-4）。

図 4-6　エリア別でみる中庭空間の利用（第 I 調査期の平日と休日）

（２）時間別にみる中庭空間の利用

調査した 4 日間それぞれの行動数をみると、サスナニでは第Ⅰと第Ⅱの調査の行動者数に大きな差がみられた。第Ⅰ調査時期は真冬であり、日中は室内より暖かい外部での行動が多くなるため、この時期に行動者数が多くなっている。また、イラナニでも第Ⅰ調査時期のほうが居住関連の行動者数が多くみられる（図 4-4）。

各中庭での平日と休日別の行動者数をみるとクワバハの場合、休日のほうが行動者が多いことを示して

図 4-7　エリア別でみる中庭空間の利用（第Ⅱ調査期の平日と休日）

おり、観光客や参拝者が休日に多いと考えられる。しかし、イラナニやサスナニでは平日と休日の差があまりない（図 4-4)。

時間毎の中庭の平均行動者数を図 4-5 で示す。昼食時間である 10 時前後や軽食をとる 15 時前後は中庭での行動が少ない。イラナニは日中の 13 時と 14 時、16 時と 17 時の行動者が多い。観光客や学校から帰宅後の子供の遊びが増えるためと考えられる。サスナニは全体的に行動が少なく、変動もあまりみられない。クワバハでは朝の 9 時と 10 時は参拝者があり、日中になるにつれ、記念日に合わせた行事を行う家族や観光客で賑わい、15 時以降は行動者が徐々に少なくなるが、18 時にまた常連参拝者の読経が始まる（図 4-5)。

（３）エリア別の行動と中庭空間の利用

各中庭のエリア別に、利用のされ方の違いがみられ、図 4-6 と図 4-7 には特徴別のエリアを分けて示した。イラナニには舗装された「へ」の字形の通路（エリア I-2) があり、バイクもここを通っていくことが多い。この通路の西側には僧院建物があるため、参拝者がみられる他（エリア I-4)、視線の通らない改修作業場の南側はバイクの駐輪場所になっており（エリア I-3)、北側は洗濯・沐浴する空間（エリア I-5) になっている。サスナニへ通り抜けることができるエリア I-6 は広い空間を利用した子供の遊びや雇い労働、洗濯、主婦の談話などの居住関連の行動が多い。洗濯や主婦の談話は主にペティで行われる。このエリアには外部者がほとんど通らないこともあって、私的な利用が多いと考えられる。一方、クワバハへの通り抜けの付近のエリア I-1 は参拝者や観光客・店員たちの談話など商業関連の空間になっており、居住関連の行動はみられない。

サスナニにはバトミントンのコートが書いてあり、朝は大人が運動し、昼は同じ場所で子供がバトミントンをする(エリア S-1)。また、中庭に設置されているチャイティアや祠の周りでの子供の遊びもみられる。休憩や談話行動はほとんど北側の軒下にみられる。また、朝は居住者が子供を連れて参拝している様子もみられる。

クワバハには道路側の正門の正面にあるところにガンダクティがあり、その前の空間（エリア K-1) が礼拝の場所である。中庭の北側の建物内には特別な行事を行う空間があるため、軒下の腰かけ場で待機する参拝者がいることが多い (K-2)。また、ホームレスなどが長期間この腰かけ場に滞在することも観察された。一方、北側の建物内には管理人家族の部屋「台所・寝室」もあり、管理人家族が休憩する場にもなっている。スタッフは 9：30 ～ 17：30 頃まで受付や掃除などをしている。大人数の観光客は、南側に集まってガイドからの説明を受けている（エリア K-3)。

イラナニはクワバハに近い部分では外部者の行動が多くみられ、サスナニに近い部分では居住者の行動が多くみられた。イラナニは通行者も多く、多様な空間利用がみられる中庭である。サスナニは通行者がほとんどなく、居住者の行動が多いのが特徴である。また、住宅の軒下空間であるペティには、植木鉢や放置バイクのような私物が置かれており、イラナニに比べてより私的な利用がされているといえる。クワバハは参拝者や観光客の行動、サンガ組織が決めた管理者家族やスタッフの行動がみられ、施設的な空間利用であるとともに、子供の遊びやホームレスの休憩など柔軟な空間利用がされているといえる。

第 4 節　小結

本章では中庭型集住体の「表中庭」の所有と利用の実態を明らかにし、表中庭の共用空間としての特徴を明らかにした。

まず、中庭空間の所有について以下の点が明らかになった。ネパールでは 1970 年代から土地登記が始められ、所有主体がはっきり特定されなかったすべての共用空間はサルワジャニク・ジャッガ（Public Land）とされ、イラナニとサスナニは現在、政府所有のサルワジャニク・ジャッガになっている。クワバハはサンガ組織所有のライカル・ジャッガになっている。クワバハがサンガ所有になったのは仏教僧院の伝統的管理を継承することを目的に主僧院の所有主体をサンガにするという 1974 年の Society of Buddhist Monastery の運動によるものである。しかし、主僧院であっても住宅化しているバハ・バヒもあり、権利関係の混乱の可能性があるといえる。

次に居住者の属性や中庭に置かれたものについて把握した上で行動観察調査に基づいて空間利用の特徴を示した。１）イラナニは参拝者や観光客など不特定多数が訪れるエリア、バイクの駐輪エリア、居住関連の行動が行われるエリアなど、場所ごとに使い分けられながら、公的な利用から私的な利用までみられることが特徴である。２）サスナニは通行者がほとんどなく、居住者の生活行為がほとんどであり、住宅の軒下に私物が置かれているなど、居住者による私的な利用が特徴である。３）クワバハは参拝者とともに大勢の観光客が訪れる場である他、子供の遊びやホームレスの居場所といった柔軟な利用がされている。

上記の結果から、中庭型集住体の中庭空間には、宗教関連、居住関連の利用だけではなく、商業関連や通行のような公的な利用もあり、多様な空間利用を吸収していることが確認された。

しかし、元々の宗教と居住に商業関連の行動が加わることにより、宗教と居住の関係が希薄化していくと考えられ、宗教的な規範に中庭の管理システムの規範を求めることが徐々に難しくなってきているとも考えられる。イラナニとサスナニは政府が所有し、この街区内の僧院のサンガ構成員を中心とする居住者の空間利用ルールによって共同的に管理されている。クワバハはサンガ組織が所有し、商業関連の利用が増加されたことに伴い、サンガ組織が新たな運営会を設立し、スタッフを配置している。対象の 3 件の中庭は現在のところ、商業関連の行動がみられるようになっても一定の対応ができており、まだ問題が生じていない例であると考えられる。しかし、商業関連の行動のさらなる増加や、居住者の入れ替わり、サンガ組織の弱体化などが今後生じると、今回具体的に示したような中庭における多様な空間利用が困難になる可能性が懸念される。

第 4 章の参考文献

・ Acharya, Babu Ram (2008): Land Tenure and Land Registration in Nepal, Integrating Generations, FIG Working Week 2008, Sweden

・ Acharya, Babu Ram (2008): Government and Public Land Management in Nepal, FIG/FAO/CNG International Seminar on State and Public Sector Land Management, Italy

・ Adhikari, Jagannath (2004): Socio-Ecological Analysis of Loss of Public Properties in an Urban Environment, a Case Study of Pokhara, Nepal, Contributions to Nepalese Study 31 (1), pp.85-114

・ Basnyāta, Surendra Bira Singa (2058B.S. (2001 or 2002)): Ghara Jaggā Sambandhī Kānūna Najīra Siddhānta, Resu Prakāśana, Kāthamāndau (ネパール語)

・ Gutschow, Niels (1976): Patan City-Historical Development, Spatial Structure and Ritual Topography, Khumbu Himal 13(4), pp. 247-257

・ Gellner, David (1993): Monk, Householder, and Tantric Priest, Newar Buddhism and its Hierarchy of Ritual, Cambridge University Press

・ Gutschow, Niels (1980): Functions of Squares in Bhaktapur, AARP, XVII pp. 57-64

・ Gutschow, Neils, Kolver, Bernhard and Shresthacarya, Ishwaranand (1987): Newar Towns and Buildings, an Illustrated Dictionary, Newari-English, VGH Wissenschaftsverlag, Sankt Augustin

・ Hosken, Fran P. (1974): The Kathmandu Valley Towns, a Record of Life and Change in Nepal, New York・WEATHERHILL・Tokyo

・ Kāthamāndau Upatyakā Bhitrakā Nagarapālikā Ra Nagaronmukha Gā.Bi.Sa. Harumā Garine Nirmāna Sambandhi Māpadanda, Kāthamāndau Nagar Bikāsa Samiti, Ministry of Physical Planning & Works, Gov. of Nepal, 2064 B.S. (2008) (ネパール語)

・ Lalitpur District Revenue Office (1985 or 1986/1986 or 1987): Lalitpura Nagara Kshetrako Sārwajanika, Parti, Elānī Tathā Sājhā Chokako Lagata 2042/043 B.S. (ネパール語)

・ Land Survey and Measurement Act 1963

・ Land Survey and Measurement Regulations 2001

・ Local-self Governance Act 1999

・ Locke, John kerr (1985): Buddhist Monasteries of Nepal, A Survey of the Bāhās and Bahis of the Kathmandu Valley, Sahayogi Press Pvt. Ltd., Kathmandu

・ Maharjan, Sacheen et al. (2005): Musya Bāhāl, a Monastery Losting Its Identity, Vaastu, an Annual Journal of Architecture

・ Ministry of Land Reform & Management (2064 B.S. (2008)): Sarkāri Tathā Sārwajanika Jaggā Ko Vivarana, Lalitpur (ネパール語)

・ Nyachhyon, Badan Lal (2006) : Service Enhancement and Development of Sanitary Sewerage System in Urban and Semi-Urban Setting in Nepal, Economic Policy Network, Policy paper 23. (Prepared for Gov. of Nepal/ Min. of Finance and Asian Development Bank, Nepal Resident Mission)

・ Pruscha, Carl (1975) (Gov. of Nepal with the United Nations and UNESCO): Kathmandu Valley, Preservation

of Physical Environment and Cultural Heritage, A Protective Inventory vol 1&2, Anton Schroll & Co., Vienna

・Raimund, O.A and Becker-Ritterspach (1995): Water Conduits in the Kathmandu Valley, Munshiram Manoharlal Publishers Pvt. Ltd, India

・Regmi, Mahesh C. (1976): Landownership in Nepal, University of California Press, Berkeley /Los Angeles/ London,

・飯島正 (1976) : ネパールの土地制度と土地改革 , 亜細亜大学 , アジア研究所紀要 3, pp.1-43

・Scheibler, Giovanni (1982): Building Today in a Historical Context, Bhaktapur Nepal, Ratna Pustak Bhandar, Kathmandu

・Sekler, E.F. (1979): Use of Collective Space in Patan and Other Historic Towns of the Kathmandu Valley, Nepal, Monvmentvm Vol. XVIII-XIX pp. 97-107

・Shokoohy, Mehrdad and Shokoohy, Natalie H. (1994): Kirtipur, Urban Community in Nepal-Its People, Town Planning, Architecture and Arts, ARAXUS, South Asian Series, London

・Slusser, Mary Shepherd (1982): Nepal Mandala, a Cultural Study of the Kathmandu Valley, Vol. 1&2, Princeton University Press, Princeton, New Jersey

・Subedi, Gandhi and Chhatkuli, Raja Ram (2067 B.S. (2010 or 2011)): Land Policy Issues in Nepalese Context, Nepalese Journal on Geoinformatics-9

・UNESCO Kathmandu (2004): Kathmandu Valley World Heritage Sites Potential Areas for Cooperation, Lalitpur

・ウェブサイト (Ministry of Land Reform & Management, Survey Department, Survey Offices) に掲載された記事 Working Prosedure. http://www.dos.gov.np/pdf/survey.pdf (参照 2012.01.07)

・Wily, Liz Alden, Chapagain, Devendra and Shiva Sharma (2008): Land Reform in Nepal, Where is It Coming From and Where is It Going?, The Findings of a Scoping Study on Land Reform for DFID Nepal

第5章

中庭型集住体の共用空間「表中庭」の管理

第 1 節　はじめに

1　本章の目的

第 4 章では中庭型集住体の共用空間である「表中庭」の管理システムの解明のために、所有と利用の実態を明らかにし、居住者による空間利用だけではなく、観光客、通行人などによる公的な空間利用など多様な空間利用の存在について示した。

法的に共用空間は公有地とされており、その管理は自治体の元で近隣住民が行うことになっている。老朽化した共用施設に対しては自治体および NGO による修復事業がみられる[注 1)]。しかし、オープンスペースである共用空間に対する対策はなされていない。また、ムルキ・エン[注 2)] と呼ばれる民法では継続して共同で利用してきた空間の占有化に関する規制がある。しかし、共用空間の利用や管理に関するルールは公式に示されておらず、慣習的なものになっている。都市化がまだ進んでいない地域では、現在も近隣住民の共同管理によって良好な管理状況が継続されている。

本章では中庭型集住体の共用空間である「表中庭」の管理システムの解明のため、第 4 章で対象とした同じ街区の「表中庭」の管理の実態を明らかにし、管理に関わる主体の主体間関係について明らかにする。

2　調査対象地

調査対象地は第 4 章と同じ街区である（図 5-1）。この街区の 3 件の中庭クワバハ、イラナニ、サスナニは、共用通路によって道路から通り抜けができるようになっており、通路の出入り口は夜間閉じるようになっている。また、すべての中庭には複数のチャイティア・ダルマダテゥ（仏塔 CH, DD）が置かれ、イラナニには緑地もあるなど、生活空間と宗教空間が重層的になっている[注 3)]。

クワバハは僧院の管理組織であるサンガ組織[注 4)] が所有権をもつ私有地であり、イラナニとサスナニは政

注1)パタン旧市街地の共用施設的な共用空間「水汲み場（ヒティ）、休憩場（ファルチャ）、寺院等」の分布および修復事業はパタン市およびNGO（GTZ – Urban Development through Local Efforts）によって展開されている（Lalitpur Sub-Metropolitan City(2005)：City Profile, Lalitpur Sub-Metropolitan City, City Profile and Periodic Planning Preparation Committee, Lalitpur; UDLE (1992) Patan Conservation and Development Programme, Pilot Projects/ Emergency Repairs, Progress Reports, Lalitpurを参照）。

注2)ムルキ・エン（Muluki Ain)はB.S.1910(西暦1853年12月）に初めて作成され、現在までに12回の改正を行っている。 Shrestha, Gyaindra B. （2011） Muluki Ain: Ek Tippani, Pairavi Prakashan, Kathmanduでは各規定について事例を用いて解説している。

注3)第4章を参照

注4)サンガ(Sangha)とは修行を受けた出家僧侶からなる仏教僧院の運営組織である。現在出家僧侶は存在しないが、修行する慣習が残されており、サンガに入会することで僧院の共同管理だけではなく、社会儀式（結婚、葬儀など）の運営にも関与するようになっている(Gellner, David (1993): Monk, Householder, and Tantric Priest: Newar Buddhism and Its Hierarchy of Ritual, Cambridge University Pressのpp.231-250を参照)。

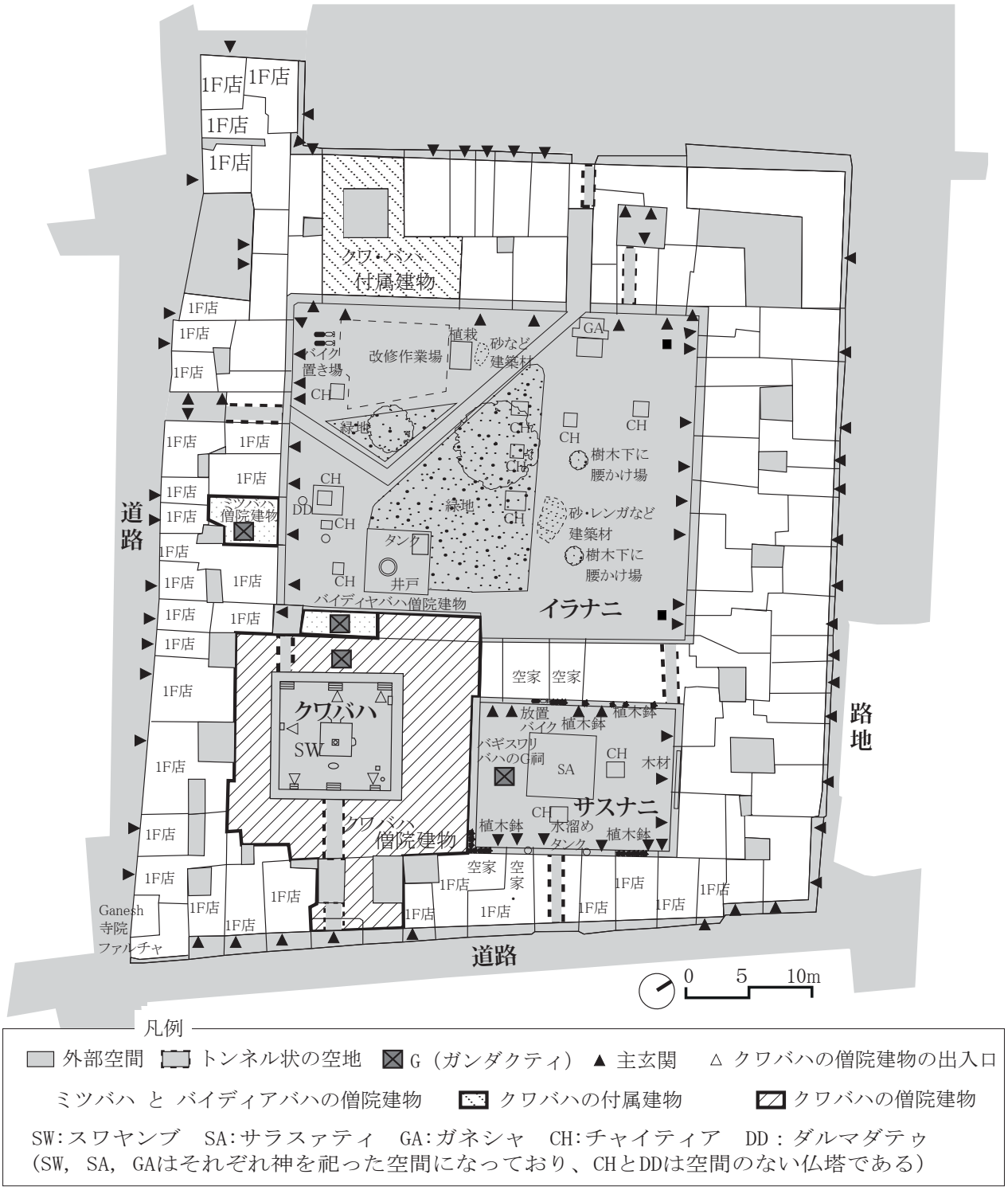

図 5-1 調査対象街区の平面図

府所有の公有地である[注5)]。イラナニやサスナニの管理は居住者の参加によるものであるが、クワバハは居住者が存在しないもので、運営・管理はクワバハのサンガ組織だけで行っている。本研究では居住者による共用空間の管理に着目していることから、今回はクワバハの管理を対象としない。ただ、サンガ組織による僧院の運営体制については補章で紹介している。

注5) イラナニやサスナニの土地登記簿により確認している（第4章を参照）

3　研究方法

第２節では、旧市街地の地縁的コミュニティ単位について把握し、対象地におけるコミュニティ単位を明らかにする。次に第３節で、対象地の中庭で行われている管理内容とそれに関わる主体について明らかにし、第４節では、各管理内容における主体を管理行為別に分析を行う。第５節では各節から得られた知見を基に中庭空間の管理実態を示す。

なお、調査方法としてはまず、現地居住者を対象に管理内容および管理主体についてヒアリング調査を行った。それに基づいて、管理主体である各組織（イラナニ・トル・コミティ、ヒラニャ婦人会、ヒラニャ図書館、no.16 の区役所）の有識者に対してヒアリング調査を行った。調査時期は 2011 年１～２年、同年の９～10 月である。

第２節　中庭型集住体対象地におけるコミュニティ単位

第１項　旧市街地における地縁的なコミュニティ単位

(1) 行政単位：区（Ward）

ネパールは 14 県（Zone）と 75 郡（District）に分けられ、各郡は複数の区（Ward）に分けられている。パタン市は（行政名 Lalitpur City)、Lalitpur 郡に位置し、22 の区に分けられている。旧市街地は 14 の区に広がっている（図 5-2)。

(2) 旧行政単位：トル（Tole）

旧市街地の町単位はトル（Tole）と呼ばれる。トルは行政単位として中世期頃から使われていた[注6)]が、政権交代など時間と共に行政単位に含まれなくなった。1940 年のパタン市の住宅事情に関する資料[注7)]では、パタン市は 10 の区域に分けられ、各区域はさらにトルに分かれており、市内で計 110 のトルがあったと書かれている[注8)]。しかし、1950 年にパタン市は 22 の区に分けられ、各区別のデータにはトルの数は示されていない。

注6)1090年の歴史的資料にトル・プラムカ(トル長)と書かれた文書が複数見つかっており、トルが町単位であったことは確認されている。しかし、当時のトルの数やその範囲を示した資料はない。ただ、1961年に発行された歌詞集に中世期(1661-1684)のパタンの24のトルの特徴について書かれた歌詞は存在する。それらのトルは現在も存在する(Pant, Mohan and Funo, Shuji (2007) Stup and Swastik, Historical Urban Planning Principles in Nepal's Kathmandu Valley, Kyoto University Pressのpp.45-50を参照)。

注7)ラリトプル市内部資料(1940):ビクラム・サンバタ1996サルコ・ガル・サンキャコ・ラガターラリトプル(1940年の家屋・世帯調査ーラリトプル)(ネパール語)

注8)石井博,K.L.マハラジャン、山本真弓、佐藤ゆき、橘健一(2005)流動するネパールー地域社会の変容、東京大学出版会のpp.99-123を参照。

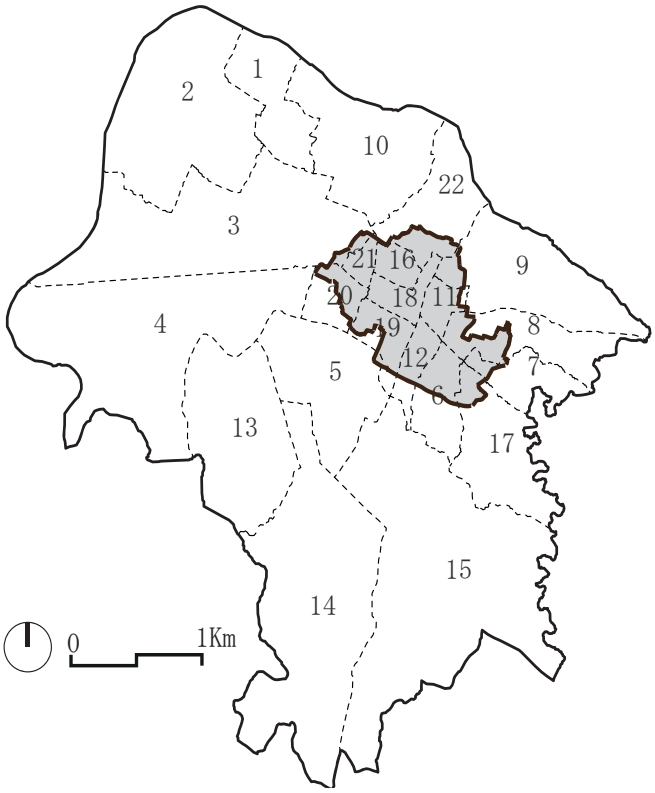

図 5-2　パタン市における行政単位の 22 の区と旧市街地範囲

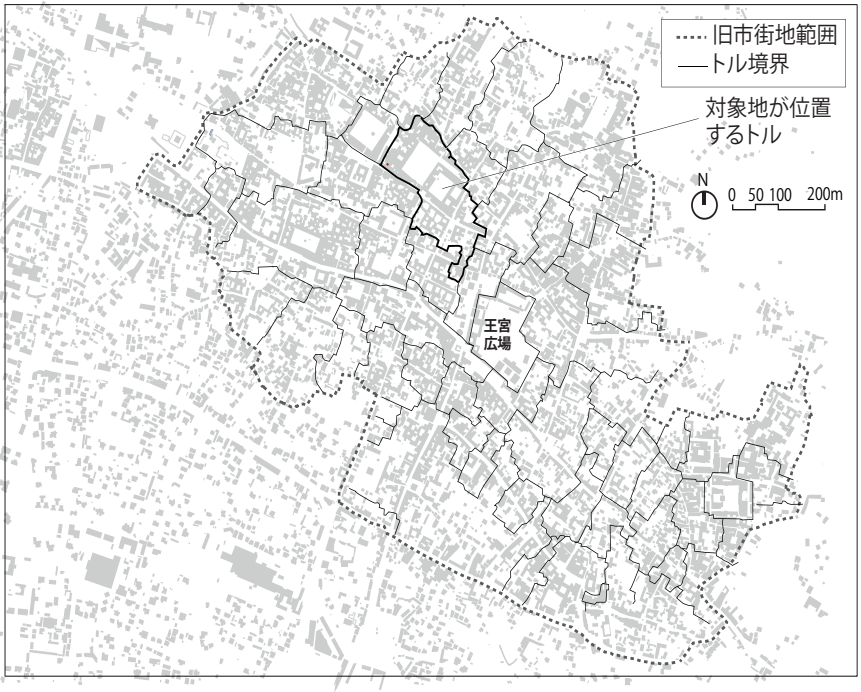

図 5-3　文献 11 に示しているガネジャ寺によるトルの境界
(Pant 2007 を参考に筆者が作成)

一方、「旧市街地には密教で祭るガネシャ寺が数多く存在し、この寺によって地縁的に束ねられた地域がトルである」というトルの特徴[注9)]に基づいて現地調査を行い、旧市街地内に存在する57件のトルを明らかにし、その境界を図で示した文献がある（図5-3)。しかし、現地ではこの範囲よりも狭い地域をトルとして認識しており、結局、現在のトルの数やその境界は明らかではない。

(3) 居住者単位：中庭や通りなどによるまとまり

旧市街地では、各建物の主玄関が面する中庭や通りの名前によって、居住者を地縁的に束ねる単位が存在する。建物が中庭に面する場合と広場や通りに面する場合があり、たとえば、中庭の場合はイラナニの居住者、ナグバハの居住者、通りあるいは広場の場合クワラク通りの居住者などになる。この居住者単位がトル単位として認識されていることもあれば、複数の中庭や通りを一つのトルとして認識していることもある。

(4) 地域活動のコミュニティ単位：トル・コミティ （Tole Development Committee)

旧市街地には町内会に当たるトル・コミティ（Tole Development Committee）が存在する。このトル・コミティはトルの範囲に一致するとは限らず、自治体および外部支援者（NGO）と連携した地域活動のため、上記のいくつかの居住者単位を含めて新たにトル・コミティを設立された事例もある[注10)]。

第2項　対象地におけるコミュニティ単位

調査対象の街区はno.16の区に位置し、ガネシャ寺に基づくトルの範囲は図5-3のとおりである。居住者単位ではイラナニ居住者（I居）とサスナニ居住者（S居）また、ダラエチャ通りの居住者（D居）、クワラク通りの居住者（K居）、ナグバハ居住者（N居）とクティバハ居住者（T居）の一部が含まれている。街区には1972年に設置されたトル・コミティが存在し、その範囲は街区のナグバハ居住者（N居）とクティバハ居住者（T居）が含まれないものになっている（図5-4と図5-5)。最も大きい中庭の名前から、イラナニ・トル・コミティ（以下Ｉトル・コミティ）と呼ばれている。本章ではこの範囲の世帯をイラナニ・トル居住者（以下Ｉトル居住者）とする。以前は隣接のナグバハやクティバハも含めたコミティとなっていたが、イラナニで独立した活動をするため新たなコミティが設立されたものである。

注9)石井博,K.L.マハラジャン、山本真弓、佐藤ゆき、橘健一（2005）流動するネパール-地域社会の変容、東京大学出版会のp.112と Pant, Mohan and Funo, Shuji (2007) Stup and Swastik, Historical Urban Planning Principles in Nepal's Kathmandu Valley, Kyoto University Pressのp.45を参照。

注10) Singh, Guru B., Thapa, Bina, Raut, Rosha, Shrestha, Sameena and Tuladhar, Nhasala (1996) Community Participation in Solid Waste Management in Patan, Integrated Pilot Project of Patan Conservation and Development Program, Prepared for Urban Waste Expertise Programme Waste, Kathmanduでは、スバハ・トルでは住民、NGOと自治体が共同で実施されたプロジェクトをきっかけにトル・コミティや青少年会の設立されたことを紹介されている。また、それを真似て多くの地域でコミティが設立されるようになったことも示している。

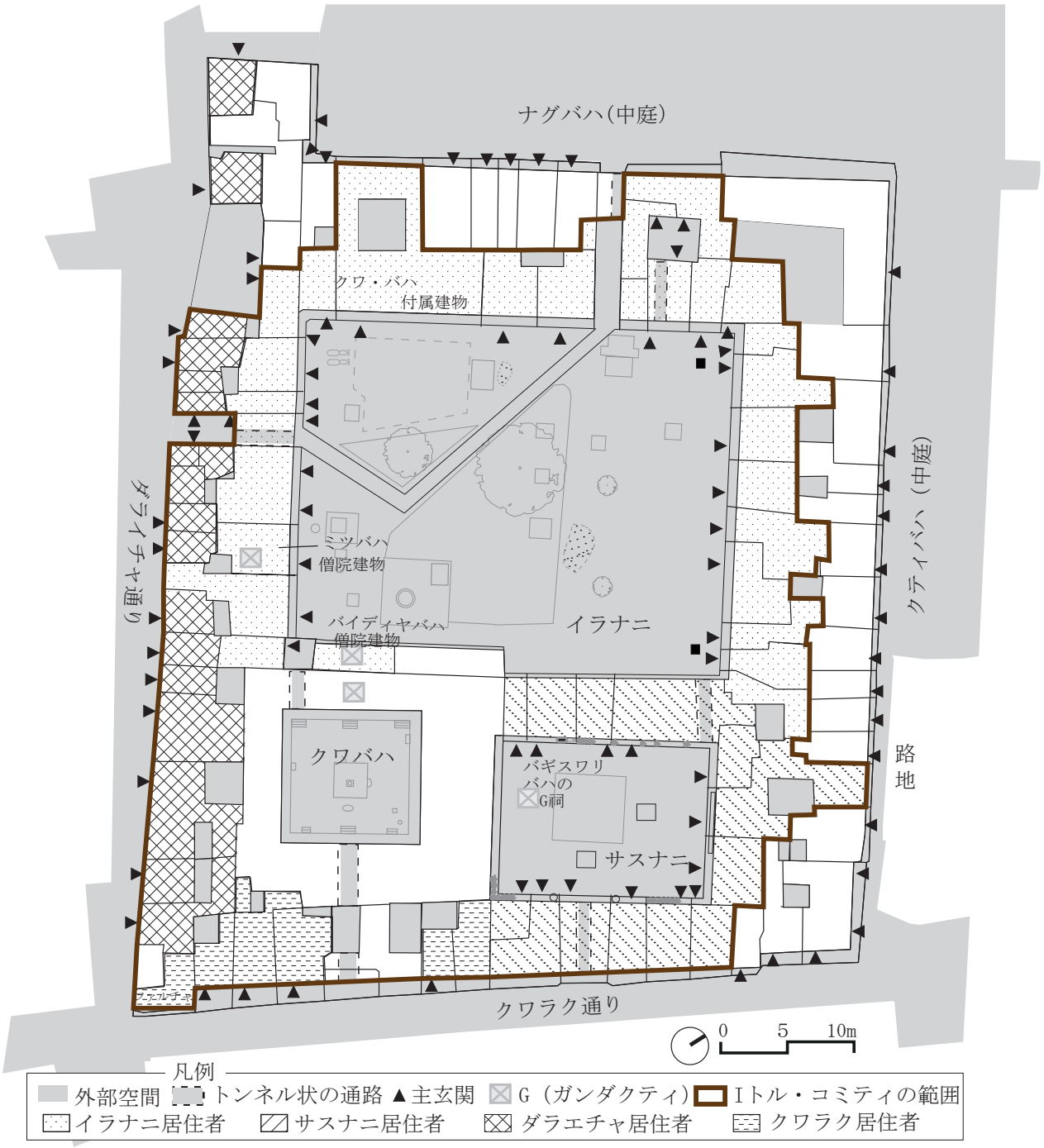

図 5-4　イラナニ・トル・コミティ構成員の範囲と居住者単位

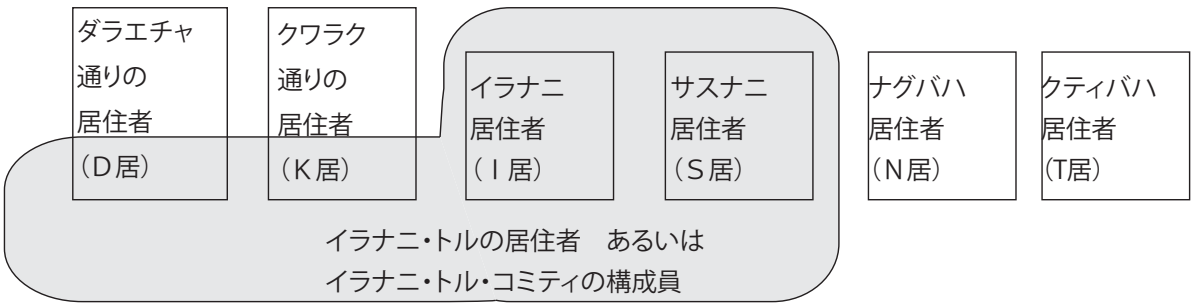

図 5-5　イラナニ・トル・コミティの範囲

第３節　中庭空間の管理内容とそれに関わる主体

第１項　仏教僧院関連の管理に関わる主体

街区に4件のバハがあることから、４つのサンガ組織が存在し、僧院に関連する行事などのときにはそれらが管理主体になる（図5-6)。クワバハは2000人以上のサンガ構成員がいる仏教僧院であり、残り3件ともクワバハの副僧院である。図5-7では街区内の居住者が属するサンガを示している。殆どがクワバハのサンガ構成員であり、7世帯がミツバハサンガに属している[注11)]が、バイディアバハの構成員は1世帯も街区に住んでいない。また、街区外のサンガに属する世帯が2世帯であり、別のカースト[注12)]の世帯は4世帯のみであり、概ね同じ階層の居住者になっている。

イラナニにはクワバハサンガが1968年に設立したヒラニャ図書館がある。これは僧院の付属施設として仏教について知識を深めるために設立されたものであるが、主に若者の活動場となり、次第に地域活動の拠点に変化し、Ｉトル・コミティの補完する役割を担ってきた。現在は青少年会としてＩトル・コミティと連携しながら地域内外のボランティア活動などの拠点となっている。

第２項　居住者関連の管理に関わる主体

居住者関連の管理に関わる主体にはＩトル・コミティと婦人会がある。Ｉトル・コミティにおいては安全部会と給水部会を設けている。安全部会はイラナニとサスナニの共用通路の夜間の管理行為「扉の開閉」と同時に「緊急時の対応」を行っている。前者には利用者であるイラナニとサスナニの居住者が関わり（図5-8)、後者はＩトル居住者が関わっている。Ｉトル・コミティの給水部会は共同の井戸から居住者に平等に水の供給ができるよう井戸の水を一回タンクに集め、毎日決まった時間に給水を行っている。給水はＩトル居住者に限定されず、希望する隣接の居住者にも行っていることから、非Ｉトル居住者にも行われている（図5-9)。

上記の他、イラナニに拠点をもつヒラニャ婦人会が存在する。これはパタン市のCommunity Development Section（CDS）による女性エンパワメントを目指した事業によって設立されている116件の婦人会の中の一つである。ヒラニャ婦人会の75人の会員のうち、26人がイラナニの居住者で、7人がサスナニ居住者、ダラエチャ通りの居住者は4人、クワラク通りの居住者は2人であり、36人は非Ｉトル居住者になっている（図5-6)。

注11)ミツバハやバイディアバハでは修行の行事を独自に行っているが、バギスワリバハでは、修行の儀式などは独立に行わず、クワバハ僧院で行っている。

注12)別のカーストとはネワール仏教の僧侶層であるサキャやバジュラチャルヤ以外のカーストを指す。

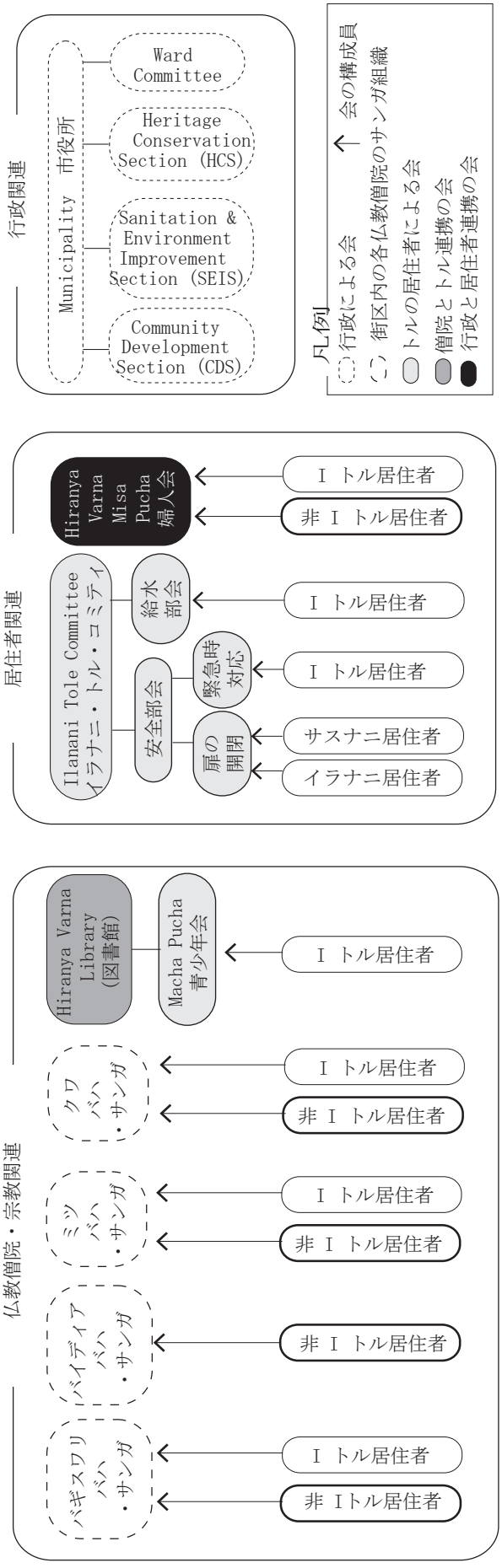

図 5-6　中庭空間の管理に関わる主体

図 5-7　街区内の各サンガの構成員

第 3 項　行政関連の管理に関わる主体

中庭空間の管理に関わる行政関連の主体とは市役所の Heritage Conservation Section（市・HCS），Sanitation & Enviornment Improvement Section（市・SEIS），Community Development Section（市・CDS），Ward Committee（区役所）である（図 5-6）。中庭空間におけるゴミの回収や掃除は SEIS が行っており、地域活動の事業は婦人会を通して CDS が行っている。また、対象地は Monument Zone に位置するため、改修や設備関連においては I トル・コミティの申請を通じて、HCS から補助金を受けることになっている。区役所は市民窓口となっている。

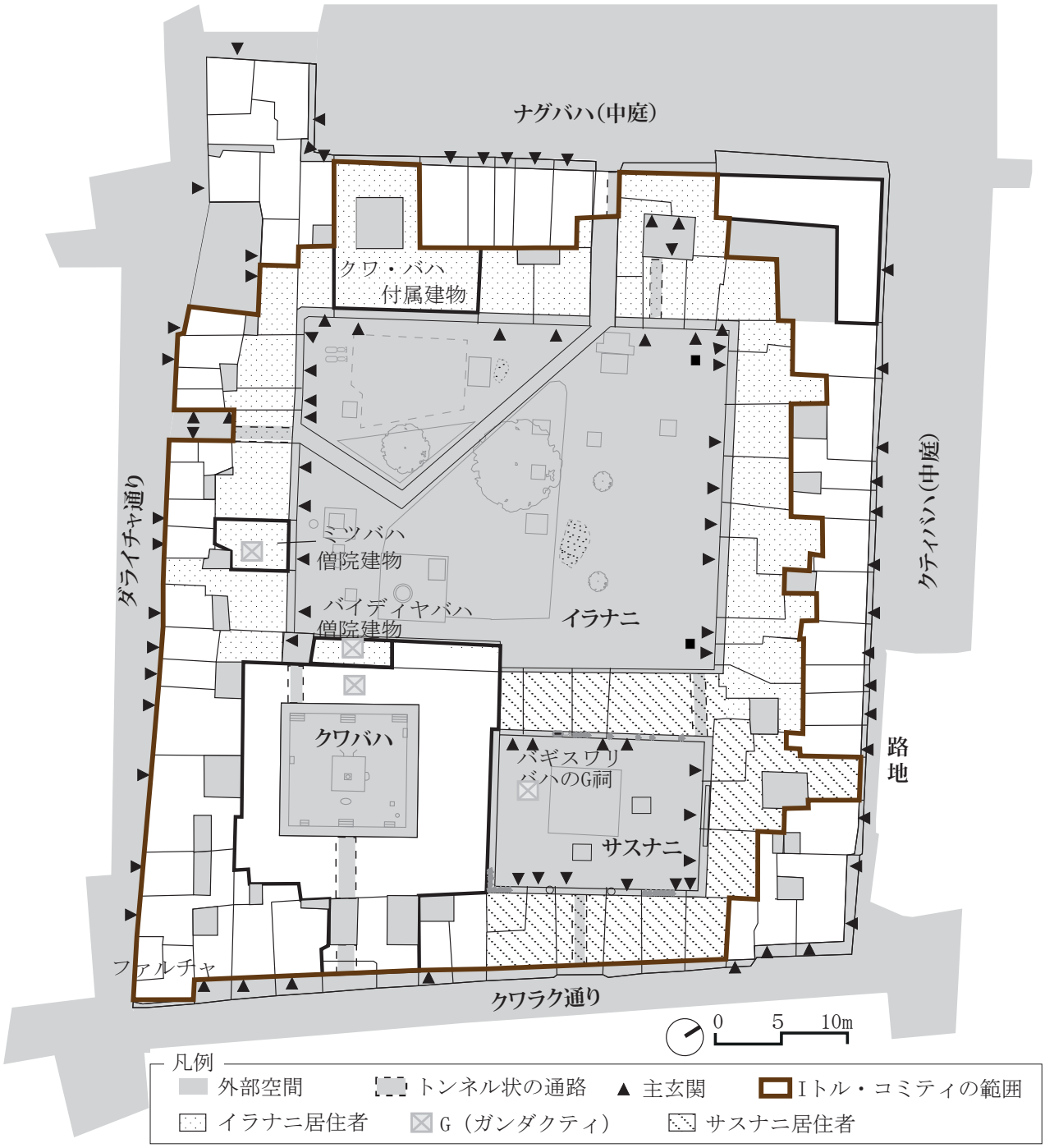

図 5-8　イラナニとサスナニをアクセスに利用する世帯

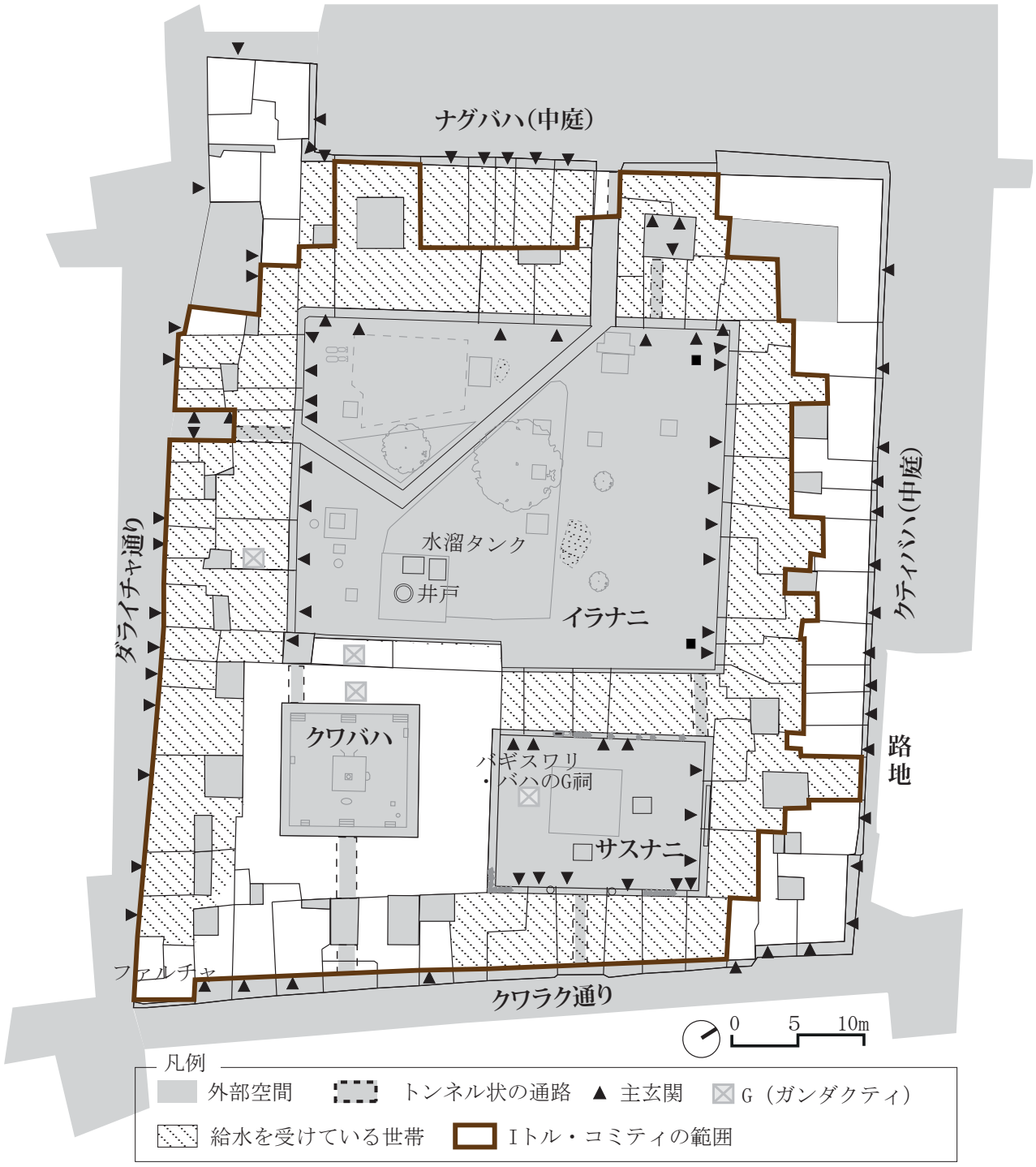

図 5-9　給水を受けている世帯

第４節　中庭空間の管理に関わる主体間関係

共同住宅の管理研究においては管理の概念を①維持管理②運営管理③生活管理の側面から論じた文献[注 13)]が多く、上記に加えて④経営管理も含めた４側面から論じた文献[注 14)]もある。一方で、高田は都市住宅の供給主体システムに関する研究において、管理を都市住宅の供給主体の機能の一つとして位置づけ、管理にかかわるシステムとして費用負担システム、意思決定システム、業務実施システムがかかわっているとしている[注 15)]。これを参考にし、関川はフランスの共同住宅における管理体制の分析において、管理行為を意思決定、業務実施、費用負担の三つの項目によって分類できるとし、このように分類することで、上記の 4 つの側面（①維持管理②運営管理③生活管理 ④経営管理）の場合のように管理行為が重複することがなく、再現性があるとしている[注 16)]。上記の4側面からみた管理は管理内容の特性に着目したものであり、後者は管理の主体に着目したものである。本研究においては、管理主体に着目しており、中庭空間の管理に関わる主体の行為を三つの項目 1）意思決定 2）業務実施 3）費用負担　に分けて分析する

まず、管理行為の①扉の開閉②給水③日常の清掃は日常の維持管理とし、その他は非日常の維持管理に分類することができる。非日常の維持管理の中でも、行事・祭事時とそれ以外に分けることができる（図 5-10）。

（１）日常の維持管理

「扉の開閉」は意思決定にのみＩトル・コミティの安全部会が関わっており、業務実施や費用負担はイラナニ居住者とサスナニ居住者が行っている。「給水」にはＩトル・コミティの給水部会が意思決定を行い、業務実施や費用負担は利用者世帯も共同で行っている。利用者世帯はＩトル居住者に限らず、近隣住民も含まれる一方で、Ｉトル居住者であっても利用していない世帯も存在する。対象の街区が Monument Zone であることから「日常清掃」は市の SEIS が清掃やゴミ集めを行っている。しかし、その清掃は不十分であることから居住者が各自清掃を行っており、Ｉトル・コミティは関わっていない。また、婦人会の構成員がボランティアで行うこともある。

注13) 西村一朗(1982)：都市集合住宅共用空間の共同管理に関する研究、京都大学、工学博士学位論文；日本建築学会近畿支部住宅部会(1980)：民間マンションの管理に関する研究；　平田陽子(1992)：分譲共同住宅の管理システムに関する研究；　齊藤広子(1992)：共同住宅管理への居住者参加に関する研究;藤本佳子(1991)：中高層分譲共同住宅における維持管理システムの整備に関する研究

注14)扇田信ほか(1980)：居住環境の経営・管理システムに関する研究、昭和54年度科学研究費補助金・総合研究(A)　研究成果報告書；山崎古都子(1985)：民間分譲共同住宅の運営管理に関する研究、奈良女子大学、学術博士論文

注15) 高田光雄(1991)：都市住宅供給システムの再編に関する計画論的研究、京都大学、工学博士学位論文

注16) 具体的には、「住棟の外壁塗装の修繕」という管理行為の場合、「維持管理」に当てはまるとはいえるが、これにかかわる意思決定は運営管理の一部にもなり、重複部分があるため、分類方法に再現性を持たせることができないとしている。関川華(2011)：フランス首都圏の共同住宅管理におけるガルディアンの役割に関する研究、京都大学、工学博士学位論文

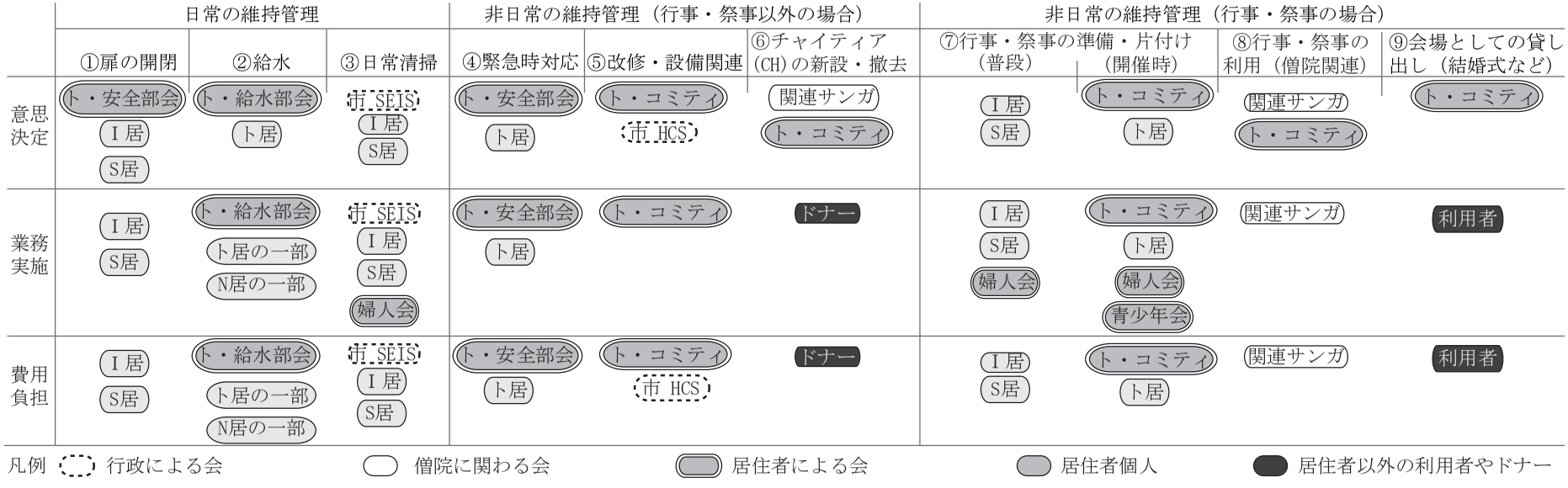

図 5-10　中庭空間の管理行為とその主体間関係

（２）非日常の維持管理

行事・祭事の場合

毎年行わる行事・祭事のときは、居住者が住宅前の空間を私的に利用することが多い。そのような行事・祭事の準備や片付けなどにはＩトル・コミティと関係なく、各居住者が管理行為を行っている。

数年に一回、イラナニ・トルと近隣のトルが共同で祭りを開催している。そのときの管理行為はＩトル・コミティが中心となってＩトル居住者が共同で参加する。また、業務実施においては婦人会・青少年会がボランティアをしている。

一方、関連サンガの特定の行事を中庭で行うことも多い。その場合は意思決定にのみＩトル・コミティがかかわり、業務実施や費用負担は関連のサンガが行っている。

また、中庭空間を私的な行事（結婚式など）のために貸し出しすることも多い。貸し出しについての意思決定はＩトル・コミティが行っており、利用者が準備・片付けの業務実施を行い、利用料金をＩトル・コミティに支払っている。

行事・祭事以外の場合

災害、盗難や居住者間の喧嘩などといった「緊急時の対応」にはＩトル・コミティの安全部会とＩトル居住者が共同で意思決定、業務実施、費用負担を行っている。

中庭の「改修・設備関連」についてはＩトル・コミティが管理行為を行っている。HCS に申請することで補助金が受けられるようなっていることから意思決定や費用負担には行政も関わることになる。

サンガやサンガ構成員によって中庭に設置されたチャイティア、ダルマダテゥの修理・撤去また新設はＩトル・コミティと関連サンガが行っている。また、業務実施や費用負担はサンガ構成員であるドナーが負担するようになっている。

第５節　小結

本章では、パタン旧市街地の中庭型集住体における共用の中庭空間の管理実態について明らかにした。

まず、対象地に存在するコミュニティ単位について明らかにした。行政単位は区であり、それより小さいコミュニティ単位は旧行政単位のトルと主玄関の位置からなる居住者単位が存在する。また、地域活動のために設立したトル・コミティがあるが、その範囲は旧行政単位のトル範囲とは限らない。対象地においてはトル・コミティの範囲を把握でき、その範囲をトル居住者とした。

次に中庭の管理に関わる主体とトル居住者の関係を明らかにした。管理主体には僧院関連のサンガ組織や青少年会、居住者関連のトル・コミティの部会や婦人会、行政が存在している。いずれの組織もトル居住者に限定していない組織であることが把握できた。

中庭で行われている管理行為については、意思決定と業務実施、費用負担という三つの行為を行う主体を明らかにした。清掃以外の扉の開閉や給水といった日常の維持管理は、トル・コミティの部会と利用する居住者によって実施している。清掃は行政と居住者各自で行っている。非日常の維持管理については、行事・祭事の開催時はトル・コミティとトル居住者、婦人会などが共同で行っているが、私的な利用の場合は意思決定にのみトル・コミティが関与している。また、行事以外の非日常の維持管理として緊急時の対応や改修・設備関連はトル・コミティが中心に行っている。

以上から、居住者が行政や僧院組織と連携しながら、トル・コミティとしてあるいは居住者個人として様々な管理行為を行っている実態が明らかになった。また、トル・コミティは、各事業の意思決定やサンガおよび外部の利用者との関わりにはまとめ役としての役割を果たす一方で、トル内においては、中庭利用希望者等、一部の居住者を対象とした受益者負担による事業を行うなど、場合によっては近隣の居住者も含めた柔軟な体制で運営されていることが明らかとなった。

第 5 章の参考文献

・Lalitpur Sub-Metropolitan City(2005)：City Profile, Lalitpur Sub-Metropolitan City, City Profile and Periodic Planning Preparation Committee, Lalitpur

・Gellner, David (1993) Monk, Householder, and Tantric Priest: Newar Buddhism and Its Hierarchy of Ritual, Cambridge University Press

・Hosken, Fran P. (1974) The Kathmandu Valley Towns: A Record of Life and Change in Nepal, New York-WEATHERHILL-Tokyo

・石井博 ,K.L. マハラジャン、山本真弓、佐藤ゆき、橘健一（2005）流動するネパール－地域社会の変容、東京大学出版会

・Korn, Wolfgang (1986) Traditional Architecture of the Kathmandu Valley, Ratna Pustak Bhandar, Kathmandu

・Locke, John K. (1985) Buddhist Monasteries of Nepal: A Survey of the Bāhās and Bahis of the Kathmandu Valley, Sahayogi Press Pvt. Ltd., Kathmandu

・Pant, Mohan and Funo, Shuji (2007) Stup and Swastik, Historical Urban Planning Principles in Nepal’s Kathmandu Valley, Kyoto University Press

・Pruscha, Carl (1975) Kathmandu Valley, Preservation of Physical Environment and Cultural Heritage: A Protective Inventory Vol. 1 and 2, Anton Schroll and Co., Vienna

・Sekler, E.F. (1979) “Use of Collective Space in Patan and Other Historic Towns of the Kathmandu Valley”, Nepal, Monvmentvm, Vol. (XVIII-XIX), pp. 97-107

・Shokoohy, Mehrdad and Shokoohy, Natalie H. (1994) Kirtipur: Urban Community in Nepal - Its People, Town Planning, Architecture and Arts, ARAXUS, South Asian Series, London

・Shrestha, Gyaindra B. (2011) Muluki Ain: Ek Tippani, Pairavi Prakashan, Kathmandu

・Singh, Guru B., Thapa, Bina, Raut, Rosha, Shrestha, Sameena and Tuladhar, Nhasala (1996) Community Participation in Solid Waste Management in Patan, Integrated Pilot Project of Patan Conservation and Development Program, Prepared for Urban Waste Expertise Programme Waste, Kathmandu

・UDLE (1992) Patan Conservation and Development Programme, Pilot Projects/ Emergency Repairs, Progress Reports, Lalitpur

・UNESCO Kathmandu (2004) Kathmandu Valley World Heritage Sites Potential Areas for Cooperation, Lalitpur

・ラリトプル市内部資料（1940）:「ビクラム・サンバタ 1996 サルコ・ガル・サンキャコ・ラガターラリトプル（1940 年の家屋・世帯調査ーラリトプル）（ネパール語）

・扇田信ほか(1980)：居住環境の経営・管理システムに関する研究、昭和54年度科学研究費補助金・総合研究(A) 研究成果報告書

・山崎古都子（1985)：民間分譲共同住宅の運営管理に関する研究、奈良女子大学、学術博士論文

・西村一朗(1982)：都市集合住宅共用空間の共同管理に関する研究、京都大学、工学博士学位論文；

・日本建築学会近畿支部住宅部会(1980)：民間マンションの管理に関する研究；

・平田陽子（1992)：分譲共同住宅の管理システムに関する研究；

・齊藤広子(1992)：共同住宅管理への居住者参加に関する研究；

・藤本佳子(1991)：中高層分譲共同住宅における維持管理システムの整備に関する研究

第6章

中庭型集住体の共用空間「裏中庭」の所有、利用と管理

第 1 節　はじめに

1　本章の目的

本章では、第 4 章と第 5 章の対象街区と同街区を対象とし、住宅・建物のアクセスに利用しない「裏中庭」の所有と利用状況について明らかにした上で、第 4 章と第 5 章で対象とした表中庭の空間利用と比較し、裏中庭の共用空間としての特徴を明らかにする。

2　裏中庭に関する既往の研究

旧市街地における中庭空間の所有に関する文献はない。また、法的な資料では中庭空間は「ツカ（chuka；ネワール語）あるいはチョク（Choka ネパール語）」と呼ばれるが、表中庭と裏中庭に分けての概念はまだない。旧市街地の共用空間についての既往の文献は殆ど表中庭を対象としたものであり、裏中庭を取り上げたものはみられない。住宅の周辺の土地を、生ゴミ捨て場「サーガー」として利用する場合や家庭菜園「ケバ」として利用する場合があり、それらについて紹介された文献[注1)]はみられる[注2)]。また、ネワールの集落では中庭を生ゴミ捨て場として利用されることに触れた文献[注3)]もある。しかし、これらは共同利用に着目したものではなく、所有形態や詳細な利用状況にまで踏み込んでいない。一方、サーガーとしての中庭の存在とその定期的掃除について記載された文献は見られる[注4)]。これは旧市街地に見られるネワールの祭事が都市の持続的な住環境管理のための役割を果たしてきたことを指摘したものであるが、実態調査に基づいたものではなく、中庭の現状についても触れていない。主に個人の住宅からしか出入りできない極めてプライバシーの高い空間であることからも研究対象となりにくい状態であると考えられる。

3　調査対象と研究の方法

調査対象は図 6-1 に示す。街区には第 4 と 5 章で対象とした住宅・建物へのアクセスに利用する表中庭以外に 28 件の小規模の「裏中庭」が存在する。これらのうち、no. 1 は例外として住宅へのアクセスに利

注 1) Shokoohy, Mehrdad and Shokoohy, Natalie H. (1994): Kirtipur, Urban Community in Nepal-Its People, Town Planning, Architecture and Arts, ARAXUS,South Asian Series, London

注 2) かつては生ゴミや生活排水は住宅周辺の空地に一旦集めて、それらを定期的に収集し、肥料に利用していた。このように生ゴミや生活排水を集める場所のことをサーガー（s ā g ā）と呼ぶ。住宅周りの空地で野菜栽培している土地のことをケバ（keba）と呼ぶ（Gutschow, Neils, Kolver, Bernhard and Shresthacarya, Ishwaranand (1987): Newar Towns and Buildings, An Illustrated Dictionary, Newari-English, VGH Wissenschaftsverlag, Sankt Augustin の p.87 と Shokoohy, Mehrdad and Shokoohy, Natalie H. (1994): Kirtipur, Urban Community in Nepal-Its People, Town Planning, Architecture and Arts, ARAXUS, South Asian Series, London の pp.63-74 を参照）。

注 3) Scheibler, Giovanni (1982): Building Today in a Historical Context, Bhaktapur Nepal, Ratna Pustak Bhandar

注 4) Tiwari, Sudarshan Raj (2007): Urban Crisis, Culture and the Sustainability of Cities, Chapter 5 Transforming Cultural Heritage Into Sustainable Future, A Case Study of Patan, Nepal, United Nations University Press, Tokyo

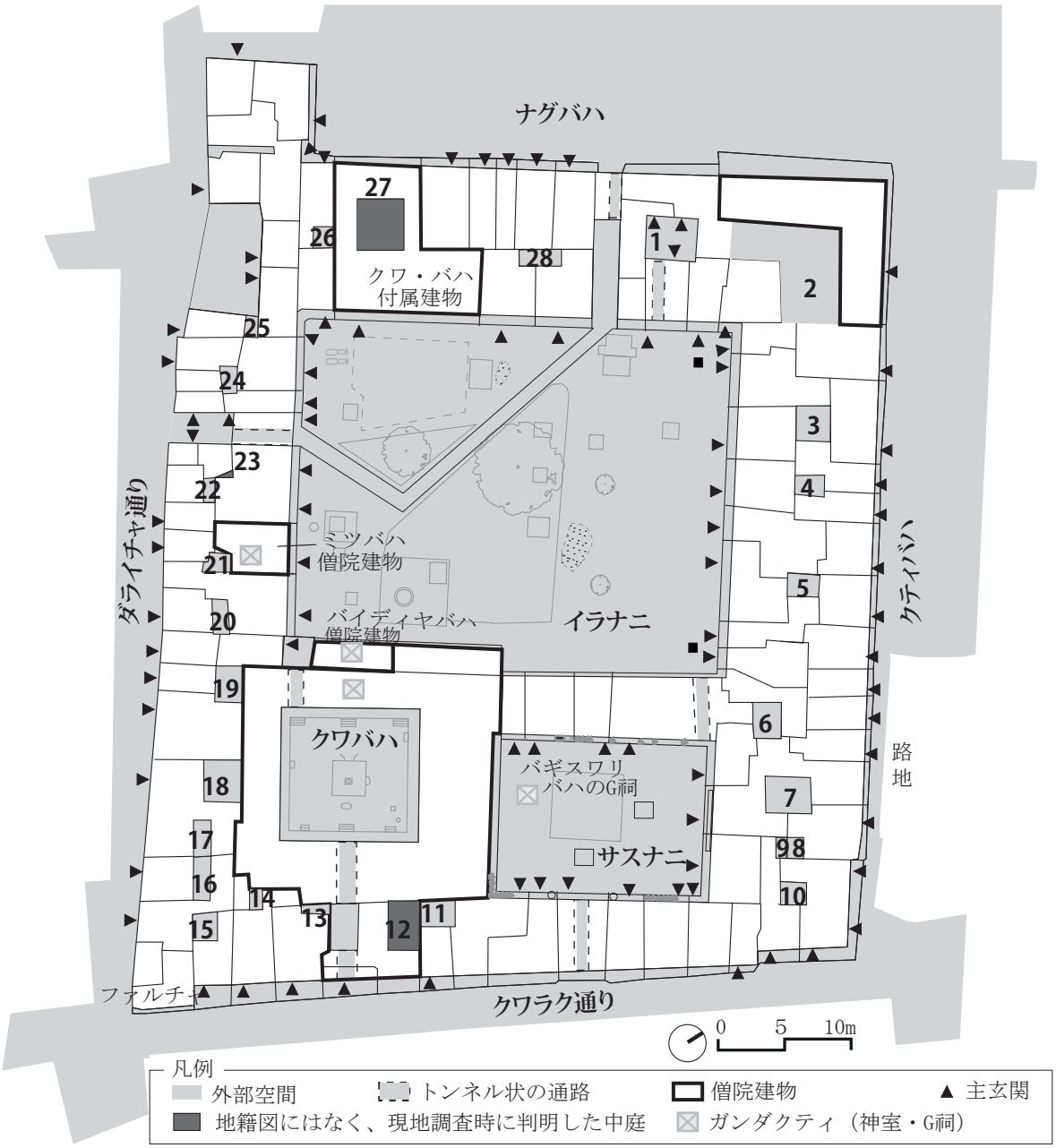

図 6-1　調査対象の裏中庭

用されているが、他と裏中庭と同様に、規模が小さく、表中庭を囲む一連の建物の中に存在しているため、ここでは、裏中庭として扱っている。

研究の方法としてまず、地籍図やフィールド・ブック、モタといった土地登記関連資料に基づいて裏中庭の存在・状況を把握した。次に、現地調査においてすべての裏中庭の外観調査（写真撮影や間取り図の記録）、居住者に対するヒアリングを行い、所有関係および利用状況を把握した。極めてプライベートな裏中庭の調査に入る前には対象地のトル・コミティ[注5)]のリーダーと打ち合わせを行い、研究について理解を得た。また、各裏中庭の外観調査はリーダーが立ち会い、居住者から信頼を得ることができ、悉皆調査が

注 5) トル・コミティ（Tole Committee）とは町内会と同様なものであり、これによりトル（町）内の空間利用についてのルールが決められる。

実現できた。さらに、法的な内容の確認のために Survey Department の職員へのヒアリングおよび弁護士 P 氏にインタビュー調査を行った。調査の時期は 2011 年 9 月～ 10 月である。

本研究は 5 節で構成される。第 2 節では法的資料およびインタビューに基づいて裏中庭の所有形態を明らかにする。第 3 節では裏中庭の所有権者の基本属性を把握した上で、裏中庭の建築的特徴および中庭に置かれているものの種類から裏中庭の機能を把握し、その管理状況も明らかにする。第 4 節では表中庭と裏中庭の利用状況について比較し考察する。第 6 節では結論として 2、３、４節で得られた知見を基に中庭型集住体の裏中庭の共用空間としての特徴を示す。

第２節　裏中庭空間の所有形態

第１項　裏中庭の所有主体と登記の現状

ネパールの土地所有はライカル・ジャッガ、サルカリ・サルワジャニック・ジャッガ、グティ・ジャッガの3タイプがある[注6)]。地籍図とフィールド･ブックは1960年代に作成された土地登記の基本の資料であり、これらの情報に基づいて、私有地のライガル・ジャッガの場合「モタ（Motha)」と呼ばれる登記簿に記録され、国有地サルカリ・サルワジャニック・ジャッガの場合は「サルカリ・サルワジャニック・ジャッガ・コ･ラガト」に登記される。グティ･ジャッガは グティと呼ばれる伝統的な組織が所有し、政府機関によって管理されるものは非課税のラズ・グティとして登記され、個人が管理するものはニジ・グティと呼ばれ、上記のライカルとして登記される。法的資料から得られた情報は表 6-1 にまとめている[注7)]。図 6-1 は地籍図に裏中庭の番号と裏中庭の所有権者の建物を示している。また、現地調査の際、地籍図で示されていない 3 件の裏中庭（no. 12, 23, 27）が確認できたため、それらも含めて 28 件の裏中庭について分析を行う。

裏中庭の所有主体は①クワバハのサンガ組織[注8)]（ク・サンガ)、②ミツバハのサンガ組織（ミ・サンガ）

注 6) ①ライカル・ジャッガ Raikar Jaggā（Private Land）: 個人が所有権をもち、課税の対象となる土地がライカル・ジャッガである。日本の私有地に当たるものであり、団体所有や共同所有（Joint Ownership)もこれに含まれる。②サルカリ・ジャッガ Sarkarī Jaggā（Government Land）とサルワジャニク・ジャッガ Sārwajanika Jaggā（Public Land): 所有権と利用権の両方を政府が保持する土地がサルカリ･ジャッガであり、所有権のみ政府が保持し、利用権は国民にある土地は、サルワジャニク･ジャッガである。両者とも非課税の土地である。後者の場合、管理は自治体の市役所が行うとしながら、日常の維持管理は周辺居住者が行うことを奨励するとされている。③グティ・ジャッガ Guthī Jaggā（Trust Land): グティとは寺院・共同水汲み場など地域の居住者の共用物の維持管理やそこで行われる宗教的儀式を、持続的に実行するために設立される伝統的な運営組織のことである(詳細は Gellner, David (1993): Monk, Householder, and Tantric Priest, Newar Buddhism and its Hierarchy of Ritual, Cambridge Universigy Press の pp.231-250 を参照)。グティの運営費用を賄うために運営組織が保有する土地をグティ・ジャッガといい、基本的に課税はされない。ただし、グティには政府の機関が管理する場合と個人が管理する場合があり、後者はニジ・グティと呼ばれ、①のライカルと同様の扱いになる (Acharya, Babu Ram (2008): Land Tenure and Land Registration in Nepal, Integrating Generations, FIG Working Week 2008, Sweden および第 4 章を参照)。

注 7) データ収集のために利用した土地登記簿関連資料とは以下の土地登記プロセスの中の地籍図、フィールド・ブック、モタ、サルカリ・サルワジャニック・ジャッガ・コ・ラガトである(第 4 章を参照)。

注 8) サンガ (Sangha) とは修行を受けた出家僧侶からなる仏教僧院の運営組織である。現在出家僧侶は存在しないが、修行

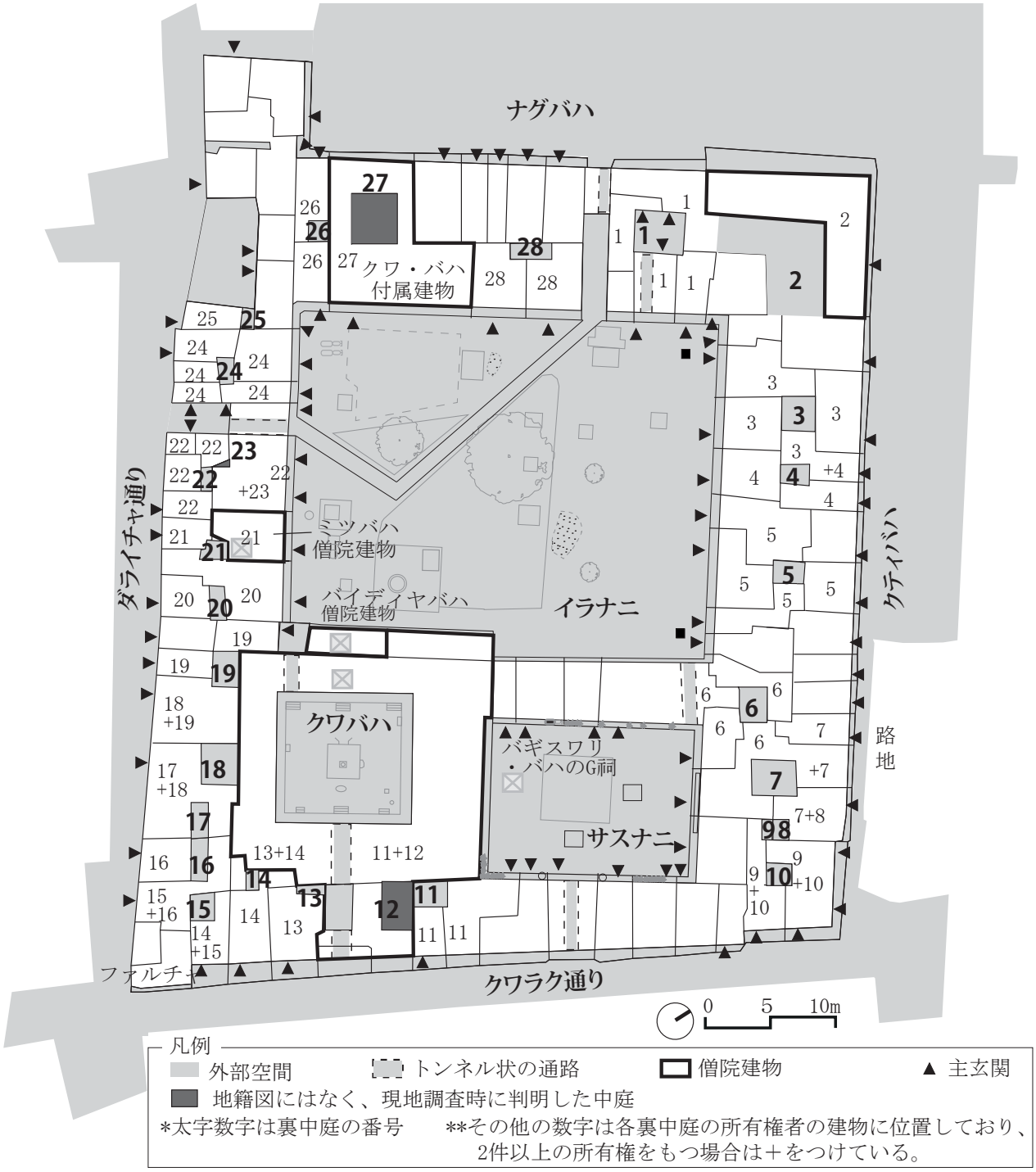

図 6-2　裏中庭とその所有者の建物を示す図

表 6-1　裏中庭の所有形態

中庭	土地番号	フィールドブックに記載された所有主体 () は人数	モタ (Motha) の記載の有無	サルカリ・サルワジャニク・ジャッガ・コ・ラガト *3	所有形態	共同所有者の血縁関係有無
1	571	個人 (4)	×	×	慣習法による利用権	○
2	566	ク・サンガ	○＊	×	ライカル	
3	560	個人 (4)	×	×	慣習法による利用権	
4	556	個人 (3)	×	×	慣習法による利用権	
5	551	個人 (4)	×	×	慣習法による利用権	○
6	517	個人 (4)	×	×	慣習法による利用権	○
7	520	個人 (3)	×	×	慣習法による利用権	○
8	521	個人	○＊	×	ライカル	
9	522	個人 (2)	×	×	慣習法による利用権	◎
10	524	個人 (2)	×	×	慣習法による利用権	◎
11	637	ク・サンガ＋個人 (2)	×	×	慣習法による利用権	○
※ 12	636	サンガ	○＊	×	ライカル	
13	640	ク・サンガ＋グティ	×	×	慣習法による利用権	
14	643	ク・サンガ＋個人 (2)	×	×	慣習法による利用権	○
15	647	個人 (2)	×	×	慣習法による利用権	
16	645	個人 (2)	×	×	慣習法による利用権	
17	644	個人	○＊	×	ライカル	
18	634	個人 (2)	×	×	慣習法による利用権	◎
19	632	個人 (3)	×	×	慣習法による利用権	
20	629	個人 (2)	×	×	慣習法による利用権	◎
21	626	ミ・サンガ＋個人 (1)	×	×	慣習法による利用権	
22	623	個人 (5)	×	×	慣習法による利用権	
※ 23	618	個人	○＊	×	ライカル	
24	599	個人 (6)	×	×	慣習法による利用権	
25	596	個人	○	×	ライカル	
26	588	個人 (2)	×	×	慣習法による利用権	○
※ 27	585	サンガ	○＊	×	ライカル	
28	579	個人 (2)	×	×	慣習法による利用権	◎

□ 共同所有　■ 単独所有

1）※地籍図には示されていないが、現地調査で確認できたため、追加した中庭　2）○＊：モタになっている中庭はすべて住宅とセットで土地番号が書かれている。3）◎所有者が兄弟同士の場合　○所有者のうち 2 世帯以上が兄弟同士である場合

と③グティ組織[注9)]、④個人、の 4 タイプあり、それらが単独で所有する場合と共同で所有する場合がある。7 件の裏中庭は単独所有であり、そのなかでも 3 件（no. 2, 12, 27）はサンガ組織だけの単独所有、4 件（no. 8, 17, 23, 25）は個人の単独所有である。残りの 22 件はすべて共同所有であるが、4 件（no. 11, 13, 14, 21）はサンガ組織あるいはグティ組織と個人の共同所有で、18 件は個人同士の共同所有である。

単独所有の裏中庭の場合は地籍図では建物と同じ土地番号になっており、フィールド・ブックでは「土地の説明」欄に中庭の存在について記入されている。また、単独所有の裏中庭はライカル・ジャッガとしてモタにも建物と統合して登記されている。しかし、共同所有の裏中庭はモタでは登記されておらず、公有地としてサルカリ・サルワジャニク・ジャッガ・ラガトにも登記されていない。Survey Department の役員や弁護士にヒアリングをしたところ、「中庭の保全を目指して、共同所有の裏中庭の登記は行わず、所有権者にラルプルザ（土地所有証明書）も渡さないよう法的に決められている」ことを確認した。また、共同所有の裏中庭は売買ができないため、フィールド・ブックが作成された当時の所有権者の居住する建物が売られた場合、裏中庭の利用権も新居住者に自動的に付属する形になることが分かった。しかし、上記のような裏中庭の所有形態について明文化された法令はなく、「慣習法による利用権」と位置づけることができる。

第 2 項　裏中庭とその所有権をもつ建物の関係

図 6-1 にはフィールド・ブックに記載されている各裏中庭の所有権者の建物を示した。殆どの場合、所有権者の建物は中庭を囲んで建っている。また、同じ建物が 2 件以上の裏中庭に面する場合、面するすべての裏中庭の所有権を所持するとは限らないことも把握できた。クワバハのサンガ組織は no. 11, 13, 14 の所有権者であるが、no. 18, 19 に面していても所有権者にはなっていない。

第 3 項　共同所有である裏中庭の所有権者の関係

フィールド・ブックに記載されている裏中庭の共同所有において、サンガ以外の個人同士の場合は多くが兄弟あるいは親戚になっている。no. 1, 5, 6, 7, 11, 14, 26 は親戚同士であり、no. 9, 10, 18, 20, 28 は兄弟である。ネワール族は遺産分割の場合、住宅を垂直に分割する習慣があり、兄弟の共同所有の裏中庭はその父の世代には単独所有になっていたことが考えられる。また、親戚同士の所有の場合も過去に中庭と住宅が一体になっていたと推測できる。

する慣習が残されており、サンガに入会することで僧院の共同管理だけではなく、社会儀式（ 結婚、葬儀など）の運営にも関与するようになっている（Gellner, David (1993): Monk, Householder, and Tantric Priest, Newar Buddhism and Its Hierarchy of Ritual, Cambridge University Press の pp.231-250 を参照 ）。

注 9) これは同家系で近隣に居住する 4 世帯からなるグティ組織である。このグティが中庭を囲む土地番号 641 の建物を所有している。グティ所有の場合は課税のかからないグティ・ジャッガとして登記されるが、これは個人が管理するニジ・グティであるため、私有地と同様ライカル・ジャッガとして登記される。

第 4 項　裏中庭の所有権者と利用ルール

裏中庭の利用ルールについて定められたものはない。中庭という言葉はないが、関連する規定がムルキ・エン（Muluki Ain）と呼ばれる民法に記載されている。住宅建設に関する 11 章の規定 3 には昔から共同に利用されてきた排水設備等（ダル･ニカス , dhala nikāsa）のある土地を、個人が占有することができない。」また、土地利用に関する 8 章規定 4 には「私有地の場合でも、昔から共同に利用されてきた排水設備等のある土地は個人が建物を建てたりすることができない」とある[注 10)]。裏中庭の利用規定も基本的に上記の規定に基づくものであることをインタビュー調査から把握した。

第 3 節　裏中庭の利用状況

第 1 項　裏中庭の所有権者の基本属性

図 6-2 には現地調査に基づく裏中庭を囲む建物の現状を示した。また、no. 25 の裏中庭は現地調査の際は確認できなかったため、以下の中庭の機能や管理状況の分析には含まない。表 6-2 には各裏中庭を所有権者の属性を示した。

裏中庭の所有権者の建物の用途には「専用住宅」「店舗付き住宅」「僧院建物」「住居併用僧院建物」「学校併用の僧院付属建物」「グティの建物」[注 11)] がある。対象の街区には専用住宅が多いが、南側のダラエチャ通りやクワラク通りのすべての建物は店舗付き住宅であるため no. 10 から no. 24 までの所有権者の建物には店舗付き住宅が多く含まれている。僧院建物（636, 627, 585, 566）やグティ建物（641）は基本的に居住者がいない建物であるが、627 では近年、サンガ構成員の 1 世帯が賃貸で 2 階より上階に住んでいる。また、566 はクワバハの付属建物であり、普段は学校として使われている。そのため、no. 2 と no. 21 の所有権者の建物の用途は他とは異なるものとなっている。また、居住形態においてもこの 2 軒のみ賃貸になっている。

空家になっている建物は 8 軒あり、7 件の裏中庭に含まれている。居住歴が 5 年以下の所有権者が 3 世帯で、4 件の裏中庭（no. 14, 15, 16, 21）に含まれている。10 年以下の所有権者が 1 世帯で、2 件の裏中庭（no. 7, 8）に含まれており、20 年以下の所有権者が含まれる裏中庭は no. 22 である。一方、代々からの所有権者は 32 世帯であり、11 件の裏中庭（no. 1, 2, 3, 4, 9, 10, 11, 17, 20, 26, 28）は代々の所有権者のみが含まれるもので

注 10) ムルキ･エン（Muluki Ain）は B.C.1910（西暦 1853 の 12 月）に初めて作成され、現在までに 12 回の改正を行っている。Shrestha, Gyaindra Bahadur (2011): Muluki Ain, Eka Tippani, Pairavi Prakashan は各規定について事例を用いて解説しており、本文の住宅建設に関する規定はマハル 11 ガル・バナウネコ（Mahal 11 Ghar banāuneko）、土地利用に関する規定はマハル 8 ジャッガ・アワドゥ・ガルネコ（Mahal 8 Jaggā āwāda garneko）の規定番号 4 を参考に書いている。

注 11) グティ建物とはグティによって所有される建物のことを指している。

表 6-2　所有権者の基本属性

中庭番号	所有権者の建物	利用形態	居住形態	居住歴	属するサンガ	家族構成	家族数	職業
1	570	専住	持	代々	クワ	3世代	8	自営業
	572	専住	持	代々	クワ	2世代	4	自営業
	573	専住	持	代々	クワ	2世代	4	会社員
	574	専住	持	代々	クワ	3世代	5	自営業
2	566	学＋ク僧	賃	—	—	—	—	—
3	559	専住	持	代々	クワ	3世代	5	自営業
	561	専住	持	代々	クワ	2世代	5	自営業
	562.2	専住	持	代々	クワ	兄弟	2	自営業
	557	専住	持	代々	クワ	2世代	4	会社員
4	557	専住	持	代々	クワ	2世代	4	会社員
	555	専住	持	代々	クワ	2世代	12	自営業
	558	専住	持	代々	クワ	3世代	9	自営業
5	549+552	専住	持	代々	クワ	2世代	4	自営業
	550	専住	持	代々	クワ	3世代	7	自営業
	554	専住	持	代々	クワ	2世代	3	自営業
6	518	専住	持	空家	—	—	—	—
	519	専住	持	代々	クワ	3世代	10	自営業
	544	専住	持	代々	クワ	2世代	4	自営業
	541	専住	持	代々	クワ	2世代	7	自営業
7	519	専住	持	代々	クワ	3世代	10	自営業
	521	専住	持	10年以下	他サ	3世代	6	会社員
8	521	専住	持	10年以下	別カ	3世代	6	会社員
9	525	店+住	持	代々	クワ	単独	1	無職
	523.1	専住	持	代々	クワ	夫婦	2	会社員
10	525	店+住	持	代々	クワ	単独	1	無職
	523.1	専住	持	代々	クワ	夫婦	2	会社員
	523.2	専住	持	代々	クワ	3世代	9	自営業
11	638+533.2	店+住	持	代々	クワ	3世代	6	自営業
	636	ク僧	持	—	—	—	—	—
12	636	ク僧	持	—	—	—	—	—
13	636	ク僧	持	—	—	—	—	—
	641	グ建	持	—	—	—	—	—
14	648	店+住	持	5年以下	クワ	3世代	10	自営業
	642	店+住	持	代々	クワ	2世代	4	自営業・会社
	636	ク僧	持	—	—	—	—	—
15	648	店+住	持	5年以下	クワ	3世代	10	自営業
	649.2	店+住	持	5年以下	ミツ	2世代	4	自営業
	649.1	店+住	持	空家*	クワ	—	—	—
16	649.1	店+住	持	空家*	クワ	—	—	—
	646.1	店+住	持	空家	クワ	—	—	—
	646.2	店+住	持	空家	他サ	—	—	—
17	644	店+住	持	代々	クワ	3世代	9	自営業・会社
18	633	店+住	持	空家*	クワ	—	—	—
	644	店+住	持	代々	クワ	3世代	9	自営業・会社
19	633	店+住	持	空家*	クワ	—	—	—
	677	店+住	持	代々	クワ	3世代	5	自営業
	675	専住	持	代々	クワ	2世代	5	自営業
20	630	店+住	持	代々	ミツ	3世代	6	自営業
	628	店+住	持	代々	ミツ	3世代	8	自営業
21	625	店+住	持	空家*	クワ	—	—	—
	627	住＋ミ僧	賃	5年以下	ミツ	2世代	3	自営業
22	618.1	専住	持	代々	ミツ	3世代	6	自営業
	624	店+住	持	20年以下	ミツ	2世代	4	自営業
	621+622+623	店+住	持	空家	クワ	—	—	自営業
23	618.1	専住	持	代々	ミツ	3世代	6	自営業
24	598	店+住	持	代々	クワ	3世代	8	自営業
	600+601	店+住	持	空家	—	—	—	—
	602+603	店+住	持	代々	クワ	2世代	4	自営業
	604	専住	持	代々	他サ	3世代	9	自営業
26	587	専住	持	代々	ミツ	3世代	8	自営業
	589	専住	持	代々	ミツ	3世代	6	自営業
27	585	ク僧	持	—	—	—	—	—
28	581	専住	持	代々	クワ	4世代	8	自営業

1）建築形態　専用住宅：専住、店舗付き住宅：店+住、僧院建物：ク僧（クワバハ僧院）とミ僧（ミツバハ僧院）、グティ共有建物：グ建、住居併用僧院建物：住＋僧、学校併用の僧院付属建物：学＋僧　2）居住形態　持家：持、賃貸：賃　3）居住歴　空家：現在居住者いない、空家*：1階の店舗のみ運営　4）属しているサンガ　クワバハ：クワ、ミツバハ：ミツ、他サ：街区以外のサンガに属する、別カ：僧侶層（サキャ・バジュラチャルヤ）以外のカースト　5）自営業とは伝統的鋳造仏像作り、金・銀の工芸の家業の場合あるいはそれらの販売の場合
※土地番号＋土地番号：地籍図やフィールドブックとは異なって、現地調査の時に統合している建物　※※土地番号.1：地籍図やフィールドブックとは異なって、現地調査の時に分割している建物

図 6-3　裏中庭とそれを囲む建物の現状

ある。no. 2, no. 12, no. 13, no. 27 はサンガやグティが所有権者であるため、居住者がおらず、no. 16 は建替えによって居住者のいない状態である。

所有権者の殆どがクワバハのサンガあるいはミツバハのサンガに属しており、それ以外のサンガに属している所有権者は no. 7，no. 16，no. 24 の所有権者であり、僧侶層[注 12)] でない所有権者は no. 8 の者のみであ

注 12）僧侶層とは仏教系の僧侶層に該当するカーストを指し、仏教僧院のサンガに属し、名字がサキャあるいはバジュラチャルヤの世帯を指す。サキャあるいはバジュラチャルヤはかつて修行をすることによって得られる僧侶のポストを示すものであったが、14 世紀のカースト制度の改革と共に僧侶という職をもつカーストに取り入れられたものである（ 第 3 章を参照）。

る。所有権者が移住しても、サンガには属しているものが多く、建物の売買や賃貸の場合も同カースト内での売買が多いといえる。所有権者の家族構成は単独世帯や夫婦世帯が 1 件ずつであり、殆どが 3 世代と 2 世代になっている。職業では自営業が殆どである。会社員は 6 世帯のみであり、9 件の裏中庭の所有権者に含まれている。

第 2 項　裏中庭の過去の使われ方

裏中庭の過去の使い方に着目すると 27 件の裏中庭のうち、23 件は「サーガー」として使われていた（表 6-3)。サーガーとして使われてなかった裏中庭の 1 件 (no. 1) は各住宅へのアクセスのために使われ、残りの 3 件はすべて僧院に関わる行事などに利用されてきた。

第 3 項　裏中庭の建築的特徴

裏中庭の建築的特徴としてはまず、増築が 5 件の裏中庭に見られた。no. 28 は 2 世帯の共同所有であったが、所有権者の間の合意によって分割し、1 世帯は住宅の一部として増築している。no. 21 の場合は 625 の居住者が私的利用のトイレを増築している。もう 1 人の所有主体がミツバハのサンガであり、長期の居住者が不在であったためと考えられる。しかし、今後撤去される予定になっている。no. 1, no. 19, no. 20 の場合は各居住者の私有地である軒下に増築をしており、共同所有者からは了解を得ている。

表 6-3 に示す裏中庭の面積は 1：500 の地籍図から計算した。平均面積は 20 ㎡で、もっとも広い裏中庭は 167 ㎡の no. 2 であり、最も狭いのは no. 23 の 1. 38 ㎡である。また、1 ～ 5 ㎡の裏中庭は 4 件、6 ～ 15 ㎡は 9 件、16 ～ 30 ㎡は 7 件、31 ～ 50 ㎡は 3 件、50 ㎡以上は 1 件であり、小規模であることが裏中庭の特徴といえる。

裏中庭に所有権がある建物には窓あるいはベランダがあり、それ以外の建物には窓をつけない（no. 26) あるいは格子窓を設け､開放はできないが､通風できるようにしている (no. 18, 19, 21)。これは慣習的なルールとして居住者に認識されており、ヒアリングでも確認された。すなわち、所有権を持たない住宅の裏中庭の利用は、環境調整目的に限って認められると言うことができる。例外として、所有権者でないにもかかわらず、出入り口や窓をつけたり中庭へ出入りできるようにしているのが 1 件（no. 2) みられた。

第 4 項　裏中庭に置かれている物の種類

中庭に置かれている物は①配管系、②収納系、③生活系、④宗教系に分けられる。

（1）配管系

サーガーとして機能していた裏中庭は、所有権者の建物の上階（台所・屋上等）からの生活排水が流され、床一面に生ゴミを集めておく場所であったが、現在は上階から排水管によって、地価に排水が流れるようになっており、その配管のためのスペースとなっている。また、床はレンガタイルで舗装されている。対象の 27 件の裏中庭のうち、上階からの配水管がないのは 2 件のみであった。no. 26 は市役所から提供されている生ゴミ処理箱（コンポスト・ボックス）を設置している。

表 6-3　裏中庭に置かれている物

中庭番号	土地番号	中庭の過去の使い方	建築的特徴				中庭に置かれている物の種類												中庭空間の機能					
			中庭の面積(㎡)	増築の有無	中庭を囲む建物の開口部		配管系		収納系						生活系			宗教系							
					窓の有無	ベランダの有無	上階からの配管	Compost Box(生ゴミ処理箱)	放置壷・イス	古い自転車	物の入った袋・缶	建材（レンガ・瓦・石）	木材・竹	トタン	ベンチ	水ためタンク・壷」	水道ポンプ	祠・ゴミの神	環境調整空間	配管空間	収納空間	生活空間	宗教空間	合計
7	520	サーガー	36.06	—	□	□	◇	—	—	—	—	○	—	—	—	◎	—	シバ神	■	◆	●	⊙	▲*	1
1	571	ツカ	48.36	階段	□	□	◇	—	○	—	—	○	—	—	—	◎	—	—	■	◆	●	⊙	—	
5	551	サーガー	16.75	—	□	—	◇	—	○	—	○	○	○	—	—	◎	—	—	■	◆	●	⊙	—	
10	524	サーガー	12.77	—	□	—	◇	—	—	—	—	○	—	—	—	◎	◎	—	■	◆	●	⊙	—	
11	637	サーガー	22.44	—	□	□	◇	—	○	—	—	—	—	—	—	◎	◎	—	■	◆	●	⊙	—	7
17	644	サーガー	6.31	—	□	—	◇	—	—	—	—	○	—	○	—	◎	◎	—	■	◆	●	⊙	—	
18	634	サーガー	34.86	—	□	—	◇	—	—	—	—	—	○	—	—	◎	—	—	■	◆	●	⊙	—	
19	632	サーガー	22	トイレ	□	—	◇	—	○	—	—	○	○	—	—	◎	—	—	■	◆	●	⊙	—	
6	517	サーガー	21.76	—	□	□	◇	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	シバ神	■	◆	●	—	▲*	1
3	560	サーガー	25.25	—	□	□	◇	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	■	◆	●	—	—	
9	522	サーガー	5.18	—	□	—	◇	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	■	◆	●	—	—	
14	643	サーガー	5.72	—	□	—	◇	—	—	○	—	—	○	○	—	—	—	—	■	◆	●	—	—	
15	647	サーガー	15.19	—	□	—	◇	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	■	◆	●	—	—	8
16	645	サーガー	16.37	—	□	□	◇	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	■	◆	●	—	—	
21	626	サーガー	10	トイレ	□	—	◇	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	■	◆	●	—	—	
26	588	サーガー	8.04	—	□	□	◇	◇	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	■	◆	●	—	—	
28	579	サーガー	14.97	住宅の一部	□	—	◇	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	■	◆	●	—	—	
4	556	サーガー	13.03	—	□	—	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	■	◆	—	—	—	
13	640	サーガー	5.52	—	□	—	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	■	◆	—	—	—	
23	618	サーガー	1.38	—	□	—	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	■	◆	—	—	—	5
22	623	サーガー	6.05	—	□	—	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	■	◆	—	—	—	
24	599	サーガー	9.36	—	□	—	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	■	◆	—	—	—	
27	585	ツカ	18.69	—	□	—	◇	—	○	—	—	—	○	—	—	◎	—	—	■	◆	●	⊙	—	1
2	566	ツカ	166.77	—	□	□	—	—	○	—	—	○	—	○	◎	◎	—	ガネ祠	■	—	●	⊙	▲	1
12	636	ツカ	20.7	—	□	—	—	—	—	—	—	—	○	—	◎	◎	—	—	■	—	●	⊙	—	1
8	529	サーガー	10.2	—	□	□	◇	—	不明										■	◆	不明			2
20	629	サーガー	12	トイレ	□	—	◇	—	不明										■	◆	不明			

1）中庭の面積については地籍図（1：500）を基に本来の面積を示しており、増築後の面積を示しているものではない。　2）サーガーはゴミ捨て場としての機能をもつ空間であり、ツカは一般的な中庭を指す現地語。

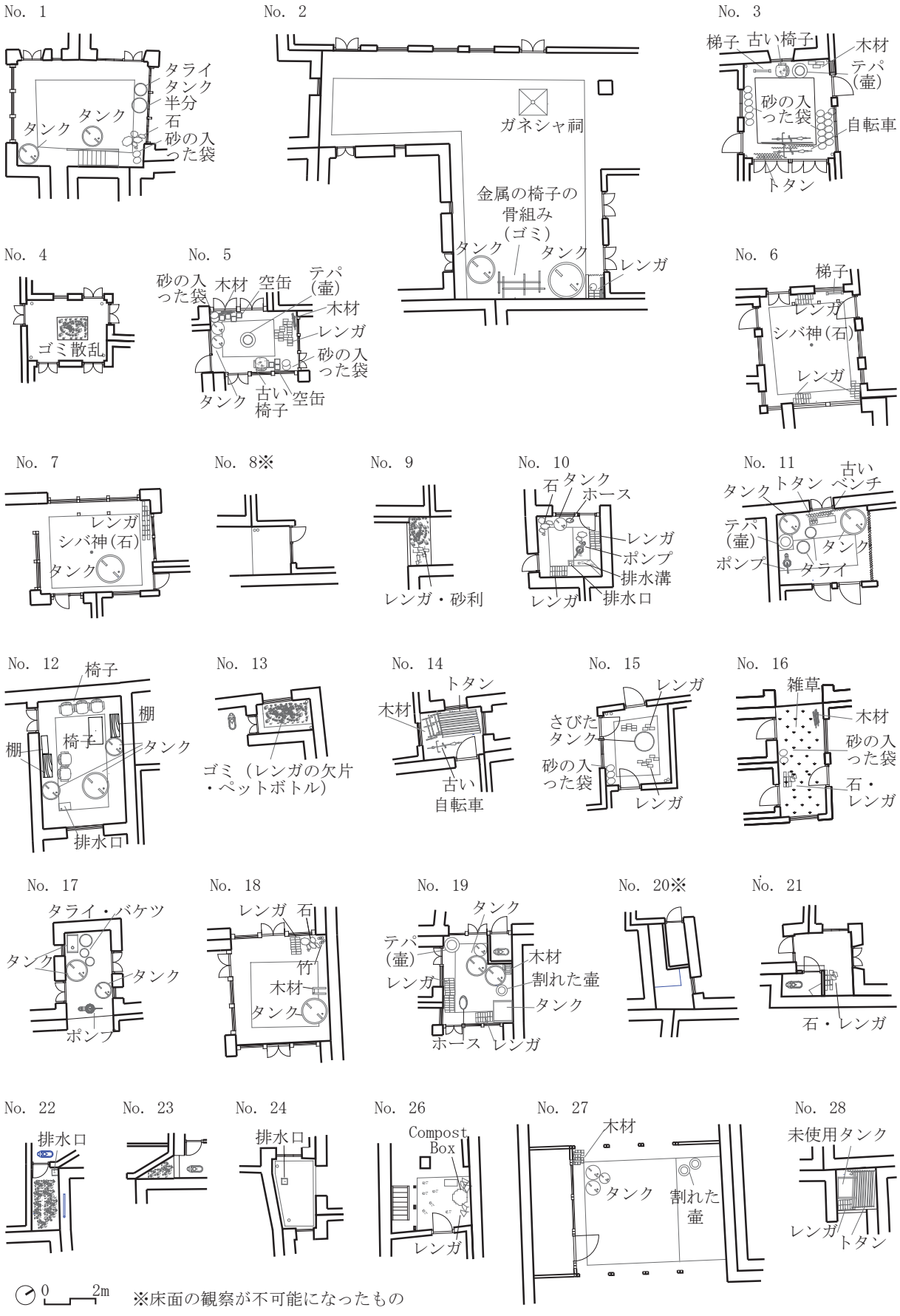

図 6-4　調査対象である裏中庭の平面図

写真6-1 裏中庭No. 1

写真6-2 裏中庭No. 2

写真6-3 裏中庭No. 3

写真6-4 裏中庭No. 4

写真6-5 裏中庭No. 5

写真6-6 裏中庭No. 6

写真6-7 裏中庭No. 7

写真6-8 裏中庭No. 9

写真6-9 裏中庭No. 10

写真6-10 裏中庭No. 11

写真6-11 裏中庭No. 12

写真6-13 裏中庭No. 13

写真6-14 裏中庭No. 14

写真6-15 裏中庭No. 15

写真6-16 裏中庭No. 16

写真6-17 裏中庭No. 17

写真6-18 裏中庭No. 18

写真6-19 裏中庭No. 19

写真6-20 裏中庭No. 21

写真6-21 裏中庭No. 22

写真6-22 裏中庭No. 23

写真6-23 裏中庭No. 24

写真6-24 裏中庭No. 26

写真6-25 裏中庭No. 27

写真6-26 裏中庭No. 28

（２）収納系

壷・椅子、古い自転車、物の入った袋・缶、建材、木材・竹、トタンなどが多く中庭に置かれていた。建材がもっとも多くの裏中庭（15 件）に見られ、その次に木材（10 件）、放置壷・椅子（7 件）、トタン（6 件）となっている。殆どが日常的に利用するものではなく、保管しているものであり、収納場所となっている。

（３）生活系

日常的に利用するベンチは僧院建物内の裏中庭 2 件（no. 2, no. 12）に見られ、水道ポンプは 3 件（no. 10, no. 11, no. 17）、水溜めタンクは 12 件に見られ、主に生活系の水周り空間になっている。no. 2 の所有権者の建物は普段は学校や地域コミュニティ主体のクリニックとして運営されているため、ベンチは休憩場として利用される。no. 12 はクワバハのスタッフの休憩場になっており、no. 27 は行事などに利用する空間になっている。no. 10 の場合は水道ポンプを殆ど利用していないが、no. 11 や no. 17 の場合は日常的に使われ、裏中庭は洗濯場にもなっている[注 13)]。

（４）宗教系

サーガーにはルクマハ・デォ（Luku Mahādyo）という隠れているシバ神の意味をもつ神を設け、年に 1 回は神を探す行事の名目で大掃除をすることに繋がっているといわれている[注 14)]。現地調査では、27 件の裏中庭のうち、2 件にのみルクマハ・デォをみつけることができた。床の改装などによって分からなくなっていることや近年サーガーとしての利用がないことからもルクマハ・デォの存在が認識されなくなっていると考えられる。一方、no. 2 にある祠はガネシャ神であり、特別な行事の時には自由に誰でも参拝できるようになっている。また、ルクマハ・デォに対して、ガネシャ神は浄の神であり、以前からサーガーとして利用されていないと考えられる。

第 5 項　裏中庭の機能

中庭を囲む建物に開口部を設けていることで、環境調整空間としての機能があると考えられ、中庭に置かれている物からは配管空間、収納空間、生活空間、宗教空間の機能が存在すると考えられる（表 6-3）。すべての機能がある裏中庭は no. 7 のみである。環境調整空間の機能はすべての裏中庭にあり、配管空間の機能は 25 件の裏中庭、収納空間の機能は 20 件の裏中庭、生活空間の機能は 11 件の裏中庭、宗教空間は 3 件の裏中庭にあるといえる。以上よりかつてのサーガーとしての機能がなくなったことで、裏中庭は主に収納空間および水周り空間として機能するようになったと考えられる。

注 13) ネワールの住宅では水周り空間は台所のある4階あるいはトイレ・洗面のある1階になる。飲み水は水道から決まった時間にしかでないため、各住宅で水溜めタンクに水を保存するようにしている。

注 14) 毎年のパハ・チョレー（Paha Chare）と呼ばれるネワール族の祭祀の日はルクマハ・デォ（隠れているシバ神）を探すという行事が行われる。ルクマ・デォは汚い場所に隠れることから掃除することで見つけることになる。（Tiwari, Sudarshan Raj (2007): Urban Crisis, Culture and the Sustainability of Cities, Chapter 5 Transforming Cultural Heritage Into Sustainable Future, A Case Study of Patan, Nepal, United Nations University Press, Tokyo; Rajbhandari, Vinod Man: Ssālānā Manāudai āiraheko Chādaparva, Byabasthāpana Chwasu を参照）

第 4 節　裏中庭の管理状況

裏中庭の管理には特定のルールがなく、所有権者が話し合いをして各自が都合の良いときに清掃を行っている[注 15)]。各中庭の管理状況は現地調査の際に見られたゴミの散乱と床のヘドロの程度による評価を行う(表 6-4)。

「非常に良い」状態にある裏中庭は 5 件（no. 2, 11, 12, 17, 27）であった。この 5 件はすべて、1 世帯が利用しながら管理も行っている。no. 11 は共同所有者が存在するが、僧院建物からの出入りがないため、現在は 1 世帯が利用し、管理も行っている。

「良い」状態にある裏中庭は 5 件であった。no. 6, no. 7, no. 18, no. 24 にはゴミの散乱が殆どなく、床のヘドロが少しある。no. 24 の場合は完全に生活排水の流れる場所として整備されている。その他の中庭は狭い面積の空地を 4 階以上の建物が囲むため、日光があたらず床にヘドロがつくようになっている。no. 15 は床のヘドロは殆どないが、ゴミの散乱が少しみられた裏中庭である。no. 15 は新築の住宅に囲まれており、裏中庭の整理がまだできてない状態である。

「どちらでもない」状態の裏中庭は 5 件であった。これらはゴミの散乱や床のヘドロが少しあるが、収納空間あるいは生活空間としてよく利用されている。no. 1 には階段の増築、no. 21 にはトイレの増築があり、中庭はそれぞれ住宅とトイレへのアクセスのために利用している。no. 5 と no. 19 には水溜めタンクが置かれ、洗濯場にもなっている。

「悪い」状態にある裏中庭は 8 件であった。ゴミの散乱が多く、床のヘドロが少しある裏中庭は no. 9, no. 13, no. 14, no. 16, no. 28 である。no. 9 は改築の最中で瓦礫が多く散乱している。no. 13 は所有権者がサンガとグティであり、居住者がいないため清掃が行われておらず、ペットボトルなどのゴミが散乱している。no. 16 は建設中で、居住者が不在であるため、雑草が多く生えている。no. 14 と no. 28 は足の踏み場もない程、物が積み上げられている。床のヘドロが多く、ゴミの散乱が少しある裏中庭は no. 10, no. 22, no. 23, no. 26 である。no. 22 は 3 世帯が所有権者であるが、新築でない 2 軒は排水管を床に流している。no. 23 と no. 10 は配管が故障し、排水が床に流れている。no. 26 ではコンポスト・ボックスを置いているが、床のヘドロが多い。

「非常に悪い」状態にある裏中庭は 1 件（no. 4）である。ゴミが散乱している上に、配管の故障も重なり悪臭がしている状態である。所有権者の間での付き合いが良くないことから清掃が行われておらず、居住者は窓を開けることもなく、放置されている状態になっている。

以上からは管理状況の悪化には①所有権者の間の人間関係　②利用頻度、の 2 つの理由があると考えら

注 15）サーガーの機能があった時は、月に一度、ゴミの搬出をする下位のカーストの人（ポデ）を雇っていたが、サーガー機能が無くなってからは清掃の日程などは決まっていないことがヒアリング調査から分かった。

れる。非常に良い状況の中庭は 1 世帯が利用し管理しているが、非常に悪い状況の中庭では所有権者の間に話合いができないため、管理の悪化に繋がっている。また、1 世帯が利用・管理を行っても中庭の面積が狭く、収納機能や配管機能という利用頻度が低いものになると管理状況が悪化するといえる。

表 6-4　裏中庭の管理状況

中庭番号	中庭の清掃状況		管理の評価	中庭件数
	ゴミの散乱	床のヘドロ		
2	ほぼ無し	ほぼ無し	非常に良い	5 件
11	ほぼ無し	ほぼ無し		
12	ほぼ無し	ほぼ無し		
17	ほぼ無し	ほぼ無し		
27	ほぼ無し	ほぼ無し		
6	ほぼ無し	少し	良い	5 件
7	ほぼ無し	少し		
15	少し	ほぼ無し		
18	ほぼ無し	少し		
24	ほぼ無し	少し		
1	少し	少し	どちらでもない	5 件
3	少し	少し		
5	少し	少し		
19	少し	少し		
21	少し	少し		
9	多い	少し	悪い	9 件
10	少し	多い		
13	多い	少し		
14	少し	少し		
16	多い	少し		
22	少し	多い		
23	少し	多い		
26	少し	多い		
28	少し	少し		
4	多い	多い	非常に悪い	1 件

第 5 節　表中庭と裏中庭の利用状況の比較

本節では、前章で示した表中庭（イラナニとサスナニ）[注 16)] の利用と前節で示した裏中庭の利用について比較検討を行う（表 6-5)。表中庭の利用者は居住者、参拝者、通行者、観光客など不特定多数であるが、裏中庭の場合は所有権者という特定少数である。表中庭の利用は子供の遊び、談話、参拝など多世代の利用になるが、裏中庭はアクセスや学校の中庭として利用されている 2 件の裏中庭以外、子供や高齢者が出入りすることはなく、主に成人の利用となる。表中庭の利用は私的から共同的、公的なものまであるが、裏中庭の利用は基本的に私的なものであり、所有権者の共同的利用も考えられるが、公的な利用はない。また、利用時間において、表中庭の場合は居住者であるかどうかによって夜間の利用に制限があり、居住者でも長期の収納空間としての利用にはトル・コミティの許可が必要となる。裏中庭の場合はそのような制限は存在しない。

また、空間機能をみると宗教空間、収納空間、アクセス空間においては表中庭と裏中庭では対照的であることがわかる。生活空間としての機能においても裏中庭では水周り空間としてのみ利用されるため、表

表 6-5　表中庭と裏中庭の利用状況の比較

	表中庭	裏中庭
利用者の特徴	不特定 （居住者、参拝者、通行者、観光客、雇い労働者等）	特定 （所有権者） ※no. 2ではイベント時にのみ不特定者の利用になる
利用者数	多数	少数
利用者世代	子供・成人・高齢者	成人
利用形態	公的ー共同的ー私的	共同的ー私的
利用時間	・一時的利用 ・長期利用には要許可	・一時的利用 ・長期的利用に許可不要
空間機能		
宗教空間機能	高い	低い（3事例）
収納空間機能	低い（許可必要）	高い（許可不要；22事例）
配水空間機能	低い	高い　（全事例）
環境調整空間機能	高い	高い（全事例）
生活空間機能	高い	低い　（12事例）
アクセス空間機能	高い	低い　（1事例）
利用ルール	有り	無し

注 16) 僧院建物だけで囲まれているクワバハには居住者存在せず、サンガによる施設的な利用・管理状況であることから、今回の比較対象には含めていない。

中庭のような生活空間にはなっていない。一方、管理においては表中庭には一定のルールがあるに対して、裏中庭ではルールがなく、必要に応じて所有権者が話し合いをして維持管理を行っている。

第 6 節　小結

本章では通り抜けのできない共用空間である裏中庭の所有と利用状況について明らかにした上で、表中庭の利用状況と比較検討を行い、裏中庭の共用空間としての特徴を明らかにした。

まず、裏中庭の所有形態については以下のことが明らかになった。裏中庭の所有は単独所有または共同所有である。単独所有の場合はライカル・ジャッガ（私有地）としてモタ（登記簿）に記載されている。裏中庭を囲む住宅が複数ある場合、その全ての住宅の所有権者が裏中庭に対しても所有権を持つとは限らない。所有権を持たない住宅の裏中庭の利用は、慣習として、環境調整目的に限って認められている。この場合は、窓に格子を入れるなどの利用の制限が行われている。裏中庭が共同所有の場合は、フィールド・ブックには所有権者を記載されているが､ライカル･ジャッガとしてもサルワジャニック･ジャッガ（公有地）としても登記されていない。利用は所有権者同士の共同利用であり、本来は裏中庭の一部を占有したり増築することは認められないが、現実にはこうした私的利用が一部で発生している。居住者が住宅を売って住み替えた場合は、新たな住宅購入者がこの権利と義務を継承することになる。いずれにせよ、裏中庭の利用や管理は、慣習法として認識されており、住み替えの増加などに伴い裏中庭の管理問題の増加が懸念される。

次に裏中庭の利用状況について解明するため、所有権者の基本属性を把握した上で、各裏中庭の建築的特徴および裏中庭に置かれている物の種類から現在の裏中庭のもつ機能を分析するとともに、その管理状況の分析を行った。また、表中庭の利用状況と比較し、裏中庭の共用空間としての特徴を明らかにした。

(1) 裏中庭は元々､採光､換気などの環境調整機能とともに生活排水と生ゴミを処理する空間であるサーガーとして機能をもつ共用空間であったが、時間経過と共に配管空間へと変化し、現在は収納空間や水周り空間としても機能している。一方、裏中庭は、面積が狭く、環境条件もあまりよくない場合が多いため、表中庭のように、子供の遊びや談話、休憩のような多様な生活空間としての利用はほとんどみられない。

(2) 裏中庭の管理は単独所有の場合は個人の管理意識に従い､共同所有の場合は所有権者の合意事項に従う。所有権者間の関係が中庭の管理状況に大きく影響することになる。また、裏中庭は収納機能や配管機能などはあるものの、生活空間としてはあまり使われていない場合が多く、管理状況が悪化してもそのまま放置されてる傾向にある。　(3) 表中庭は政府所有であり、不特定多数による公的利用から私的利用までさまざまな利用が観察できる共用空間である。これに対して、同じ共用空間であっても、裏中庭は所有権者だけが主に私的に利用する空間であるという特徴が明らかになった。

非所有権者でも環境調整空間（格子窓をつけること）としての利用はできるようになっているが、必ずしもそれに限定しない事例もある。また、所有権者であっても共同所有者の合意のないまま増築している

事例も見られた。裏中庭は所有権者だけが利用し、管理責任も明解であるため、管理上の問題が発生しにくいとも考えられるが、現実には、共同所有者の人間関係によって、共同管理の合意事項が守られなかったり、管理状況が悪化してもそのまま放置されてる場合がある。むしろ、不特定多数の多様な利用がある表中庭のほうが、多数の居住者による目視による管理が容易であるため、共用空間の管理状況が悪化しにくくなり、管理の持続可能性が高いと考えられる。このことから、所有と利用の関係が明解であることが必ずしも共用空間の持続性や管理状況の維持に繋がるとは限らないという示唆を得ることができる。

第 6 章の参考文献

・Acharya, Babu Ram (2008): Land Tenure and Land Registration in Nepal, Integrating Generations, FIG Working Week 2008, Sweden,

・Gellner, David (1993): Monk, Householder, and Tantric Priest, Newar Buddhism and Its Hierarchy of Ritual, Cambridge University Press

・Gutschow, Neils, Kolver, Bernhard and Shresthacarya, Ishwaranand (1987): Newar Towns and Buildings, An Illustrated Dictionary, Newari-English, VGH Wissenschaftsverlag, Sankt Augustin

・Hosken, Fran P. (1974): The Kathmandu Valley Towns, a Record of Life and Change in Nepal, New York・WEATHERHILL・Tokyo

・Locke, John kerr (1985): Buddhist Monasteries of Nepal: A Survey of the Bāhās and Bahis of the Kathmandu Valley, Sahayogi Press Pvt. Ltd., Kathmandu

・Pruscha, Carl (1975): Kathmandu Valley, Preservation of Physical Environment and Cultural Heritage A Protective Inventory vol 1&2, Anton Schroll & Co., Vienna

・Rajbhandari, Vinod Man (2007): Sālānā Manāudai āiraheko Chādaparva, Byabasthāpana Chwasu

・Scheibler, Giovanni (1982): Building Today in a Historical Context, Bhaktapur Nepal, Ratna Pustak Bhandar

・Sekler, E.F. (1979): Use of Collective Space in Patan and Other Historic Towns of the Kathmandu Valley, Nepal, Monvmentvm Vol. XVIII-XIX pp. 97-107

・Shokoohy, Mehrdad and Shokoohy, Natalie H. (1994): Kirtipur, Urban Community in Nepal-Its People, Town Planning, Architecture and Arts, ARAXUS,South Asian Series, London

・Shrestha, Gyaindra Bahadur (2011): Muluki Ain, Eka Tippani, Pairavi Prakashan (ネパール語)

・Tiwari, Sudarshan Raj (2007): Urban Crisis, Culture and the Sustainability of Cities, Chapter 5 Transforming Cultural Heritage Into Sustainable Future, A Case Study of Patan,Nepal, United Nations University Press, Tokyo

・UNESCO Kathmandu (2004): Kathmandu Valley World Heritage Sites Potential Areas for Cooperation, Lalitpur

補章

仏教僧院「バハ・バヒ」の運営と空間利用

第1節　はじめに

仏教僧院は「バハ」あるいは「バヒ」と呼ばれ、異なる性質の僧院である。また、それぞれが主僧院と副僧院に分けられており、そこで行われる儀式や運営の仕組みも異なる。本章では、これらの種類別の仏教僧院の運営と空間利用の実態を明らかにする。

研究方法としては文献を基にバハとバヒについて概要説明をした上で、バハの主僧院のムーバハと副僧院のカチャバハの運営と空間利用を明らかにし、バヒの主僧院のムーバヒの運営と空間利用について明らかにする。調査方法としては踏査調査および僧院の運営・管理組織であるサンガの構成員を対象にヒアリング調査を行っている。調査時期は 2008 年 3 月、2009 年 5 月、2009 年 11 月と 2009 年 12 月である。

第２節　仏教僧院「バハ・バヒ」の概要

仏教僧院は、サンスクリット語で「ビハル（Vihāra)」と呼ばれ、バハ（Bāhā）あるいはバヒ（Bahi）は現地のネワール語である[注1)]。仏教僧院（以下バハ・バヒ）とは僧呂たちが住む場として作られたもので、「サンガ（Sangha)」といわれる修行を受けた僧侶たち（Bare）の組織によって運営・管理をされるものである。バハは在家僧侶たちによるサンガが運営する僧院であり、バヒは出家僧侶達によるサンガが運営する僧院である[注2)]。

第１項　バハとバヒの基本空間構成

バハとバヒの違いについては表補 -1 に示し、図補 -1 には原型に近い空間構成をもつバハ（Chhusya Bāhā）とバヒ（Pintu Bahi）の図面を示した。バハは市街地の中心部を含め広範に立地し、在家僧侶が儀式を行うためのものであり、近隣の住民が参拝できるように公開されるものである。バヒは市街地の外縁部に立地し、出家僧侶各自が勉学するための独立したものである。バハとバヒの内部空間構成をみると、バハは神室（ガンダクティ）が独立せず、中庭を囲む１棟の中心部に設けられる。バヒは中庭を囲む建物の１つの棟の中央に神室（ガンダクティ）が設けられ、上に望楼型の櫓が設けられている。また、バハは中

注1)各仏教僧院にはサンスクリット語の名称とネワール語の名称を持っている。例:クワバハはネワール語の名称であり、サンスクリット語の名称は、ヒランヤワルナマハビハル(Hiranya Varna Maha-Vihar)。

注2)詳細については第3章の第2節を参照。

表補-1　仏教僧院　バハ・バヒの概要

	バハ	バヒ
概要	修行を受けた在家僧侶達が運営・管理する僧院。	修行を受けた出家僧侶達が運営・管理する僧院。
立地	バハは市街地の中心部を含め広範に立地する。	バヒは市街地の外縁部に立地する
内部空間	神室（ガンダクティ）は独立せず、中庭を囲む1棟の中心部に設けられる。	中庭を囲む建物の1つの棟の中央に神室（ガンダクティ）を設けられ、上に望楼型の櫓を設けられる
	中庭を囲む神室を安置した棟以外の3棟の1階は、中央部に「ダラン」と呼ばれ、柱列のみで中庭と仕切られた開放的な空間をもち、その両側に出入り口のみをもち窓のない閉鎖的な部屋が並ぶ。	中庭を囲む各棟の1階は、中庭に面して柱列があり、個室化せずに開放的な空間となる
	2階は、小さな窓だけの部屋になる。	2階は中庭に向かってバルコニーがはね出し、その内側は柱列のみの開放的な空間になる
	バハには階段が4箇所設けられる	バヒには階段が1箇所のみ設けられる

庭を囲むガンダクティを安置した棟以外の３棟の１階は、中央部に「ダラン」と呼ばれ、列柱のみで中庭と仕切られた開放的な空間をもち、その両側に出入り口のみあり、窓のない閉鎖的な部屋が並ぶ。階段は4 箇所に設けられ、２階は小さな窓だけの部屋がある。バヒは、中庭を囲む各棟の１階は中庭に面して列柱があり、個室化せずに開放的な空間となっている。バヒには階段が 1 箇所のみに設けられ、２階は中庭に向かってバルコニーがはね出し、その内側は柱列のみの開放的な空間になる[注3)]。バハは、プライバシーが重要となる在家僧侶の居住場になるため、複数の階段や個室が多く設けられている。

第 2 項　バハ・バヒの運営組織「サンガ」

バハ・バヒの運営組織「サンガ」の構成員はバハ・バヒで修行を受けた僧侶たちである。14 世紀にマッラ王朝によるカーストの改革および僧院のシステム化が行われる前は、仏教を信仰する誰でも修行を受け、僧侶となり、サンガの構成員になることが可能であった。しかし、仏教僧院の僧侶もカーストに入れられたことで、「サキャ」や「バジュラチャルヤ」という僧侶のポストがカーストとなり、それ以降は修行を受けるのは宗教的信仰とは関係がなく、「サキャ」や「バジュラチャルヤ」カーストの子孫（男子のみ）であれば自動的にチュダカルマ（Chudākarma）[注4)]という 4 日間の僧侶生活を送る儀式を行うことで僧侶となり、サンガの構成員になる慣習に変化している。バヒも現在は在家僧侶により運営するものであるが、バハに比べて密教的な儀式は殆ど行わない。

サンガには最年長の構成員による運営委員会があり、その委員会によりチュダカルマ儀式をはじめとし

注 3) ここでは、バハとバヒの典型的な形態について示したが、Korn はバハとバヒの両方の特徴をもつ僧院が存在するとしている。（Korn, Wolfgang (1986): Traditional Architecture of the Kathmandu Valley, Ratna Pustak Bhandar）。日本工業大学による研究では、平面形式からバハ・バヒの類型を行っているが、バヒを 3 タイプに分類し、バハ・バヒは計 4 タイプの建築形態があるとしている。（日本工業大学ネパール王国古王宮調査団 (1998)：ネパールの仏教僧院，中央公論美術出版、pp.120-128）

注4)チュダカルマ（Chudākarma)とは1440年から始められた、サキャやバジュラチャルヤ僧侶の男児が5～12歳以内に4日間の僧侶生活を送る、儀式的な修行式のことである。この儀式を受けることにより、それぞれサキャあるいはバジュラチャルヤ僧侶となり、サンガの構成員となる。（Gellner, David (1996): A Sketch of the History of Patan with Special Reference to Buddhism, Contributions to Nepalese Studies, Vol 23, No.1 参照）

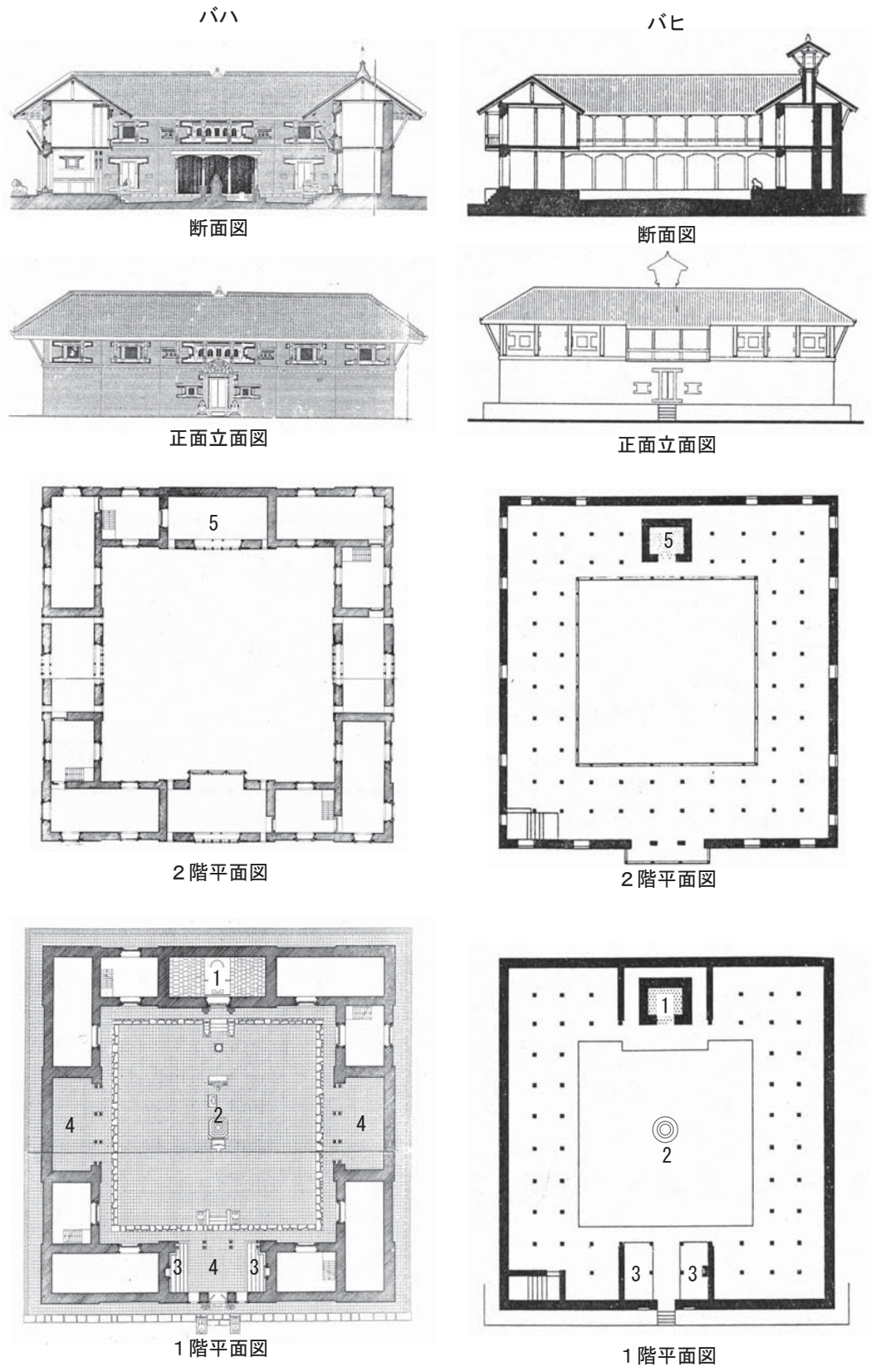

図補-1　バハとバヒの平面構成
（Chhusyā BāhāとPintu Bahiの平面図 Wolfgang 1986　より引用）

た他の儀式も行われる。サンガには、僧院運営の経費のためのサンガ所有の土地が設けられる。サンガ構成員は全員ローテションで一定の期間（1ヶ月あるいは2週間）僧院の管理業務を行う義務がある。管理義務ではガンダクティの釈迦の日常の参拝（Nitya Pujā）が最も重要であり、僧院建物の安全対策、清掃なども含まれる。また、ガンダクティ以外にも僧院には複数の神を祀っているが、各神ごとに数人の構成員がグティ組織を作り、管理を行う。以上、バハ・バヒには僧院全体の運営組織サンガ以外にグティが存在することが特徴である[注5)]。

第3項　バハ・バヒの主僧院と副僧院

バハ・バヒは主僧院と副僧院に分類される。修行を受ける儀式であるチュダカルマが行われるバハ・バヒが主僧院であり、ムーバハ（Mu Bāhā）あるいはムーバヒ（Mu Bahi）と呼ばれる。副僧院は基本的に主僧院の構成員が個人的に創立した僧院で、チュダカルマを行わないものであり、カチャバハ（Kacha Bāhā）あるいはカチャバヒ（Kachā Bahi）と呼ばれる（図補-2）。しかし、カチャバハには例外的にチュダカルマを行い独自のサンガが存在するものもある。このようなカチャバハは、主僧院の構成員は僧侶層のカーストになるが、下位カーストと結婚した場合、主僧院の構成員としての身分がなくなることから、そのような構成員の子孫がチュダカルマを行うために作られたといわれている。チュダカルマ儀式は主僧院の運営委員により行われる。本章ではこのような副僧院のことを公式なカチャバハと呼ぶ。チュダカルマを行わない副僧院は住み替えのために建てられる場合や裕福な構成員が個人的に建てられる場合がある。本章ではこのような副僧院を非公式（血縁式）カチャバハと呼ぶ。このようなカチャバハの運営組織はサンガと呼ばずに、グティと呼ばれる。パタン旧市街地にはムーバハ16件、ムーバヒ21件、副僧院はカチャバハ105件、カチャバヒ10件存在する[注6)]（表補-2）。

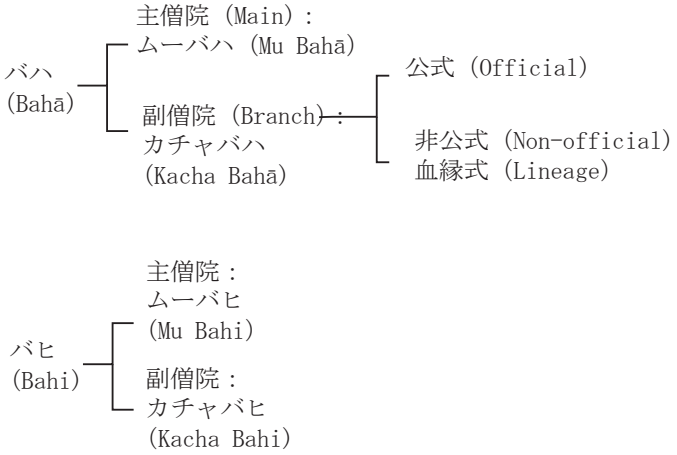

図補-2 バハ・バヒの主僧院と副僧院

表補-2 パタン旧市街地に存在するバハ・バヒ

バハ（Baha）	ムーバハ（Mubaha・主僧院）	16
	カチャバハ（Kachabaha・副僧	105
バヒ（Bahi）	ムーバヒ（Mubahi・主僧院）	21
	カチャバヒ（Kachabahi・副僧	10

パタンの僧院としてはムーバハは18件、ムーバヒは25件数えられるが、上記は旧市街地内のもののみ記入している

注5)Gellner, David (1993): Monk, Householder, and Tantric Priest, Newar Buddhism and its Hierarchy of Ritual, Cambridge University Press, pp.231-250 参照

注6) 現存するバハ・バヒの数については以下の文献を参考にしている。 Locke, John kerr (1985): Buddist Monasteries of Nepal: A Survey of the Bāhās and Bahis of the Kathmandu Valley, Sahayogi Press Pvt. Ltd., Kathmandu

第3節　バハの運営と空間利用

第1項 ムーバハの運営と空間利用

1　ムーバハの分布

図補 -3 はパタン旧市街地に存在する 16 件のムーバハの分布である。ムーバハはまず、原型に近い空間構成をもち、僧院建物だけで囲まれる Type A（典型型）と僧院と住宅で囲まれる Type B（住居併用型）に分けられる。Type A は 16 件のうち、4 件であり、Type B は 12 件である。次に、住居併用型は僧院の中庭の広さが小規模から大規模までみられることから、典型的仏教僧院と比べて非常に広い中庭をもつものは拡張型、それ以外は単調型に分類することができる（表補 -3、図補 -4）。拡張型は 3 件、単調型は 9 件である。また、ムーバハの場合は在家僧侶達の家族が増加するにつれ、隣接して中庭を囲んで親族で住むようになったといわれているが、現地調査では、その典型事例と考えられる 4 件の事例を確認することができた。BA1 の Kwa Bāhā は第 4 章から第 6 章で対象とした街区の僧院であり、イラナニと呼ばれる中庭（ナニ）が隣接している。BA7、BA8、BA9 でも Kwā Bāhā と同様に隣接に広い中庭が設けられている。

2　ムーバハの運営

ムーバハはサンガ組織の構成員数に大きな差がみられる。5000 人の大勢の構成員が存在するもの（BA1）や 1350 人（BA15）あるいは 885 人（BA8）の構成員が存在する大規模なサンガ組織がある一方で、22 人（BA4）や 34 人（BA13）の構成員しかいないサンガ組織もある。また、サンガ構成員がいなくなり、放置された状態のもの（BA5）もあり、現在は別のムーバハ（Uku Bāhā）のサンガ組織が管理している。BA10 は元々サンガ組織が存在しない特殊な例である。ムーバハに所属するカチャバハにはサンガ構成員の多い BA1 には 28 件、BA8 には 29 件、BA15 には 15 件のカチャバハがある。

3　ムーバハの空間利用

ムーバハの場合は典型的バハ･バヒと比べて非常に広い中庭（拡張型）になるものもあれば、隣接に僧侶たちの居住するナニが存在するという特徴をもつものもある。ここでは、前者（拡張型）のBA15と単調型でナニが隣接しているBA7を事例として取り上げ、空間利用について把握する（図補-5）。

BA7 は約 16.4m × 18.8m の中庭が神殿（ガンダクティのある建物）と住宅で囲まれている。僧院のアガム（密教の神室）やディギ（集会場）のある付属僧院建物および参拝の清水のための井戸も隣接するナニにある。ナニには緑地の空間や植木鉢が設けられている。BA15 は約 58.6m×31.4m の中庭が神殿、アガムとディ

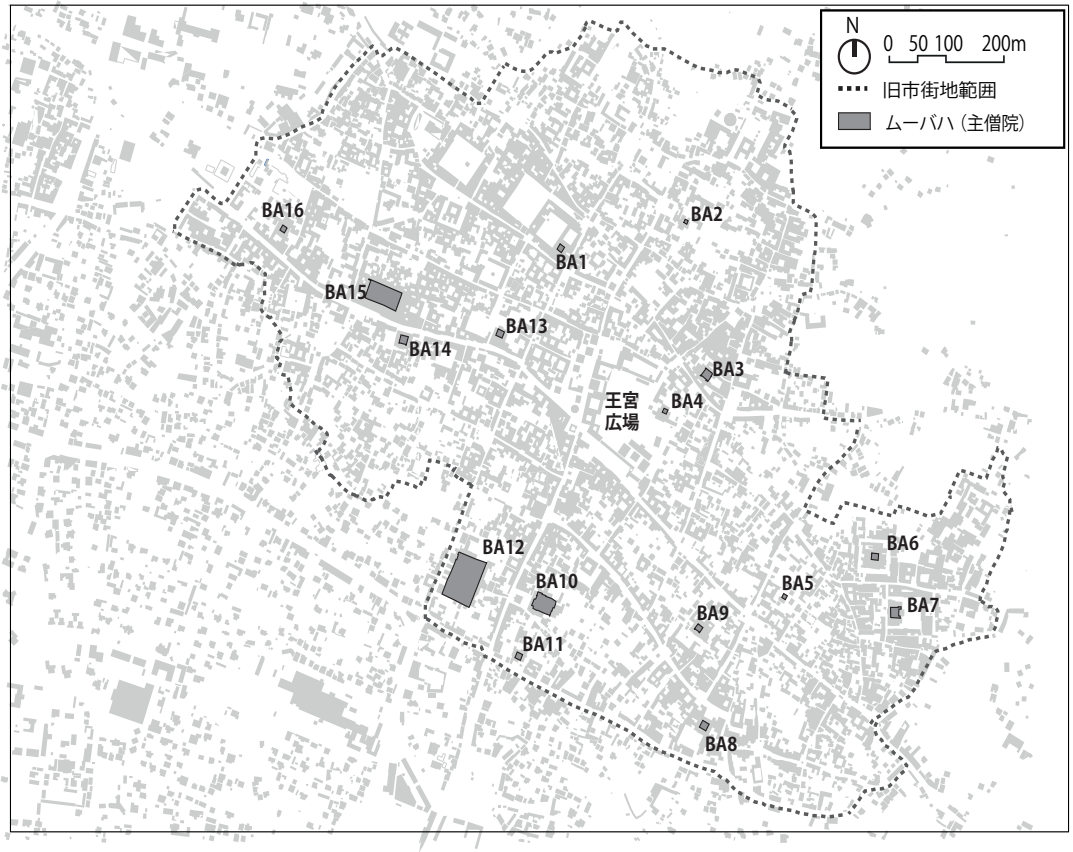

図補-3　パタン旧市街地のムーバハの分布

表補-3　ムーバハの形態からみた類型と運営

No.	僧院名	中庭の広さ（m×m）	Type A (典型型)	Type B（住居併用型）		隣接ナニの有無	サンガ構成員数	副僧院数
				拡張型	単調型			
BA1	Kwā Bahā	10.7×9.9	●			●	5000	28
BA2	Dhum Bahā	7.1×6.8			●		44	–
BA3	Wam Bahā	15.9×15.3			●		67	5
BA4	Jyo Bahā	8.5×8.3			●		22	1
BA5	Yachu Bahā	不明			●		–	–
BA6	Su Bahā	12.1×10.4			●		63	2
BA7	Bhinchhe Bahā	16.4×18.6			●	●	419	6
BA8	Uku Bahā	12.4×12.8	●			●	885	29
BA9	Guji Bahā	9.6×10.4	●			●	194	6
BA10	Tanga Bahā	35.5×28.5		●			–	–
BA11	Chuka Bahā	10.3×10.4			●		43	–
BA12	Ta Bahā	79.0×54.2		●			53	4
BA13	Dau Bahā	12.0×10.9			●		34	1
BA14	Ha Bahā	13.4×13.3	●			●	252	3
BA15	Bu Bahā	58.6×31.4		●			1350	15
BA16	Si Bahā	9.0×9.6			●		390	6

・サンガ構成員の数は文献 Bajracharya (2000)を基に書いている。
中庭の広さについて:　データはネパール国政Dep. Of Survey のデジタルベースマップにより寸法を測った。
「不明」は 中庭を囲まれる建物が崩れ、空き地になっていることや建替えにより中庭の範囲を特定できないもの

Type A

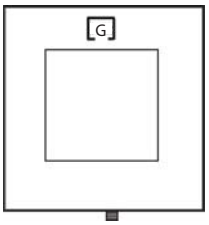

典型型

:僧院建物だけで中庭を囲まれたもの

Type B

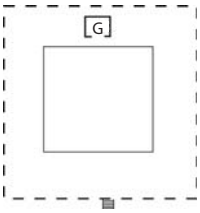

住居併用型

:僧院建物と住宅で囲まれたもの

Type A	Type B	
	拡張型	単調型
BA1 Kwā Bāhā	BA10 Tanga Bāhā	BA2 Dhum Bāhā
		BA3 Wam Bāhā
BA8 Uku Bāhā	BA12 Ta Bāhā	BA4 Jyo Bāhā
		BA5 Yachu Bāhā
BA9 Guji Bāhā	BA15 Bu Bāhā	BA6 Su Bāhā
		BA11 Chuka Bāhā
BA14 Ha Bāhā	BA7 Bhinchhe Bāhā	BA13 Dau Bāhā
		BA16 Si Bāhā

図補-4　各ムーバハのガンダクティ（神室G）のある建物

Bu Bahāの副僧院を示す図

Bhinchhe Bahā副僧院を示す図

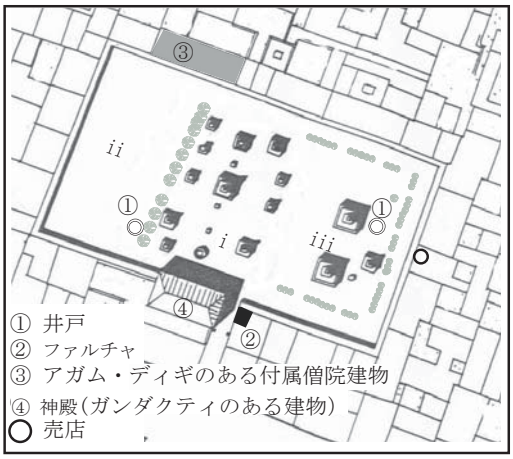

Bu Bahā僧院内の配置図

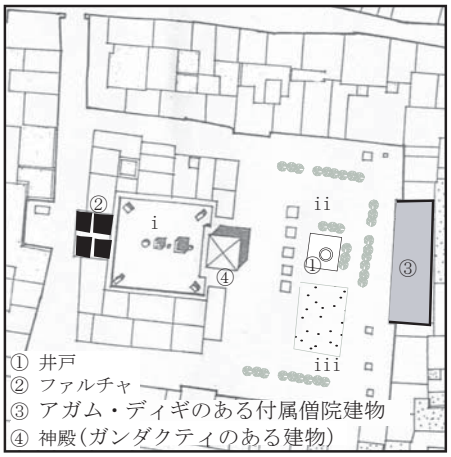

Bhinchhe Bahā僧院内の配置図

iiとi空間(左)

iii空間

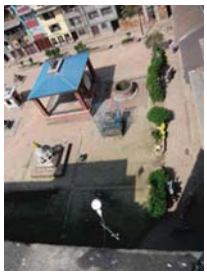

iii空間(右)

ii空間

中庭空間について
ⅰ:神殿やチャイティアなど宗教的な建築物が集まっている空間、ⅱ:儀式後の食事会の場・普段はスポーツに使いやすい場、ⅲ:植物・ベンチ・井戸のある場・居住者が集まりやすい場

僧院建物に地打て

BA15　Bu Bāhā
3階建て、3階／集会室・2階／アガム・1階／台所・集会室・仏教にかかわる図書館・各組織の事務（婦人会、bhajan sangha, Bāhā development committee）があり、中庭の樹木の整備や掃除、月一回の健康診断や色々なイベントを行っている

BA7　Bhinchhe Bāhā
2階建て、2階／集会室・1階／アガム／台所・集会室・仏教にかかわる図書館・各組織の事務（婦人young club, Bāhā development committee）があり、中庭での掃除や健康診断、伝統文化に関する講演、主婦への教育などが行われている。

図補-5　ムーバハの空間利用

ギのある付属僧院建物、住宅で囲まれている。神殿とディギやアガムのある建物は離れて配置されている。中庭には2件の井戸があり、数多くのチャイティアや植木鉢が設けられている。BA7とBA15の中庭の利用をみると、神殿の前のチャイティが多くある空間（ⅰ）、宗教的儀式後の食事会やスポーツなどに使いやすい広い空間（ⅱ）、植物・ベンチ・井戸があり、居住者が集まりやすい空間（ⅲ）があるといえる。中庭は広い空間を利用して結婚式などのイベントを行う場所にもなっている。付属僧院建物の空間利用をみると2階以上は僧院に関連するアガムや集会室になっている。1階は台所、集会室以外に仏教図書館、御経読みの会のような宗教関連の組織の空間になる。一部は婦人会や青少年会の事務所としても利用され、集会室は婦人会や青少年会が開催する講演や健康診断などの会場としても利用されていることから、サンガの構成員以外の人々が利用することもある。

第2項 カチャバハの運営と空間利用

本項では、サンガ構成員が多く存在するBA1　Kwa Bāhāの28件のカチャバハを取り上げて運営と空間利用について把握する。

1　カチャバハの分布

ムーバハKwā Bāhāのカチャバハ28件の分布は図補-6で示した。カチャバハはムーバハと隣接しているものが多いが、離れているものもある。28件のうち、14件は修行を受ける儀式を行う公式なものであり、14件はそれ以外の非公式のものである。カチャバハは僧院建物と住宅で囲まれたTypeB（住居併用型）と僧院建物がなくガンダクティが中庭に置かれたTypeC（祠型）に分類できる。クワバハの場合はTypeBは18件のカチャバハがあり、TypeCは10件のカチャバハがある。

2　カチャバハの運営

公式のカチャバハの場合はムーバハと同種のサンガ組織が運営をし、非公式の場合は血縁関係にある組織のグティによって運営される。年次行事は、それぞれの組織はムーバハと連携して行われるが、非公式の場合はグティの構成員だけで行われる。

サンガやグティの現状をみると公式ではすでに4件には組織が存在しておらず、3件にはムーバハから日常礼拝のために僧侶を派遣されている（表補-4）。また、サンガ構成員が一家系しか残っていない事例が3件あり、運営・管理は困難な状況にある。KB14の場合はさらにサンガ構成員が郊外に移住してしまったため、日常礼拝のために通ってはいるが、僧院建物は放置された状態にある。一方、非公式では日常礼拝も維持できていない事例が2件ある。KB23はグティ構成員殆どが郊外に移住し、一世帯のみでは維持できなくなっている。さらに事例27の場合も構成員が移住し、個人住宅も借家として利用しているが、住人はガンダクティの存在を知らず、日常礼拝や管理は行っていない。

3　カチャバハの空間利用

カチャバハの場合は同じ中庭に2件のカチャバハが存在する場合があり、KB3とKB4の場合およびKB9と

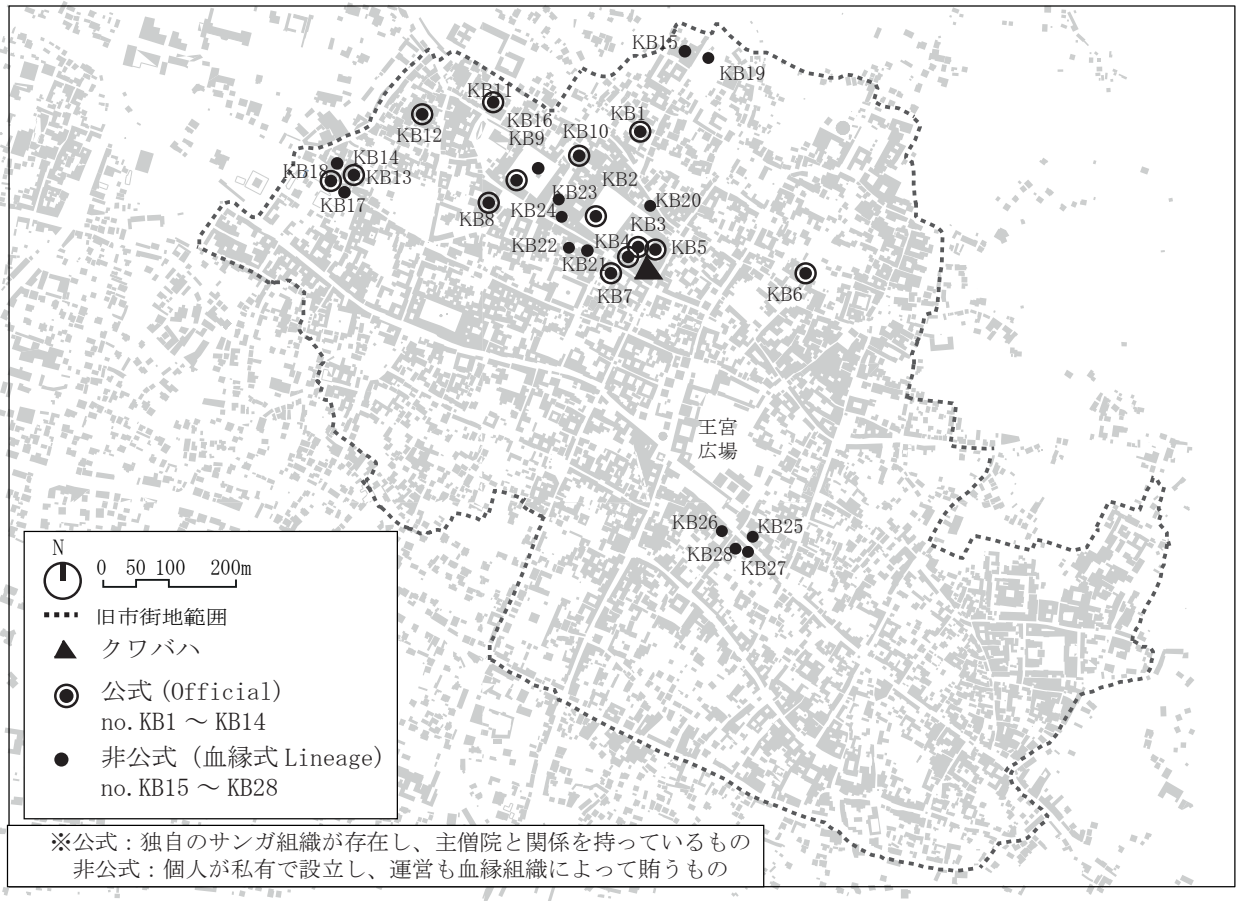

図補-6　主僧院である「クワバハ」のカチャバハの分布

KB16はその例である。これらは比較的広い中庭になっている。KB21,KB22,KB24,KB27,KB28のような祠型のカチャバハは個人住宅の敷地内に置かれているため、カチャバハの存在は近所でも認識されていないことが多い。また、KB17,KB23,KB26は神殿の存在するカチャバハであるが、その中庭は中庭を囲む住宅へのアクセスに利用しておらず、行事や儀式以外は出入りできないように閉鎖にしている。

神殿のあるカチャバハ（Type B)の建物内の空間利用をみると、神殿の階数は1階～4階までのものがあり、2階建て（7件）と3階建て（7件）が多い。1階はガンダクティの空間であり、2階以上はほとんど集会場空間になっている。KB3とKB10においては、3階の部分を貸し部屋に利用し、収入を運営費に使っている。KB6とKB19は1階建てであり、ガンダクティのある空間のみとなっている。一方、祠型（TypeC）の場合は神殿がなく、儀式や集会においてはグティ構成員の各自の自宅を利用している。

表補-4　カチャバハの形態からみた類型と運営

形式		カチャバハの名前	神殿について							サンガ・グティ(血縁組織)について	
			神殿建物有無	タイプ別	中庭の広さ(m×m)	建物階数	建物内利用用途			有無	僧院運営形式(礼拝、年次行
							1階	2階	3階以上		
公式	KB1	Ikhāchhê Bāhā	●	A	10.3×10.4	3	G祠	ディギ	ディギ	◎	サー交代
	KB2	Nāg Bāhā	●	A	69.9×55.3	2	G祠	ディギ	−	×	主−僧侶
	KB3	Michu Bāhā	●	A	46.6×36.9	4	G祠	ディギ	貸し部屋	◎	サー交代
	KB4	Baidhya Bāhā	●	A	46.6×36.9	2	G祠	ディギ	−	◎	サー交代
	KB5	Sasu Nani	×	B	16.6×22.7	0	−	−	−	◎＊	個人
	KB6	Kwalim Bāhā	●	B	不明	1	G祠	−	−	◎＊	個人
	KB7	Nhu Bāhā	●	A	10.1×11.1	2	G祠	ディギ	−	×	主−僧侶
	KB8	Atha Bāhā	●	A	7.5×8.8	3	G祠	ディギ	ディギ	◎	サー交代
	KB9	Nyākhāchuka	×	B	60.5×59.2	0	−	−	−	×	−
	KB10	Aki Bāhā	●	A	不明	4	G祠	ディギ	貸し部屋	◎	サー交代
	KB11	Yata Bāhā	●	A	13.4×13.0	3	G祠	ディギ	ディギ	◎	サー交代
	KB12	Mikhā Bāhā	●	A	12.9×12.7	2	G祠	ディギ	−	×	主−僧侶
	KB13	Mu Bāhā	●	A	12.5×11.7	3	G祠	ディギ	ディギ	◎	サー交代
	KB14	Chhāye Bāhā	●	A	9.6×12.1	2	G祠	ディギ	−	◎＊	個人
非公式・血縁式	KB15	Āna Bāhā	●	A	10.7×10.1	2	G祠	ディギ	−	○	グー交代
	KB16	Unacā Bhajubal Bāhā	×	B	60.5×59.2	0	−	−	−	○	グー交代
	KB17	Bāhāchā	●	A	4.5×5.2	3	G祠	ディギ	ディギ		グー交代
	KB18	Ganesa Bāhā	×	B	16.4×9.1	0	−	−	−		
	KB19	Yekhāchhê Bāhā	●	A	不明	1	G祠	−	−	○	グー交代
	KB20	Kuti Bāhā	×	B	5.2×4.6	0	−	−	−		
	KB21	Khāchhê Bāhā	×	B	不明	0	−	−	−	○	グー交代
	KB22	Thyākā Bāhā	×	B	6.8×4.7	0	−	−	−	○	グー交代
	KB23	Mati Bāhā	●	A	4.1×5.3	3	G祠	ディギ	ディギ	○	放置
	KB24	Mati Bāhācha	×	B	不明	0	−	−	−	○	グー交代
	KB25	Triratna Sim Bāhā	●	A	7.4×5.7	3	G祠	ディギ	ディギ	○	グー交代
	KB26	Harsa Bāhā	●	A	7.5×7.7	2	G祠	ディギ	−	○	グー交代
	KB27	Dhandya Bāhā	×	B	不明	0	−	−	−	○	放置
	KB28	Chādwa－Bākunani	×	B	不明	0	−	−	−		

※◎:サンガ組織あり、○:グティ組織あり、なし:サンガ・グティ組織なし(機能なし)、◎＊:構成員が一家系のみのもの
※サー交代:サンガ構成員が交代で行う形式、グー交代:グティ構成員が交代で行う形式、主ー僧侶:主僧院からの僧侶 の　派遣して行う、個人:一家系が行う形式
※中庭の広さについて:　データはネパール国政Dep. Of Survey のデジタルベースマップにより寸法を測った。「不明」は 中庭を囲まれる建物が崩れ、空き地になっていることや建替えにより中庭の範囲を特定できないもの

Type B

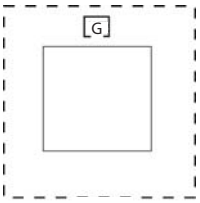

住居併用型

:僧院建物と住宅で
囲まれたもの

Type B

KB1 Ikhāchhē Bāhā

KB2 Nāg Bāhā

KB3 Michu Bāhā

KB4 Baidhya Bāhā

KB6 Kwalim Bāhā

KB7 Nhu Bāhā

KB8 Atha Bāhā

KB10 Aki Bāhā

KB11 Yata Bāhā

KB12 Mikhā Bāhā

KB13 Mu Bāhā

KB14 Chhāye Bāhā

KB15 Āna Bāhā

KB16 Bāhāchā

KB19 Yekhāchhē Bāhā

KB23 Mati Bāhā

KB25 Triratna Bāhā

KB26 Harsa Bāhā

図補-7　各カチャバハのガンダクティのある建物

Type C

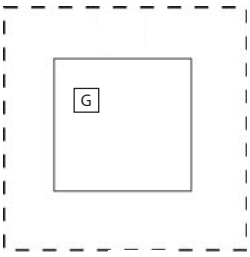

祠型

:住宅のみで囲まれ、ガンダクティは中庭に置かれているもの

Type C

KB5 Sasu Nani

KB9 Nyākhāchuka

KB16 Unacā Bhajubal Bāhā

KB18 Ganesh Bāhā

KB20 Kuti Bāhā

KB21 Khāchhen Bāhā

KB22 Thyākā Bāhā

KB23 Mati Bāhācha

KB27 Dhandya Bāhā

KB28 Chādwa-Bākunani

図補-8　中庭に置かれている各カチャバハのガンダクティ

第４節　バヒの運営と空間利用

第1項　ムーバヒの運営と空間利用

1　ムーバヒの分布

図補 -9 ではパタン旧市街地に存在する 21 件のムーバヒの位置を示した。ムーバハに比べて、市街地の外縁部に立地していることが分かる。また、中庭の広さはムーバハのように多様化しておらず、典型的バハ・バヒに近いことが特徴である。形態的には 21 件のムーバヒのうち､TypeA（典型型）が 12 件､TypeB（住居併用型）が 9 件になっており、半数以上が典型的な形態で残っている（表補 -5)。

また、僧院建物に着目し、良い状況にあるもの、老朽化したもの、建て替えされたものに分けられる。TypeA の良い状況のもの (a1) は 4 件､老朽化したもの (a2) は 4 件､建て替えされたもの (a') は 4 件である。TypeB においては、個人住宅以外の僧院部分が良い状況にあるもの（b 1）が 4 件、老朽化したもの（b2）が 3 件、建て替えされたもの（b'）が 2 件である。

2　ムーバヒの運営

21 件のムーバヒのサンガ構成員の人数には差異が大きい。サンガ構成員が 0 人なっているのが 6 件あり、1 人になっているのは 2 件ある。それ以外は 15 人～ 39 人のサンガ構成員のいるムーバヒは 7 件、90 人以上サンガ構成員のいるムーバヒは 4 件である。このことからムーバハに比べて、サンガ構成員が少ないことが分かる(表補 -5)。サンガの構成員が 1 人または 0 人になる場合､僧院の日常儀式などのために他のムーバハあるいはムーバヒのサンガ組織が運営を行うことになる（表補 -6)。また、サンガの構成員がいなくなると僧院の所有権も移転していることが分かる。建て替えられた 4 件とも放置された状態のものであったが、それらは Society of Buddhist Monastery (SMB) や Young Men's Buddhist Association (YMBA)，Lotus Research Center (LRC) が買い取り､所有権を移転したものである。SMB､YMBA､LRC は仏教僧院の保全･継承のために設立された組織であり、サンガの構成員以外の専門家も含まれる。

3　ムーバヒの空間利用

ムーバヒの空間利用は本来のガンダクティ、アガムの宗教的利用以外に収入源になる空間、地域活動の空間と上座仏教ビハル（Theravad Vihar, 以下 THB ビハル）の宗教的空間に分けられる（表補 -7)。

Type A の a1-BI10、a1-BI13、a1-BI14、a1-BI19 はサンガの構成員が多く、店舗や貸し部屋のような従来の使い方とは異なる収入源として利用されている一方で、たくさんの地域活動にも空間を利用され、活発なムーバヒであるといえる。しかし、同じ良い状況であっても個人住宅が含まれている b1-BI3, b1-BI5, b1-BI17, b1-BI21 場合は収入源に繋がる活動ではサハカリ（生協組合）の事務所として利用されているだ

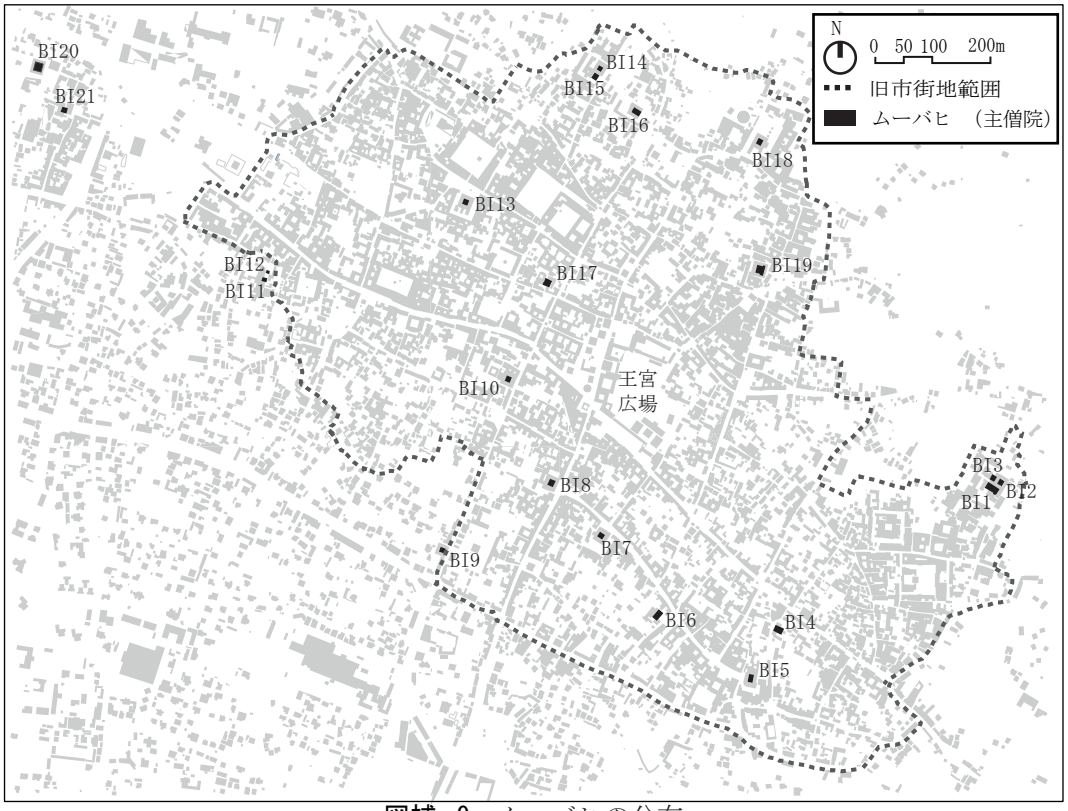

図補 -9　ムーバヒの分布

表補 -5　ムーバヒの形態からみた類型と運営

NO.	僧院名	中庭の広さ（m×m）	Type A（典型型）	Type B（住居併用型）	カチャバヒ（副僧院数）	サンガ メンバー	
						2000年	2009年
BI 1	Guita Bahi, Mula	12.4×23.6		△	1	24	21
BI 2	Guita Bahi, Tadhāgu	10.0×9.2		△		30	32
BI 3	Guita bahi, Chidhāgu	10.2×8.9		○		24	1世帯
BI 4	Ilāye Bahi	11.0×14.9	△			0	0
BI 5	Ubāhā Bahi	8.6×14.0		○		6	5
BI 6	Thapā Bahi	不明		△		0	0
BI 7	Jyabā Bahi	9.4×10.5	△			1	1
BI 8	Ibā Bahi	14.7×13.3			1	39	
BI 9	Kinu Bahi	8.7×8.1	□			0	0
BI 10	Nhyakā Bahi	9.4×10.1	○			153	120
BI 11	Khwaye bahi, Tadhāgu	不明		□		0	0
BI 12	Khwaye bahi, Chidhāgu	不明		□		0	0
BI 13	Na bahi	9.9×9.8	○			15	4世帯
BI 14	Ikhache bahi, pintu	8.5×8.4	○			32	38
BI 15	Ikhache bahi, dantu	不明	△			1	2
BI 16	Konti bahi	9.8×14.8	△		1	8	5
BI 17	Dhapagā bahi	13.2×12.5		○		34	32
BI 18	I bahi	9.4×11.1	□		3	101	100
BI 19	Chika bahi	14.0×14.9	○		4	156	165
BI 20	Pucho bahi, chwathu	13.7×14.4	□			0	0
BI 21	Pucho bahi, kwathu	10.8×9.5		○		90	110

○：良い状況のもの（a1あるいはb1）、△：老朽化したもの(a2あるいはb2)、□：建替えされたもの(a'あるいはb')、
中庭の広さについて: データはネパール国政Dep. Of Survey のデジタルベースマップにより寸法を測った。
「不明」は 中庭を囲まれる建物が崩れ、空き地になっていることや建替えにより中庭の範囲を特定できないもの

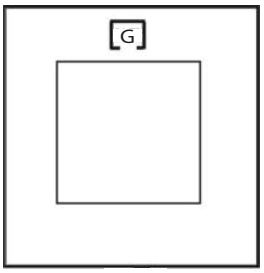

:僧院建物だけで
囲まれたもの

a1:　良い状況、
a2:老朽化したもの
a':建て替えされたもの

Type A		
a1	a2	a'
BI10 Nhākā Bahi	BI4 Ilāye Bahi	BI8 Ibā Bahi
BI13 Na Bahi	BI7 Jyabā Bahi	BI18 Ii Bahi
BI14 Ikhāchhê Bahi, Pintu	BI15 Ikhāchhê Bahi, Dantu	BI9 Kinu Bahi
BI19 Chikā Bahi	BI16 Konti Bahi	BI20 Pucho Bahi, Chwathu

図補 -10　Type A のムーバヒ

Type B

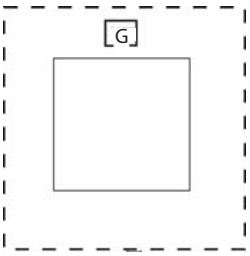

住居併用型

:僧院建物と住宅で囲まれたもの

b1:良い状況,
b2:老朽化したもの
b':建て替えされたもの

Type B		
b1	b2	b'
BI3 Guita Bahi, Chidhāgu	BI1 Guita Bahi, Mula	BI11 Khwāye Bahi, Tadhāgu
BI5 Ubahā Bahi	BI2 Guita Bahi, Tadhāgu	BI12 Khwāye Bahi, Chidhāgu
BI17 Dhapagā Bahi	BI6 Thapā Bahi	
BI21 Pucho Bahi		

図補 -11　Type B のムーバヒ

表補 -6　ムーバヒの所有形態

No.	僧院タイプ	僧院名	サンガメンバー数	現在のサンガの運営	現在の所有 ※2
4	a2	Ilāye Bahi	0	Henu Bahā	THB
6	b2	Thapā Bahi	0	Guji Bahā	THB
7	a2	Jyabā Bahi	1	Ibā Bahi(BI 8)	THB
9	a’	Kinu Bahi	0	Dhapagā Bahi	YMBA
11	b’	Khwāye Bahi, Tadhägu	0	Ibā Bahi(BI 8)	LRC
20	a’	Pucho Bahi, Chwathu	0	Pucho Bahi, Kwathu	SMB

※THB:Theravada Vihar（上座仏教の僧院）、YMBA:Young Men’s Buddhist Association, LRC:Lotus Research Center、SBM:Society of Buddhist Monastery
※BI 7,BI 8,BI 11,BI 12 のBahiのサンガは合併した運営体制をとっている。

けで、収入源になっているとはいえない。また、TypeB において、地域活動を行っているものも b1-BI3 のムーバヒのみである。b1-BI17 は THB ビハルとして地域に公開しているが、サンガは THB ビハルの部分の所有権をすでに THB に移転しており、運営・管理に関わっていない。事例 a2-BI4, a2-BI7, a2-BI15, a2-BI16 はサンガの構成員が少なく、収入源の活動や地域活動にも a2-BI7 以外は利用が少ない。一方 TypeB になると b1 の場合よりさらに収入源になる活動や地域活動が乏しくなっているといえる。これはサンガが弱体化したことで、管理が悪化し、建物の老朽化に繋がっていると考えられる。建て替えられたムーバヒの中では a’-BI8, a’-BI18 は伝統的建築様式に建て替えられたもので、a’-BI9, a’-BI20 は鉄筋コンクリート造で建て替えられたものである。空間利用を見ると、a’-BI18 は THB ビハルとイベント場のみに利用している。サンガの構成員にインタビュー調査をしたところ、僧院は本来の趣旨「教育を提供する場」に従うべきだということをサンガの構成員で認識し、ムーバヒの建て替え後、THB ビハルを設けるようにしたことが分かった。このムーバヒでは、所有権を THB ビハルに移さず、無償で空間を提供していることになる。また、a’-BI9, a’-BI20 は所有権が Buddhist Research Center と Society of Buddhist Monastery に移転してから建て替えられたため新しいセミナー室・イベント場、図書館、ゲストルームなどの空間があり、地域外の活動に多く使われている。また、座禅教室、著名な方による講演会なども開催されている。このような活動は知識層や若者に向けての従来の僧院での活動とは異なる新たな活動であるといえる。しかし、従来のような地域の住民が気軽に出入りできる空間にはなっていない。一方、b’-BI11 と b’-BI12 は Buddhist Research Center に所有権を移転してから RC 造の建物に建て替えしたものである。僧院の建物部分としてはガンダクティのみになっているため中庭の領域も明確ではない。ガンダクティ以外の部分は工房、個人住宅、賃貸住宅、仏教学校など収入源として多く使われているが、地域活動には使われていない。

（1）TypeA　BI14 Ikhāchhê Bahi, Pintu

この事例のムーバヒは原型に最も近いものとして図面化されている（図補 -12)。しかし、現在の空間利用は大きく変化している。まず、1 階のホールは個室にされ、貸し部屋や厨房室、収納になっている。2 階にも小厨房室、多目的室 2 つ、小部屋が設けられている。貸し部屋以外は共用空間として結婚式、行事、

表補-7　ムーバヒの利用状況※著者作成

ムーバヒのタイプ	ムーバヒの形態 ※1	No.	①サンガメンバー・所有権状況 ※2	②ビハル	③長期賃貸（収入源）							④一時的貸し部屋（地域活動）						
					賃貸住居	商売関連		教育関連		事務所		地域の住民参加の活動						地域外
					サンガメンバーや地域外の住民も含む	店舗	ファクトリ	小学校	仏教学校	ムーバヒ守る会※3	サハカリ（生協組合）	結婚式・行事	伝統的音楽教室	お経読み	婦人会	地区集会	健康診断所	セミナーイベント場
TypeA	a1	BI10	153			●	●			●	●	●	●	●		●	●	
	a1	BI13	15		●			●		●		●	●	●				
	a1	BI14	32		●							●	●	●	●	●	●	
	a1	BI19	156			●						●	●				●	
	a2	BI4	THB	●						●								
	a2	BI7	THB	●								●	●	●	●	●		
	a2	BI15	1															
	a2	BI16	8		●							●						
	a’	BI8	39		●	●				●		●	●					
	a’	BI18	101	●								●	●					
	a’	BI9	YMBA						●					●				●
	a’	BI20	SMB						●									●
Type B	b1	BI3	24								●	●	●	●		●		
	b1	BI5	6															
	b1	BI17	34	●							●							
	b1	BI21	90								●	●			●			
	b2	BI1	24							●			●	●				
	b2	BI2	30															
	b2	BI6	THB															
	b’	BI11	LRC		●		●		●									●
	b’	BI12	0		●		●		●									

事例：TypeA:　BI14 Ikhāchhê Bahi, Pintu

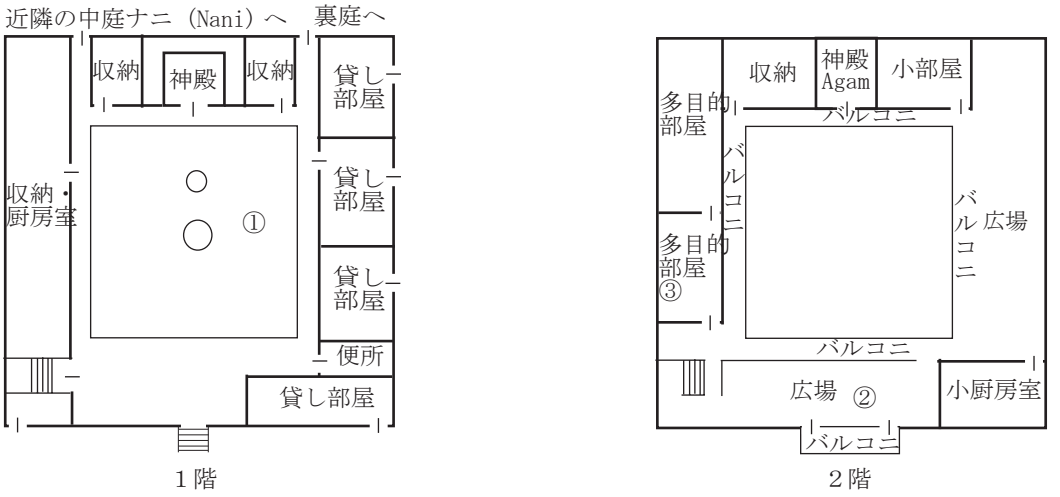

①中庭

②２階の広場

③多目的室での音楽教室の風景

図補 -12　ムーバヒの TypeA の事例

事例：TypeB: BI17 Dhapagā Bahi

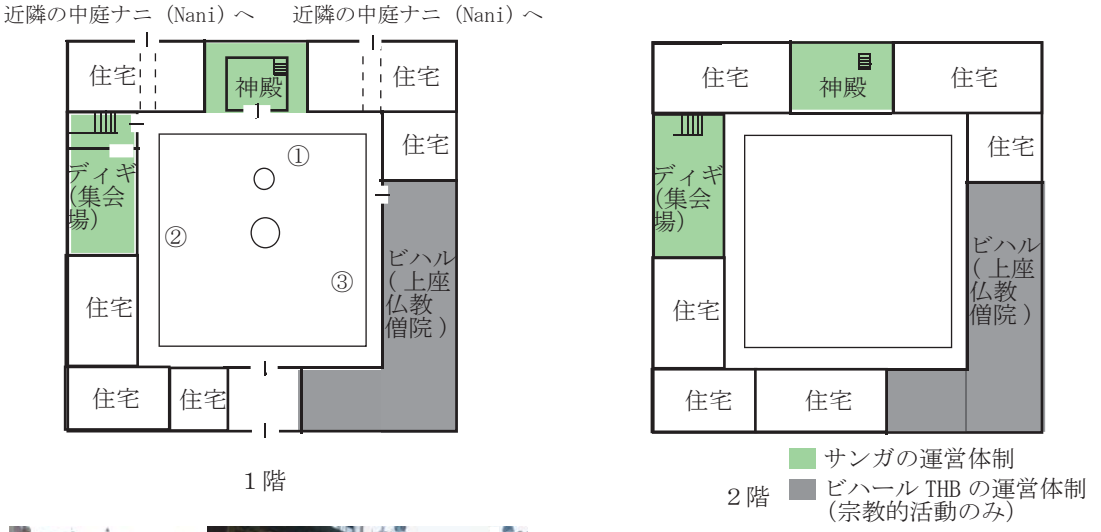

①中庭

②住宅と２階建ての集会場（ディギ）

③上座仏教僧院 Vihar の建物

④集会場に設けている生協組合の事務所

図補 -13　ムーバヒの TypeB の事例

伝統的音楽教室、会議室など地域の活動に利用する空間になっている。また、このムーバヒでは僧院の内部からは貸し部屋にアクセスできないようになっているため、貸し部屋以外の空間は日常的に利用する生活空間になっていない。また、ヒアリング調査の際は「2 階の小部屋を数日間サンガの構成員の世帯が自宅の建て替えの間の住む場所として無償で使っていた」という話を聞くことができた。僧院の空間はサンガ構成員が必要な時には利用できる空間になっているといえる。また、貸し部屋にすることで、サンガ組織はその賃料を建物の改修や管理に当てることもできている。

（２）TypeB　BI17 Dhapagā Bahi

このムーバヒはガンダクティのある神殿とディギのある付属僧院建物を残し、その他の建物は個人住宅および上座仏教の僧院ビハルになっている。付属僧院建物は 2 階建てで、1 階はサンガの構成員が作っているサハカリ（生協組合）の事務所として使われている。2 階は行事などに利用する空間となっている。上座仏教の僧院（THB ビハル）は中庭を囲む建物の 3 分の 1 を占めており、この建物と土地はサンガにより THB ビハルに寄付され、所有権も移されている。THB ビハルには上座仏教の出家僧侶が住んでおり、月の初日や満月などのときには地域の人々が集まるようになっている。このように部分的に個人住宅化しながらもビハルの存在によって地域活動の場になっているといえる。また、サンガは所有権を持たず運営には関わっておらず、二つの種類の僧院が存在することになっている。

第５節　小結

本章では、仏教僧院バハ・バヒの基本空間構成と運営組織サンガについて整理した上で、バハの主僧院ムーバハと副僧院カチャバハおよびバヒの主僧院ムーバヒの運営と空間利用の実態を示した。

ムーバハの運営と空間利用

ムーバハの場合はサンガ構成員が少ないところが殆どなく、良好な運営状態である。ムーバハは住宅併用型が多く、隣接にナニがあるものや広い中庭が多く、中庭は僧院の儀式などを行う宗教的空間であると同時に生活空間にもなっている。僧院建物においては、集会場の空間は宗教的行事だけではなく、婦人会、青少年会などの地域活動にも利用されている。そのため僧院建物やその中庭はサンガ構成員以外の近隣住民のためにも役割を果たしている。

カチャバハの運営と空間利用

カチャバハは独自のサンガ組織のある公式なものとそれ以外の個人的な非公式（血縁式）のものがあり、前者の場合は独自のサンガ組織が弱体化した場合、所属する主僧院からサポートを受ける。しかし、後者の場合は、血縁関係のグティ組織による運営になり、グティが弱体化した場合はサポートする手がなく、神殿や祠が放置されたままになる。カチャバハは個人敷地内立地することや住宅・建物へのアクセスに利用しない中庭になることもあり、各グティ構成員しか出入りしないため、外部からのサポートが受けられ

ない状況である。カチャバハは住宅併用型と祠型があり、儀式などがムーバハより少なく、また、個人敷地内に立地したり、住宅へのアクセスに利用しない中庭になることもあり、僧院としての宗教的空間としての認識が少ない。僧院建物はサンガ構成員以外が利用する空間としては利用されていない。

ムーバヒの運営と空間利用

ムーバヒはサンガ構成員が少なく、運営が継承できていないものが多い。宗教的行事においては他のムーバヒやムーバハが支援する体制があるが、運営のための経費の支援はない。一方、サンガが存在しなくなったムーバヒを上座仏教のビハルや仏教にかかわる近代的な組織が所有権をもち、運営している。

ムーバヒは典型型が多く、すべてが典型に近い広さになっている。僧院建物の空間を貸し部屋や店舗として利用し、僧院の運営費を賄っていることもある。ムーバヒは上座仏教ビハルの活動場になったり、仏教に関する研究所（Lotus Research Center, YMCA）等になり、セミナー開催等、知識を広めるための空間になっているともいえる。しかし、サンガ組織が弱体化し、僧院建物の老朽化を放置したままのものも複数あり、近隣住民による空間利用と運営参加参加が課題といえる。

補章の参考文献

・Bajracharya, Hera Kaji (2000): Lalitpur Bauddha Vihara, Boudha Vihar Sangha, Lalitpur

・Bajracharya, Siddhi Bahadur (2008): Role of Art and Architecture in Harmonious Cities, Sahari Bikasa, Six Monthly Bulletin, Department of Urban Development & Building Construction, Ministry of Physical Planning and Works

・Gellner, David N (2003): The Anthropology of Buddhism & Hinduism Weberian Themes, Oxford University Press, New Delhi

・ Gellner, David (1996): A Sketch of the History of Patan with Special Reference to Buddhism, Contributions to Nepalese Studies, Vol 23, No.1

・ Gellner, David (1993): Monk, Householder, and Tantric Priest, Newar Buddhism and its Hierarchy of Ritual, Cambridge University Press, pp.231-250

・Government of Nepal with the United Nations and UNESCO (1975) : Kathmandu Valley, Preservation of Physical Environment and Cultural Heritage A protective Inventory vol 2, Anton Schroll & Co., Vienna

・Haack, Barry N., Rafter, Ann (2006): Urban Growth Analysis and Modeling in the Kathmandu Valley, Nepal, Habitat International 30, pp.1056-1065

・Korn, Wolfgang (1986): Traditional Architecture of the Kathmandu Valley, Ratna Pustak Bhandar, Kathmandu

・Locke, John kerr (1985): Buddist Monasteries of Nepal: A Survey of the Bāhās and Bahis of the Kathmandu Valley, Sahayogi Press Pvt. Ltd., Kathmandu

・日本工業大学ネパール王国古王宮調査団 (1998) : ネパールの仏教僧院、中央公論美術出版

・Pant, Mohan & Shoji, Funo (2007): Stup & Swastik , Historical Urban Planning Principles in Nepal’s Kathmandu Valley, Kyoto University Press

・Shakya, Ajaya Kranti (2006): The Shakyas, Nepal Buddhist Development & Research Centre, Kathmandu

・Shakya, Hem Raj (1990): Achheshwor Mahavihar Pucho, Boudha Vihar Sangha, Lalitpur

・Shrestha, Khadga Man (2008): History of Buddhism in Nepal upto 1956 with special reference to Vajrayana Buddhism, Sagun Printing Press, Kathmandu

・Shakya, Min Bāhādur (1993): A Study of Traditional Vajrayana Buddhism of Nepal, “Newa Buddhist Culture Preservation seminar” in 1993, Lotus Research Center

・Shakya, Min Bahadur (1998): Monasticism in Newar Buddhism, A Historical Analysis, A Conference on Buddhist Heritage of Nepal Mandal-1998, Lotus Research Center

・Shakya, Min Bahadur (2004): Hiranyavarna Mahavihara, A Unique Newar Buddhist Monastery, Nagarjun Publication Pvt. Ltd, Kathmandu

・Shakya, Rajesh (1997): Evolution of Buddhism, Y.M.B.A. Chanting Book pp. 62-66, Young Men’s Buddhist Association of Nepal, Lalitpur

第7章

結論

第１節　本研究で得られた知見

本研究はネパールの歴史都市における中庭型集住体の生活と空間の実態を解明した上で、中庭型集住体の共用空間である「中庭」の管理システムについて明らかにしている。

本節では、各章で得られた知見をのべた上で各課題において本研究の成果（図 7-1）について述べ、次節において、本研究の結論をのべる。

第１項　中庭型集住体における生活と空間

（１）歴史都市における新旧市街地の生活実態について（第２章）

歴史都市パタン市の旧市街地と新しく開発された新市街地における居住形態、生活空間の構造を比較した上で、旧市街地の中庭型集住体に暮らす居住者の生活の特徴を明らかにした。

1) 歴史都市の旧市街地と新市街地、両方において、高齢者世帯の殆どが同居世帯である。また、別居息子家族や別居娘家族は歩いて 30 分以内に居住しており、歴史都市の市街地では血縁関係の居住者が近接あるいは隣接する特徴があるといえる。

2) 旧市街地と新市街地では、住宅内の室配置が異なる。新市街地では、便所を各階に設けるほか、台所を 1 階に設け、寝室・接客室も 1 階に設けるなど従来の不浄とされた 1 階が生活空間に使われるようになっている。旧市街地の伝統的住宅は 1 階の玄関から出てすぐ外部の中庭あるいは路地などの共用空間になるに比べ、新市街地は囲まれた個人の敷地（庭）があることで、1 階の部分も生活空間化しやすいものと考えられる。

3) 旧市街地では複数の住宅が隣接していることから、住宅前の外部空間「住宅の軒下、中庭、路地、ファルチャ」などは近所の人々と談話する等重要な生活行動の場となっている。しかし、新市街地では敷地の区分・独立性が強いため、旧市街地のように共用空間が生まれにくく、生活行動は自宅内に限定している。

4) 歴史都市の居住者にとって、市街地に存在する仏教僧院、寺院、祠などの巡拝は日課であり、歴史的建造物は日常生活の重要な空間になっている。

（２）歴史都市における中庭型集住体の空間構成について（第３章）

歴史都市における仏教僧院を起源とする中庭型集住体の変遷と現存する中庭型集住体バハ・バヒの空間構成の類型化を行い、その特性を明らかにした。これにより仏教の僧院としての空間と、市街地の居住空間の一部としての空間が混在している状況が具体的に明らかとなった。

１）仏教僧院を起源とする中庭型集住体の変遷

バハ・バヒは 8 ～ 12 世紀には学問中心の出家僧侶の居住の場であったが、13 ～ 15 世紀に儀式中心の在

課題1　中庭型集住体における生活と空間の実態把握

（1）住宅周辺の屋外空間　→・居住者にとって重要な生活空間

（2）歴史的建造物と周辺の共用空間　→・居住者の生活と一体化

（3）仏教僧院を起源とする中庭型集住体の単体　→・宗教空間と居住空間の重層性
・通り抜けができ、市街地と連続性
・出入り口に制御があり、一定の管理ルールの存在

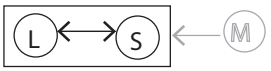

課題2　中庭型集住体における共用空間「中庭」の所有、利用、管理の解明

	所有	利用	管理
表中庭	・公有地 ・私有地	・不特定多数による多様な利用 （居住関連、宗教関連、商業関連、通行）	・利用に応じた多様な管理主体による管理 ・管理問題が少ない
裏中庭	・私有地 （共同所有においては慣習による利用権）	・所有者による単一的な利用 （環境調整空間、配管空間、収納空間としての機能）	・管理に関する共通のルールが無い。 ・管理問題が多い （増築、私物の放置、清掃の無さ）

図 7-1　各章から得られた知見のまとめ

家僧侶の居住の場に変化した。16 ～ 18 世紀には儀式中心の在家僧侶の居住の場に加えて、僧侶に限定せず個人が信仰を表する場としての機能をもつようになる。一方で、出家僧侶の居住の場だったバハ・バヒは地域空間としての機能ももつようになる。19 世紀以降は新たに発展を遂げた、学問中心で出家僧侶からなる上座仏教やチベット仏教の影響を受けて、学問中心の空間が部分的に設けられる。さらに、一般市民の居住の場から、近代化とともにバハ・バヒ所有の居住空間が一部で私有化される。また商業空間として利用されるものや、放置され老朽化するものも見られるようになる。このような変遷を経たことによって現存するバハ・バヒはもともとの僧院空間とは大きく異なる特徴を備えた、旧市街地に定着した生活空間になっている。

2）現存する中庭型集住体バハ・バヒの空間構成

バハ・バヒにおける中庭を囲む僧院建物の囲み形状、中庭の通り抜け可否、および制御有無の視点からバハ・バヒの類型化を行い、12 タイプの空間構成が確認され、その特性が明らかになった。

①中庭を囲む仏教僧院の囲み形状から、全体型、部分型・複数、部分型・単数、非存在型の 4 つに大別し、さらに、中庭の通り抜け可否と、出入り口の制御の有無によって 12 タイプに分類することができた。これにより、主僧院（BA と BI）でも全体型は半数以下（37 件中 16 件）であることが把握できた。主僧院以外

に旧市街地には115件の副僧院（KB）が存在するが、全体型のものが少ないと推測することができ、旧市街地の多くのバハ･バヒは住宅が混在する部分型や非存在型の中庭型集住体バハ･バヒであると考えられる。
②通り抜けができない、すなわち仏教僧院という施設として独立した事例よりも、通り抜けができる、すなわち市街地との連続性を持つ事例が多いことが確認できた。また､通り抜けできるものでも､時間帯によっては出入りに制御が行われており、利用に応じた共同的な管理が行われていることが把握できた。
③個別の詳細調査により空間利用と制御の実態を把握した。全体型の場合は儀式中心の空間としてサンガによる制御が行われ、部分型の場合は、儀式空間に加えて生活空間でもあり、居住者による制御が行われ、非存在型では、儀式空間ではなく、生活空間としての居住者による制御が行われることが分かった。
④部分型であっても住宅が中庭側の入り口を使わない場合は、儀式空間としてサンガが制御を行うことが分かった。また、部分型で小規模の中庭の場合、中庭側に入り口をもつ世帯が限られるため、個人の生活空間として居住者が制御を行うことも見られた。
⑤制御については、近年、僧院の仏像や備品の盗難予防という目的だけではなく、生活空間としての防犯を目的に夜間閉鎖する傾向が強まっているといえる。

（３）仏教僧院「バハ・バヒ」の運営と空間利用について（補章）

仏教僧院バハ・バヒの基本空間構成と運営組織サンガについて整理した上で、バハの主僧院ムーバハと副僧院カチャバハおよびバヒの主僧院ムーバヒの運営と空間利用の実態を示した。

ムーバハの場合はサンガ構成員が少ないところが殆どなく、良好な運営状態である。ムーバハは住宅併用型が多く、隣接にナニがあるものや広い中庭が多く、中庭は僧院の儀式などを行う宗教的空間であると同時に生活空間にもなっている。僧院建物においては、集会場の空間は宗教的行事だけではなく、婦人会、青少年会などの地域活動にも利用されている。そのため僧院建物やその中庭はサンガ構成員以外の近隣住民のためにも役割を果たしている。

カチャバハは独自のサンガ組織のある公式なものとそれ以外の個人的な非公式（血縁式）のものがあり、前者の場合は独自のサンガ組織が弱体化した場合、所属する主僧院からサポートを受ける。しかし、後者の場合は、血縁関係のグティ組織による運営になり、グティが弱体化した場合はサポートする手がなく、神殿や祠が放置されたままになる。カチャバハは個人敷地内立地することや住宅・建物へのアクセスに利用しない中庭になることもあり、各グティ構成員しか出入りしないため、外部からのサポートが受けられない状況である。カチャバハは住宅併用型と祠型があり、儀式などがムーバハより少なく、また、個人敷地内に立地したり、住宅へのアクセスに利用しない中庭になることもあり、僧院としての宗教的空間としての認識が少ない。僧院建物はサンガ構成員以外が利用する空間としては利用されていない。

ムーバヒはサンガ構成員が少なく､運営が継承できていないものが多い。宗教的行事においては他のムーバヒやムーバハが支援する体制があるが､運営のための経費の支援はない。一方､サンガが存在しなくなったムーバヒを上座仏教のビハルや仏教に関わる近代的な組織が所有権をもち、運営している。

ムーバヒは典型型が多く、すべてが典型に近い広さになっている。僧院建物の空間を貸し部屋や店舗として利用し、僧院の運営費を賄っていることもある。ムーバヒは上座仏教ビハルの活動場になったり、仏教に関する研究所（Lotus Research Center, YMCA）等になり、セミナー開催等、知識を広めるための空間

になっているともいえる。しかし、サンガ組織が弱体化し、僧院建物の老朽化を放置したままのものも複数あり、近隣住民による空間利用と運営参加が課題といえる。

第 2 項　中庭型集住体における共用空間「中庭」の所有、利用と管理

（1）中庭型集住体の共用空間「表中庭」の所有と利用について（第４章）

1）中庭空間の所有

まず、中庭空間の所有について以下の点が明らかになった。ネパールでは 1970 年代から土地登記が始められ、所有主体がはっきり特定されなかったすべての共用空間はサルワジャニク・ジャッガ（Public Land）とされ、イラナニとサスナニは現在、政府所有のサルワジャニク・ジャッガになっている。クワバハはサンガ組織所有のライカル・ジャッガになっている。クワバハがサンガ所有になったのは仏教僧院の伝統的管理を継承することを目的に主僧院の所有主体をサンガにするという 1974 年の Society of Buddhist Monastery の運動によるものである。しかし、主僧院であっても住宅化しているバハ・バヒもあり、権利関係の混乱の可能性があるといえる。

2）中庭空間の利用

次に居住者の属性や中庭に置かれたものについて把握した上で行動観察調査に基づいて空間利用の特徴を示した。①イラナニは参拝者や観光客など不特定多数が訪れるエリア、バイクの駐輪エリア、居住関連の行動が行われるエリアなど、場所ごとに使い分けられながら、公的な利用から私的な利用までみられることが特徴である。②サスナニは通行者がほとんどなく、居住者の生活行為がほとんどであり、住宅の軒下に私物が置かれているなど、居住者による私的な利用が特徴である。③クワバハは参拝者とともに大勢の観光客が訪れる場である他、子供の遊びやホームレスの居場所といった柔軟な利用がされている。

上記の結果から、中庭型集住体の中庭空間には、宗教関連、居住関連の利用だけではなく、商業関連や通行のような公的な利用もあり、多様な空間利用を吸収していることが確認された。しかし、元々の宗教と居住に商業関連の行動が加わることにより、宗教と居住の関係が希薄化していくと考えられ、宗教的な規範に中庭の管理システムの規範を求めることが徐々に難しくなってきているとも考えられる。イラナニとサスナニは政府が所有し、この街区内の僧院のサンガ構成員を中心とする居住者の空間利用ルールによって共同的に管理されている。クワバハはサンガ組織が所有し、商業関連の利用が増加されたことに伴い、サンガ組織が新たな運営会を設立し、スタッフを配置している。対象の 3 件の中庭は現在のところ、商業関連の行動がみられるようになっても一定の対応ができており、まだ問題が生じていない例であると考えられる。しかし、商業関連の行動のさらなる増加や、居住者の入れ替わり、サンガ組織の弱体化などが今後生じると、今回具体的に示したような中庭における多様な空間利用が困難になる可能性が懸念される。

（2）中庭型集住体の共用空間「表中庭」の管理について（第５章）

1）コミュニティ単位と中庭の管理に関わる主体

まず、対象地に存在するコミュニティ単位について明らかにした。行政単位は区であり、それより小さいコミュニティ単位は旧行政単位のトルと主玄関の位置からなる居住者単位が存在する。また、地域活動の

ために設立したトル・コミティがあるが、その範囲は旧行政単位のトル範囲とは限らない。対象地においてはトル・コミティの範囲を把握でき、その範囲をトル居住者とした。次に中庭の管理に関わる主体とトル居住者の関係を明らかにした。管理主体には僧院関連のサンガ組織や青少年会、居住者関連のトル・コミティの部会や婦人会、行政が存在している。いずれの組織もトル居住者に限定していない組織であることが把握できた。

2）管理に関わる主体間関係

中庭で行われている管理行為については、意思決定と業務実施、費用負担という三つの行為を行う主体を明らかにした。清掃以外の扉の開閉や給水といった日常の維持管理は、トル・コミティの部会と利用する居住者によって実施している。清掃は行政と居住者各自で行っている。非日常の維持管理については、行事・祭事の開催時はトル・コミティとトル居住者、婦人会などが共同で行っているが、私的な利用の場合は意思決定にのみトル・コミティが関与している。また、行事以外の非日常の維持管理として緊急時の対応や改修・設備関連はトル・コミティが中心に行っている。

以上から、居住者が行政や僧院組織と連携しながら、トル・コミティとしてあるいは居住者個人として様々な管理行為を行っている実態が明らかになった。また、トル・コミティは、各事業の意思決定やサンガおよび外部の利用者との関わりにはまとめ役としての役割を果たす一方で、トル内においては、中庭利用希望者等、一部の居住者を対象とした受益者負担による事業を行うなど、場合によっては近隣の居住者も含めた柔軟な体制で運営されていることが明らかとなった。

（３）中庭型集住体の共用空間「裏中庭」の所有、利用と管理について（第６章）

1）裏中庭の所有

まず、裏中庭の所有形態については以下のことが明らかになった。裏中庭の所有は単独所有または共同所有である。単独所有の場合はライカル・ジャッガ（私有地）としてモタ（登記簿）に記載されている。裏中庭を囲む住宅が複数ある場合、その全ての住宅の所有権者が裏中庭に対しても所有権を持つとは限らない。所有権を持たない住宅の裏中庭の利用は、慣習として、環境調整目的に限って認められている。この場合は、窓に格子を入れるなどの利用の制限が行われている。裏中庭が共同所有の場合は、フィールド・ブックには所有権者を記載されているが、ライカル・ジャッガとしてもサルワジャニック・ジャッガ（公有地）としても登記されていない。利用は所有権者同士の共同利用であり、本来は裏中庭の一部を占有したり増築することは認められないが、現実にはこうした私的利用が一部で発生している。居住者が住宅を売って住み替えた場合は、新たな住宅購入者がこの権利と義務を継承することになる。いずれにせよ、裏中庭の利用や管理は、慣習法として認識されており、住み替えの増加などに伴い裏中庭の管理問題の増加が懸念される。

2）裏中庭の利用と管理

次に裏中庭の利用状況について解明するため、所有権者の基本属性を把握した上で、各裏中庭の建築的特徴および裏中庭に置かれている物の種類から現在の裏中庭のもつ機能を分析するとともに、その管理状況の分析を行った。また、表中庭の利用状況と比較し、裏中庭の共用空間としての特徴を明らかにした。

①裏中庭は元々、採光、換気などの環境調整機能とともに生活排水と生ゴミを処理する空間であるサーガー

として機能をもつ共用空間であったが、時間経過と共に配管空間へと変化し、現在は収納空間や水周り空間としても機能している。一方、裏中庭は、面積が狭く、環境条件もあまりよくない場合が多いため、表中庭のように、子供の遊びや談話、休憩のような多様な生活空間としての利用はほとんどみられない。

②裏中庭の管理は単独所有の場合は個人の管理意識に従い、共同所有の場合は所有権者の合意事項に従う。所有権者間の関係が中庭の管理状況に大きく影響することになる。また、裏中庭は、収納機能や配管機能などはあるものの、生活空間としてはあまり使われていない場合が多く、管理状況が悪化してもそのまま放置されてる傾向にある。

③表中庭は政府所有であり、不特定多数による公的利用から私的利用までさまざまな利用が観察できる共用空間である。これに対して、同じ共用空間であっても、裏中庭は、所有権者だけが主に私的に利用する空間であるという特徴が明らかになった。

非所有権者でも環境調整空間（格子窓をつけること）としての利用はできるようになっているが、必ずしもそれに限定しない事例もある。また、所有権者であっても共同所有者の合意のないまま増築している事例も見られた。裏中庭は所有権者だけが利用し、管理責任も明解であるため、管理上の問題が発生しにくいとも考えられるが、現実には、共同所有者の人間関係によって、共同管理の合意事項が守られなかったり、管理状況が悪化してもそのまま放置されてる場合がある。むしろ、不特定多数の多様な利用がある表中庭のほうが、多数の居住者による目視による管理が容易であるため、共用空間の管理状況が悪化しにくくなり、管理の持続可能性が高いと考えられる。このことから、所有と利用の関係が明解であることが必ずしも共用空間の持続性や管理状況の維持に繋がるとは限らないという示唆を得ることができる。

第 2 節　結論

1　中庭型集住体の共用空間「中庭」の管理システムとその意味

中庭型集住体の共用空間「中庭」の管理システムは表 7-1 のようにまとめられる。まず、中庭の所有、利用、管理の主体関係は、3 タイプに分類できる。no. 1 の裏中庭を除く全ての裏中庭は、所有・利用・管理がいずれも同一の主体である管理システム（以下「ア」タイプ）である。no. 1 の裏中庭と表中庭のクワバハは所有と管理は同一主体であるが、利用主体は不特定多数である管理システム（以下「イ」タイプ）である。表中庭のイラナニとサスナニは所有主体は政府，利用主体は不特定多数であり、管理主体は政府，居住者個人およびその組織となっている。つまり、所有、利用と管理のいずれの主体も一致しない管理システム（以下「ウ」タイプ）である。

管理主体からみた管理システムの意味

管理主体に着目した場合は、「ア」タイプと「イ」タイプでは所有者が管理主体になっており、「所有者管理型」といえる。「ウ」タイプでは所有者以外の利用者も管理に参加しており、「利用者参加による共同管理型」といえる。

表 7-1　共用空間「中庭」の管理システムとその意味

	所有	利用	管理	管理システム（主体関係）	管理主体からみた意味	コモンズ論からみた意味
裏中庭（単独所有）	個人	個人	個人	ア M, U, O 利用＝所有＝管理	所有者のみ管理に参加する 所有者管理型	利用・管理ともに所有者に限定 伝統的コモンズ・閉じたコモンズ
	サンガ	サンガ	サンガ			
裏中庭（共同所有）	複数の個人	複数の個人	複数の個人			
	個人、サンガ	個人、サンガ	個人、サンガ			
	サンガ、グティ	サンガ、グティ	サンガ、グティ			
表中庭（僧院建物のみで囲まれた）	複数の個人	不特定多数	複数の個人	イ M, U, O 利用≠所有=管理		管理のみ所有者に限定 利用について開いたコモンズ
	サンガ	不特定多数	サンガ			
表中庭（住宅と僧院のある中庭）	政府	不特定多数	政府、トル居住者、イラナニ居住者、サスナニ居住者、ト・コミティ、関連サンガ、ドナー、青少年会、婦人会	ウ M, U, O 利用≠所有≠管理	所有者および性質の異なる多様な利用者が管理に参加する 利用者参加による共同管理型	利用・管理ともに所有者に非限定 利用・管理共に開いたコモンズ

同一主体の範囲 M:管理、U=利用、0＝所有

コモンズ論からみた管理システムの意味

一方、共同的資源の利用および管理が特定の主体に限定しているかどうかというコモンズの概念に着目する場合、管理システムの意味を以下のように考えることができる。

「ア」は利用と管理どちらも限定されており、「伝統的コモンズあるいは閉じたコモンズ」といえる。「イ」は管理は所有者に限定であるが、利用については限定していない「利用について開いたコモンズ」といえる。「ウ」は利用・管理ともに限定しておらず、「利用・管理共に開いたコモンズ」といえる。

共用空間「中庭」の管理問題の多い事例および管理問題が少ない事例が備えた条件

各中庭の管理状態においては、表中庭に比べて裏中庭のほうが増築、私物の放置や清掃の無さ等が見られ、管理状態に問題が多いことが明らかになっている。そのことから管理状態が悪化する条件としては以下のことが考えられる。

（1）所有者のみが利用および管理に参加することあるいは「伝統的コモンズ・閉じたコモンズ」であること

裏中庭の多くは、利用・管理に関わる主体が単一の所有者のみであり、管理行為は所有者の話し合いによって行われていた。単一主体の弱体化や主体内の人間関係が悪化した場合は対応できず、外部からの支援の余地がないことから管理が維持できなくなっている。

また、管理状況が良好に維持できる条件としては以下のことが考えられる。

（2）所有者以外が利用に参加することあるいは「利用について開いたコモンズ」であること

表中庭の僧院建物だけで囲まれた「クワバハ」はその例である。所有者しか利用・管理に参加しないという完全に閉ざされた「ア」タイプの管理システムに比べて、管理は所有者に限定するが、利用については非限定的であるため、不特定多数の利用者の監視が働くことになる。そして管理主体としてモニタリング主体が追加されることになり、管理の責任は放棄しにくくなっていると考えられる。

（3）管理に利用者が参加することあるいは「利用・管理共に開いたコモンズ」であること

表中庭の僧院建物と住宅で囲まれた「イラナニ」と「サスナニ」はその例である。利用と管理ともに所有者以外も参加していることで、上記のモニタリング主体の存在に加えて、管理主体が多様な利用者になるため管理負担の軽減に繋がっていると考えられる。

（4）管理に参加する利用者が異なる性質の多様な利用者であること

「ウ」タイプにあたる事例の管理主体に着目すると、異なる性質の多様な利用者が管理に関わっている。①居住者個人レベルの主体（イラナニの居住者、サスナニの居住者、トル居住者）と居住者の組織レベルの主体（トル・コミティ）、②宗教関連の複数の関連サンガ組織（非居住者も含む）、③行政関連の主体④居住関連と行政関連と連携する主体（婦人会）、⑤宗教関連と居住関連と連携する主体（青少年会）、というさまざまな性質の主体になっている。これらの主体は仏教僧院が含まれる中庭であることをはじめ、その場所の特性による主体である。また、トル・コミティ、婦人会、青少年会は伝統的な組織ではなく、時代の変化と共に現れた組織である。こららの、多様な利用者による管理こそが管理主体の重層性につながり、ひとつの主体が弱体化しても別の主体が対応できるようになっていると考えられる。

2　中庭型集住体の共用空間「中庭」の継承を支援する管理システムのあり方

中庭型集住体の共用空間「中庭」の管理システムのあり方として表中庭と裏中庭それぞれについて、以下のようにまとめることができる。

表中庭の場合

・管理主体は所有者に限定せず、管理に利用者も参加することが管理負担の軽減に繋がるため、共用空間の継承に有効である。

・管理主体を所有者に限定しても、利用主体を所有者に限定しないことで、モニタリング主体ができるため、管理の持続性に有効である。

・その場所に応じた社会関係を活かした柔軟な組織体制で管理にあたることが有効である。

裏中庭の場合

・まずは、裏中庭の環境調整空間としての機能をはじめ、多様な機能について居住者の意識を深めることが必要である。

・次に、その機能回復のための規制および誘導方策を定めることが必要である。

以上の管理システムのあり方は、あくまで一事例の分析に基づく知見であり、一般化のためにはさらなる事例蓄積が必要である。ただ、表中庭と裏中庭という性質の異なる共用空間の管理システムの検討から、「公と私に分けて、管理主体を明快にするというシステム」および「所有、利用、管理の主体が同一であるシステム」が必ずしも合理的であるとはいえないことを指摘することができる。また、これまでコモンズ論において議論されてきたコモンズの悲劇を回避する方法の一つとして「利用・管理共に開いたコモンズ」が有効である場合があることを示した。

近代都市計画においては都市空間を公と私に分けて、権利関係のある主体が管理・運営に関わることが合理的であるという考え方が 20 世紀に広まった。ネパールにおいても 1960 年代の土地改革により、私有ではないものすべてを公有・国有にする取り組みがなされた。また、中庭の保全を目的に私有であっても私有地の登記簿（モタ）に登録されず、所有者にも登記証明書が渡されていないという規制があり、中庭の一時的な利用はできるが、建造物の増築などの占用や占有はできないようになっている。

裏中庭は私有地で、利用・管理ともに所有者が行うというはっきりした仕組みであるが、実際は管理状況が悪化したものが多い。それに対して、公有地である表中庭の場合は、利用主体は不特定多数であり、管理は所有者だけではなく多様な利用者が状況に応じた管理行為を行っている。一見、所有、利用と管理の関係が明快ではないため、不合理に見えるが、実際はその管理システムがその場所に存在している社会関係を活かしたシステムであり、中庭の管理状況が悪化しないことにつながっていると考えられる。

以上、本研究では、共用空間を公と私を明確に分けて、それにあわせた管理責任にすることが必ずしも良いとはいえず、その場所の特性を活かした管理システムのほうが合理的であることを実証した。　以上をもって本研究の結論とする。

第 3 節　研究成果の応用と今後の課題

1. ネパールの歴史都市の保全・継承のための地域計画研究への応用と今後の課題

歴史的都市においては、都市化によるさまざまな変化が課題となる。世界遺産周辺の地域開発や観光開発による歴史的景観の悪化に対応するため、UNESCO は歴史的都市景観（Historic Urban Landscape）について議論を行い、それに関する勧告を発表している。歴史都市景観は都市の社会、経済、環境、文化といった 4 側面の持続的発展が含まれるものであるとしており、歴史的都市の保全・継承においては物的環境に限定しない、都市のさまざまな非物的環境も踏まえた上での対応が必要であるとしている。本研究では、歴史都市の世界文化遺産のある旧市街地を対象とし、中庭型集住体という旧市街地の特性に着目し、中庭型集住体における生活と空間の実態を把握した上で、共用空間「中庭」の所有、利用と管理の実態と関係を実証的に示している。本研究で示した成果は（１）中庭型集住体という歴史都市の特性を活かした保全・継承のための研究および政策、（２）表中庭と裏中庭では空間機能が異なっており、それを留意した保全・継承のための政策など、今後のネパールの歴史都市の地域計画研究においては資料的な価値があると考える。また、ネパールと同様な発展途上国における歴史都市の保全と継承においても本研究は参考になると考えられる。

ただ、本研究では、パタン旧市街地の歴史的建造物である仏教僧院の名称をもつ中庭型集住体においては 65 件の空間構成のみ示しており、残りの仏教僧院の名称をもつ中庭型集住体の実態を示すことができていない。ネパールにおいては歴史的価値のある仏教僧院を今後どのように保全していくかが大きな課題であり、それに対して、今後はパタン旧市街地だけではなく、都市化により商業化した仏教僧院の名称をもつ中庭型集住体を対象に所有、利用、管理の実態と関係を解明し、対策のための課題を明らかにする必要がある。

2. 居住地マネジメント研究への応用と今後の課題

管理システムにおいては管理主体が重要となるが、本研究では、居住地の地域住民同士の信頼感を活かしたまとめ役となる主体を形成することが有効であり、この主体をサポートする地域内外の構成員が含まれる多様な主体の存在が有効であることを見出した。これは「権利関係にない多様な主体がどのように管理に関わることが有効であるか」ということに対しての一事例として示唆するものであり、居住地マネジメントに関する研究に応用できると考えられる。

また、コモンズ論においては「コモンズの悲劇」を回避するために「閉じたコモンズ」か「開いたコモンズ」かという視点で議論されてきたが、本研究によって、利用主体と管理主体を別々に考えた上で、それぞれの限定性を考えるという「開いたコモンズ」の中でも二つの段階があることを示した。この成果は建築計画・地域計画分野において都市空間や住環境の共同管理にコモンズ論の導入を考える際に、一事例として応用

できると考えられる。

さらに、管理に関わる多様な主体の存在こそが、マネジメントの持続性につながっており、既存の信頼感を生かしていることから一つの主体として弱体化しても、別の主体として活動が可能となることも本研究で見出した。つまり普段は管理主体として機能しない組織や環境が必要なときに対応できるように存在していることであり、リダンダンシー（Redundancy 冗長性）の存在といえる。このようなリダンダンシーおよびダイバーシティ（Diversity）の存在によって、表中庭は歴史的に継承されてきたとも考えられ、回復力のある「レジリアント（Resilient)」な管理システムになっていると考えられる。「レジリアント」の定義は研究者や分野別で異なるが、端的には「外からの変動や変化に対して、システムが反応し、衝撃を吸収しながら、自らの機能、構造を維持する能力」[注1)]という意味であり、東日本大震災以降は特に注目されている[注2)]。本研究は今後レジリアントという視点からも展開することができると考えられる。

ただ、本研究は、一事例を対象としたものであり、今後は複数の事例を対象とし、個別の所有、利用、管理の関係および管理主体となる組織の社会関係などについて解明する必要がある。こういった作業を続けることで、居住地マネジメントのための管理システムのあり方への答えを探ることに繋がる。

一方、管理システムにおいては、特定の主体に限定された管理の場合、特定の主体が弱体化しないための外部からの支援が必要である。仏教僧院の継承においてはサンガ組織のみが管理に関わるのではなく、必要に応じては近隣の住民や政府およびNGOなどによる人的および経済的支援を受けられる体制を構築することが課題である。また、多様な利用者の参加による管理の場合でもそれが安定的とはいえず、今後の都市化による商業化、住み替え等に対応していくためには、まずは本研究で示したように、所有、利用と管理の関係からみた管理システムの存在を認識する必要がある。それにもとづいて、その場に存在する信頼関係（宗教関係、血縁関係）を活かした新たな管理主体の形成を探ることや新規居住者を取り入れた管理主体の形成や再編を考えて行く必要がある。

注1) 香坂玲・編集（2011)：地域のレジリアンス，大災害の記憶に学ぶ、清水弘文堂書房、pp.16

注2) 以下の文献にはレジリエントなシステムの10の特徴を示している。1.High Diversity 高い多様性，2. Effective governance/institutions/control mechanisms 効果的ガバナンス／制度／管理機関，3.Acceptance of uncertainty and change 不確実性および変化の受容，4.Community involvement and inclusion of local knowledge コミュニティ参加と地域所有の知の包合，5.Prepareless, planning and readiness 耐え、計画、6.High degree of equity 高度の公平性，7. Social values and structures, 社会的価値および構造，8.Non-equilibrium system dynamics 非平衡系のダイナミズム，9.Learning 学習，10.Adoptin of a cross-scalar perspective スケールを横断する視点の援用

Bahadur, Ibrahim and Tanner(2010):The resilience renaissance ? Unpacking of resilience for tackling climate change and disasters, Strengthening Climate Resilience Discussion Paper 1, University of Sussex, UK.

既報論文・著作一覧

関係論文

・ サキャ ラタ、上野勝代、藤本尚久:ネパールの都市部における高齢者居住空間の新旧住宅街類型間比較, 日本建築学会 住宅系研究論文報告会論文集 1, pp. 131-140, 2006. 12（ 関連章：第 2 章）

・ サキャ ラタ、髙田光雄、神吉紀世子：仏教僧院を起源とする中庭型集住体の空間構成、パタン旧市街地における共同的空間管理システムに関する研究その 1 －日本建築学会計画系論文集 第 76 巻 第 668 号, pp. 1781-1789, 2011 年 10 月 （関連章：第 3 章）

・ サキャ ラタ、髙田光雄、森重幸子：中庭型集住体の中庭空間の所有と利用、パタン旧市街地における共同的空間管理システムに関する研究その 2 －日本建築学会計画系論文集 第 77 巻 第 677 号, pp. 1563-1570, 2012 年 7 月（関連章：第 4 章）

・サキャ ラタ、髙田光雄、森重幸子： ネパール、パタン旧市街地の中庭型集住体における共用空間の管理に関する研究、都市住宅学会 第 20 回学術講演会研究発表論文集・梗概集, 機関誌 第 79 号, pp. 50-55, 2012 年 11 月（関連章：第 5 章）

・ サキャ ラタ、髙田光雄、森重幸子： 中庭型集住体の裏中庭の所有と利用－パタン旧市街地における共同的空間管理システムに関する研究 その 3－日本建築学会計画系論文集 第 77 巻 第 682 号, pp. 2697-2704, 2012 年 12 月（関連章：第 6 章）

・ サキャ ラタ、髙田光雄、神吉紀世子：パタン市伝統市街地における仏教僧院の運営と居住空間の利用状況についてーパタン市のムーバヒを中心としてー, 日本建築学会 住宅系研究論文報告会論文集 4, pp. 69-76, 2009. 12（関連章：補章）

・サキャ ラタ、髙田光雄、森重幸子： ネパールにおける共同的空間管理システムに関する研究－仏教僧院を起源とする中庭型集住体を対象としてー、一般財団住総研研究論文集、2013（関連章:第 4 章、第 5 章、第 6 章、第 7 章；掲載予定）

学術論文（審査付き論文）

No.	執筆題目	著者	掲載誌	発行機関	巻・号・頁	年月
1	ネパールの都市部における高齢者居住空間の新旧住宅街類型間比較	サキャ ラタ 上野勝代 藤本尚久	住宅系研究報告会論文集1	日本建築学会	pp.131-140	2006.12
2	ネパールの都市部における高齢者の居住空間のあり方に関する研究-市街部の新旧住宅類型でみた高齢者の居住様態と空間構造-	上野勝代 藤本尚久 蔵田力 サキャ ラタ	住宅総合研究財団研究論文集No.33	住宅総合研究財団	pp.53-64	2006.3
3	パタン市伝統市街地における仏教僧院の運営と居住空間の利用状況についてーパタン市のムーバヒを中心としてー	サキャ ラタ 高田光雄 神吉紀世子	住宅系研究報告会論文集4	日本建築学会	pp.69-76	2009.12
4	仏教僧院を起源とする中庭型集住体の空間構成-パタン旧市街地における共同的空間管理システムに関する研究その1-	サキャ ラタ 高田光雄 神吉紀世子	日本建築学会計画系論文集	日本建築学会	第76巻 第668号 pp.1781-1789	2011.10
5	中庭型集住体の中庭空間の所有と利用-パタン旧市街地における共同的空間管理システムに関する研究その2-	サキャ ラタ 高田光雄 森重幸子	日本建築学会計画系論文集	日本建築学会	第77巻 第677号 pp.1563-1570	2012.7
6	中庭型集住体の裏中庭の所有と利用-パタン旧市街地における共同的空間管理システムに関する研究 その3-	サキャ ラタ 高田光雄 森重幸子	日本建築学会計画系論文集	日本建築学会	第77巻 第682号 pp.2697-2704	2012.12
7	ネパール、パタン旧市街地の中庭型集住体における共用空間の管理に関する研究	サキャ ラタ 高田光雄 森重幸子	第20回学術講演会研究発表論文集・梗概集	都市住宅学会	機関誌 第79号 pp.50-55	2012.11
8	ネパールにおける共同的空間管理システムに関する研究－仏教僧院を起源とする中庭型集住体を対象としてー	サキャ ラタ 高田光雄 森重幸子	住宅総合研究財団研究論文集No.40	住宅総合研究財団		2013.3 （予定）

学術論文(学術誌論説)

No.	執筆題目	著者	掲載誌	発行機関	巻・号・頁	年月
1	ネパールの高齢者居住空間	サキャ ラタ	住宅会議	日本住宅会議	第63号 pp.36－4	2005.2

報告書、雑誌論考

No.	執筆題目	著者	掲載誌	発行機関	巻・号・頁	年月
1	[Cross Culture] ネパール、カトマンズ盆地に住むネワール族の住様式	サキャ ラタ	ビルダーズ・マガジン	住宅生産性研究会	No.130 pp.10－11	2007.6
2	[Cross Culture]ネパール、カトマンズ盆地に住むネワール族の集落の特色とそこでの暮らし	サキャ ラタ	ビルダーズ・マガジン	住宅生産性研究会	No.131 pp.10－12	2007.7
3	[Cross Culture]ネパール、カトマンズ盆地の都市化と住居の変容	サキャ ラタ	ビルダーズ・マガジン	住宅生産性研究会	No.132 pp.10－13	2007.8
4	[学会ニュース]「韓国都市住宅事情視察調査」報告	関川華 リ ヒョンサン ハン・スンウク ティティン ファティマ サキャ ラタ ジョ ヒョンジュ	都市住宅学	都市住宅学会	第66号 pp.101-106	2009.7
5	[学会ニュース]2009年度都市住宅学会関東支部・関西支部合同企画「ネパール都市住宅事情視察調査」報告	森重幸子 サキャ ラタ 前田昌弘	都市住宅学	都市住宅学会	第69号 pp.101-107	2010.4
6	ネパールの旧市街地における持続可能な共同的空間管理の模索	サキャ ラタ	持続可能な発展の重層的環境ガバナンス	環境ガバナンスプロジェクト推進室	第8号 P.8	2011.8

研究報告（学会発表）

No.	執筆題目	著者	掲載誌	発行機関	巻・号・頁	年月
1	ネパール都市住宅街区における高齢者居住空間の実態に関する研究	サキャ ラタ 藤本尚久	日本建築学会九州支部研究報告集（計画系）	日本建築学会	第43号 pp.149-152	2004.3
2	ネパール都市型住宅における高齢者居住空間に関する研究	サキャ ラタ 藤本尚久 上野勝代	日本建築学会大会学術講演梗概集（北海道）	日本建築学会	E-2 pp.87-88	2004.8
3	ネパールの都市部における高齢者の居住空間のあり方に関する研究 その1-ネパールの人口高齢化前段階における高齢者事情と高齢者政策-	サキャ ラタ 上野勝代 藤本尚久	日本建築学会大会学術講演梗概集（近畿）	日本建築学会	E-2 pp.45-46	2005.9
4	ネパールの都市部における高齢者の居住空間のあり方に関する研究 その2-パタン市第22地区新旧住宅街における高齢者の居住条件の実態と評価意識-	サキャ ラタ 上野勝代 藤本尚久	日本建築学会近畿支部研究報告集（計画系）	日本建築学会	第46 pp.113-116	2006.6
5	ネパールの都市部における高齢者の居住空間のあり方に関する研究 その3 -パタン市第22地区新旧住宅街におけるアンケート調査による近所づきあいと外出行動について-	サキャ ラタ 上野勝代 藤本尚久	日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）	日本建築学会	E-2 pp.319-320	2006.9
6	ネパール伝統建築装飾文様の分析 対称性の群の観点より	サキャ ラタ サキャ　プルナカジ 近藤誠造 上野勝代	第62回形の科学シンポジウム 地球惑星物質の形と組織「泡のかたちから惑星のかたちまで」	形の科学会	Vol.21 No.2 pp172-173	2006.10
7	ネパールの都市部における高齢者の居住空間のあり方に関する研究 その4 -パタン市第22地区新旧住宅街における高齢者の居住実態と介護課題-	サキャ ラタ 上野勝代 藤本尚久	日本建築学会近畿支部研究報告集（計画系）	日本建築学会	第47号 pp.109-112	2007.6
8	ネパールの都市部における高齢者の居住空間のあり方に関する研究 その5 -伝統型住宅街に居住する高齢者のライフスタイルとスピリチュアル・ヘルスについて-	サキャ ラタ 上野勝代 藤本尚久	日本建築学会大会学術講演梗概集（九州）	日本建築学会	E-1 pp.39-40	2007.9
9	ネパール、パタン市伝統的市街地における仏教僧院にみられる生活空間について -伝統的市街地における高齢者の居住環境の整備に関する研究-	サキャ ラタ 高田光雄 神吉紀世子	日本建築学会大会学術講演梗概集（中国）	日本建築学会	E-2 pp.345-346	2008.9
10	山東京伝伝来の小紋文様と葛飾北斎伝来の小紋文様の比較検討 -17タイプの対称性の群の観点より-	利根 安見子 ラタ サキャ 上野 勝代 近藤 誠造	形の科学会誌 = Bulletin of the Society for Science on Form	形の科学会	Vol.23 No.2 pp.210-211	2008.11
11	ネパール、パタン市伝統的市街地における仏教僧院ムーバヒの運営の衰退と転用の動向－伝統的市街地における高齢者の居住環境の整備に関する研究その2－	サキャ ラタ 高田光雄 神吉紀世子	日本建築学会大会学術講演梗概集（東北）	日本建築学会	E-2 pp.317-318	2009.8
12	パタン市伝統的市街地における仏教僧院カチャバハの形態と運営体制-ネパールの伝統的市街地における高齢者の居住環境の整備に関する研究-	サキャ ラタ 高田光雄 神吉紀世子	日本建築学会大会学術講演梗概集（北陸）	日本建築学会	E-2 pp.13-14	2010.9
13	仏教僧院を起源とする中庭型集住体「バハ・バヒ」の所有について-パタン旧市街地における共同的空間管理システムに関する研究-	サキャ ラタ 高田光雄	日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）	日本建築学会	E-2 pp.13-14	2011.8
14	パタン旧市街地の中庭型集住体における共同的空間管理にかかわる主体間関係	サキャ ラタ 高田光雄 森重幸子	日本建築学会大会学術講演梗概集（東海）	日本建築学会	F-1 pp.517-518	2012.9

学術論文（アブストラクト審査つき）

No.	講演題目	発表者	講演会名	主催	年月
1	A Study of Living Space for Elderly in Urban Area of Nepal, Comparative analysis of spatial structure between traditional & new residential area	Lata Shakya Naohisa Fujimoto Katsuyo Ueno	The First Nepal Engineer's Association-Japan Chapter Seminar on "Current and Future Technologies" （Osaka)	Nepal Engineer's Association-Japan Chapter	2007.10
2	About living space of Buddhist monastery in Patan: a research on living environment management for elderly of traditional city	Lata Shakya	The Second Nepal Engineer's Association-Japan Chapter Workshop on "Current and Future Technologies" （Tokyo)	Nepal Engineer's Association-Japan Chapter	2008.10
5	Regional Resources in Traditional Town (Residential Area) of Patan City	Lata Shakya	The fourth NEA-JC Annual Workshop on "Current and Future Technologies" （Tokyo)	Nepal Engineer's Association-Japan Chapter	2010.11

研究報告会

No.	講演題目	発表者	講演会名	主催	年月
1	The circumstances of space utilization and management of the Buddhist Monastery in traditional urban area of Patan city, Symposium on Nepal,	Lata Shakya	Symposium on Nepal, 3rd South Asia & Indian Ocean Studies Seminar (Kyoto)	Graduate School of Asian and African Area Studies (ASAFAS), Kyoto University	2010.1
2	Courtyards of Bahas and Bahis in Patan	Lata Shakya	Nepal Engineers' Association-Japan Chapter, A one-day Talk Program on the Occasion of Nepal Engineers' Day – 2010 （Kyoto)	Nepal Engineer's Association-Japan Chapter（Kyoto Group)	2010.7
3	Ownership of Courtyard of Patan old residential Area	Lata Shakya	Nepal Engineers' Association-Japan Chapter, A one-day Talk Program on the Occasion of Nepal Engineers' Day – 2011 （Kyoto)	Nepal Engineer's Association-Japan Chapter（Kyoto Group)	2011.7

謝辞

謝辞

本論文はこれまで明らかにされていなかったネパールの歴史都市における中庭型集住体の空間構成や共用空間としての中庭の所有、利用、管理の関係を実証的に把握するという研究の成果である。本論文をまとめるという現段階に至ったのは、多くの方々の御指導、御協力があったためであり、この場を借りて心から謝意を申し上げます。

指導教官である京都大学大学院工学研究科教授・髙田光雄先生には、博士研究のテーマ設定から、構成、まとめに至るまできめ細かなご指導を頂きました。多忙の中、現地調査には2回も同行して頂き、現地の弁護士へのインタビュー調査を初め、各中庭の踏査調査、ヒアリング調査等にまで積極的に参加して頂き、具体的なご指導を頂きました。その成果がなければ本論文をこのような形でまとめることは不可能でした。また、先生には「何のための研究かを常に考えた上で、それに応じた対象地選定、データ分析そしてまとめる」という研究の手法そして、研究者としての心構えを学ばせて頂きました。心から感謝申し上げます。

副査を引き受け頂きました、京都大学大学院工学研究科教授・門内輝行先生、並びに教授・山岸常人先生には本論文の細部にわたりご指導を頂きました。各先生との議論を通じて本論文の意義を明確にすることができました。心から感謝申し上げます。

京都大学大学院工学研究科教授・神吉紀世子先生には先生が准教授として研究室に在籍しておられた当時、世界遺産周辺地や文化的遺産等の歴史環境の保全・継承について多くの御指導と御助言を頂きました。心から感謝申し上げます。

大学学部時代の指導教員である地域・建築プランニング＆デザイン室主宰・藤本尚久先生には、美作大学生活科学部福祉環境デザイン学科教授として在籍しておられた当時、バリアフリーデザインや福祉空間計画について学ばせて頂き、建築計画分野への魅力を導いて頂きました。また、日本で学んだ建築計画論の視点から母国ネパールの高齢者の居住空間のあり方を考えたいという筆者の希望に応じて、丁寧に御指導を頂きました。また、大学院への進学においての支援だけではなく、修士課程の研究においてもネパールの現地調査に参加して頂き、研究会を通して御助言・御指導頂きました。心から感謝申し上げます。

大学院修士課程時代の指導教員である神戸女子大学大学院家政研究科教授・上野勝代先生には、京都府立大学大学院人間環境科学研究科教授として在籍しておられた当時、コレクティブハウジング、グループホームといった集住における研究についての魅力を導いて頂きました。特に現場に行って、研究に対する問題意識を深めることを重視するよう御指導頂き、多数の日本の高齢者施設の見学に参加する機会とそのための経済的な支援も頂きました。また、ネパールにおける高齢者居住の研究を続けたいという筆者の希望に応じて頂き、多忙の中現地調査にも同行頂き、先生の「高齢者居住を支えている市街地の魅力」についての鋭い視点は筆者の博士研究を進めるにあたっても多いに役に立ちました。心から感謝申し上げます。

ネパールでの現地調査においては、Tribhuvan University, Department of Buddhist Studies の講師 Manik Ratna Shakya 先生および Lotus Research Center の研究員 Manik Man Bajracharya 先生（当時愛知学院大学文学研究科博士後期課程）には仏教僧院に関する資料の収集や現存する僧院の踏査調査および運営組織サンガへのヒアリングのための仲介、調査対象地の選定についての御助言等多大なるご支援と御協力を頂きました。Pokhara University, Khwopa Engineering Campus の准教授 Mohan Murti Pant 先生に

は、対象地の都市構成ついて御助言を頂きました。Tribhuvan University,Centre for Nepal and Asian Studies の研究員 Nirmal Man Tuladhar 先生にはネワールの文化および社会構造について御助言をいただいた上で、文献収集にご協力を頂きました。心から感謝申し上げます。

Relience Law Firm, Corporate and Constitutional Lawyer & Owner of the Firm である Purna Man Shakya 氏には多忙の中、共用空間の法的規制についてのインタビュー調査にご協力を頂き、表中庭と裏中庭別での所有形態、利用規制についてご説明いただくと同時に都市化社会による住み替えと管理問題についてもご指摘頂きました。また、法的資料の収集においては、Legal Research and Advocacy Forum Pvt. Ltd, Executive Director である弁護士の Reema Shrestha 氏の協力を頂きました。イラナニ・トルのトル・リーダーである Babu Kaji Shakya 氏とは数回にわたり調査についての打ち合わせを行い、表中庭および裏中庭の悉皆調査においても同行して頂きました。Babu Kaji Shakya 氏の協力がなければ現地調査の実施は不可能でした。心から感謝申し上げます。

Lalitpur Sub-Metropolitan City,Urban development sector の Prabin Dhakwa 氏、Environment and Sanitation Section の Pradeep Amatya 氏、Ministry of Land Reform and Management, Internal administration の Bal Krishna Manandhar 氏、Survey Department の Bharat Singh Aire 氏、Dep. of Urban Development and Building Construction の Gyanendra Shakya 氏、イラナニ・トルの居住者で元区長 (Ward no.16)Bhaju Ratna Shakya 氏、Hiranya Varna Misa Pucha (婦人会) の Manju Bajracharya 氏、Hiranya Varna Mahavihar Sangha (クワバハのサンガ) の事務局長 Sukra Raj Shakya 氏 には現地での公的資料の収集において多大な協力を頂きました。心から感謝申し上げます。

Regional and Urban Planners' Society of Nepal(RUPSON) の会長 Umesh Malla 先生、Nepal Land and Housing Development Association の副会長 Om Rajbhandari 氏、Dep. of Urban Development and Building Constuction の Ex-Director である Surya Bhakta Sangachhe 先生、IDI Private Limited の Managing Directer である Unam Man Pradhan 先生、Society of Nepalese Architects の会長 (当時) である Bijay Krishna Shrestha 先生には 2009 年 12 月に現地における"Urban housing developments in Nepal"というテーマのワークショップを通じて、カトマンズ盆地の都市問題および住宅政策について学ぶ機会をくださいました。心からお礼申し上げます。

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究科 (ASAFAS) 教授・藤倉達郎先生、同研究科助教・山田協太先生、種智院大学仏教学科講師・Sudan Shakya 先生、京都大学文学研究科准教授・Diwakar Acharya 先生、広島大学大学院国際協力研究科教授・Keshab Lall Maharjan 先生には、ASAFAS 主催の Symposium on Nepal, 3rd South Asia & Indian Ocean Studies Seminar において的確な御意見・御指摘頂きました。また、京都大学大学院工学部准教授・Surendra Tamrakar 先生を初め、京都大学大学院博士後期課程に在籍するネパール人の留学生 (当時) Ripendra Awal 氏, Hari Ram Parajuli 氏, Kshitij Shrestha 氏、Bilon Khambu 氏には、Nepal Engineer's Association-Japan Chapter 主催の研究会を通じて、ネパールの都市化と歴史都市の保全について議論する機会を頂きました。心からお礼申し上げます。

博士後期課程在籍中に都市住宅学会関東支部・関西支部主催交流研究会「ネパール都市住宅事情視察調査」が実施され、筆者はネパールでの視察・交流会の計画に関わる機会を頂いたことで、視察調査に参加された京都大学名誉教授・故巽和夫先生、鹿児島大学大学院教授・友清貴和先生、京都府立大学大学院教授・

檜谷美恵子、京都府立大学名誉教授・町田玲子先生、大阪松蔭女子大学教授・辻壽一先生、滋賀大学教授・山崎古都子、長崎総合科学大学教授・鮫島和夫先生には筆者の博士研究について意見交換する機会ができ、調査対象地への魅力について改めて感じさせられ、研究の励みになりました。特に京都大学名誉教授・故巽和夫先生にはそれ以来筆者の博士研究に興味をもっていただいた上で、多忙の中、筆者の審査付き論文を読んで頂き、御意見・御指摘頂きました。心から感謝申し上げます。

京都大学名誉教授・三村浩史先生には京都市景観・まちづくりセンターでの筑波大学世界遺産学部の先生方と来日中のインドネシアの専門家を対象とした「京町屋保全の取組の紹介」プログラムに参加し、筆者の博士研究についても意見交換する機会を頂きました。多忙の中、筆者の論文を読んで頂き、評価していただいたことは大変励みになりました。心から感謝申し上げます。

博士後期課程において在籍した高田研究室の方々には研究遂行にあたり御意見・御指摘頂きました。助教・安枝英俊先生、研究員・森重幸子氏、ヨム・チョルホ氏、イ・ヨンキュ氏、リ・ヒョウンサン氏、ハン・スンウク氏、赤碕盛久氏、増渕昌利氏、関川華氏、前田昌弘氏、Titin Fatimah 氏、穂刈康介氏、本塚智貴氏、ジョ・ヒョウンジュ氏、土井脩史氏、キム・ヘリ氏、村田真悟氏、野原俊介氏、西野克裕氏から多くの御協力と御支援頂きました。心から感謝申し上げます。

特に、森重幸子氏には 2 回も現地調査に同行して頂き、研究遂行にあたり博士論文の構成だけではなく、日本語のきめ細かい表現まで御指摘頂きました。森重さんの御支援がなければ本論文をまとめるのが不可能でした。また、前田昌弘氏、村田真悟氏、野原俊介氏、西野克裕氏には日本語の最終チェックしていただきました。関川華氏と前田昌弘氏からは先輩として有益な助言を頂きました。研究室の秘書である長谷川直子氏には複雑な事務処理だけではなく、さまざまな面で御支援頂きました。心から感謝申し上げます。

なお、本論文の一部は、日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員、課題番号 214398)、(一財）住総研研究助成金、松下国際財団研究助成金（現・財団法人松下幸之助記念財団）の助成を受けました。これらの助成によって数回にわたる現地調査の実施が可能になりました。心から感謝申し上げます。

また、アジア 21 奨学財団、ロータリ米山記念奨学金、とうきゅう留学生奨学財団、日本学術振興会特別研究員奨励費から奨学金を頂き、留学生活において経済的に支援して頂きました。特に、アジア 21 奨学財団の角田英一氏、原田かの子氏、とうきゅう奨学財団のラウ氏をはじめ財団の方々からは励ましの言葉と温かく応援して頂きました。心から感謝申し上げます。

留学生活において、美作大学教授・桐生和幸先生には留学初期の何も分からない筆者に日本語教育を初めさまざまなご支援をして頂きました。(有）地域にねざす設計舎 TAPROOT 取締役・蔵田力先生には修士課程当時、建築事務所での実務経験の機会をいただくと同時に、修士研究の現地調査に同行頂き、御意見・御指摘頂きました。東京都市大学環境工学部準教授・H.B. リジャル先生（当時京都大学大学院生）には研究のノウハウだけではなく、奨学金申請など留学生活についても先輩として多くのことを教えていただきました。日本での私生活において、親友である広島光明学園介護士・前田明子氏とその家族には温かく応援して頂きました。心から感謝申し上げます。

最後に、現地調査の時間調整や筆者が日本滞在時の急な追加調査の調整の協力等、全面的にサポートいただいた上で、筆者の遅筆を心配し、博士号取得を心待ちしてくれた父、母、姉、弟に心から感謝したい。

2013 年 2 月　Shakya Lata（サキャ　ラタ）

資料編

用語	元の用語	対訳語あるいは解説
アガム	Agam（NW）	密教の神室
カチャ	Kachā（NW）	副 （カチャバハ、カチャバヒとは副僧院のこと）
ガネシャ	Ganesa(NW)	ヒンズー教および密教の神の一種で、幸運の神である。ネワールのトル（町）には必ず存在し、ネワールの新住宅街や団地でもガネシャ寺院を設けることが多い。
ガンダクティ	Gandhakuti（NW）	仏教僧院の主宰の神室
キッタ・ナムバル	Kittā Number（NP）	土地番号
グティ	Guthi（NW）	公共物の保護または宗教的儀式の持続的な実行を目的に設立される伝統的管理組織であり、その管理経費のために担保された土地はグティ土地と呼ばれる
グンバ	Gumbā（NP）	チベット仏教の僧院
ケバ	Keba（NW）	家庭菜園
サーガー	Sāgā（NW）	生ゴミや生活排水を集める住宅周辺の空地
サキャ	Shākya（NW）	かつては出家僧侶としてのポストであったが、現在はカーストの一種である
サルカリ	Sarakari（NP）	行政
サルワジャニック	Sārwajanika（NP）	公的
サンガ	Sangha（S）	僧侶層からなる仏教僧院の運営組織
ジャッガ	Jaggā（NP）	土地
シャハ	Shāh（NP）	近代期のネパールの支配者
タクリ	Thakuri（NP）	過度期のネパールの支配者
ダラン	Dalān（NW）	仏教僧院の1階の中庭に向けて開放された空間
ダルマダテゥ	Dharmadhatu（S）	曼荼羅を描いた仏教のモニュメント
チャイティア	Chaitya（S）	仏塔
チュダカルマ	Chudakarma（S）	僧侶になるための儀式
チョク	Choka（NP）	中庭・広場
ツカ	Chuka（NW）	中庭
ディギ	Digi（NW）	集会場（地域や僧院関連の集会場）
テゥ	Tū（NW）	井戸
トル	Tola（NP）	町
トル・コミティ	Tola Committee（NP）	地域活動のための町の纏まり
ナニ	Nani（NW）	複数の住宅で囲む広い中庭
ニジ	Niji（NW）	私的
ニジ・グティ	Niji Guthi（NP）	小数の個人が寺院や行事の継承設立したグティ
バジュラチャルヤ	Bajrachārya（S）	かつては在家僧侶としてのポストであったが、現在はカーストの一種
パティ	Pāti（NP）	休憩場
バハ	Bāhā（NW）	仏教僧院（元々は在家僧侶専用の僧院）
バヒ	Bahi（NW）	仏教僧院（元々は出家僧侶専用の僧院）
バヒリ	Bāhiri（NP）	外側
ヒティ	Hiti（NW）	水汲み場
ビティリ	Bhitiri（NP）	内側
ビハル	Vihār（S）	サンスクリト語の仏教僧院の意味。近年は上座仏教の僧院として使わ
フィールド・ブック	Field Book	土地登記のために作成される現地調査結果をまとめた資料
ファルチャ	Phalchā（NW）	休憩場
フキ	Phuki （NW）	父親側の親戚
プジャ	Pujā（S）	お祈り
プク	Pukhu（NW）	池
ペティ	Peti（NP）	腰を掛けられる高さにある住宅の軒下の部分の基壇

用語	元の用語	対訳語あるいは解説
マタヤ	Matayā（NW）	先祖の幸福を祈るために市内にあるすべての仏教僧院および中庭や路地に設置されているチャイティアやダルマダテゥに灯りや品物をささげながら巡拝する祭り
マッラ	Malla（NP）	中世期のネパールの支配者
ミサ・プチャ	Misā Pucha（NW）	婦人会
ムー	Mū	主 （ムーバハやムーバヒとは主僧院のこと）
ムルキ・エン	Muluki Ain	民法
モタ	Motha（NP）	土地登記簿
ライカル・ジャッガ	Raikar Jaggā（NP）	私有地
ラガト	Lagata（NP）	リスト
ラズ・グティ	Rāj Guthi（NW）	歴史的に王族が設立した寺院や行事の継承のためのグティ
ラナ	Rānā（NP）	近代期のネパールの支配者
ラルプルザ	lālpurjā（NP）	土地所有証明書
リチャビ	Lichhabi（NP）	古代期のネパールの支配者
ルクマ・デォ	Luku Mahādyo（NW）	隠れているシバ神（ヒンズー教の神の一種）のこと

調査対象にしているバハ・バヒのネワール語名称と公式なサンスクリト語の名称

	ネワール語名称	サンスクリト語名称
BA1	Kwā Bāhā	Bhāskara Deva Samskārita Hiranyavarna Mahāvihāra
BA2	Dhum Bāhā	Gunalaksmi Samskārita Gunalaksmi Mahāvihāra
BA3	Wam Bāhā	Suryavarma Samskārita Vajrakirti Mahāvihāra
BA4	Jyo Bāhā	Rudredeva Nangapāla Samskārita Jyoti Mahāvihāra
BA5	Yachu Bāhā	Bāladhara Gupta Samskārita Baladharagupta Mahāvihāra
BA6	Su Bāhā	Indradeva Samskārita Jaya Manohara Varma Mahāvihāra
BA7	Bhinchhe Bāhā	Sankaradeva Samskārita Mayurvarna Mahāvihāra
BA8	Uku Bāhā	Sivadeva Varma Samskārita Sri Rudravarma Unkuli Nāma Mahāvihāra
BA9	Guji Bāhā	Vaisya Sri Divākara Varma Samskārita Mahāvihāra
BA10	Tanga Bāhā	Yampi Bālārccana Samskārita Jyesthavarna Mahāvihāra
BA11	Chuka Bāhā	Mānadeva Samskārita Cakravarna Mahāvihāra
BA12	Ta Bāhā	Bhuvanākara Varma Samskārita Dharmakirti Mahāvihāra
BA13	Dau Bāhā	Rudredeva Gargagotra Varma Samskārita Sri Dattanāma Mahāvihāra
BA14	Ha Bāhā	Sri Laksmi Kalyāna Varma Samskārita Ratnakara Mahāvihāra
BA15	Bu Bāhā	Vidyādhara Sarma Samskārita Yasodhara (Brahma) Mahāvihāra
BA16	Si Bāhā	Sri Vaccha Mahāvihāra
BI1	Guita Bahi, Mula	Saptapura Mahāvihāra
BI2	Guita Bahi, Tadhagu	Prathama shri Mahāvihāra
BI3	Guita bahi, Chidhagu	Vashucchashila Mahāvihāra
BI4	Ilāye Bahi	Itirāja Mahāvihāra
BI5	UBāhā Bahi	Jaya Simha Virabhadra Samskārita Jayasri Mahāvihāra
BI6	Thapā Bahi	Sthavirapātra Mahāvihāra
BI7	Jyabā Bahi	Jyestavarna Mahāvihāra
BI8	Ibā Bahi	Rājasri Mahāvihāra
BI9	Kinu Bahi	Lokakirti Mahāvihāra
BI10	Nhāyakaṅ Bahi	Surascandra Mahāvihāra
BI11	Khwāye Bahi, Tadhagu	Kāmuka Nāma Mahāvihāra
BI12	Khwāye Bahi, Chidhagu	Kāmuka Nāma Mahāvihāra
BI13	Na Bahi	Gangadeva Samskārita Lokakirti Mahāvihāra
BI14	Ikhāchen Bahi, Pintu	Gopicandra Misra Samskārita Gopicandra Mahāvihāra
BI15	Ikhāchen Bahi, Dantu	Gobardhana Misra Samskārita Nāpicandra Mahāvihāra
BI16	Konti Bahi	Kāsyapa Misra Samskārita Lalitavarna Mahāvihāra
BI17	Dhapagā Bahi	Manimandapa Mahāvihāra
BI18	I Bahi	Sunaya Sri Misra Samskārita Yampi Nāma Mahāvihāra
BI19	Chikaṅ Bahi	Saptapuri Mahāvihāra
BI20	Pucho Bahi, Chwathu	Silapuravanāgiri Aksesvara Mahāvihāra
BI21	Pucho Bahi, Kwathu	Raksesvara Mahāvihāra
KB1	Ikhāchhen Bāhā	Suvarna Vihāra
KB2	Nāg Bāhā	Sri Sajaya Jitena Samsthāpita Vasuvarddhana Vihāra
KB3	Michu Bāhā	Caityavarna Vihāra
KB4	Baidhya Bāhā	Dvārikā Vihāra
KB5	Sasu Nani	Vāgisvari Vihāra
KB6	Kwalim Bāhā	Kulim Vihāra
KB7	Nhu Bāhā	Dhanavajra Vihāra
KB8	Atha Bāhā	Nandadeva Samskārita Sri Vatsa Vihāra
KB9	Nyākhāchuka	Bhāskaravarna Vihāra
KB10	Aki Bāhā	Atasakirti Vihāra
KB11	Yata Bāhā	Hemapuri Vihāra
KB12	Mikhā Bāhā	Supreksana Vihāra
KB13	Mu Bāhā	Mula Sri Vihāra
KB14	Chhāye Bāhā	Ratnamuni Samskārita Vihāra
KB15	Āna Bāhā	Ānanda Vihāra
KB16	Unaca Bhājubal Bāhā	Bhājubala Vihāra
KB17	Bāhācha	Chāya Vihāra
KB18	Ganesa Bāhā	Cakramukta Vihāra
KB19	Yekhāchhen Bāhā	Sunanda Vihāra
KB20	Kuti Bāhā	Kwaniyam Vihāra
KB21	Khāchheṅ Bāhā	Jyotivarna Vihāra
KB22	Thyākā Bāhā	Ratna Jyoti Vihāra
KB23	Mati Bāhā	Mati Vihāra
KB24	Mati Bāhācha	Govinda Simha Vihāra
KB25	Triratna Sim Bāhā	Triratna Simha Vihāra
KB26	Harsa Bāhā	Dharma Kirti Vihāra
KB27	Dhandya Bāhā	Dhanavira Vihāra
KB28	Chādwa－Bākunani	??